平 成 28 年 度

大分市包括外部監査報告書

「大分市における教育及び保育に関する事業について」

平成 29 年 3 月

大 分 市 包 括 外 部 監 査 人

公認会計士　**大　石　　聡**

目　次

第１部　監査の概要 1

第１．監査の種類 1
第２．選定した特定の事件 1
１．監査の対象 1
２．監査対象年度 1
第３．テーマ選定の理由（事件を選定した理由） 1
第４．監査実施期間 1
第５．監査の方法 2
１．監査の進め方 2
２．主な監査の視点及び主な監査手続 5
第６．監査体制（監査従事者） 6
第７．利害関係 6

第２部　監査の総括 15

総括的結論 15

第３部　監査対象事業の概要 21

第１．教育事業 21
１．学校数、幼児・児童生徒数 21
２．組織 22
第２．保育事業 23
１．保育所と幼稚園の違い 23
２．保育所の入所状況 24
３．組織 25

第４部　監査の結果及び意見 26

第１．教育事業に係る監査の結果及び意見 26
１．学校評価 26
２．学校備付表簿 39
３．職員会議及び校内の会議体 41

４．学校給食 45
５．学校給食における私費会計 59
６．学校徴収金（私費） 81
７．外国語指導助手（ALT）招聘事業 107
８．教育指導費 111
９．大分市教育センター 126
１０．大分市奨学金 131
１１．学校活動補助事業（生徒災害障害保険・日本スポーツ振興センター災害共済給付） 142
１２．いじめ 146
１３．児童クラブ 149
１４．補助金 157
１５．備品 185
１６．施設管理 204
１７．図書館事業 223
１８．学校訪問 235
１９．契約事務 242
２０．教科書採択 262
２１．行政コスト、本庁事業費等 267
２２．就学援助 283
２３．組織、人員配置、人件費 290

第２．保育事業に係る監査の結果及び意見 322
１．大分市の子ども・子育て支援の概要 322
２．子ども保育課の事務事業について 334
３．待機児童の問題 355
４．公立保育所の整備計画 364
５．公立保育所の耐震化 365
６．保育所施設の貸付 367
７．公立保育所等の指導監査 368
８．保育料の滞納 370
９．公立保育所における職員の状況 375
１０．公立保育所等の民営化 378
１１．保育所往査 380

第１部　監査の概要

第１．監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 の規定に基づく包括外部監査

第２．選定した特定の事件

１．監査の対象

大分市における教育及び保育に関する事業について

２．監査対象年度

原則として平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）
ただし、必要に応じて平成 26 年度以前及び平成 28 年度の執行分を含む

第３．テーマ選定の理由（事件を選定した理由）

人口減少が進む中で、多様な人材教育の重要性は増すばかりであり、教育の質の確保が強く求められている。また、生産年齢人口の減少が避けられない中で、女性の活躍が社会的な要請となっていることもあり、女性就労の増加による育児支援の要望が高まっている。

一方で、平成 28 年度学校、教育委員会関連の予算額は約 186 億円、保育所関連の予算は約 95 億円となっており、これをあわせると約 281 億円と一般会計歳出総額の約 15.8%という大きな割合を占めている。

市としては限られた予算の中で行政と民間の役割や責任の分担を明確にしながら、いかに子育てや教育の質的向上を図り、効果的かつ効率的に行政サービスを展開していくかが問われていると言える。

このような状況の下、全国的に起こっている学校運営上の問題や待機児童の問題等、子育てや教育に係る問題は市民の関心も高い分野であり、財務監査を主体としながらもこれらの分野の事業における質の向上を含めた有効性や限られた予算における効率性等について監査を実施する意義は大きいと判断し、特定の事件として選定した。

第４．監査実施期間

平成 28 年 6 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

第５．監査の方法

１．監査の進め方

今回の監査は主として以下の手順で行った。

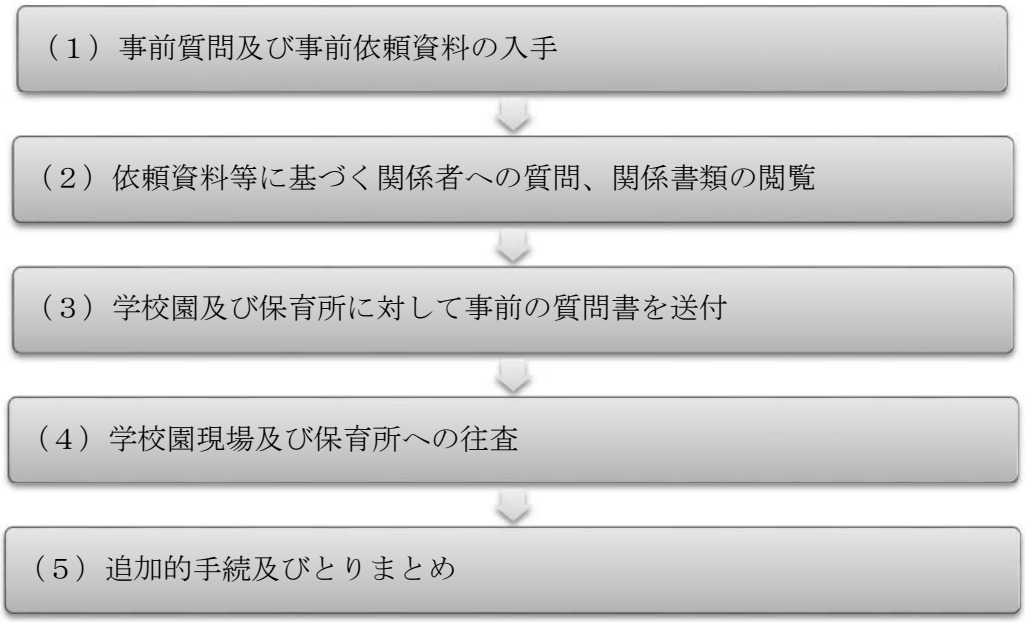

（１）事前質問及び事前依頼資料の入手

教育委員会に対して、下記の【表１】のとおり事前質問及び事前資料を依頼した。また、保育関係ついては、福祉保健部に対して下記の【表２】のとおり事前質問及び事前資料を依頼した。

	教育委員会	福祉保健部
質問書	【表１】	【表２】

教育委員会及び福祉保健部の学校園の教育に関するものを中心に監査範囲としている。

また学校園については、基本的に市立の保育所、幼稚園、小学校、中学校を対象とし、国立の幼稚園，国立，県立，私立の小・中学校は対象外としている。

	市立	国立、県立	私立
保育所	対象	対象外	市補助金に係る部分は一部対象
幼稚園	対象	対象外	
小学校	対象	対象外	対象外
中学校	対象	対象外	対象外
エスペランサ・コレジオ	対象外	対象外	対象外

（２）依頼資料等に基づく関係者への質問、関係書類の閲覧

両事業の概要把握、及び事前調査資料に基づく分析をもとに、所管課に質問、関係書類の閲覧等を行った。また、本庁で実施すべき監査手続を実施した。

教育委員会

個別検討項目	個別検討項目
・学校備付表簿 ・職員会議及び校内の会議体 ・学校給食 ・学校徴収金 ・外国語指導助手（ALT）招聘事業 ・契約、委託 ・人員配置、人件費 ・施設管理 ・備品 ・図書 ・学校評価	・教育指導費 ・大分市教育センター ・大分市奨学金 ・学校活動補助事業（生徒災害障害保険・日本スポーツ振興センター災害共済給付） ・いじめ ・児童クラブ ・補助金

福祉保健部

個別検討項目	個別検討項目
・給付費委託費	・補助金

（３）学校及び保育所に対して事前の質問書を送付

上記資料検討の後、下記【表３】の質問書を大分市における全ての市立幼稚園及び市立小中学校、また下記【表４】の質問書を市立保育所に発送し、回答を入手した。

	幼稚園、小学校、中学校	保育所
質問書	【表３】	【表４】

（４）学校現場及び保育所への往査

上記（３）で入手した回答を基に学校及び幼稚園並びに保育所を選択し、現場に往査して監査手続を実施した。

学校及び幼稚園については、小学校 13 校、中学校 6 校、幼稚園 4 園を往査した。

往査日	学校園名（一班）	学校園名（二班）
平成 28 年 8 月 16 日	明野北小学校	東陽中学校
平成 28 年 8 月 17 日	松岡幼稚園	敷戸幼稚園
平成 28 年 8 月 18 日	豊府小学校	野津原中部小学校
平成 28 年 8 月 19 日	別保小学校	
平成 28 年 8 月 22 日	日岡小学校	判田小学校
平成 28 年 8 月 23 日	城南中学校	大東中学校
平成 28 年 8 月 24 日	松岡小学校	横瀬小学校
平成 28 年 8 月 25 日	宗方小学校	佐賀関小学校
平成 28 年 8 月 26 日	舞鶴幼稚園 原川中学校	稙田幼稚園 南大分中学校
平成 28 年 8 月 30 日	大道小学校	賀来中学校
平成 28 年 8 月 31 日	滝尾小学校	住吉小学校

保育所については、次の 4 施設を往査した。

往査日付	保育所名
平成 28 年 9 月 1 日	金池保育所
平成 28 年 9 月 2 日	桜ヶ丘保育所
平成 29 年 1 月 11 日	生石保育所　　浜町保育所

（５）追加的手続及びとりまとめ

上記往査結果を基に本庁において、さらに補完的に手続を実施したほか、結論のとりまとめを行った。

２．主な監査の視点及び主な監査手続

（１）主な監査の視点

学校教育及び保育事業に係る事務の執行が関係法令及び条例や規則等に準拠し、適正に処理されているか、またそれぞれ経済性、効率性、有効性の観点から問題はないかという視点で監査を実施した。

（２）主な監査手続

今回の監査の進め方については前述したとおりであるが、その際の主な監査手続は以下のとおりとなっている。

① 監査対象の概況を把握するため、事前の調査資料に基づきヒアリングを行った。
② 監査対象より、事前調査資料、及びヒアリングの結果に基づき個別具体的な検討対象を抽出した。
③ 抽出した監査対象について、担当部署より関係資料を入手し、当該資料の閲覧、突合等を行い、その内容を検討し、必要に応じて追加のヒアリングを行った。
④ 現場に往査する必要があると判断した対象については、現場往査を行った。

なお、詳細な監査要点及び監査手続の個別内容については各項目の箇所に記載している。

第６．監査体制（監査従事者）

包括外部監査人	大　石　　聡	（公認会計士）
補　助　者	川　野　　嘉 久	（公認会計士）
補　助　者	吉　富　健太郎	（公認会計士）
補　助　者	染　矢　　尭 志	（公認会計士）
補　助　者	丹　宗　　英 樹	（公認会計士）
補　助　者	谷　畑　香奈子	

第 7．利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

【表１】教育委員会への事前質問及び事前資料

監査の論点	質問または事前資料の要望	備考
行政コスト、本庁事業費関連	どの事業が教育部が直接支出で、どの部分が間接支出か。	
	事務事業評価データ	平成27年度事務事業評価個表「学校教育課」「学校施設課」「教育企画課」「スポーツ・健康教育課（学校教育分野）」
	予算、業者・契約、支払の教育部と学校園の区分(決裁権限等)	「大分市教育委員会事務決裁規程」
	予算・決算の各事業の概要、事業内容等	「平成27年度当初予算概要書」「平成27年度6月補正予算概要書」「平成27年度決算に係る主要な施策の成果に関する説明書」
	学校園別の各事業費（ExceL）	学校運営予算配当明細表（小・中・幼）
	児童、生徒1人あたりの小学校費、中学校費（10年分）	平成27年度決算（見込）から算出（H18～H27）
	特殊な事業 バス、児童育成クラブ、カウンセラー等	「適正配置に係る通学支援方針」「契約書」
	バス、児童育成クラブ、カウンセラー等	「平成28年度大分市スクールカウンセラー一覧」
	公会計の範囲（給食など）	「学校給食運営に関する基本指針」「学校運営費の経費負担区分表」
組織、人員配置、人件費	施設の概要	
	小学校、幼稚園、その他高校、施設（築年数）	「耐震化状況」「平成27年度施設台帳（簿冊貸与）」
	特別支援学級の設置状況、学級数（人数）	「平成28年度特別支援学級設置状況」
	就学援助（要保護者、準要保護者の認定状況、学校園別、学年別）	平成27年度　就学援助の状況（H18～H27）
	就学援助の対象、品目、額の推移等	「就学援助制度についてのお知らせ」
	学校選択制の仕組みと利用状況	「平成28年度隣接校選択制に係る申請要項」（H21～H27）
	職務分掌	「大分市教育委員会所管事務委任規則」「市長の権限に属する事務を教育委員会等に委任する規則」「大分市教育委員会事務局組織規則」「大分市美術館管理規則」「大分市教育センター管理規則」「大分市学校管理規則」「校務分掌表（例）」
	職種別所在地別の人員配置表 例）雇用形態別 課別学校別に 正職員比率の他都市比較 臨時教職員の業務、採用担当 病気休暇教職員の学校別状況 加配（教員）の基準 給食調理員の配置状況	「平成28年度教職員等一覧（小学校）」「平成28年度教職員等一覧（中学校）」「幼稚園教職員数一覧」（H23～H27） 「市町村別臨時講師比率経年比較（平成24年度～平成28年度）」 「臨時的任用職員の管理に関する規程」 「H27病気休暇取得者の状況（学校別）」（H23～H27） 「平成28年度大分県教育委員会における市町村立小・中学校の学級編成及び教職員配当基準」 平成28年度給食調理員配置状況（H23～H27）
	訓令一覧表の有無 （要綱要領、事務通達、マニュアル）	
	事務職員の事務提要やハンドブックの有無	「大分市立学校物品取扱基準」 「学校施設等の適正な管理運営について（通知）」 「学校運営予算の手引き」
	教育財産の取得及び維持管理	「公有財産規則」「公有財産の手引き」「H28学校施設等の適正な管理運営について（通知）」
	入札及び随意契約の基準	「大分市契約事務規則」 「大分市財務規則」 「大分市立学校物品取扱基準」「学校運営予算の手引」 「補助金要綱」（各課）
	歳出事務に係る事項	
	（補助金等、需用費、備品購入及び委託）	
	歳入事務に係る事項	

		授業料等（各種減免手続含む）	「大分市立幼稚園条例」「大分市立幼稚園規則」「大分市立幼稚園の保育料の額を定める規則」「審査基準及び標準処理期間個表」
		公費と私費の区分及び取り扱い	「学校給食運営に関する基本指針」「学校運営予算の手引き」
		就学援助のフロー（募集、申請、決定、変更、更新）	「申請及び認定」「大分市要保護及び準要保護児童生徒の就学援助事務処理要領」
		援助費は、学校長経由か保護者に支給か	「給与事務の流れ」
		PTA会費や給食費等学校徴収金の収納管理、未納対策	「学校給食会計処理マニュアル」 「学校における各種徴収金等の管理について（通知）」
		決算・監査報告や会計処理	
		現預金の取り扱いのルール、保管、引き出し、現金同等物管理	
		学校給食共同調理場の運営状況	「平成28年度大分市学校給食東部共同調理場運営委員会総会」 「平成28年度大分市学校給食西部共同調理場運営委員会総会」
		監査マニュアル、学校備付表簿の管理状況の確認	「学校給食会計処理マニュアル」
		未納対応マニュアル	「給食費滞納対応マニュアル」
		施設の目的外使用について（応募者が多いときの選定含む）	「大分市立学校体育館等使用料条例」
		教育センター利用状況	教育センター利用状況（H26～H27）
		奨学金の利用状況、滞納状況	「大分市奨学資金と授業料の比較及び奨学生応募状況」「奨学資金返還金の状況」「大分市奨学資金に関する条例」「大分市奨学資金に関する条例施行規則」
		情報セキュリティ関係	「大分市立学校における情報セキュリティの基本方針」「大分市立学校における情報セキュリティ対策基準」
教育関係施策評価	市及び学校園の評価資料、評価範囲、評価方法、評価手続の概要		「学校評価に係るリーフレット大分市の学校評価（改訂版）」の活用について（通知）」「大分市の学校評価（改訂版）」
	学校評価の評価結果の公表（ホームページ）		「学校評価に係る報告書について（通知）」「平成24～27年度学校評価に係る調査票（小学校）経年比較」「平成24～27年度学校評価に係る調査票（中学校）経年比較」「平成27年度　学校評価に係る報告書」
施設管理	耐震化の状況、修繕計画		「耐震化の状況」（HP掲載）
	統廃合、適正配置基本計画等位置づけ、手順や方向性		「大分市立小中学校適正配置基本計画」「大分市立小中学校の適正配置計画に係る報告書」
	利用率		「空き教室の状況」
	教職員住宅の有無		
契約事務	契約方法別、契約金額、再委託の有無		サンプル提示
補助金	支給対象、支給額一覧、再補助の有無		サンプル提示
その他歳出事務	マニュアル、現場の権限、教職員立て替えの可否、教育部の関与		「学校運営予算の手引き」「学校施設等の適正な管理運営について（通知）」
備品	マニュアル、現場の認められている権限、取得、棚卸、廃棄についての教育部の関与		「大分市立学校物品取扱基準」
図書	マニュアル、取得、棚卸、廃棄についての教育部の関与		「平成28年度学校図書館運営のてびきの活用について（通知）」「平成28年度学校図書館運営のてびき」
学校徴収金	決算監査、保護者報告、管理体制、購買部の有無		「学校における各種徴収金等の管理について（通知）」
学校給食	センター方式の別、センターを含む決算及びその監査、未納対応 自校、センター　拠点別のコスト比較		「平成28年度大分市学校給食東部共同調理場運営委員会総会」 「平成28年度大分市学校給食西部共同調理場運営委員会総会」
その他	教育現場に対する監査・指導の概要		「平成27年度定期監査結果報告書」（H23～H27） 「定期（学校）監査における指摘事項及び毒物・劇物・危険物等の適正な管理について（通知）」「毒物及び劇物並びに危険物等の適正な管理の徹底について（通知）」「平成28年度学校教育指導方針について（通知）」「平成28年度大分市学校教育指導方針（小中学校概要版）」「平成28年度大分市学校教育指導方針」「平成28年度学校訪問の実施について」

	教育現場からの情報の共有化のための方策	「平成27年度学校経営に係る校長面接の実施について（通知）」「平成27年度学校経営及び平成28年3月末定期人事異動に係る校長面接の実施について（通知）」「平成27年度　年度始　校・園長会」「平成27年度　1学期末　校・園長会」「平成27年度　2学期末　校・園長会」平成27年度　年度末　校・園長会」
	学校間の連絡会議等の種類	
	課題や問題の抽出、収集、整理はどのように行うか	
	ヒヤリハット、アクシデントレポート	「ヒヤリハット事例の募集について（通知）」「アレルギー対応マニュアル」
	訴訟の有無、学校事故の発生のとりまとめ（事故報告）、区分（種類別）	「訴訟の有無について」（H18～H27）
	災害共済給付の掛金、支給状況	「平成27年度災害共済給付の掛金」（H18～H27）
	学校環境衛生基準の順守状況	「H27学校衛生検査報告（飲料水、プール水、空気・ダニ」（簿冊貸与）
	学校給食衛生管理基準の順守状況	「学校給食日常点検票」「学校給食施設等定期検査票」「学校給食用食品の検収・保管等定期検査票」「学校給食従事者の衛生・健康状態定期検査票」「学校給食における衛生管理体制定期検査票」
	学校安全計画の策定と実施状況	「学校安全・防災教育に関する全体計画（例）」「学校安全・防災教育年間計画（例）」「大分市学校災害対策マニュアル（改訂版Ⅱ）の配布について（通知）」「大分市学校災害対策マニュアル（改訂版Ⅱ）」
	（学校）防災マニュアルの策定及び見直し状況	
	教職員の防災研修について、安全計画への位置づけと実施状況	
	教職員の防災研修について、安全計画への位置づけと実施状況	防災研修についての状況
	職員会議の方針、開示について	
	学校評議員の設置基準（定め）、設置状況（任期等の定め、人数）	「大分市立学校学校評議員要綱」「大分市立学校学校評議員について」「学校評議員制度の充実のために」
	教育委員会による学校運営協議会の設置状況（できる規定）	「大分市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」「大分市立学校における学校運営協議会の設置等の試行に関する要綱」「学校評議員制度から学校運営協議会への段階的移行と制度の比較」
	校務支援システム（校務の情報化）の状況	校務支援システムの状況
	就学（出席）の督促状況、就学義務の猶予・免除のない無出席	「不登校児童生徒の推移」
	体罰の報告記録、県教育委員会への報告	「体罰実態調査の実施について（通知）」
	相談窓口	
	現場教職員からの相談	相談窓口の状況（H26～H27）
	保護者等学校関係者からの相談	相談窓口の状況（H26～H27）
	補助教材の教育委員会での評価、検討	「平成27年度その他教材の届け出について（通知）」「夏季休業に係るその他教材の適正な取扱いについて（通知）」「冬季休業に係るその他教材の適正な取扱いについて（通知）」「小中学校における平成28年度その他の教材の適正な取扱いについて（通知）」
	全国学力・学習状況調査の結果の取り扱い、公表や活用状況	「平成27年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱い及び調査結果等の活用について（通知）」

【表２】福祉保健部への事前質問及び事前依頼資料

項目	内容
予算の確認	部別一覧表の詳細、各事業の概況
制度の概況	市立保育園と民間保育園の数
	民間保育園への補助、助成制度
	認可保育園と認可外保育施設の数
	認定子ども園とそれ以外の施設の違い（利用者側、運営者側）
	認可外保育園と認可外保育施設の市からの補助、助成制度の異同
	待機児童の状況
	各施設間の需要比較（応募数、定員、受入数などの比較）
	保育所別の収支管理、比較（施設別、市立、私立）
	保育料、保護者負担金（推移、他都市比較）
保育所整備	設置に係る許可手続
	要件
	設置者が債務超過の状況の有無
	床面積と入園児の関係
	市立保育園と民間保育園の人件費の違い、民営化への状況、他都市比較
	保育施設への助成
	施設間比較、保護者負担額
	補助金額一覧
	助成金、交付金額一覧
	補助、助成制度の種類、要綱・要領
	申請書類の要件と審査
	助成対象事業の実績報告書の審査
	施設の定員見直しについて
保育所入所選考	入所選考基準、選考体制（選考者の数、審査の客観性、透明性、根拠）
	転入者の処理
	労働の事実の把握など要件の確認方法
保育料	市立と民間の異同
	口座振替の状況
	公立、私立別の収納率、未収金額の状況（推移）
	分納や不能欠損（推移）、督促、差し押さえ等のマニュアル
	現金着服等のリスク
事務	預かり現金（保護者負担金）の取り扱い
	時間外・休日勤務の取り扱い（勤務実態状況）
	物品購入、委託業務の選定についての取り扱い、契約事務要領
	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等
施設	遊休資産の有無、利活用
	市の土地、建物を民間に貸し出している（有償、無償の別）
	建物・土地
	台帳管理
	耐震化の状況
	備品管理
	規程、棚卸の状況
指導監督	認可保育園への指導監督
	認可外保育施設への指導監督
その他	一時預かり、需要と供給
	延長保育、需要と供給
	休日保育、需要と供給
	障がい児保育、需要と供給

【表３】各学校園に対する質問書

学校園名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

区分	質問項目	はい	いいえ	該当なし	質問を設定した意図や追加的手続の想定
施設	学校園外の者から賃借している施設がある。				賃借料の合理性や安定的に運営していくための取得に向けた取り組みについて検討。
施設	学校園外の者に、利用させている施設がある。				参考：運営予算の手引き、学校施設管理規則申請書、許可証の適切な発行、使用許可の妥当性、減免適用の妥当性の検討。
施設	学校園外の者に、無料で利用させている施設がある。				参考：運営予算の手引き、学校施設管理規則、大分市立学校体育館等使用料条例 減免適用の妥当性の検討（無料ですべきではない相手先に無料で提供していないかどうか）。
施設	修繕しなければ利用できない施設がある。				大分市学校管理規則第19条（保全）
施設	空き教室がある。				
備品／ 物品	物品の購入について計画書を作成していない。				大分市立学校物品取扱基準第9条（物品の管理）
備品／ 物品	現物調査（棚卸）を年に1度も行っていない。				大分市立学校物品取扱基準第20条（物品の現在高報告）
備品／ 物品	棚卸を行ったときの棚卸資料を保存していない。				
備品／ 物品	備品台帳に記載されているが現物不明のものが過去1年で発生している。				大分市学校管理規則第21条（亡失、き損）速やかに教育委員会への報告、指示必要。 大分市立学校物品取扱基準第9条（物品の管理）
備品／ 物品	学校園外に貸与している備品がある。				大分市立学校物品取扱基準第12条（物品の貸付け） 物品貸付簿への記載、長期未返却の有無、使用料
備品／ 物品	学校園外から賃借している備品がある。				賃借料の合理性や安定的に運営していくための取得に向けた取り組みについて検討。
備品／ 物品	市費以外で調達して、備品台帳に登録していない資産がある。				
図書	実地調査（棚卸）を年に1度以上行っていない。				学校図書館の図書及び設備に関する台帳の整備等について【文科省】
図書	棚卸を行ったときの棚卸資料を保存していない。				
図書	台帳と現物において、過不足が発生している。				
図書	長期間未返却の図書がある。				
歳出事務	配分された（学校運営）予算額のうち、未執行額を流用したケースが平成27年度発生した。				流用する場合は、学校運営予算変更要求書が適時に提出されているか。食糧費の流用ではないか。予算額が適切に算定されているか。（予算の手引き）。
学校徴収金（給食費含む）	教材等について、年間使用教材、購入計画を策定していない。				学校私費会計取扱要領【大分県】 県費外会計等取扱ガイドライン【鳥取県】 学校徴収金等取扱マニュアル【岡山県】 私費会計取扱マニュアル【沖縄県】 学校における会計処理の適正化についての留意事項等について（文科省通知240509） PTA等学校関係団体が実施する事業に係る兼職兼業等の取扱い及び学校における会計処理の適正化についての点検・調査結果について【文科省】
学校徴収金（給食費含む）	学校園長名以外で行っている契約がある。				
学校徴収金（給食費含む）	保護者からの現金徴収者と、支払者が同一となっている徴収金がある。				
学校徴収金（給食費含む）	業者からのリベート、謝礼、販促品が発生している取引がある。				
学校徴収金（給食費含む）	学校徴収金から、教職員に対する給与その他の人件費（謝金含む）、施設及び設備に係る経費が支出されているものがある。				本来公費で負担すべきではないか。

学校徴収金（給食費含む）	学校徴収金から、教職員に係る旅費や消耗品（例えば名刺）に支出されているものがある。				本来公費で負担すべきではないか。
学校徴収金（給食費含む）	現金（預金）出納帳を作成していない会計がある。				
学校徴収金（給食費含む）	現金実査及び通帳と会計記録との照合を担当者以外の者が行っていない徴収金がある。または、現金過不足の発生や預金の差異が過去1年で発生している。				現金管理に問題点はないか。
学校徴収金（給食費含む）	（修学）旅行等の高額な取引について見積合わせを実施していない。				高額取引については負担額を下げることが必要。
学校徴収金（給食費含む）	予算で予備費を設定している学校徴収金（私費）会計がある。				私費会計で説明できないお金を徴収する必要性を検討。
学校徴収金（給食費含む）	決算書に予備費を記載している学校徴収金（私費）会計がある。				決算書には予備費は使わない。
学校徴収金（給食費含む）	学校園で発生する学校徴収金を学校長が把握していないものがある（あった）。				
学校徴収金（給食費含む）	学校園で学校徴収金の取り扱いを定めた独自のルールがある。				
学校徴収金（給食費含む）	学校徴収金に係る納品書や領収書は保管していないものがある。				
学校徴収金（給食費含む）	現金徴収の中に、受取証（教職員の押印）や領収書を発行していないものがある。				
学校徴収金（給食費含む）	領収書は連番管理されていない。				
学校徴収金	未回収の学校徴収金（給食費除く）がある。				
学校徴収金（給食費含む）	教職員等が立替払いをしている支出がある。				
職員会議	職員会議において、職員会議で挙手や投票、採決を行ったものがある。				参考：平成18年東京都教育委通知「学校経営の適正化について」で挙手や採決で職員の意向を確認するような運営は行わないことを指示。職員会議の性質はあくまで校長の職務の円滑な執行に資するもの（補助機関）である。
職員会議	会議録は作成、保管していない。				職員会議は、学校運営に関する校長の方針や様々な教育課題への対応方策についての共通理解を深めるとともに，幼児児童生徒の状況等について担当する学年・学級・教科を超えて情報交換を行うなど，職員間の意思疎通を図る上で，重要な意義を有するものであり、それを明確化するためにも会議録は必要なのではないか。
職員会議	職員会議の内容は開示していない。				開示非開示はルールではない。ただ学校園間で差があるのはいかがなものか。 開示のメリット：保護者地域の理解、教育活動に係る具体的な情報、開かれた学校経営をアピール 開示のデメリット：率直な意見が会議で出にくい、職員会議そのものの負担増、閲覧者の誤解
学校評価	学校評価に学校財務の項目は設定していない。				評価項目の選定にあたり、学校評価ガイドラインにある、学校運営に関する様々な情報・資料を、継続的に収集・整理の部分で、学校財務関係の要素が抜け落ちていないか。
学校評価	自己評価についての全職員が評価にかかわった際の議事録等を保管していない。				学校評価ガイドライン（文科省）
学校評価	自己評価を行うにあたり、子どもや保護者、地域住民等のアンケートを利用していない。あるいは、懇親会のメモを残していない。				学校評価ガイドライン（文科省）

学校評価	自己評価及び学校関係者評価について、学校のホームページまたは地域広報誌に掲載していない。				学校教育法施行規則66条：小学校は当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。67条も参照（関係者評価は公表を努める）
学校付表簿	表簿の紛失、あるいは保管期限の過ぎたものを保管しているものがある。				学校教育法施行規則第28条及び、大分市のルールを参照
情報保護	緊急連絡網やクラス名簿等の作成にあたり、あらかじめ生徒あるいは保護者から同意書を入手していない。				学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針
情報保護	個人情報等の学校外の持ち出しについて、校長や教頭の許可を得ていないことがある。				学校における個人情報の持出し等による漏えい等の防止について（通知）
情報保護	非公表の情報を学校外へ電子メールで送信するもののなかに、パスワード設定をしていないことがある。				学校における個人情報の持出し等による漏えい等の防止について（通知）
保護者・地域の苦情	苦情の受付から、対応、顛末までの記録を網羅的に記録していない。				学校に対する苦情・不当な要求等への対応～教職員用リーフレット（岡山県）
児童虐待	児童虐待またはその疑いに関する通報や発見について、管理職への報告・連絡・相談を行っていない。または、記録として残していないものがある。				児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について（文科省通知）
児童虐待	虐待またはその疑いを受けたと思われる幼児・児童・生徒を発見した事項のうち、児童相談所や児童福祉事務所に通告していないものがある。				児童虐待の防止等に関する法律第6条（通告） 児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について（文科省通知）
いじめ	いじめ相談・通報等に基づく情報収集の記録を残していない。				いじめ防止対策推進法第23条、28条、30条
いじめ	児童・生徒に対する定期的な調査結果を保管していない。				いじめ防止対策推進法第23条、28条、30条
いじめ	教育委員会に報告していない、いじめに関する通報がある。				いじめ防止対策推進法第23条、28条、30条
不登校	不登校児童・生徒に関する情報共有のために個別指導記録を作成していない。				不登校への対応の在り方について（文科省）
教科書	教育委員会に届出または承認を受けていない準教科書やその他の教材がある。				教科書の採択についての内部統制について検討する。

【表４】各保育所に対する質問書

【　保育所運営に関する質問】

保育所名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

区分	質問項目	はい	いいえ	該当なし	コメント
備品／ 物品	物品の購入について計画書を作成していない。				
備品／ 物品	備品、物品等の現物調査（棚卸）を年に1度も行っていない。				
備品／ 物品	現物調査（棚卸）を行ったときの棚卸資料を保存していない。				
備品／ 物品	備品台帳に記載されているが現物不明のものが過去1年で発生している。				
備品／ 物品	保育所外から賃借している備品がある。				
備品／ 物品	市費以外で調達して、備品台帳に登録していない資産がある。				
歳出事務	配分された予算額のうち、未執行額を流用したケースが平成27年度発生した。				
職員状況	職員勤務シフト表、朝礼日報等を保存していない。				
職員状況	職員研修を実施していない。				
職員状況	職員研修の参加状況を記録していない。				
預り金	保育料、用品代等が明確に区分されていない。				
運営状況	危機管理マニュアル等に基づいて施設、児童の安全管理を行っていない。				
保護者会費	保護者会費を徴収するケースがある。				
保護者会費	保護者会費徴収に係る現金は保育所内に保管している。				
保護者会費	保護者会費以外に用品代等、保育所が現金を預かることがある。				

第２部　監査の総括

第１．総括的結論

テーマ選定の理由においても記載したとおり、人口減少が進む状況において人材教育の重要性はさらに増加している。しかし、学校現場をとりまく環境は複雑多様化している。グローバル化や情報化の進展の中で、貧困の問題や保護者等からの要求への対応の増加と学校に求められる役割が拡大するとともに授業の質の向上も求められている。その一方で教員の勤務実態も踏まえて学校現場での業務の改善も大きな課題となっている。

また、生産年齢人口の減少が避けられない中において、女性の活躍が社会的な要請となり、女性就労の増加による育児支援の要望が高まっているが、いわゆる待機児童の問題はなかなか解消されない。

このような状況の下、今回の包括外部監査では、教育に関わる事業および保育に関わる事業について取り上げた。その結論の主要な部分は以下に集約される。

（教育に関わる事業）

（１）教育委員会と学校現場との関係に関する事項

教育委員会と学校との関係について、学校はその設置者が自ら管理するのが原則（設置者管理主義）とされ、公立学校はその設置者である地方自治体の教育委員会が学校管理権を持っている。その際、教育委員会はルールを作って学校現場に通達すれば終わりではなく、各学校園を横断的に見ることが出来る立場を活かして、現場がそれに沿って適切に運営されているかを十分に確認する義務があると考える。

今回の多岐わたる検証の結果、教育委員会のこのチェック機能の発揮が不十分だと言わざるを得ない事象が次のように把握された。

①　学校評価

各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目標を設定し評価することにより、組織的な活動としての学校運営の継続的な改善を図る、そしてこれを保護者や地域住民等に対しても適切に説明することで学校づくりを進める「学校評価」という取組みが行われている。

これは、組織マネジメントの発想の下、校長が独自性とリーダーシップを発揮できるよう、学校に PDCA サイクル（Plan（計画）⇒Do（実施）⇒Check（評価）⇒Action（改善））を導入したものと考えられる。

しかし、P（取組項目）に具体性がなかったり、その結果 D（実施）があやふやであった

り、C（評価）に関してアンケート調査が適合していなかったり、A（改善）がスピード感に乏しかったりと、PDCA サイクルが十分に機能していない状況が見られた。

教育委員会は、提出された全ての学校園の「学校評価報告書」及び「学校経営計画表」を概観する立場にあることから、P（取組項目）の具体性等、各学校でレベルに差がある部分に対しては、指導・助言を行って底上げを図り、学校評価の制度そのものが現場に根付くよう努力する必要がある。

②　学校要請訪問

指導主事による学校要請訪問は、学力アップの大きなポイントとされており、これによって、「指導内容・方法の工夫改善」、「教員の授業力の向上」がはかられるとされている。この学校要請訪問の年間実績回数に学校間で大きく差があり、実施要項に定めた回数に満たない学校があった。

優れた授業を受ける機会は、より多くの生徒に与えられる必要があると考えられることから、要請の少ない学校については教育委員会の側から積極的な働きかけを行うことが必要と言える。

③　学校給食事業

大分市では、小学校は各学校の単独校調理場方式、中学校は共同調理場方式を基本に、学校給食の提供を行っている。教育委員会のスポーツ・健康教育課はそれぞれの単独校調理場の給食会計について、横断的に見ることが出来るが、学校別に原材料費等支出額の異常点の把握、原価に見合った徴収額となっているかといった検討が十分に行われていなかった。

共同調理場においては、2 つの調理場においてそれぞれで実績数値をまとめた決算資料が作成されているが、それを十分に比較検討した証跡はなかった。また、各学校の給食費の滞納管理がそれぞれ適切に行われているかに関して、モニタリングが出来ていなかった。

給食費は例えば生徒 5 百名で年間約 26 百万円と、かなりの金額になることから、各学校が適切に処理しているか否かについて、教育委員会としてもモニタリングしていく必要があると言える。

④　学校徴収金（給食費以外）

市費や県費・国費（公費）以外の経費で、学校教育活動上必要となる経費として学校において児童生徒及び保護者から徴収する経費を私費と言うが、その私費の中で学校が管理しているものを「学校徴収金」と呼ぶ。

これに関して、統一したマニュアル等がない状態にあり、学校徴収金に係る業務が一定のルールに沿って行われていることが確かめられておらず、また、学校徴収金を含む資金に関して、学校教職員の認識が不足している状態にある。

教育委員会が学校徴収金に関して、共通のマニュアル等を作成し、学校現場での内部統制を整えるとともに、ごく一部でもサンプルを抽出して検証する等、教育委員会側からも何らかの形でチェック機能をはたす必要があると考える。

⑤　教職員の研修の管理

教職員の受けるべき研修には、職務遂行に必要な知識・技能の習得及び実践的指導力の向上を図る基礎研修、および教育に関する理念や識見を高めるとともに、管理職等としての指導力の向上を図る管理職等研修、並びに学校がより自主的に教育活動を展開し、組織的・機動的な学校運営が行われるよう、担当者の職務遂行に必要な専門的知識・技能の習得を図る職能別研修等があるが、その受講管理が不十分であった。

教育委員会は教職員が受けるべき研修の管理を徹底し、特に欠席者が当該欠席した研修に関する知識の習得を行うことが出来るように何らかの対応を行う必要がある。

（２）抜本的な対応を検討すべき事項

上記（１）の「教育委員会と学校現場との関係」に関する指摘や意見は、主として取り決めた仕組みや制度の『運用』に関するものであった。しかし、これら以外にも仕組みそのものや、そのあり方について、抜本的に対応を考える必要があるものがあった。

①　市立幼稚園の役割の明確化

市立幼稚園については、施設利用率が約 25%程度と低くなっていることを考慮すると、公私の役割分担を十分に考慮の上、再編を検討する必要がある。すなわち、今後の市立幼稚園の役割としては、私立幼稚園が対応できる領域については積極的にその役割を移していき、地域の実情やバランスを考慮してその規模を縮小する必要がある。

それとともに、これまで同様、特別支援教育にも力を入れることはもちろん、さらに少子化を念頭に置いた子育て支援施策を実施するなど、その役割を充実させていくことがあるべき方向と考える。

また、今後は待機児童の解消に幼稚園の余裕教室の活用も検討する必要があると考える。

②　奨学金制度の見直し

大分市奨学資金の滞納額及び収納率の推移をみると、年々悪化し、滞納者管理が適切に行われていないことも相まって、悪化に歯止めがかからない状況となっている。その要因として、滞納管理のマニュアル等が整備されていないことや奨学金事業を担当する職員が一名であり、奨学金債権の管理が手薄なことがあげられる。

現行の体制を継続せざるを得ないのであれば、貸与型を減らして給付型奨学金にウェイトを置くといった奨学金制度の在り方を見直す必要もあると考えられる。

③　給食費の公会計化

学校給食について、給食費における現金管理、未納管理、決算報告における問題点等を踏まえると、会計処理の透明性向上等のメリットが期待される公会計化の導入について、これまで以上に積極的に検討する必要がある。

他市が次々と公会計化を進めていく中で、本市の検討はその内容においても、スピード感においても不十分であり、早急に公会計化することによる効果・リスクの洗い出しを行うとともに、導入コストを見積り比較検討する等、迅速な対応が必要と考える。

④　就学援助の業務処理システム

就学援助に関する事務手続きは、毎期申請があった児童や生徒の情報を新しく入力しているため業務としては非効率であり、毎期データを新しく作成するため前期情報との比較も困難で、家庭状況の変化や前年度の問題状況が把握しづらくなっている。

初期投資はかかるが、就学援助利用者が増加している状況に鑑みればシステムによって管理する利点も大きい。

大分市においてはいまだ具体的な導入の検討までには至っていない状況であるが、他市においては導入が進んできていることから、大分市においても導入の可否を検討されたい。

（３）危機意識が不足しているとみられる事項

発生した事象への対応については、その影響の大きさに応じて、迅速かつ確実な対応がとられなければならない場合があるが、これが十分になされず、客観的に見て危機意識が不足しているのではないかとみられる事項があった。

①　実験用薬品の管理の不備

実験用薬品には毒劇物も含まれるため、万が一紛失や盗難等が発生した場合、厳しく管理責任が問われることになるが、その管理がルールどおり行われていないケースが散見された。またこの件に関して、平成 27 年度の定期（学校）監査においても指摘を受けており、速やかな改善が行われていないことに関しては危機意識の欠如と言わざるをえない。

②　いじめ、不登校の問題

学校で発生したいじめの情報は、学校のみならず教育委員会に伝達されることが必要であるが、発生したいじめに関する情報が教育委員会に報告されなかったケースがあった。

そのため、学校が速やかに教育委員会に報告することはもちろん、教育委員会内での情報交換を緊密に行い、定期的に学校や教育委員会、関係機関の情報の整合性を検討するなどして、識別されたすべてのいじめがもれなく教育委員会に報告され、その後現場において対応が適切に行われているかどうか教育委員会がチェックできるような仕組みにより、

改善していく必要がある。

また、大分市の不登校の子どもの数は客観的に他市よりも深刻な状況となっている。これに対して、学級集団検査（hyper-QU）をモデル事業として実施しているが、この事業の効果を最大限に高めるための方策をこれまで以上に検討する必要がある。例えば、この検査結果をもとに、導入効果や有効な活用例を集約、整理し、校長会、各種研修会等の中で指導を強化していく必要がある。不登校の問題に関しては、より積極的かつスピード感のある対応が必要といえる。

③　学校給食費の収受及び保管

監査期間中に給食費の現金不正事案が発生し、これに関して学校現場の現金管理に問題があることが明らかになったことから、同様の事例が他の学校でも発生していないか、また現金管理の状況が不十分で不正の発生につながらないかを早急かつ徹底的にチェックする必要があった。

しかし、今回の事件後の対応として教育委員会は、「学校における給食費等の管理について（通知）」という文章を各小中学校長あてに通知し、保管場所を照会しているのみで、特段、学校訪問等による現場での管理状況の実態把握などは行っていない。

不正が起きかねない体制にもかかわらず、実際に発生しても十分な事後対応（同様な業務の徹底検証等）、再発防止策がとられなかったことは、危機意識が不十分であると言わざるを得ない。

（保育に関わる事業）

①　認定こども園の制度の周知

子ども・子育て支援新制度における大分市の保育に係る定員と入所者の状況によれば、いまだ認定こども園のメリットが保護者に十分浸透していないことが推察される。

そのため、アンケート調査を行う等により、保護者の就労状況は問わずに入園が可能であることなどの認定こども園のメリットが、保護者に十分周知されているのか確認し、それが不十分であれば、ホームページや市報などを通じてこれまで以上に積極的に広報活動を行っていく等の対応が必要である。

②　保育需要の高い地域への対応

申し込みを行っても入所できずにいる児童が 20 人以上いる施設の周辺地域は保育機能の需要が高い地域と考えられる。これに対して、待機児童対策として、単純に施設を増やすことは難しい面もあることから、これらの地域については、比較的小規模な環境できめ細かな保育を行う「小規模保育」や、保育士等の資格を持った家庭的保育者の自宅での

「家庭的保育」を行うことができる場所を他地域よりも重点的に募る等の対応を行う必要がある。

③　整備計画の具体的な展開

平成 27 年度「大分市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設のライフサイクルを考慮した整備計画を策定することになったが、現状は個別の公立保育所に具体的に展開されていない。

年少人口の減少も予想されるなかで、大分市では民間活力を積極的に活用しながら、地域ごとの需要を捉え必要な定員数を含めた最適なあり方を検討するとしているが、公立保育所の半数以上の施設が築 30 年以上経過しているなかで、その維持管理コストもかさむことが予想される。

そのため、早急に大括りとなっている計画を、長寿命化やライフサイクルコストを考慮した保育所ごとの整備計画に具体的に展開することが必要と言える。

④　保育料の滞納

過年度に発生した滞納について、後の年度でこれを解消することは非常に困難となる。滞納をより低い水準に抑えるためには滞納が発生した初期の段階で迅速かつ手厚い対応をとることが特に重要となる。そのため、滞納管理に関しては初期の初動に重点を置く必要がある。

⑤　補助金の申請書類や実績報告の検討

抽出したサンプルについて検証した中に、補助金申請の際の提出書類の内容の不備や実績報告における妥当性の検証などに不十分なものがあった。

補助金支給の要件に該当することを明確に記録に残すことを含めて、より慎重な運用が望まれる。

⑥　保育所往査

保育所を往査したところ、事務処理に関して改善すべき事項が検出された。

・職員の研修に関して、当初計画したとおり出席されているか、欠席の場合にフォローされているか、出席されたすべての研修の結果が、資料の回覧等により他の職員にも提供されているか等につき、漏れなく実施されるための管理が不十分であった。
・出勤簿や職員会議の議事録における出欠の記録等に不備があった。
・物品の処分時における事務処理等、本来どのような処理が正しいのか、あるべき事務処理が現場において理解されておらず、前任者のやり方をそのままやっている状況が見られた。事務処理に関する、マニュアル等を整備する必要がある。

第３部　監査対象事業の概要

第１．　教育事業

１．学校数、幼児・児童生徒数

学校種別学級数、幼児・児童生徒数

平成 28 年 5 月 1 日現在

区分	学校数	学級数	児童生徒数
小学校	60(1)	1,007	26,261
中学校	29	432	12,560
幼稚園	28(1)	51	819

・(　)休校・休園数

・小学校・中学校については、それぞれ小中一貫教育校を 1 校含む。

・小学校については分校を 1 校、中学校については分校を 2 校含む。

児童・生徒数の推移

（国立・県立・私立を除く）

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
小学校	児童数（人）	26,668	26,544	26,312	26,379	26,261
	比率（%）	100	99.54	98.67	98.92	98.47
中学校	児童数（人）	12,972	12,827	12,806	12,639	12,560
	比率（%）	100	98.88	98.72	97.43	96.82

就園児数

平成 28 年 5 月 1 日現在

	園数	3 歳児	4 歳児	5 歳児
国　立	1	29	64	62
市　立	28	0	208	611
私　立	20	960	1,247	1,172
合　計	49	989	1,519	1,845

就園率

平成 28 年 5 月 1 日現在

幼稚園		認可保育園 認定こども園	未就園
国公立	私立		
14.6%	25.5%	50.1%	9.8%

２．組織

教育委員会

- 教育長
- 教育部
  - 教育総務課
    - 総務担当班：事務局内の総合連絡調整、教育委員会の会議・儀式・表彰、陳情・請願、秘書・渉外、文書の収受、公印の保管、予算編成の総括、予算執行経理の審査、財務統計調査、物品調達の総括、相談窓口に関すること
    - 人事給与担当班：市費職員の給与、職員（教職員を除く）の研修・任免・服務・人事・福利厚生、職員団体に関すること
  - 教育企画課
    - 総務担当班：児童生徒の就学援助、奨学資金、児童生徒・学級等の統計調査、私学等の助成に関すること
    - 企画担当班：教育行政の重要な施策の企画、児童生徒の入学・転学、通学区、学校の適正配置に関すること
    - 幼稚園教育担当班：幼児教育振興計画の実施、園児の入退園・就園奨励、保育料の収納、幼稚園教育活動に係る願い・届・報告、幼稚園教育に係る研究・指導等に関すること
  - 学校教育課
    - 庶務担当班：予算編成・予算執行、教科用図書の給与、学校図書館図書の整備、教職員の福利厚生に関すること
    - 指導担当班：学校教育活動の願い・届・報告、学校の教育課程・学習指導・進路指導、教科用図書の採択、教材の取扱い、学校教育に係る研究・指導、教育研究団体、特別支援学級、学校における国際理解教育・防災教育に関すること（すべて幼稚園に係るものを除く）
    - 教職員担当班：教職員の服務・人事・教職員団体に関すること
    - 児童生徒支援室：生徒指導、いじめ・不登校・児童虐待、学校問題解決支援チーム、交通安全・通学路等に関すること
  - 学校施設課
    - 管理担当班：学校施設の管理・使用許可・使用料・貸借・寄附採納、図書を除く学校物品の整備、学校予算の経理に関すること
    - 施設担当班：学校施設の設置・変更・廃止に係る企画立案、学校設備の保守管理、学校施設の新設・増改築・営繕に関すること
  - スポーツ・健康教育課
    - 管理担当班：スポーツ施設の設置・管理・運営に関すること
    - 保健体育担当班：学校体育・部活動・中学校体育連盟、学校保健・学校安全の指導、学校医等に関すること
    - 市民スポーツ推進担当班：スポーツの振興、社会体育・レクリエーション活動の推進、スポーツ推進審議会、社会体育団体の指導・育成、総合型地域スポーツクラブに関すること、スポーツ推進委員に関すること
    - 学校給食担当班：学校給食の運営・指導、学校給食の施設設備の整備・管理
    - 南大分体育館：学校給食共同調理場
  - 人権・同和教育課：人権・同和教育の計画及び推進、連絡調整・指導助言に関すること
  - 社会教育課
    - 庶務担当班：予算編成・予算執行、社会教育施設の設置・廃止、社会教育統計調査に関すること
    - 生涯学習支援担当班：生涯学習の推進、成人教育、視聴覚教育その他情報教育、社会人権・同和教育、社会教育関係団体への助言・育成、芸術文化の振興、芸術文化団体への助言・育成、社会教育委員に関すること
    - 地域子ども育成担当班：地域における子どもの活動支援、地域の教育力向上に関すること、家庭教育、青少年教育に関すること
    - 大分市民図書館　のつはる少年自然の家　いまいち山荘　エスペランサ・コレジオ　情報学習センター　関崎海星館　河原内陶芸楽習館
  - 文化財課
    - 管理庶務担当班：文化財保護審議会、文化財施設の管理運営に関すること
    - 史跡整備担当班：予算編成・予算執行、文化財の整備に関すること
    - 文化財保護担当班：文化財の調査・保存、文化財保護思想の普及啓発に関すること
    - 歴史資料館
      - 学芸普及担当班：歴史資料等の収集・保管及び展示、歴史学習のための体験・講座等の実施、市民学芸員の育成及び活動に関すること
      - 埋蔵文化財担当班（埋蔵文化財発掘調査センター）：埋蔵文化財の発掘調査・整理作業・報告書作成、遺跡や出土品の学習・公開に関すること
  - 大分市教育センター
    - 総務担当班：予算、文書の収受・公印の管理、施設の維持管理に関すること
    - 研修担当班：教職員の研修に関すること
    - 情報教育担当班：校務用・教育用パソコンの管理運営、情報教育に関すること
    - 教育相談・特別支援教育推進室：教育相談、特別支援教育体制の整備、就学指導に関すること
  - 大分市美術館
    - 美術振興課
      - 総務担当班：美術館の施設・設備の維持管理・使用許可、美術館協議会に関すること
      - 学芸担当班：美術品及び美術に関する資料の収集・保管・展示、専門的な調査・研究に関すること
      - 広報普及担当班：美術の教育・普及、広報に関すること
  - 中学校(29校(うち分校２校))　小学校(60校(うち分校１校、休校１校))　幼稚園(28園(うち休園１園))

第２． 保育事業

１．保育所と幼稚園の違い

	認可保育所	認可外保育施設	大分市立幼稚園	私立幼稚園
入園条件	保護者の就労や病気など自宅で保育できない場合	特になし	大分市に居住していること（申込定員を超える場合は抽選）	幼児教育希望者（申込定員を超える場合は抽選）
対象年齢	おおむね生後 3 ヵ月から就学前まで	施設により異なる	5 歳から就学前まで（年長）	満 3 歳
			※9 園において 2 年制保育（年中・年長）	（満 3 歳・年少・年中・年長）
入園申込時期	4 月希望は概ね 11～12 月、5 月以降希望は希望月の前月 15 日締切	随時	11 月 1 日から	10 月 1 日から
				翌年度の受付開始
登園方法	保護者による送迎、送迎バスなし	保護者による送迎施設により送迎バスあり	自主登園もしくは保護者による送迎、送迎バスなし	送迎バスもしくは保護者による送迎
昼食	給食	施設により異なる	家庭から持参する弁当の日と、園で手配する弁当の日あり	給食・お弁当（平日早帰りあり）
休園日	日曜・祝日・年末年始	施設により異なる	土曜・日曜・祝日、春・夏・冬に長期休業日あり	日曜・祝日、春・夏・冬に長期休業日あり
				（園によっては、毎週もしくは隔週土曜）
保育時間	おおむね 7 時～18 時	施設により異なる	おおむね 8 時半～14 時	おおむね 8 時～14 時
			※預かり保育あり（園により実施時期や時間が異なる）	※預かり保育あり
保育料	市民税額に応じて市が決定	施設ごとに決定	保護者の市民税額に応じて負担	施設ごとに決定
				※就園奨励費あり
入園申込窓口	子ども保育課、支所、出張所、認可保育園	各認可外保育施設	各市立幼稚園	各私立幼稚園

２．保育所の入所状況

・公立保育所入所状況（２、３号のみ）

区分＼年度	23	24	25	26	27
施設数（４月１日現在）	15ヵ所	15ヵ所	15ヵ所	14ヵ所	14ヵ所
定員（４月１日現在）	1,156 人	1,156 人	1,156 人	1,106 人	1,106 人
入所児童数（各年４月１日現在）	1,214 人	1,196 人	1,246 人	1,205 人	1,208 人
入所率（各年４月１日現在）	104 %	103 %	107 %	108 %	109 %
年間延入所人員（委託含む、受託除く）	15,394 人	15,475 人	15,763 人	15,170 人	15,220 人
年間運営費	985,564千円	1,015,602千円	1,025,589千円	950,948千円	1,041,837千円

・私立保育施設入所状況（２、３号のみ）

区分＼年度	23	24	25	26	27
施設数（４月１日現在）	50ヵ所	50ヵ所	51ヵ所	52ヵ所	85ヵ所
定員（４月１日現在）	5,110 人	5,170 人	5,330 人	5,818 人	7,633 人
入所児童数（各年４月１日現在）	5,510 人	5,582 人	5,693 人	6,042 人	7,294 人
入所率（各年４月１日現在）	106 %	106 %	106 %	102 %	96 %
年間延入所人員（委託含む、受託除く）	69,560 人	69,930 人	71,360 人	77,626 人	93,675 人
年間運営費	4,758,770千円	4,803,683千円	4,945,094千円	5,443,796千円	7,037,697千円

３．組織

福祉保健部

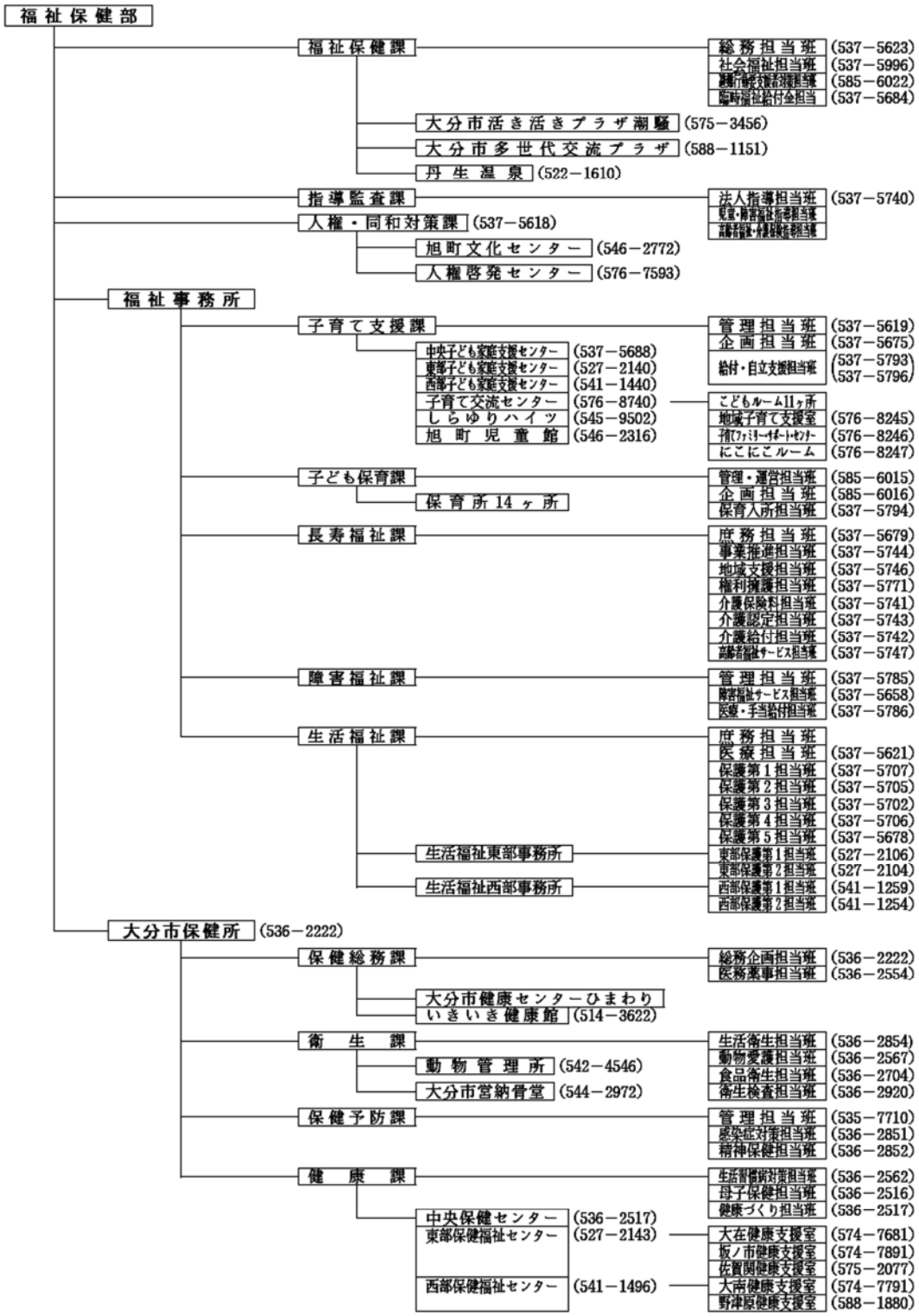
福祉保健部
福祉保健課
総務担当班 (537－5623)
社会福祉担当班 (537－5996)
障害者総合支援法対策担当班 (585－6022)
臨時福祉給付金担当 (537－5684)
大分市活き活きプラザ潮騒 (575－3456)
大分市多世代交流プラザ (588－1151)
丹生温泉 (522－1610)
指導監査課
法人指導担当班 (537－5740)
児童・障害福祉指導担当班
高齢者福祉・介護保険指導担当班
人権・同和対策課 (537－5618)
旭町文化センター (546－2772)
人権啓発センター (576－7593)
福祉事務所
子育て支援課
管理担当班 (537－5619)
企画担当班 (537－5675)
給付・自立支援担当班 (537－5793) (537－5796)
中央子ども家庭支援センター (537－5688)
東部子ども家庭支援センター (527－2140)
西部子ども家庭支援センター (541－1440)
子育て交流センター (576－8740)
しらゆりハイツ (545－9502)
旭町児童館 (546－2316)
こどもルーム11ヶ所
地域子育て支援室 (576－8245)
子育てファミリーサポートセンター (576－8246)
にこにこルーム (576－8247)
子ども保育課
管理・運営担当班 (585－6015)
企画担当班 (585－6016)
保育入所担当班 (537－5794)
保育所14ヶ所
長寿福祉課
庶務担当班 (537－5679)
事業推進担当班 (537－5744)
地域支援担当班 (537－5746)
権利擁護担当班 (537－5771)
介護保険料担当班 (537－5741)
介護認定担当班 (537－5743)
介護給付担当班 (537－5742)
高齢者福祉サービス担当班 (537－5747)
障害福祉課
管理担当班 (537－5785)
障害福祉サービス担当班 (537－5658)
医療・手当給付担当班 (537－5786)
生活福祉課
庶務担当班
医療担当班 (537－5621)
保護第1担当班 (537－5707)
保護第2担当班 (537－5705)
保護第3担当班 (537－5702)
保護第4担当班 (537－5706)
保護第5担当班 (537－5678)
生活福祉東部事務所
東部保護第1担当班 (527－2106)
東部保護第2担当班 (527－2104)
生活福祉西部事務所
西部保護第1担当班 (541－1259)
西部保護第2担当班 (541－1254)
大分市保健所 (536－2222)
保健総務課
総務企画担当班 (536－2222)
医務薬事担当班 (536－2554)
大分市健康センターひまわり
いきいき健康館 (514－3622)
衛生課
生活衛生担当班 (536－2854)
動物愛護担当班 (536－2567)
食品衛生担当班 (536－2704)
衛生検査担当班 (536－2920)
動物管理所 (542－4546)
大分市営納骨堂 (544－2972)
保健予防課
管理担当班 (535－7710)
感染症対策担当班 (536－2851)
精神保健担当班 (536－2852)
健康課
生活習慣病対策担当班 (536－2562)
母子保健担当班 (536－2516)
健康づくり担当班 (536－2517)
中央保健センター (536－2517)
東部保健福祉センター (527－2143)
大在健康支援室 (574－7681)
坂ノ市健康支援室 (574－7891)
佐賀関健康支援室 (575－2077)
西部保健福祉センター (541－1496)
大南健康支援室 (574－7791)
野津原健康支援室 (588－1880)

第４部　監査の結果及び意見

第１　教育事業に係る監査の結果及び意見

１．教育関係施策評価

学校評価

（１）概要

平成 14 年 4 月施行の小学校設置基準等において、各学校が自己評価を行いその結果の公表に努め、また、保護者等に対する情報提供についても積極的に行うこととされ、平成 18 年 3 月において、「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」が作成されて各学校および設置者の取組みにおける参考とされた。

その後、学校評価の推進を図るため、平成 19 年 6 月に学校教育法、同年 10 月に学校教育法施行規則の改正により、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられ、平成 20 年には、高等学校を対象に加え、「学校評価ガイドライン〔改訂〕」が作成された。

さらに学校の第三者評価の在り方に関する記述を充実し「学校評価ガイドライン　（平成 22 年改訂）」に改訂、さらに平成 27 年 6 月の学校教育法等の改正により小中一貫教育の実施を目的とする義務教育学校の制度が創設されたこと等を受け、小中一貫教育の実施に当たっての学校評価に関する記述を追加することについて検討が行われている。

このガイドラインは、各学校や設置者における学校評価の取組の参考に資するよう、その目安となる事項を示すものであり、学校評価が必ずこれに沿って実施されなければならないことを示す性質のものではないとされており、学校評価を実効性ある取組とする上で指針となるモデルを設定し説明を記述している。各学校や設置者は、その創意工夫により進めてきた学校評価の取組の中に、本ガイドラインに示された内容を取り込むことによって学校評価の一層の改善に役立てるものとされている。

学校評価の目的

学校評価の目的は以下のようになっている。

ｉ）各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。

ⅱ）各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の

公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。

ⅲ）各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

学校評価に関する規定

学校教育法 第 42 条 　小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。 ※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

「文部科学大臣の定めるところ」の内容については、学校教育法施行規則に次のように規定されている。

学校教育法施行規則 第 66 条 　小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。 ２ 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。 第 67 条 　小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。 第 68 条 　小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。 ※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

これにより、各学校は法令上、①　教職員による自己評価を行い、その結果を公表する

こと、②　保護者などの学校の関係者による評価（「学校関係者評価」）を行うとともにその結果を公表するよう努めること、③　自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者に報告すること、が必要となる。

学校評価の定義及び留意点

上記法令の規定を踏まえて、ガイドラインでは、学校評価の実施手法を以下の３つに分類している。

①　各学校の教職員が行う評価【自己評価】

②　保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価【学校関係者評価】

③　学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価【第三者評価】

①　自己評価

自己評価は、学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うものである。

②　学校関係者評価

学校関係者評価は、保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する学校（小学校に接続する中学校など）の教職員その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うものである。

教職員による自己評価と保護者等による学校関係者評価は、学校運営の改善を図る上で不可欠のものとして、有機的・一体的に位置付けるべきものである。

③　第三者評価

第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を

中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うものである。

この第三者評価は、実施者の責任の下で、第三者評価が必要であると判断した場合に行うものであり、法令上、実施義務や実施の努力義務を課すものではないとされている。

児童生徒・保護者対象のアンケート（外部アンケート等）

自己評価を行う上で、児童生徒や保護者、地域住民を対象とするアンケートによる評価や、保護者等との懇談会を通じて、授業の理解度や保護者・児童生徒がどのような意見や要望を持っているかを把握することが重要とされる。

過去においてこのようなアンケートや懇談会の実施を「外部評価」ととらえてきた例もあったが、現在はそれに留まらず、「学校関係者評価」としての保護者等による評価の実施に努めることが法令上求められている。

アンケート等については、学校の自己評価を行う上で、目標等の設定・達成状況や取組の適切さ等について評価するためのものととらえることが適当であり、学校関係者評価とは異なることに留意しなければならないとされる。ガイドラインにおいては、これを「外部アンケート等」と表記している。

「外部評価」という用語

従来広く用いられてきた「外部評価」という用語は、狭くは保護者や地域住民による評価を、広くは第三者評価も含めて学校外の有識者等による評価を指す用語として使われており、同じ語を用いながらその具体的内容は区々であったとされる。

ガイドラインにおいては、「外部評価」を構成する要素やその性質に鑑み、これを保護者や地域住民など学校と密接な関係を有する者による「学校関係者評価」と、学校運営に関する外部の専門家等による「第三者評価」の２つに、概念上分けている。

学校評価の実施形態

上記のように、自己評価（及び外部アンケート等）とその結果について評価する学校関係者評価の実施と、それらの結果の公表が、学校における学校評価を進める上での基本であり、これらに加えて、第三者評価を導入して学校評価全体の充実を図ることが有効とされる。

なお、これらは必ずしもこの通り行われなければならないものではなく、法令に反しない範囲で例えば２つ以上の要素を併せ持つ取組を同時に行うことも考えられるとされており、例示として教職員と保護者・地域住民が１つの組織を設けて評価を行うことや、保護者・地域住民の他に大学教員等の有識者を加えて専門的な視点を加えた評価を実施する

ことなどがあげられている。

学校評価により期待される取組と効果

学校評価の結果を踏まえ、各学校が自らその改善に取り組むとともに、評価の結果を学校の設置者等に報告することにより課題意識を共有することが重要とされる。これを踏まえて、設置者等は予算・人事上の措置や指導主事の派遣を行うなどの適切な支援を行うことが必要とされている（評価結果による設置者等からの支援）。

学校関係者評価の取組を通じて、教職員や保護者、地域住民等が学校運営について意見交換を行い、学校の現状や取組を知り課題意識を共有することにより、相互理解を深めることが重要になるとされる。その意味で学校評価を学校・家庭・地域間のコミュニケーション・ツールとして活用することにより、保護者・地域住民の学校運営への参画を促進し、共通理解に立ち家庭や地域に支えられる開かれた学校づくりを進めていくことが期待される（学校・家庭・地域間のコミュニケーション・ツール）。

さらに、学校評価を軸とした情報の共有と連携協力の促進を通じて、学校・家庭・地域それぞれの教育力が高められていくことが期待できるとされている。

また、第三者評価の取組を通じて、学校が自らの状況を客観的に見ることができるようになるとともに、専門的な分析や助言によって学校の優れた取組や、学校の課題とこれに対する改善方策が明確となる。さらに、学校運営が適切になされているかどうかが確認される。これらの結果、学校の活性化や信頼される魅力ある学校づくりにつながることが期待される（第三者評価の取組を通じた学校の活性化や信頼される魅力ある学校づくり）。

学校評価は、限られた時間や人員を、必要度・緊急度の高い活動や教育効果の高い活動に集中するといった、学校の教育活動の精選・重点化を進める上で重要な役割を果たすものとされ、学校評価の取組を通じて、学校として組織的に、今、重点的に取り組むべきことは何かを把握し、その伸長・改善に取り組むようになることが期待されるとされている（学校の教育活動の精選・重点化）。

学校評価は、あくまでも学校運営の改善による教育水準の向上を図るための手段であり、それ自体が目的ではないとされ、学校評価の実施そのものが自己目的化してしまわないよう、地域の実情も踏まえた実効性のある学校評価を実施していくことが何よりも重要とされている。

大分市における学校評価

大分市教育委員会は、上記の文部科学省ガイドラインによる学校評価に関して、『大分市の学校評価（改訂版）』というリーフレットを発行し、各学校において、「大分市の学校評価システム」に基づいて学校の組織的・継続的な改善を目指す学校評価の充実に努めているとされている。

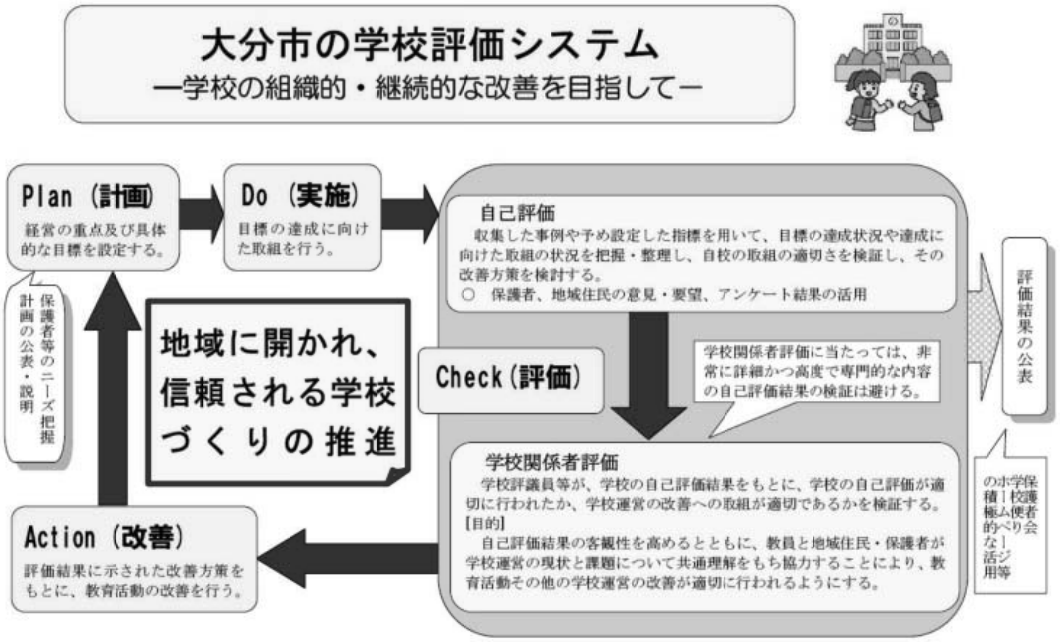

文部科学省のガイドラインに沿って、大分市では学校評価を以下のように定義づけ、その内容を定めている。

	内　容	法令上の位置付け		
自己評価	各学校の教職員が自ら評価	実施の義務 評価結果の設置者への報告の義務	公表の義務	学校教育法 42 条 学校教育法施行規則第 67・68 条
学校関係者評価	保護者、地域住民等の学校関係者が、自己評価の結果について評価	実施の努力義務 ※大分市では全校実施（実施した場合） 評価結果の設置者への報告の義務	公表の努力義務	学校教育法 42 条 学校教育法施行規則第 67・68 条
第三者評価	外部の専門家等が専門的視点から評価	法令上の義務付けはない		

大分市の場合、上記の内、第三者評価については実施されていないということであった。

大分市においては、学校評価はあくまでも学校運営の改善による教育水準の向上を図るための手段であり、それ自体が目的ではないとされている。これは「あくまでも学校運営の改善による教育水準の向上を図るための手段であり、それ自体が目的ではないとされ、学校評価の実施そのものが自己目的化してしまわないよう、地域の実情も踏まえた実効性のある学校評価を実施していくことが何よりも重要」とする文部科学省ガイドラインにおける学校評価の考え方に合致している。

また、学校評価の実施にあたり、学校教育全般について総花的に評価するのではなく、前年度の学校評価結果や、学校、子どもの実態等を踏まえ、学校として精選された具体的かつ明確な重点目標を設定し、その目標の達成状況や取組の適切さ等の評価について、適宜、全教職員で共通理解を図る等「学校経営計画表」と連動させた組織的・継続的な取組を行うことが大切とされている。

このように大分市では学校評価を学校運営に活かすため「学校経営計画表」と連動させた組織的・継続的な取組を行っており、学校評価に係る報告書と「学校経営計画表」相互の関係は以下のとおりとされている。

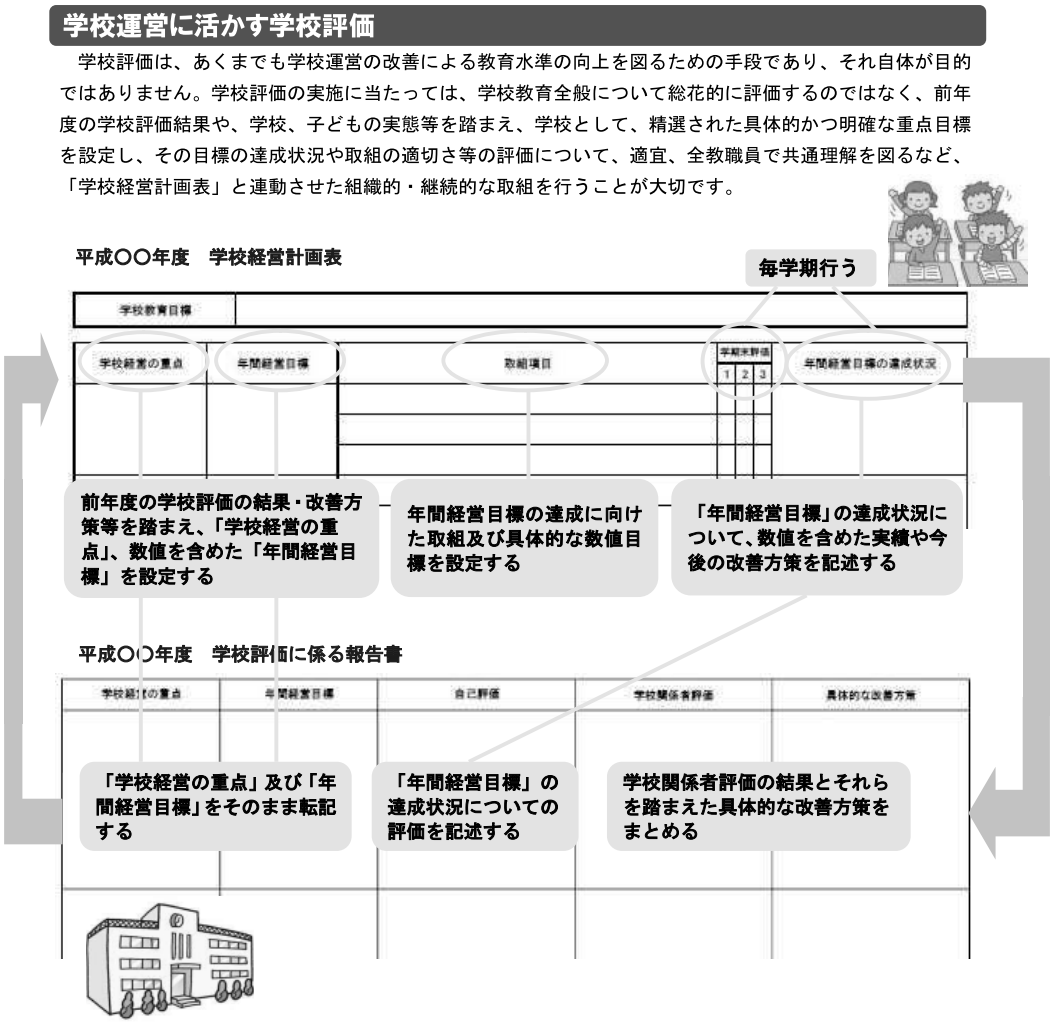

これによると前年度の学校評価の結果及びその改善方策等を踏まえて、「学校経営計画表」にて、学校経営の重点、数値を含めた年間経営目標を設定し、その年間経営目標の達成に向けた取り組み、及び具体的な数値目標を設定するとされている。

これは、組織マネジメントの発想の下、校長が独自性とリーダーシップを発揮できるよう、学校にPDCAサイクル（Plan（計画）⇒Do（実施）⇒Check（評価）⇒Action（改善））を導入したものと解釈できる。

学校教育法 第６条 ２ 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。

学校評価の年間スケジュール

学校評価は学校関係者評価の実施や地域への情報発信を通じて、学校の現状と課題について、学校と保護者、地域住民が理解を深め、相互の信頼関係や連携、協働を促すコミニケーションツールとしての役割を担うとされている。

そのため、学校が教育活動その他の学校運営について、組織的・継続的に改善していくためには、一年間を見通した学校評価のスケジュール管理が必要とされ、以下のような学校評価の年間スケジュールが例示されている。

学校評価の年間スケジュール（例）

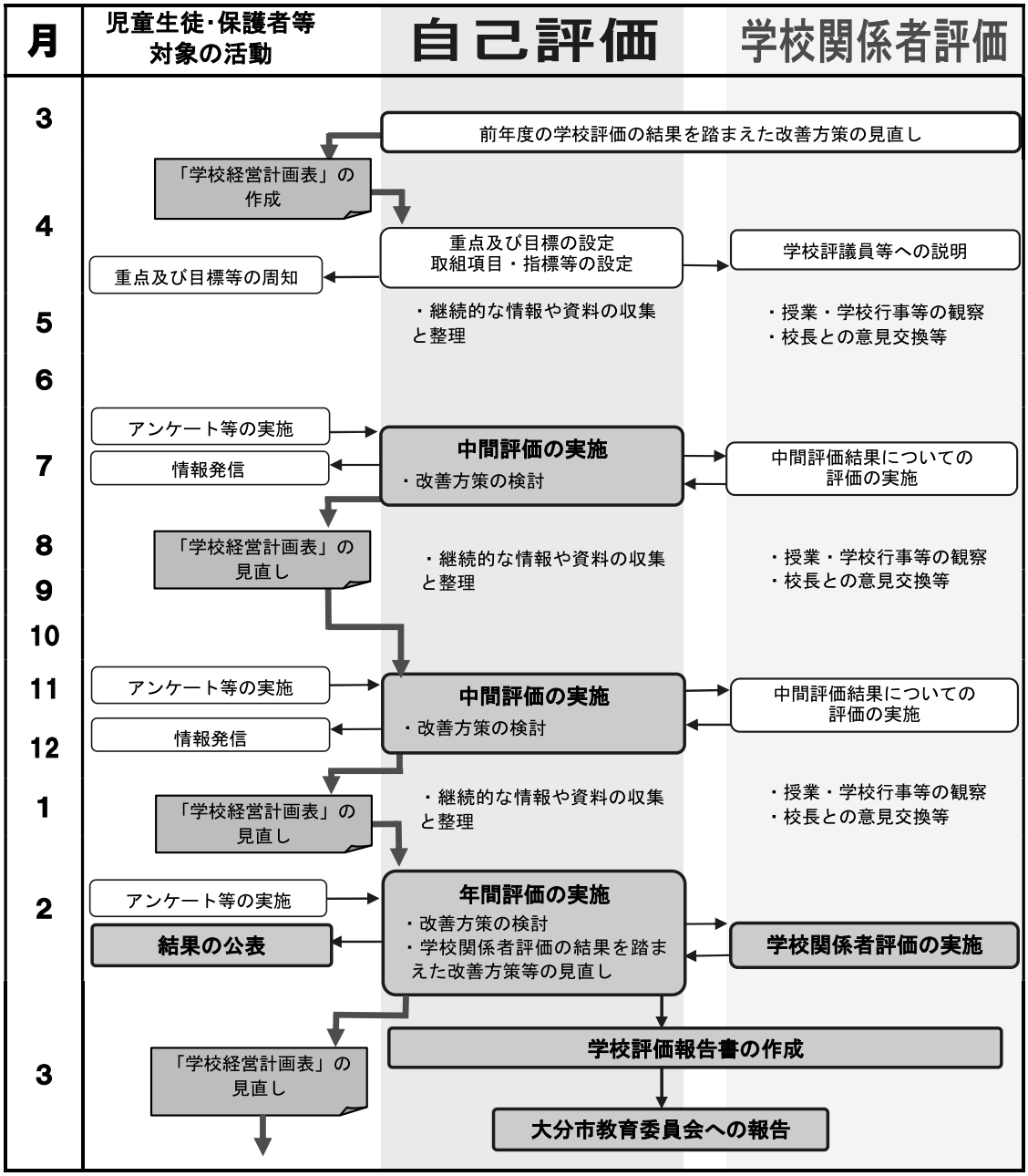

（２）実施した監査手続

「大分市の学校評価システム」が、文部科学省ガイドラインの趣旨に沿って整備・運用されているか検証を行った。

具体的な手続としては以下のとおり。

① 学校評価に係るリーフレット『大分市の学校評価（改訂版)』を入手し、教育委員会の学校教育課担当者よりその内容について説明を受け、「大分市の学校評価システム」が文部科学省ガイドラインの趣旨に沿って整備されているか把握した。

② 教育委員会に保管されている直近の各学校から提出された「学校評価報告書」及び「学校経営計画表」を閲覧し、整備された学校評価システムが有効に運用され、特に学校評価が限られた時間や人員を、必要度・緊急度の高い活動や教育効果の高い活動に集中するといった、学校の教育活動の精選・重点化を進める上で重要な役割を果たす仕組みとして機能しているか検証した。

③ ① 及び ② の内容を基に実際の学校現場において学校長と面談を行うとともに学校評価に関する資料を閲覧し、学校評価が年間を通じて行われ、それが「学校経営計画」に反映されているか、あるいは見直しに結びついているか等について検証した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・学校評価の報告書の中で、学校評価の結果から具体的な改善方策が策定されているか。
・前年度の学校評価の結果・改善方策から当年度の学校経営の重点、数値を含めた年間経営目標が設定されているか。
・改善方策から導き出された年間経営目標の達成に向けた取組が明確になっているか。
・数値目標は、改善方策から導き出された年間経営目標の達成に向けた取組の目標として相応しいか。
・改善方策と当年度の取組項目が結びついているか。
・中間評価の適宜実施等により、学校経営計画が有効に見直しされているか 。

（３）監査の結果及び意見

「取組項目」の具体性 【意見】

学校評価の実施にあたり、学校教育全般について総花的に評価するのではなく、前年度

の学校評価結果や、学校、子どもの実態等を踏まえ、具体的かつ明確な重点目標を設定し、「学校経営計画表」と連動させた組織的・継続的な取組を行うことが大切とされ、特に大分市では学校評価を学校運営に活かすため「学校経営計画表」と連動させた組織的・継続的な取組が求められている。その中で、取組項目は学校経営の重点や年間経営目標を達成するための具体的な内容が記載され、学校内において全教職員に対して表明、指示されなければならないと言える。

当年度の学校経営計画は前年度の学校評価を参考にしつつも、後任の校長のリーダーシップのもとに策定されることとなるが、当年度の学校経営計画表上、数値目標は記載されているが、それを達成するための具体的な取組項目が明確に記載されていない学校があった。

ある学校では当該取組項目は平成28年度における校長個人の人事評価のための目標管理シートに記載されているとされたが、当該シートは個人の業績評価のためのものであることから、学校内において全教職員に対して表明、指示される学校経営計画表に記載される必要がある。

「学校経営の重点」および「年間経営目標」は前年度の学校評価の結果・改善方策等を踏まえ設定されることとなっている。そしてこの年間経営目標の達成に向けた取組および具体的な数値目標を「取組項目」において設定することとなっている。しかし、取組項目に具体性がないと現場への「学校経営の重点」や「年間経営目標」の落とし込みが十分になされない恐れがある。

そのため、「学校経営の重点」および「年間経営目標」を達成するために「取組項目」には明確かつ具体的な内容を記載し、学校現場への落とし込みが円滑に可能となるようにする必要がある。

アンケート調査の質問項目　【意見】

取組項目に対して各学期末に学校側で行われる評価は主として生徒や父兄へのアンケート調査によって行われている。しかし、このアンケート調査の質問項目が定型化されたものとなっており、各年度の具体的な取組項目の評価としては不十分な学校が大部分であった。

アンケート調査の質問項目については、評価したい内容をより直接的に把握するための工夫が必要であり、定型化された項目に加えて「取組項目」の評価に適合した質問を入れていく必要がある。そのためアンケートの内容をタイムリーに一部手直しすることが必要であり、これによって取組項目の学校側の評価を適切に行うことができるようになる。

迅速な改善策の実施 【意見】

取組項目について、各学期末に適時に評価が行われている場合についても、評価の上で未達となった場合には速やかに改善が行われる必要がある。そのためには評価結果を受けて出来る限り速やかに改善策が提示され、現場に指示されなければならないと考えられる。一年間という短い期間で成果を出すためには、例えば一学期の評価は一学期末に行われて夏休み期間中に改善策が検討されて現場に周知徹底され、２学期の開始時から実行に移されることが望ましいが、このようにスピーディにこのプロセスが実行に移されていることが明確に校長から提示されたケースは少なかった。

制度の現場への周知徹底 と教職員評価との関係【指摘】

学校現場においてヒアリングすると、大分市の用意した学校評価のリーフレットの存在について認識していないケースや、校長の人事異動によって前年度の評価シートが後任に十分な引継ぎがされずに新年度の学校経営計画表が作成されているケースもあった。また、前述した学校経営計画表の記載内容の中で、特に重要となる「取組項目」の記載についても、その具体性や記載方法に学校間でばらつきがあり、学校評価の仕組みが十分に浸透しているとはいえない状況であった。

この点について教育委員会に問い合わせたところ、学校経営計画表については学校側から教育委員会に提出された後、その内容について校長面談等で指導助言されているとのことであった。しかし、実際に抽出した複数の学校経営計画表に記載された内容について検討すると、学校間でレベルの差が大きい。全ての学校経営計画をみることが出来る立場にある教育委員会の学校に対するモニタリングに基づく指導助言が不十分だと言わざるを得ない。

学校評価の重要性に鑑み、やり方も含めて各学校現場への周知徹底をはかり、制度の整備・運用の充実に努めることが必要と言える。

学校現場においては目標管理型の評価制度として、別途、教職員評価が行われている。これは各学校の目標等をもとに、教職員一人一人が目標設定を行い、その達成度を評価する目標管理型の評価制度であり、人事評価との結びつきから学校現場においてはこの教職員評価の方が重視されているとの印象を受けた。

また、学校経営計画表の「取組項目」に記載された内容の中で、具体的な取組項目の記載がないとの監査人からの指摘に対して、具体的には校長の目標管理シートに記載しているため、それで問題はないとの返答があった。

確かに各学校の目標設定を出発点とする点で、このような教職員評価は学校評価と共通

している。しかしながら、教職員評価が適切な人事管理や個々の教職員の職能の開発を目的とし、その結果は公表になじまないものであるのに対し、学校評価は組織的活動としての学校運営の改善を目的とし、その結果を公表し、説明責任を果たすこととしているため、両者は、その目的が大きく異なると考えられる。したがって、学校経営計画表の「取組項目」の具体的な内容が学校長の目標管理シートに記載されているからと言って学校経営計画表に掲載されずとも足りるということは言えない。

２．学校備付表簿

（１）概要

学校において備え付けるべき文書・書類（表簿）は、学校教育法及び大分市立学校管理規則により次のように定められている。

学校教育法施行規則

第二十八条　学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

一　学校に関係のある法令

二　学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌

三　職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表

四　指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿

五　入学者の選抜及び成績考査に関する表簿

六　資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録

七　往復文書処理簿

２　前項の表簿（第二十四条第二項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、五年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、二十年間とする。

３　学校教育法施行令第三十一条 の規定により指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は、前項のこれらの書類の保存期間から当該学校においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間とする。

大分市立学校管理規則

(備付表簿及び保存期間)

第二十四条　学校には、別に定めのあるもののほか、別表の表簿を備え、且つ、保存しなければならない。

永年保存	５年以上保存
学校沿革誌 卒業証書授与台帳 辞令写簿 学校日誌	職員名簿　職員履歴書　出勤簿 文書簿 職員出張命令簿　児童生徒賞罰録

（２）実施した監査手続

学校往査時に、大分市立学校管理規則等で定めている保管状況が適切であることを確かめた。具体的な手続としては以下のとおり。

・表簿の管理台帳の作成状況について学校管理者等に質問した。
・表簿の保管状況を学校の校長室や書庫等を視察して確かめた。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・個人情報の管理が徹底されているか。
・期限の過ぎたものが保管されていないか。
・保管すべき表簿が誤って廃棄されていないか。

（３）監査の結果及び意見

保存期間を超えた管理【指摘】

表簿の種類や保管場所を示す学校備付表簿の台帳が作成されておらず、また、指導要録や出席簿が学校教育法施行規則で定められている保存期間を超えているなど表簿の管理が適切に行われているとは判断できない学校が複数見受けられた。

学校備付表簿の台帳が作成されていないと、学校にあるべき表簿が客観的に不明である。これでは、仮に表簿を紛失したときに気付かず、発見できない可能性がある。また、表簿が保存期間を超えて必要以上に保管されてしまうのは、情報流出のリスクを余計に生じさせるとともに、保管場所が必要になったり書類管理に時間を要したりといった業務効率の低下にもつながることから、管理台帳（一覧表）を作成して表簿名と保管場所、期限を明記して、少なくとも毎年度 1 回は当該管理台帳と表簿の現物チェック及び廃棄処理を行っていくことが必要であると思われる。

なお、教職員の異動等も考慮すると、管理台帳の作成に当たってはすべての学校で共通した様式を教育委員会が作成し、各学校に配布することが効率的である。

３．職員会議及び校内の会議体

（１）概要

職員会議や学校内の会議体については次のような定め等がある。

学校教育法施行規則

第四十八条　小学校には、設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。

２　職員会議は、校長が主宰する。

（中学校も準用）

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(通知)

文教地第二四四号

職員会議は、校長を中心に職員が一致協力して学校の教育活動を展開するため、学校運営に関する校長の方針や様々な教育課題への対応方策についての共通理解を深めるとともに、幼児児童生徒の状況等について担当する学年・学級・教科を超えて情報交換を行うなど、職員間の意思疎通を図る上で、重要な意義を有するものである。しかしながら、職員会議についての法令上の根拠が明確でないことなどから、一部の地域において、校長と職員の意見や考え方の相違により、職員会議の本来の機能が発揮されない場合や、職員会議があたかも意思決定権を有するような運営がなされ、校長がその職責を果たせない場合などの問題点が指摘されていることにかんがみ、職員会議の運営の適正化を図る観点から、省令に職員会議に関する規定を新たに設け、その意義・役割を明確にするものであること。

大分市立学校管理規則

(企画委員会)

第十四条の七　学校に企画委員会を置く。

2　企画委員会は、校長を補助する機関として、校務に関する企画立案、連絡調整その他校長が必要と認める事項を取り扱う。

3　企画委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、学年主任その他校長が必要と認める者とする。

(職員会議)

第十四条の八　学校に、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。

2　職員会議は、校長が主宰する。

（２）実施した監査手続

・学校要覧を入手し、学校内の組織図を閲覧した。
・校務分掌、事務分掌を閲覧した。
・職員会議の会議録を閲覧し、その意義や効果等を客観的に把握した。
・組織図に記載されている各種委員会の概要や会議録等を閲覧した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・会議録は取られているか。
・職員会議の運営は文部科学省通知に沿って問題がないか。
・学校内に設けられた組織が効果的かつ効率的な機能を発揮しているか。

（３）監査の結果及び意見

会議録の記載について【意見】

学校往査の結果として、職員会議が学校日誌では開催されているが会議録は作成されていないものや、会議録及び関連資料の中に校長の具体的な発言内容を記録していないもの、職員等の意見が記載されていないもの、記載が不明瞭なものが散見された。また、学校日誌によると、職員会議の日（夏休み期間）に 18 名以上の職員が休んでいた学校もあり会議の内容がどのように後日伝わったか客観的に不明なものがあった。

会議録の作成は、法令等に定められていない。しかし、校長は校務をつかさどり所属職員を監督する立場であることから（学校教育法第 37 条 4 項）、校長が自己の職責を果たしたことを示すものとして、可能な限り職員会議の会議録を残すことは有用である。

会議録の閲覧や学校長への質問から、不十分な記載となっている大きな要因は、会議録の作成目的が明確ではないこと、記録者が一般的に持ち回りで行われており記録の水準が記録者の経験や能力等にゆだねられていること等が考えられる。

今後は、会議録の作成目的や記載内容を校長が明らかにし、運営方針や重要な連絡事項が網羅的かつ効率的に周知できること等、校長の職務遂行が適切に発揮されたことを示す証跡として、会議録の作成方法を改める必要があるといえる、

委員会、会議のスリム化【意見】

学校要覧において学校運営組織として設けられている委員会の中に、開催されていない委員会（保健安全委員会、危機管理対策委員会）や、要覧に掲げているメンバーのおよそ半数が欠席している委員会などが見受けられる学校があった。

委員会について、類似組織を統合するなどして、可能な限り組織、会議のスリム化を図り、効率的な学校運営が行われるよう工夫されたい。

なお、中教審の作業部会では、学校の組織運営の在り方について過去、次のような意見が報告されていることから参考にして改善を図る必要がある。

『学校の組織運営の在り方について（作業部会の審議のまとめ)』平成 16 年 12 月 20 日（中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育行財政部会、学校の組織運営に関する作業部会）

校務分掌など校内組織の整備

各学校において校務分掌などの校内組織が定められているが、前述のように、「一人一役」の考え方により校務が細かく分けられ、担当する職員が入り組んでおり、組織が複雑で分かりにくく、かえって責任の所在が不明確になっているものもある。極端な例では、備品ごとにこれを管理する担当者が決められ、学校全体の備品の管理について、誰が責任を持ちどのように管理されるのか分からない場合も見られる。

職員がいろいろな経験をすることは意義のあることであるが、事務が細分化され、かつ担当者がしばしば変わるのでは、そのノウハウの蓄積もなく責任感も育ちにくく、組織的な学校運営にとってはかえって逆効果であるとも言える。

また、各種の委員会等が置かれ、これに伴う会議や打合せが頻繁に行われることにより、かえって学校運営を非効率なものとしている場合もある。

このため、組織的で効率的な学校運営が行われるよう、スクラップ・アンド・ビルドの考え方を踏まえ、校務分掌の整理合理化や会議のスリム化といった校内組織の見直しを行う必要があると考える。その際、地域、保護者との連携の一層の推進や情報公開、情報発信の重要性の高まりなどを踏まえ、渉外の業務の明確な位置付けにも留意することが大切であると考えられる。

（ア）校務分掌の整理合理化

・校務分掌などについて整理合理化を行い、これを簡潔なものとする必要がある。その際、教育活動の領域とこれを支える領域に分けて、その有機的な連携を図ることも考えられる。

・新たな課題に対応できるよう柔軟に組織を見直し、例えば、○○委員会といった新しい

組織を作るときは、スクラップ・アンド・ビルドの考え方により、既存の組織に加えるだけではなく、組織の統廃合を行うことが大切である。併せて、非効率な業務や慣行の見直しを行うことも大切であると考える。

・校長が代わるときなど随時校内組織を見直すことも適当であると考える。

（イ）会議のスリム化

・組織が複雑化し、例えば委員会や部会などが多くなれば、それだけ会議が増えて時間を取られることになる。組織を整理し、会議をできる限り少なくする必要がある。

・職員会議については、中央教育審議会の答申を踏まえ、学校教育法施行規則について、その位置付けを明確にする規定整備が行われ、より一層適正な運営が図られたところである。さらに、企画調整会議などを有効活用し、職員全体が集まる必要がある場合に限定するなど、そのスリム化を図ることも重要である。

（ウ）渉外・広報の位置付け

・校内組織の見直しに際しては、学校の説明責任や地域住民などの参画などによる対外的な業務の重要性の高まりに合わせ、渉外の業務を明確に位置付ける必要があるのではないか。

・また、情報発信の機能も充実する必要があり、広報などの位置付けも重要である。

４．学校給食

（１）概要

大分市では、改正された「学校給食法」に基づき、食育の推進を図るとともに、小学校は単独校調理場方式、中学校は共同調理場方式を基本に、「安心、安全、あたたかい」学校給食の提供に努めている。

①　食育の推進

ア　食に関する指導

学校における食育の推進を図るため、家庭及び地域社会との連携のもと、健康教育の一環としての食に関する指導を充実し、生涯を通して健全な食生活を実践しようとする資質や能力の育成に努めている。

イ　地産地消事業

関係機関と連携した地元産食材の「年間使用計画」を作成し、「学校給食地産地消推進会議」を開催する中で、毎月 19 日の「食育の日」前後を「おおいた産給（サンキュー）の日」と定め、市内産食材を使用した学校給食を実施している。

ウ　元気いっぱい！おおいたっ子食育推進事業

学校における「食育」の一環として、「元気いっぱい！おおいたっ子食育標語」を募集することで、子どもたちの食に関する意識・関心を高めるとともに、啓発用リーフレット等を作成・配付し、学校・家庭・地域において「早寝、早起き、朝ごはん」の取組が積極的に行われるよう呼びかけている。

②　施設・設備の整備・充実

平成 20 年 9 月に稼動した東部共同調理場と平成 22 年 9 月に稼動した西部共同調理場では、市内の小中学校 32 校に学校給食を配送している。その他の給食施設は、老朽化や耐震補強などの校舎の施設整備計画等を考慮するなかで、計画的な施設の整備を推進している。なお、学校給食に関する施設等の現状は、下記のとおりである。

ア　単独校

単独校方式による給食は、小学校 53 校で実施している。

イ　共同調理場

西部共同調理場、東部共同調理場の 2 箇所で、小学校 5 校、中学校 27 校の給食を実施し

ている。

ウ　食器等

アルマイト食器を使用していたが、平成 13 年度に強化磁器食器を 1 校（新設小学校）導入し、さらに、平成 16 年度からは小学校に強化磁器食器を順次導入している。中学校では、東部共同調理場と西部共同調理場の開設に伴い、すべての学校で強化磁器食器を使用している。これは、熱伝導が高いアルマイトの食器では、皿をもって正しい姿勢で食事をとるのが難しいこと等から、教育的効果の観点により強化磁器食器の導入を図ったものである。

強化磁器食器の購入状況は次のとおりとなっている。

単位：円、枚

	碗大	碗小	皿大	皿小	計
	金額	金額	金額	金額	金額
【単独校調理場（学校給食管理事業）】					
平成 25 年度	1,451,310	975,450	632,625	379,050	3,438,435
平成 26 年度	1,515,888	246,240	280,476	388,800	2,431,404
平成 27 年度	1,919,052	769,500	730,134	407,592	3,826,278
【東部共同調理場】					
平成 25 年度	519,750	—	—	—	519,750
平成 26 年度	908,820	—	—	226,800	1,135,620
平成 27 年度	966,816	—	—	—	966,816
【鶴崎小学校給食調理場建替事業】					
平成 26 年度	180,900	—	42,336	—	223,236
	枚数	枚数	枚数	枚数	枚数
【単独校調理場（学校給食管理事業）】					
平成 25 年度	3,000	2,300	1,300	1,000	7,600
平成 26 年度	3,080	550	530	1,000	4,660
平成 27 年度	3,870	1,800	1,470	1,030	8,170
【東部共同調理場】					
平成 25 年度	1,000	—	—	—	1,000
平成 26 年度	1,700	—	—	500	2,200
平成 27 年度	1,600	—	—	—	1,600
【鶴崎小学校給食調理場建替事業】					
平成 26 年度	335	—	80	—	415

※西部共同調理場は購入なし。

③　学校給食の充実

ア　学校給食実施状況（平成 28 年 5 月 1 日現在）

区　分	調理方式	学校数	児　童 生徒数	栄養 教諭	学校栄養 職員	給食 調理員
小学校	単独校調理場方式	53	25,829	5	23	214
	共同調理場方式	5	423	—	—	—
	その他	1	9	—	—	—
中学校	共同調理場方式	27	12,549	1	6	—
	その他	2	11	—	—	—
合　　計		88	38,821	6	29	214

共同調理場方式では、調理業務を委託しているため、給食調理員の配置はない。

給食関連業務の教職員の配置については、栄養教諭や学校栄養職員が「大分県教育委員会における市町村立小・中学校の学級編成及び教職員配当基準」により判断され、県費負担となっているのに対し、給食調理員は市費負担であり「給食調理員配置基準」により、小学校で提供される 1 回の食数の規模により配置人員が定められている。給食調理員の配置人数については次表のとおりとなっている。

規　　模	配置人員
901～1300 食	6 人（正規 3　嘱託 3）
721～900 食	5 人（正規 2　嘱託 3）
500～720 食	4 人（正規 2　嘱託 2）
301～500 食	4 人（正規 1　嘱託 3）
101～300 食	2 人（正規 1　嘱託 1）
100 食以下	2 人（正規 1　嘱託 1）

平成 27 年度の給食調理員の正規職員と嘱託職員の人件費は次のとおりである。

単位：千円

	人件費総額	職員数	1 人当たり人件費
正規職員	602,823	93 人	6,482
嘱託職員	211,027	116 人	1,820

また、単独校調理場方式（市費負担）における給食調理員の人件費の推移は次のとおり。

単位：千円

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
正規職員	92 人 給料　340,400 手当　154,574 共済　120,230 計　615,204	95 人 給料　352,989 手当　162,632 共済　124,042 計　639,663	93 人 給料　333,488 手当　159,745 共済　109,590 計　602,823
嘱託職員	115 人 報酬　174,234 社保　31,130 計　205,364	113 人 報酬　168,879 社保　30,000 計　198,879	116 人 報酬　178,320 社保　32,707 計　211,027
単純合計	820,568	838,542	813,850

イ　学校給食の形態

(a)　学校給食の開始

小学校では昭和 23 年から、中学校では昭和 38 年から、完全給食を実施している。

(b)　米飯給食

食事内容の多様化を目的に、米飯給食を導入している。

昭和 53 年 9 月から　週 1 回実施

昭和 56 年 10 月から　週 2 回実施

昭和 63 年 12 月から　週 3 回実施

(c)　現状

週 5 日　完全給食（米飯 3 回、パン 2 回）

(d)　平成 28 年度学校給食費（月額平均）

単位：円

区　　分	金　　額
小　学　校	4,650 円
中　学　校	4,800 円

学校給食は、公費と保護者負担額（私費）の双方によって成り立っており、上記は保護者負担額の 1 か月あたりの平均額である。

公費と私費の負担区分

学校給食費の経費の負担区分は、学校給食法施行令にて次のように定められている。

設置者（市）の負担する経費（公費）	保護者の負担する経費（私費）
・義務教育諸学校において学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費 ・学校給食の実施に必要な施設および設備の修繕費	・設置者の負担する経費以外

上記を踏まえ、大分市は、保護者負担となる品目は次のとおりとしている。

・食材費
・児童生徒の白衣・帽子・ふきん・手拭及びそのクリーニング代
・燃料費の内、調理に使用するガス代
・食器洗浄用の洗剤代
・消耗品（給食集金袋代並びに印刷代、児童生徒の手洗い用の石鹸代）
・通信費

公費、私費の負担をまとめると次のとおりとなる。

区分	実施形態	設備費	人件費（調理員）	食材費
小学校	単独校調理場方式	公費	公費（人件費）	私費（給食費）
	共同調理場方式	公費	公費（委託費）	私費（給食費）
中学校	共同調理場方式	公費	公費（委託費）	私費（給食費）

学校給食に関する公費負担に係る事業費は次のとおり。

事業費（公費）の推移

単位：千円

事業名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
①　学校給食共同調理場費	511,247	557,765	497,469	507,775	500,003
うち東部共同調理場管理運営事業	254,623	301,732	223,580	230,650	237,120
うち西部共同調理場管理運営事業	256,624	256,033	273,889	277,125	262,883
②　小学校調理場改築事業	256,253	190,271	185,351	182,900	—
大道小学校	109,818	—	—	—	—

坂ノ市小学校	125,219	—	—	—	—
南大分小学校	17,810	151,739	—	—	—
春日町小学校	3,406	34,373	168,995	—	—
鶴崎小学校	—	4,159	16,355	182,900	—
③　学校給食管理事業	65,190	67,577	89,509	95,412	110,690
うち需用費	31,195	34,095	32,118	41,005	36,439
うち委託料	9,245	9,601	27,323	31,311	33,604
うち工事請負費	17,896	17,026	24,385	15,689	33,229
うち計	58,336	60,723	83,826	88,005	103,273
④　学校給食指導事業	4,340	2,170	2,634	2,993	995
学校給食施設整備事業	7,836	—	—	—	—
合　　計	844,865	817,783	774,962	789,079	611,688

各事業の内容と主な事業費（平成 27 年度）は次のとおり。

①　学校給食共同調理場費

科目の説明	共同調理場の管理、運営に係る事業
主な費用	（東部共同調理場） 調理委託料 131,176 千円 配送委託料　54,697 千円 （西部共同調理場） 調理委託料 128,834 千円 配送委託料　66,134 千円

②　小学校調理場改築事業

科目の説明	単独校調理場の大型改築に係る事業
主な費用	平成 27 年度はなし

③　学校給食管理事業

科目の説明	施設整備の維持管理、衛生管理等に係る事業
主な費用	需用費　　36,439 千円（消耗品費、給食室の修繕等） 工事請負費　33,229 千円（給食室トイレやコンテナ室増築等） 委託料 33,604 千円（うち 残さ資源化業務委託 20,331 千円）

④ 学校給食指導事業

科目の説明	学校給食への理解と食育の推進を図るための事業等
主な費用	消耗品費　336 千円 印刷製本費　308 千円

調理場の設備費や人件費は公費により負担されており、調理業務は、単独校調理場は直営、共同調理場は民間委託により実施されている。

設備費や人件費以外の食材費その他経費は私費により負担されている。私費については、単独校調理場及び共同調理場の単位ごとに決算書が作成されている。共同調理場の私費に係る決算は次のとおり。なお、単独校調理場実施校の各小学校の決算書の開示は割愛する。また、私費会計については、「**５．学校給食における私費会計**」を参照のこと。

単位：千円

	西部共同調理場				東部共同調理場			
	A 予算額	B 決算額	B－A 差額	B/A	A 予算額	B 決算額	B－A 差額	B/A
前年度繰越金	2,683	2,683	－	100%	1,811	1,723	△ 88	95%
滞納分徴収金	600	716	116	119%	575	1,296	721	225%
給食費徴収金	372,339	369,358	△ 2,981	99%	352,345	349,331	△ 3,014	99%
米粉パン補助金	1,000	897	△ 103	90%	862	872	10	101%
雑収入	390	353	△ 37	91%	203	142	△ 61	70%
収入合計	377,012	374,008	△ 3,004	99%	355,796	353,364	△ 2,432	99%
牛乳費	61,993	63,180	1,187	102%	63,384	60,840	△ 2,544	96%
米飯費	52,694	48,704	△ 3,990	92%	49,724	47,503	△ 2,221	96%
パン費	30,033	28,214	△ 1,819	94%	29,477	27,917	△ 1,560	95%
原材料費	217,808	219,709	1,901	101%	200,737	205,217	4,480	102%
燃料費	13,200	10,962	△ 2,238	83%	11,920	9,045	△ 2,875	76%
洗剤費	1,100	1,002	△ 98	91%	544	557	13	102%
予備費	10	－	△ 10	0%	10	—	△ 10	0%
大分西中引継分	174	174	△ 0	100%	—	—	—	—
支出合計	377,012	371,946	△ 5,067	99%	355,796	351,080	△ 4,716	99%
収支差額	0	2,062	2,062	—	—	2,284	2,284	—

ウ　献立委員会

（a）組織

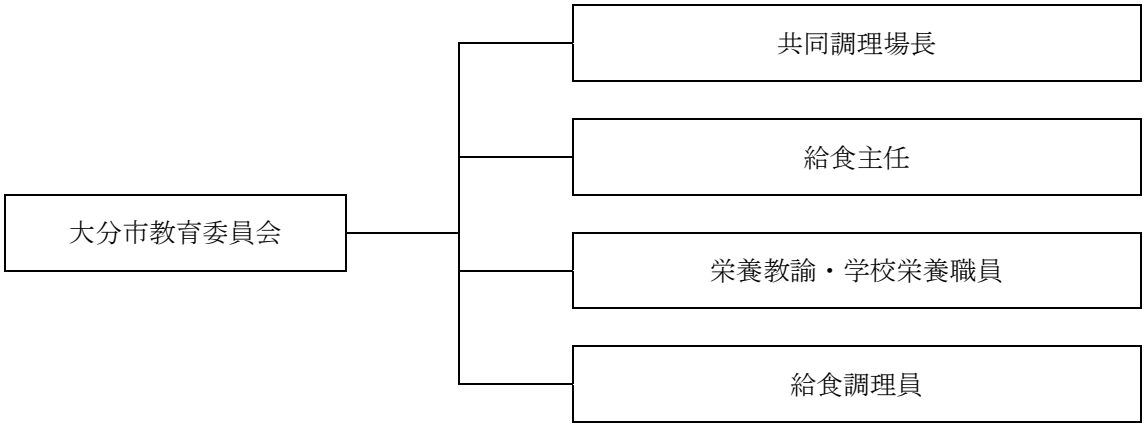

（b）　内容

市教育委員会で立案した献立について、指導の徹底、作り方、内容の検討を行い、実施献立の反省をもとに給食指導の充実を図っている。

エ　大分市学校給食研究会

校長、共同調理場長、給食主任、栄養教諭・学校栄養職員、給食調理員、PTA のそれぞれの代表者で構成する研究団体である。７月に総会を開催し、年間事業計画等の審議や給食指導などの実践発表を行っている。

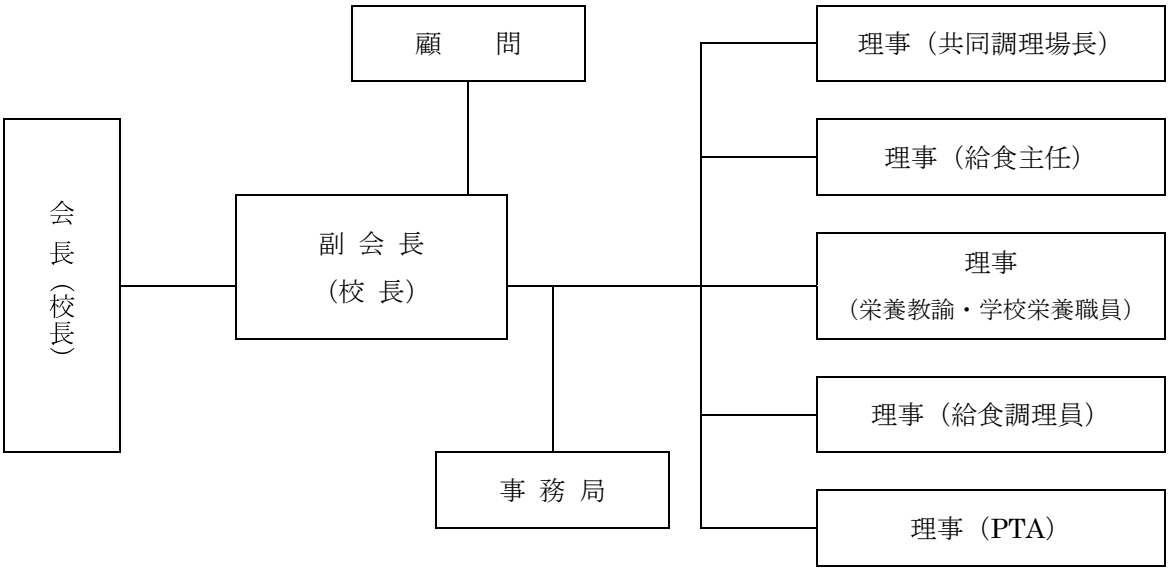

オ　学校給食ポスター展（学校給食指導事業）

学校給食週間の事業として、昭和 44 年から児童生徒の「学校給食ポスター展」を行っている。平成 27 年度出展数は 338 点、来場者は 3 日間で 1,150 名以上であった。

カ　学校給食試食会

児童生徒の保護者を対象に学校給食試食会を開催し、学校給食への理解を図るとともに、学校と家庭との連携を深めることを目的として、学校毎に実施している。

キ　外部委託

現在、小学校の単独校調理場では、市が給食調理員を雇用して（正規職員及び嘱託職員）実施されているが、正規職員の人件費のコストが高いこと等により、民間委託が検討されている。学校給食実施状況等調査によると、全国の公立の学校給食における外部委託状況は次のとおりとなっている。

学校給食における外部委託状況（公立）

平成 26 年 5 月 1 日現在

委託業務別	単独（校）調理場		共同調理場		計	
	小学校数	中学校数	調理場数	学校数	学校数	委託比率
調理	3,433	1,310	1,010	7,079	11,822	41.3%
運搬	658	388	1,649	11,517	12,563	43.9%
物資購入・管理	800	156	192	1,687	2,643	9.2%
食器洗浄	3,291	1,234	933	6,742	11,267	39.3%
ボイラー管理	395	118	688	5,731	6,244	21.8%

※1．「計」の欄の委託比率は、完全給食及び補食給食を実施している学校数に対する外部委託学校数の比率である。

2．中学校には中等教育学校前期課程を含む。

大分市でも、具体的には、一定期間の定年退職者数をもとに学校ごとに委託し、正規職員の配置換えを行いながら、委託する学校数を徐々に増やしていこうとする案が検討されている。

また、平成 29 年 4 月から平成 30 年 7 月までの間で、豊府小学校、滝尾小学校、大在西小学校の単独校調理場で調理業務の民間委託が試行されることが決定している。

この決定に当たっては次の 3 つの方法で比較されている。

現行の方法（直営方式）

単独校調理場の調理業務を委託するケース

共同調理場を建設して、調理業務を委託するケース

市が検討した 30 年間のトータルコストの見積りを閲覧すると、3 つの方法では、単独調理場の調理業務を委託するケースが最もコストがかからないとされている。

（2） 実施した監査手続

（運営方法）

学校給食の運営が効率的に行われ、また運営方法を見直す余地がないかを検討した。具体的な手続としては以下のとおり。

・運営方法の見直し状況について担当課への質問、関連資料を閲覧した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・効率的な運営方法が検討されているか。

（人員配置）

学校給食に係る人員配置が効率的であるか、また必要な見直し等が行われているかを確かめた。具体的な手続としては以下のとおり。

・給食に係る人員配置の方針について担当課からヒアリングを行い、人件費や報酬について、職種別・所在地別に金額のわかる資料を入手、閲覧した。
・給食嘱託員給与等の推移を把握して、報酬額ついての規定の改定等見直しが行われているか確かめた。
・職員の設置基準に関する方針が要領や基本方針等にうたわれているかどうかを資料で確かめるとともに、実際の配置状況と当該方針とを照らし合わせて確かめた。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・報酬額の見直しが行われているか。
・異常な報酬額となっていないか。
・職員の配置状況に重要な過不足が生じていないか。

（その他）

個別の事業の概要を把握し、関係資料を閲覧して事務が適切に行われていること、事業こと、事業評価について問題がないことを確かめた。具体的な手続としては以下のとおり。

・平成 27 年度の事務事業評価個表を入手、閲覧した。

・強化磁器食器の破損状況を学校園別に入手、検討した。
・学校給食の評価にあたり、教育委員会がどのような給食事業の調査（学校や保護者や児童、生徒に対する）を行っているか質問した。給食に係る実態（実地）調査を行っているのであれば、関連資料を入手して、実態調査の結果に重要な問題が生じていないかを確認するとともに、意見を反映するなどして給食業務の改善を図っているかを確かめた。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・食器購入について必要以上の購入がないか。
・食育の推進等の事業評価が適切に行われているか。
・保護者の意見を集約、整理したうえで、給食業務の質の向上や改善に反映しているか。

（３）監査の結果及び意見

事業費の見積り（運営方法）【意見】

市の事業費に関する見積りについては、公費である設備費と人件費について検討されているが、保護者が負担している食材費についての検討が含まれていない。例えば共同調理場方式となれば、大量購入による、食材費の大幅な減少も予測され、保護者負担額が削減されることにもつながる。共同調理場の建設コストについて食材費を含めたランニングコストの減少分でまかなえるかといった観点での検討も行う必要があると考えられる。

憲法はすべての国民に対しその保護する子女をして普通教育を受けさせることを義務としていることから、学校で実施される学校給食の費用の保護者負担分についても可能な限り軽減するよう配慮、努力することが望ましいと思われる。したがって、費用の積算にあたり、設備費や人件費のみならず、食材費を含めた形で検討することが望ましい。

また、人件費の積算にあたり見積りに使用した金額と直近の決算額とに差額が生じている。したがって、見積り数値の妥当性を再検討しておくことも必要である。

運営方法については 3 つの案が検討されているが、例えば次のような方法が考えられることから、より多くの情報を考慮し、メリットやデメリットを整理しておくことが有用である。

・直営方式を、正規職員の割合を減らし、嘱託職員の割合を増やして実施する方法
・共同調理場を、直営で行う方法

・その他の方法

運営方法の意思決定にあたっては、コスト面（定量的）の判断のみならず、定性的な観点も重要となり、教育的視点、アレルギー対応、安全、品質面なども比較衡量することが求められるが、今回監査の過程では、そのような定性的な検討資料は入手できなかった。可能な限り、定量的、定性的の両面から意見を集約、整理したうえで検討し、実行に移していくことが望ましいといえる。

設置基準の妥当性（人員配置）【意見】

給食調理員（（１）概要参照）の配置人数（設置基準）については、文部科学省が定める基準と一部異なる部分が見受けられた。例えば、301～500 食の規模の学校が配置人数について 3 人ではなく 4 人とされており、その客観的な理由が明らかにされていない。

人件費の観点からも可能な限り正規職員から非正規職員へシフトしていくことや、調理業務人員の見直し、さらに、時間帯別に最低限必要な人員を把握して、設置基準の配置人数を変更できないか検討する等のマネジメントができないか検討する必要がある。

調理員などのローテーション（人員配置）【意見】

給食調理員（正規職員、嘱託職員）の配置表を閲覧したところ、5 年を超えて同一校に在籍する職員が複数見られる。職員が 1 つの学校に固定化すると、業務のマンネリ化やチェック機能が弱くなることによる不正の発生可能性も懸念されることから、例えば 3～5 年といったスパンでの定期的な人事ローテーションを行うことも検討することが望ましい。ただ、現在は 6 年を超えて勤務している職員はおらず、不適切とまではいえない状況である。

購入枚数と破損枚数の比較（その他）【指摘】

スポーツ・健康教育課において、強化磁器食器の購入枚数と破損枚数を別の担当者が集計しており、各学校で破損した枚数と、単独校調理場校あるいは共同調理場で購入した枚数を、年度ごとに照合していなかった。このような状態では、食器が必要以上に購入されてしまうリスクも発生する恐れがある。また、破損枚数と購入枚数を別の職員が把握するという業務分担は非効率であり、今後は破損と購入は同一の担当者が管理すべきである。

また、共同調理場において、過去の購入状況をみると東部共同調理場は食器を毎年度購

入しているのに対して、西部共同調理場は 3 年間購入がない。同課によると西部共同調理場は過去、調理場を建設した際に食器を多めに購入したとのことであった。

単位：枚、円

	東部共同調理場		西部共同調理場
	購入枚数	購入金額	
平成 25 年度	1,000	519,750	購入なし
平成 26 年度	2,200	1,135,620	購入なし
平成 27 年度	1,600	966,816	購入なし

西部共同調理場にある余分な食器を東部に移管することにより、全体として先に購入したものから使っていくことになり、東部での購入時期も先延ばしできると思われるが、「西部共同調理場と東部共同調理場の予算が異なる」「どのみち両方とも在庫がなくなる」といった理由から、移管は検討しなかったとのことであった。

また、その後、食器を移管してもコストの削減にはならないといった説明や、仮に移動する場合には破損のリスクもあるとの説明も受けた。市全体としては両共同調理場で過剰な在率をかかえず、適正在率を持つということが資金の面でも効率的であるし、移動の際の破損のリスクについては、技術的に解決すれば良いだけの話である。

公金に対するコスト意識を強く持ち、自律的に無駄を排除する姿勢で業務を行うよう改める必要がある。

また、平成 25 年度から 27 年度の食器の破損枚数資料を閲覧したところ、破損枚数のカウントをしていない学校（調理場）が見られた。食事のマナー等食育等の事業効果の観点からも破損枚数をきちんと集計し、学校別や年度別に比較するといった対応をとり、指導や報告等につなげていくことが有用といえる。

評価の集約と活用（その他）【意見】

東部共同調理場、西部共同調理場では給食試食会におけるアンケートや中学校の生徒に対するアンケートを実施し、集約しているが、スポーツ・健康教育課においては、学校により行われている給食試食会の「アンケート」結果等を集約しておらず、現在の給食に対して生徒や保護者が相対的にどのような考えを持っているかが判断できなかった。これに対し、他市には、定期的に中学校全生徒を対象にアンケート調査を実施しているところもある（例えば東京都立川市）。

各家庭での食生活を踏まえ、栄養バランス（質）や量等について児童・生徒や保護者から意見を聞き、献立の工夫を検討したり、給食費を負担する保護者が運営方法などへの意見ができたりする機会を得るためにも、同課が、各学校で実施される試食会におけるアン

ケート調査の集約を行う、あるいは定期的にアンケートの一斉調査などをとることができないか検討されたい。

なお、独立行政法人日本スポーツ振興センターでは平成22年度に、児童生徒の食生活実態調査【食生活実態調査編】として、次のような事項を保護者に質問している。本市が保護者への質問事項を策定する際に、参考にされたい。

【保護者】

１ お子さんの朝食・夕食の摂り方　　２ お子さんの朝食・夕食の食事時間

３ 朝食の摂取状況　４ 朝食の欠食理由　５ 献立を決めるときに気をつけること

６ 誰の嗜好に合わせて料理を作りますか　７ 調理済み食品の使用頻度

８ 調理済み食品の使用理由　９ 朝食・夕食の調理時間　１０ お子さんと料理を作りますか

１１ 食品を選ぶときに気をつけること　１２ はしの持ち方　１３ お子さんの生活時間

１４ 学校給食に関する資料の活用度　１５ 学校給食に関する資料で参考になること

１６ 学校給食で良いと思われること　１７ 学校給食に望むこと

１８ お子さんに食に関することで教えていること　１９ お子さんの生活習慣で心配なこと

２０ 健康状態　２１ １週間の朝食摂取状況

５．学校給食における私費会計

（1）概要

学校給食は、各学校に設置された「学校給食運営委員会」を実施母体として運営されている。学校給食運営委員会は、校長、教頭、学年主任、栄養教諭、学校栄養職員、給食調理員、PTA 代表、学校医等により組織されている。

学校給食運営委員会の所掌事務内容は次のとおり。

１．物資納入業者の登録に関すること
２．給食物資の購入に関すること
３．給食費の額に関すること
４．給食費の納入に関すること
５．給食物資購入予算および決算に関すること
６．その他必要な事項

運営委員会の会長は校長が、副会長は教頭が就任していることから、実施母体は運営委員会であるが、その実質的な管理運営は学校の責任の下で行われているといえる。

学校給食費の流れ図は次のとおり。

学校給食費について

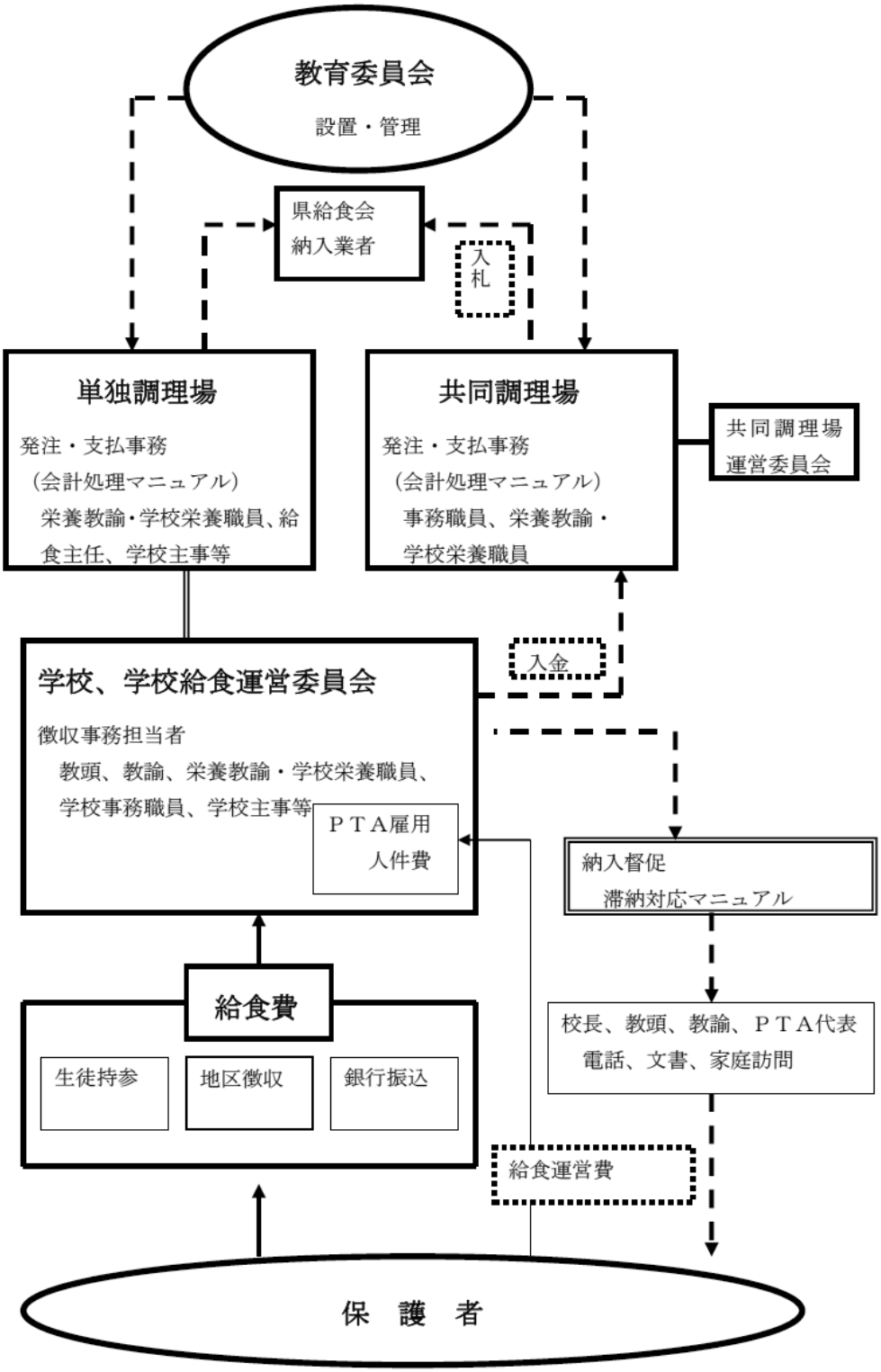

スポーツ・健康教育課によると、以前は給食会計に係る人件費などを給食運営費として、給食費と別途徴収している学校があったが、現在給食運営費を徴収しているケースはないとのことである。

また、学校給食を実施するにあたっては、学校給食ガイドブックに沿って運営することとされている。同ガイドブックは次の４つから構成されている。

Ⅰ　学校給食運営に関する基本方針
Ⅱ　学校給食運営に関する具体的な対応
Ⅲ　学校給食会計処理マニュアル
Ⅳ　給食費滞納対応マニュアル

Ⅰ　学校給食運営に関する基本方針	Ⅱ　学校給食運営に関する具体的な対応
1　学校給食運営の基本的な考え方 2　学校運営の組織 3　学校給食費 4　献立作成 5　学校給食用物資納入業者の指定 6　学校給食用物資の発注 7　学校給食用物資納入業者への支払と確認 8　学校給食の衛生管理 9　食に関する指導	1　運営 2　学校給食費 3　栄養管理 4　学校と家庭との連携 5　学校給食用物資の管理 6　衛生管理 7　食に関する指導の充実 8　緊急連絡網の整備 9　学校給食関係書の保存 １０　その他
Ⅲ　学校給食会計処理マニュアル	**Ⅳ　給食費滞納対応マニュアル**
1　基本事項 2　学校給食費の決定、予算編成 3　学校給食費の収受、保管 4　学校給食費の精算、繰越金 5　支出 6　決算 7　在庫管理 8　監査	1　徴収方針の明確化と全職員による協働態勢 2　滞納金の納入依頼のあり方 3　経済的理由で支払が困難と思われる家庭の滞納への対応 4　生活保護世帯、準要保護世帯の滞納への対応 5　欠席者への対応 6　保護者との連携

（2）実施した監査手続

学校給食ガイドブックが、必要なルールを定めているか、またガイドブックに沿って学校給食運営委員会（学校）が適切に業務を行っているかを主に検討した。具体的な手続としては以下のとおり。

・学校給食における人員配置、コスト（材料費、人件費等）について比較・検討しているか質問した。
・学校給食費の算定について再計算を実施した。
・調理業務の民間委託の検討状況を質問した。
・調理員の学校別の配置表を入手、閲覧した。
・給食会計の一部について予算と実績を比較して、異常なものはその原因を把握した。
・契約業者及び契約金額の一覧表等を入手して、問題がないか検討した。
・給食会計の未収、未払、前払等の取引の有無について検討した。
・決算報告をどのようにしているかを質問した。
・食材の発注担当者や検収担当者、口座の入出金担当者が誰か質問した。
・会計記録から任意に取引を抽出して、請求書や領収書と照合した。
・共同調理場運営委員会の団体の概要について質問し、関連資料を閲覧した。
・取引業者からのリベートの有無について質問した。
・支払証憑を閲覧した。
・教育委員会（スポーツ健康教育課）による、各学校の給食運営委員会や共同調理場へのモニタリングについて質問した。
・備品や材料の棚卸に係る取り扱い及び実施状況を質問した。
・就学援助を受けている者等の中に未納が生じていないかを確認した。
・給食費滞納対応マニュアルを閲覧した。
・衛生巡回指導の内容等を質問して、関連資料を閲覧した。
・学校において、人員配置表を入手して、給食費の発注、検収、支払を誰が行っているかを把握して、その学校におけるリスクを把握した。
・学校において、給食費回収の流れを質問するとともに、現金や通帳の取扱者や担当者及び日々の締め、保管方法等を質問した。
・学校において現金実査を行った。
・平成 28 年 3 月の金銭出納簿と預金通帳とを突合した。
・平成 28 年 2 月分、3 月分の給食日数と、2，3 月分の材料費等を比較して、不自然に 3 月分の支払が高くなっていないかを確かめた。
・業者取引一覧表や月ごとの業者別支払取引表を入手し、金額の大きい取引について、見積合わせが行われていることを確かめた。

・中学校の共同調理場の決算をどのように保護者に報告しているか質問した。
・学校給食費滞納への段階対応要領を入手して、滞納者がこの手続きに沿った形ですべて処理、記録されているか確かめた。
・滞納者について、記録簿が作成されていることを確かめた。
・滞納額の内訳資料を入手するとともに、債権の貸倒処理基準を入手、質問して基準に沿って処理されているか確かめた。
・長期滞納者について教育委員会と協議されているかを確かめた。
・長期欠席等で生じた欠食に伴う返金ができるような体制になっているか質問した。
・給食費徴収に先立ち、保護者から同意書の回収状況を質問した。
・学校給食の会計処理について市の公会計化の検討状況を質問した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・給食費が市の歳入であるか。
・食材費等が異常な構成比となっている学校はないか。
・給食回数が異常となっている学校はないか。
・調理員が過少あるいは過大な学校はないか。
・学校給食費の算定は妥当か
・未払金が多額または長期となっているものはないか。
・複数の学校で一括して発注することによりコストを削減できるものはないか
・計画と実績で異常に差が生じている取引はないか。
・一者となっている契約はないか。
・委託費や人件費の中に、アイドルタイム（調理や配送以外の時間）が過度に大きくなっているものはないか。
・決算報告の方法が適切か。
・簿外預金はないか（廃油売却収入などが収入計上されているか)。
・口座の入出金を特定の職員に任せきりにしていないか。
・通帳と帳簿の突合を担当者以外が行っているか。
・教諭が預かった給食費を事務担当者に適時に渡しているか。
・預金通帳と印鑑を誰でも持ち出せる状態になっていないか。
・取引価格は妥当であるか。
・教育委員会（スポーツ健康教育課）による学校給食現場へのチェック機能が働いているか。
・棚卸は適切に行われているか。
・代理受領により、未納が防止できるものはないか。
・マニュアル等に未納を早期発見、解消するための取り組みが組み込まれているか。

・マニュアルが有効に運用されているか。
・貸倒処理基準は客観的かつ公平なものか。
・滞納の発生から適時に対応がとられているか
・未納者との交渉記録、調書が作成されているか。
・給食費徴収に先立ち保護者から同意書を入手しているか。
・衛生管理の方法や体制を理解し問題点がないか。
・内部けん制が弱くなっているところはないか。
・3月末の献立と3月末の仕入が不整合のものはないか。
・余った給食費で翌期納品分を先に請求だけさせ支払を行っているようなものはないか。
預け処理はないか。
・未納管理は適切に行われているか。
・返金が長期に行われていないものがないか。

（3）監査の結果及び意見

【全般的事項】

教育委員会（スポーツ・健康教育課）の管理不足【指摘】

学校給食においては、不適切な事例が散見された（後述参照）。これは、各現場の能力不足や不注意等により発生していることが大半であるが、教育委員会（主にスポーツ・健康教育課）が、各学校の運営状況を把握、管理できていなかったことも大きな要因であると考えられる。具体的には次のような問題がある。

・教育委員会による給食費の数値にもとづく各学校へのモニタリングが行われていない。

①単独校調理場の予算書や決算書を入手して、前期比較や学校間比較等を行っていない。

単独校調理場において、学校別に給食費の徴収額については把握しているものの、給食費決算の前期比較表や学校間の比較表などは作成されておらず、主食や副食、原材料費等支出額の異常点の把握、原価に見合った徴収額となっているかといった検討が十分に行われていない。

単独校調理場における学校給食運営委員会においては、通常自校の実績値しか把握していないと思われる。したがって、例えば他校に比べて運営がどのようになっているのかといった観点が不足することから、学校側だけでは異常点に気付くのが難しいと思われる。

スポーツ・健康教育課は、単独校調理場実施校から決算書をそもそも入手しておらず、学校別に給食費及びパン費や原材料費などの比較（原価率）や、未払金額、次期繰越金額などの学校間比較が行われていない。

現在、学校給食は私費会計であるが、前述のとおり、運営委員会の会長・副会長は校長・教頭であり、資金管理や支払業務などの業務は学校（の教職員）が実施していることから、実質的には学校の責任の下で行われている。したがって、学校への適切な指導を教育委員会（同課）が行う必要があり、数値等についても管理しておくべき事項であるといえる。給食費の保護者負担額が 1 人 4,800 円／月とすると 500 名規模の学校では年間の収支規模が 26 百万円／年（4,800 円×11 か月×500 人）ほどになる。この給食費は、小・中学校が取扱う資金としては、最も大きな金額である。

今後は、単独校調理場については、スポーツ・健康教育課が学校別に比較するなどして、異常点については学校に聞き取りを行ったり、給食会計に関する数値の比較資料を各学校（学校給食運営委員会）に対して提供したりといった対応を行う必要がある。

なお、共同調理場においては、本市は西部共同調理場と東部共同調理場の 2 つの共同調理場においてそれぞれで決算資料が作成されており、資料は入手しているものの、2 つの調理場を比較したような証跡はなかった。これについても単独校調理場と同様、スポーツ・健康教育課が両共同調理場の実績数値を比較、検討を行う必要がある。

②各学校の滞納額、滞納者名、滞納金額をすべて入手していない。

同課は、平成 28 年度 4 月末において、現年滞納者（平成 27 年度分）についての各学校の滞納額は入手、集計している（次表のとおり）が、過年分を含めた学校別のすべての滞納者名、滞納額は調査、集計していなかった。また、滞納に対する学校の対応が適切に行われているかどうかチェックを行っていなかった。

学校給食費収入状況（平成 28 年度 4 月末現在）

	平成 27 年度 収入予定額	平成 27 年度 滞納額	滞納率	人数
小 学 校	1,444,685 千円	1,677 千円	0.12%	67 人
中 学 校	688,444 千円	1,152 千円	0.17%	55 人
計	2,133,129 千円	2,829 千円	0.13%	122 人

※表には平成 26 年度以前に発生した分の滞納額は調査集計されておらず不明

滞納状況を放置することは、誠実に支払をした多くの保護者の公平感を阻害することや、滞納額の分だけ食材の質が落ちることなど、健全な学校給食運営に支障をきたす可能性が

あることから、滞納者に対しては、可能な限り回収交渉を厳格かつ継続して行っていく必要がある。滞納者への回収交渉は、現場の教職員によってのみ行われることから、当該職員の経験や能力等によって、対応に幅が生じる可能性がある。すべての学校で給食費納入が安定して適切に実施されるように、スポーツ・健康教育課が学校間比較を行ったり、過年度分を含めた、各学校の滞納額、滞納者名、滞納金額を入手して、前期比較などを行い、滞納金額が生じない、放置されないようなチェックを行うことが必要である。

・現場が適切に業務を行っているのかチェックしていない

収入支出決算書や金銭出納簿において学校給食会計処理マニュアルで定められた様式と異なるものを作成している学校が散見されたが、このような不備は、決算書や出納簿を毎年度入手して、マニュアルを読んでいれば容易に識別できたはずであり、そもそも校長や教頭がマニュアルを読んでいない可能性がある。

また、スポーツ・健康教育課への質問及び関連資料によれば、衛生面などについての点検は学校現場に赴くなどしてチェックしているようであるが、決算書や取引の証拠書類、通帳や現金の管理状況のチェックなど、学校給食費の取扱いに関する現場訪問は行われていない状況であった。

ルールを設けたからといって必ずしもすべて守られるとは限らない。学校給食は、保護者（市民）のお金を取り扱っており、公金に準じた厳格な管理が求められることから、教育委員会（スポーツ・健康教育課）としても現場に対してチェック機能を働かせることが重要になる。今回の包括外部監査において多くの不備が発見されたが、所管課が定期的に現場の書類を入手して閲覧する、あるいは現場訪問により帳簿等のチェックを行い、適切な指導を行っていれば、多くの不備は監査前に自主的に発見、是正されていたはずである。

当年度発生した学校給食費の職員の窃盗事件の事後対応としても、抜き打ちで他の学校へ訪問して現金カウントを行うといった措置も検討されてもよいと思われるが、文書を通知するといった対応に終わっている。

・ルールの組み立てが粗雑であること

会計処理マニュアルなどで、業務行為者と承認者が誰なのか明確に記載されていないケースや、各種行為の具体的な対象・実施時期・範囲などが不明確で学校間で異なる解釈が生じ、当初意図したことが適切に実施されないおそれがある規定が見られた。

滞納については、現在貸倒れとして処理する基準が存在しない。一定期間、滞納世帯の

保護者や生徒と連絡が取れず、回収不能の可能性が極めて高い場合については、PTA 総会で承認をもらうことにより、貸倒処理をするといった基準を明確にすることで、管理の煩雑さを一部軽減することにもつながると思われる。ただし、貸倒処理については、他の保護者との公平性の観点から、督促や面談等の実行できるすべての滞納対応がとられた後に行うべきものである。

ルールの設定にあたっては、現場で行うもののみならず、スポーツ・健康教育課が行うべき規定（決算書の同課への提出、学校への現地調査、指導に関する事項等）についても検討する必要がある。

また、Ⅰ 基本方針～Ⅳマニュアルまでが綴じられている学校給食ガイドブックは平成 20 年 3 月以降改訂されていない。ルールが適切に設けられていない点や、ルールと実際の運用が異なっているものが散見されることから、定期的にガイドブックの見直しを行う必要がある。

・ルールの組み合わせの問題

生活保護世帯や準要保護世帯の滞納への対応として、生活保護世帯については、生活福祉課と連携し、福祉事務所へ学校給食費の代理払いを依頼することにより、校長が代理受領をすること、準要保護世帯については、保護者の同意を受けて児童生徒援助費等から給食費の受領を学校長が行うことができる仕組みになっている。

平成 27 年度に、大分市福祉事務所生活福祉課が実施した被保護世帯に係る給食費の滞納調査結果によると、生活保護開始以降、教育扶助を受けている者の中に給食費の滞納者が存在したが、代理受領を行っていれば未納は防げたものがあった。一方、就学援助世帯については、所管課である教育企画課は特に調査を行っていないことから、就学援助を受けている者の中に、給食費の滞納者が存在する可能性も否定できない。

このように給食費の未納対応に対しては、ルールはあるが、その適正利用や他課との連携はしていない。給食費を取り扱う所管課であるスポーツ・健康教育課においては、前年度分の滞納に対する調査は行っているが、過年度分については行っていない。このような中で、生活保護者の未納の調査のみ生活福祉課と学校間で行われているのは非効率と言わざるを得ない。

今後は、全給食費滞納者の中に、生活保護世帯や準要保護（就学援助）世帯が含まれていないかを、各学校や生活福祉課と連携して、チェックするといった業務をスポーツ・健康教育課が行うべき業務とすることで、効率的かつ網羅的な滞納防止が期待できる。

【個別事項】

学校給食費に係る会計監査【意見】

会計監査の実施時期や範囲、手続が明確となっておらず、会計監査報告書の様式、記載内容が学校により異なっている。監査が適正に実施されず、給食会計が適切に処理されなかったり、監査を行う保護者に過度な負担を生じさせたりする可能性がある。誰でもある程度の監査の質が確保できるよう監査を行う上での具体的なルールを設ける必要がある。

例えば、監査時期については、基本方針によると、会計監査は年 1 回の定期監査以外に、学期末に自主監査を行うとされている。一方、学校給食会計処理マニュアルによると、監査は定期的または随時に、少なくとも年 1 回会計年度末には行うとされている。基本方針では最低 2 回監査をすることが求められるが、会計処理マニュアルでは 1 回でもよいことになっており、ガイドブック上での監査の頻度、時期が曖昧である。

このほか、現行、監査のルールとして定められているのは以下の点のみである。

・PTA 関係者等を含めた監査制度を確立し、適正な監査を行うこと。
・監査委員は、学校給食運営委員会である保護者等から 2 名以上選任すること。
・監査は、関係帳簿、伝票、その他証拠書類等について行うこと。
・監査報告書（所定の様式）を作成すること。

監査委員の対象となっている保護者すべてが、監査の知識や経験が十分とはいえないことから、監査手続に関して、預金通帳や銀行の残高証明書と決算書との照合を行うこと、金庫の現金を数えること、金銭出納簿と決算書の金額の一致を確かめることなど、どの学校でも実施できる共通の手続書を作成しておくことが有用である。監査委員に誰が選任されても、重要な監査手続は履行される仕組みが必要である。

監査の質の向上【意見】

各校で作成されている決算書及び監査報告書を閲覧したところ、学校給食会計処理マニュアルで示されたものと異なる会計年度、金銭出納簿、決算書を用いている学校があるにもかかわらず、そのまま適正な監査報告がなされ、決算書が PTA 総会資料に掲示され会計報告されているものがあった。

監査委員は主に保護者が担っており、監査従事期間は通常は 1 年であり、最大でも児童

生徒が学校に在籍する期間と考えれば、決して経験や能力が十分とはいえない。

したがって、学校は、監査委員である保護者に対して、年度当初に学校給食会計処理マニュアル等を配布して規定やルールを十分に伝えて、監査前には、前述の監査手続書を提供するといったことを行い、可能な限り実効性のある監査が実施されるよう努めるべきである。

学校給食用物資納入業者の指定【意見】

基本方針では、学校給食用物資納入業者選定委員会や学校給食運営委員会で指定基準等をもとに審査し、食品類毎に複数の業者を指定することが原則であると定められているが、平成28年度の単独校調理場における業者との契約締結状況の資料を入手、閲覧したところ、次のとおり、指定先が1者となっている学校が散見された。

指定業者が1者となっている納入物資と学校数

一般物資	精肉・肉加工	野菜・果物	魚・魚加工
1校	4校	10校	18校

上表のほか、豆腐類やこんにゃく練り製品、調味料等においても同様のケースが見られ、複数業者を原則としている中、「例外」事例が頻発している。

この 1 者指定について、その理由が妥当かどうか検討された証跡がなく、合理性が客観的に確認できないことから、この規定が厳格に運用されているとは推察できない状況である。

そもそも食品類ごとに指定業者を複数とすることを原則としているのは、品質や価格などを競わせることによる効率的な運営を図ることや、業者との緊密な関係から生じる不適切な取引等の発生防止を図る狙いがあると思われる。

今後は可能な限り指定業者を複数にするよう改善するとととともに、やむを得ず単一の業者を指定する場合には、その理由を文書で明らかにしたうえで、納入業者の選定を行うようこと、その証跡を残しておくことが必要である。

納入業務に係る職務の分掌【意見】

基本方針によると、不正を防止するため、収入業務と支払業務は同一人が行うのではなく、担当を分けることとされているが、別途発注業務と支払業務を同一人が行う場合、架空発注による支払などが行われる可能性もあるため、収入業務と支払業務を別人にするこ

とだけでは、不正防止の観点からは十分とはいえない。

基本方針には支払前に注文書、納品書、請求書を照合すること、毎月末、会計帳簿と預金残高等を照合確認することが定められているものの、「誰が」という主語が記載されていないことから、発注担当者が支払業務を兼ねていれば、リスクが高いままとなってしまう。業務の定めについては、例えば主語を明確にして、発注担当者以外の者が支払業務をしたり、支払業務以外の者が帳簿記入したりといった職務の分掌を明確にしておくことが必要である。

納入業者への支払時期【指摘】

業者との契約書では食材の支払時期について、末締翌月 10 日払と定められていたが、10 日を超えて支払いしているものが散見された。

基本方針では、注文書、納品書、請求書を照合し、指定された日までに校長の責任において、支払うと定められているが、指定日までに払うために、契約書にも留意しておく必要がある。契約書を改定するよう業者に働きかけをするか、契約書に沿った支払いを行うように改善するべきである。

金銭出納簿の金銭の範囲【意見】

学校給食会計処理マニュアルにおいては、「学校給食金銭出納簿等の関係帳簿は、定期的または随時に、少なくとも毎月末には照合する」とされている。

学校で作成されている金銭出納簿を見ると、現金と預金が区分されておらず「現金」と「預金」を合わせた現金預金の動きが記載されている学校が見受けられた。この方法では、預金から現金が引き出された場合や現金から預金に預け入れされた場合には、現金預金トータルとしては変動がないことから金銭出納簿に記載されない可能性がある。通帳引き出しからの出金や、現金集金からの預金預け入れの間の紛失や流用がなされることがないよう、現金と預金は分けて、出納簿を作成するべきである。

現金については、現行では最大 1 か月は照合が行われないことになり、過不足が発生しても原因の特定が困難となる可能性がある。現金出納帳を作成した上で、台帳と現物との照合は原則毎日行うべきものである。職員が不在の場合であって出納帳の記入が困難な場合にも、入出金伝票や棚卸表を作成しておくなどして、いつでもあるべき残高と実際の手許現金在高を明確にしておくべきである。また、現金照合においては、日次で担当職員が行い、月次で管理者が行うといった運用が内部けん制上も望ましいといえる。

このように預金及び現金の管理をきめ細やかにするために、マニュアルの改訂が必要で

あるといえる。

金銭出納簿の作成状況【指摘】

学校で作成されている学校給食金銭出納簿を閲覧したところ、学校給食会計処理マニュアルに沿って適切に作成、管理されていないものが見受けられたことから、是正するべきである。なお、不適切な事項としては次のものがあげられる。

・金銭出納簿を作成していない学校がある。
・金銭出納簿が実際の通帳取引日ではない日付で記帳されている。これは、4 月以降の未精算取引をあたかも年度内に行ったように決算書を作成するために行われたものであると推察される。
・金銭出納簿には、学校給食運営委員会長（校長）の検印欄が存在するが、検印していない学校が見受けられることから、校長が金銭出納簿をチェックしていない可能性がある。
・異なる様式のものを利用している学校がある。

学校給食費に係る予算の運用【意見】

学校給食会計処理マニュアルによると、収入および支出の予算を編成して、「収入、支出予算書」「年間収支予定表」を作成し、学校給食の実施、運営に支障をきたさないよう定められているが、予算の算出の具体的な方法や予算の承認についての定めがないことから、その運用に当たっては学校によってバラつきが生じている。

例えば、次のような事象が見受けられる。

・様式は 2 期連続の予算を記載することとなっているが、1 期のみの金額しか記載のない、異なる様式のものを利用している。
・予算額がきりのよい数値となっているが、繰越額が比較的多額となっていることから、予算額の算定が丁寧に行われていない可能性がある。
・予算額として計上はされるものの、決算額としては発生のない、あるいは予算額と決算額との差額が比較的大きな項目があることから、予算額の見直しの余地がある。
・予算額において、対前年度で増減した場合のコメントが摘要欄に記載されていないなど客観的説明が十分ではないものがある。
・予算額の予備費について具体的にどのような原因で発生することを想定しているのか記

載がない。会計の透明性を確保する観点から、摘要欄に具体的な費用の中身を記載することが望ましい。

予算の算出方法や承認など、共通のルールの下で運用できるものについて具体的に定めておくことにより、効率的な運営を図る必要があると考える。

学校給食費の収受及び保管【指摘】

現金管理が適切に行われておらず、現金に係る不正発生後の対応も不十分であった。不正等が生じないよう可能な限り厳格な管理を行うよう改善するべきである。

監査期間中に給食費の窃盗が発生した（7 月）。関連資料によると、嘱託職員が職員室で保管していた給食費 95 千円を夜間に入室して盗んだものであり、給食費を管理している教務担当の職員が気づいたとのことであった。

発生原因をより具体的に検討すると次の点が挙げられる。

・現金の預金への預け入れを怠っていた（週末に学校に金銭を保管していた）こと。
・校長室の金庫ではなく、職員室で保管していたこと。
・職員への不正に関する教育が不徹底であったこと。

学校現場の現金管理に問題があることが明らかになったことから、同様の不正事例が他の学校でも発生していないか、また現金管理の状況が不十分で不正の発生につながらないかを早期かつ徹底的にチェックする必要があった。

ところが、担当課であるスポーツ・健康教育課による徹底的な調査は行われなかった。その理由は、学校において管理される現金がなくなった場合、各学校から教育委員会（学校教育課、スポーツ・健康教育課等）に連絡が入ることとなっているため、各学校からしばらくの間は連絡がないことから、現金事故は長期にわたって生じていないと教育委員会は認識しているからであった。

今回の事件後の対応として、同課は、「学校における給食費等の管理について（通知）」及び「教職員の給食費徴収について（依頼）」という文章を各小中学校長あてに通知し、各学校での現金保管場所を照会しているのみで、特段、学校訪問等による現場での管理状況の実態把握など発生した事案の重要性に応じた対応を行ってはいない。

学校教育課による「学校における各種徴収金等の管理について（通知）」では、現金を収納した場合は、速やかに支払先、または、金融機関に納付することとされている。この通

知は、事件発生前から学校に指示しているものであり、ルールを通知したからといって、その内容が守られない可能性は十分にある。

また、学校現場で問題が発生した場合に、管理職が教育委員会への連絡をしないことも考えられる。例えば現金不足時に管理職による立替え・補てんということも物理的には可能であることから、学校側で教育委員会に報告をせず穴埋めするといった対応で済ませてしまうことも十分想定されうる。

このような点を踏まえると、スポーツ・健康教育課（教育委員会）としての対応は、文書を通知するだけでは不十分である。例えば各学校に当期 4 月から 7 月までの現金過不足の発生の有無について照会をする、同課が学校を抜き打ち訪問して現金精査を行うといった積極的な対応も行うことが望ましかったと言える。

学校給食費の収受及び保管【意見】

前述の通知文書を閲覧したところ、文書の中に、現金不正事件が発生したことや、事件の発生に至った現場管理の不備が明らかにされていなかった。現場が危機意識を持てるよう、可能な限り内容を具体化して記載するべきであるといえる。

領収書の管理【意見】

給食費を現金で受けとった場合に発行する領収書（控）について、連番管理がなされていない学校があった。取引の網羅性を確保し、受け取った現金がもれなく通帳に入金されたかどうかを事後的にも把握できるよう、領収書の連番管理を行うことが望ましい。また、領収書は複写式を使用するなど、不正ができない仕組みを設けることも有用である。

資金移動について【意見】

複数の金融機関を利用して給食費の回収や材料費の支払が行われているため、口座間の資金移動等が多く煩雑な業務となっていることから、可能であれば取扱金融機関の数を制限しシンプルな運用をすることが効率的であると思われる。また、金融機関間の資金移動を担当職員が引出して持参の上預け入れしていたが、紛失盗難等のリスクがあることから、特に金額の大きなものについては、手数料等の追加的なコストはかかるが、リスクを回避するためにも振替を検討されたい。

学校給食費の精算及び繰越に係る預け処理【指摘】

学校給食会計処理マニュアルによると、年度末については、決算見込みを踏まえて、給食費の調整を行い、繰越金は必要以上に多額にならないようにするといった対応が示されているが、繰越額が生じないよう、年度内で不要な仕入取引を行っているケースが見受けられた。

共同調理場の支出命令簿、請求書、発注書の一部及び献立表を閲覧したところ、請求書に記載された購入食材等と献立表に記載されたメニューに使われる食材等の関連が不明な取引があったことから、担当課にヒアリングを行ったところ、請求書上の納品日と実際の納品日が異なっているものがあることがわかった。

西部共同調理場において請求書上の納品日と実際の納品日が異なっていたもの
3 業者　13 件　取引合計金額　3,788,790 円

東部共同調理場において請求書上の納品日と実際の納品日が異なっていたもの
1 業者　1 件　取引合計金額　1,296,000 円

これらは、学校給食費の繰越額を減らすために行ったのであろうが、4 月納品の代金を 3 月に支払う合理性はなく、また、当年度と翌年度の生徒や保護者は完全には一致しないことから、その負担についても公平性の面から問題である。
なお西部共同調理場の取引の一部については、災害時の備蓄用としての購入ということであったが、購入に際し決裁文書はなく、回答が本当に合理的なものであるとは判断できなかった。

単独校調理場の小学校を訪問したところ、現地給食最終日に納入したと記載されている請求書の商品の中に、当日の献立とは整合しないものが見受けられる学校があった。使用されていない食材を購入している可能性が高い。なお、これらの商品は、決算書上は、繰越材料としては報告されておらず、客観的には、使用した食材費として決算書に記載されている。
まずは計画的な予算執行を行っていくことが必要であるが、市価の変動などで、食材購入の調整がうまくいかず、一定額以上剰余金が発生する場合については、保護者に確認の上、剰余金を繰り越す等の対応をとることが考えられる。春休みという長い期間未使用の食材を購入するのは、品質管理の観点からも望ましくないといえる。

平成 27 年度の繰越額は前年度から 240,529 円増加し 848,736 円となっている学校がある

が、他校と比較すると単年度の繰越額と繰越総額が大きい印象を受ける。繰越額が大きくならないように献立を調整する必要がある。

給食最終月 3 月に翌年度の 4 月に使用する予定の材料を購入している学校があったが、新年度に入ってから材料を購入するほうが、品質管理の観点からも望ましい。

支払に係るチェック体制ついて【指摘】

支払いに当たって、毎月注文書、納品書、請求書を照合して支払金額を確認し、支払後は領収書等を徴すると定められているが、普段の発注や検収を行う者以外の誰が、支出行為を承認するのかが定められていないことから、支払についてのチェック体制が十分に整っているとは言えない。

運用についても、学校訪問による現地での書類の閲覧及び質問を行ったところ、支払行為に係る管理者のチェックも有効であるとは客観的には判断できないところがあった。

例えば、支払の請求書綴りには校長印が押されているが、押印のタイミングが支払後となっているものがあった。また、納品日や商品名が具体的に記載された請求内訳がなく、請求書に合計金額についてのみ記載しているものについて、支出の妥当性を具体的に確認せず押印していると推察されるものがみられた。

また、平成 27 年度の支払関係書類を見ると、4～2 月までは業者への支払後に請求書や金融機関への払込済用紙を貼り付け、学校長が押印していたが、3 月については学校長の押印がないといった学校があった。

適正な決算書の作成【指摘】

学校で作成されている収入支出決算書を閲覧したところ、学校給食会計処理マニュアルに沿って適切に作成、管理されていないものが見受けられたことから、是正するべきである。なお、不適切な事項としては次のものがあげられる。

・様式で注記項目となっている滞納金額が記載されていない。このため、客観的には滞納金額が保護者に報告されていない可能性がある。
・通常の児童生徒徴収金の金額を誤って、滞納分徴収金額の収入欄に記載しているなど決算書の項目と金額に誤りがある。
・予算額が記載されておらず、予算と決算数値が比較できない状況となっている。

・様式では主食や牛乳や副食などに区分された食材が一括して記載されている学校がある。
・摘要欄が削除されていることから、項目の説明が不十分となっているものがある。

発生主義の導入【意見】

学校給食会計処理マニュアルによると、会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとされており、出納閉鎖後に収入支出決算書を作成することとされている。

例えば、未収金や未払金が多額に生じている場合、流用のリスクも想定されるが、収支決算（現金主義）では、実際にお金の出入りに応じて記録されることから、決算書に反映されず、その発見がより困難となるといった点が問題である。また、収支決算（現金主義）では、実際にお金の出入りに応じて記録されるが、発生主義を導入することにより、適正な期間損益計算が行われることから、収益（給食代金）と費用（食材費等）が対応表示されることにつながる。

発生主義にもとづいた、活動計算書や貸借対照表、財産目録を作成するよう、見直しが必要である。また、そのような決算書の作成が困難であれば、収入支出決算書を作成した上で、未収入金や未払金の期首残高と期末残高を注記するといった対応も考えられる。

滞納者の把握、滞納者一覧表の作成【指摘】

会計処理マニュアルによると決算時の滞納金については、滞納者一覧表（所定の様式）を作成することとされているが、この滞納者一覧表を作成していない学校が見受けられた。

マニュアルでは、この滞納者一覧表の作成に当たり、過年度の滞納金の取り扱い、記載方法が明らかにされていない。また、滞納者一覧表と収入支出決算書の注記欄の滞納金額との整合性についても何ら記載がない。

滞納者一覧表が適切に作成されなければ、回収活動も困難になる。現地監査を実施したところ、過去の担当者から給食費の滞納者に関する引継ぎが不十分だったため、滞納人数と金額しか把握されていなかった学校があり、そのため、誰から徴収すべきかの把握ができていない状況であった。担当者が突発的に退職したことも要因となっているが、引継ぎをすべき内容を明確に示し、もれなく引継ぎが実施されたことを管理職もしくはスポーツ健康課で確認すべきである。

また、決算報告においても滞納金に関する報告が行われていないため報告する必要がある。

保護者への決算報告時期【意見】

学校給食会計処理マニュアルによると、会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとされており、出納閉鎖後に収入支出決算書を作成することとされている。一方で、給食費滞納対応マニュアルにおいて、PTA 総会等で給食費の収支決算報告を行い、給食費の使途等を説明することとされている。

給食費についての決算報告が、保護者に対して実施されていない学校があった。共同調理場の決算報告のコピー等でも構わないので、何らかの報告を行う必要がある。

また、決算報告は翌年度の 4 月に行われていることが一般的であるようだが、中学校 3 年生や小学校 6 年生については、児童生徒は卒業することから、PTA 総会が翌年度に行われる場合には、その保護者は出席しないことが通常であると思われる。したがって、最上級生の保護者については、年度の見込みなどを報告する必要がないか検討する余地があるといえる。

滞納に対する電話催告【指摘】

滞納対応マニュアルに定められた電話催告を行っていることが確認できず、ルール通りの運用がなされていない学校があった。

給食費納入確約書の入手【指摘】

給食費滞納対応マニュアルによると、給食費の納入については、保護者の協力の下、保証人付き「給食費納入確約書」の提出依頼を行うこととされているが、当該書類の依頼、入手を行っていない学校があった。

また、所定様式と異なる形（児童個人票）で確約書が入手されている。当該確約書においては、保証人の押印欄がなく、保証人の押印がない学校があった。

規定通りに運用が行われるよう改善する必要がある。

滞納者についての記録簿が作成されておらず、3 か月超滞納者に対して、電話連絡や督促状の発送がいつ行われたのか、先方の対応がどのようなものだったかが記録されていない学校があった。滞納者とのやり取り等を継続管理して、担当職員の異動などがあった場合でも対応できるようにしておく必要がある。

給食費の公会計化【意見】

学校給食会計処理マニュアルによると、学校給食会計は、学校（学校給食運営委員会）が徴収し会計を管理する学校徴収金の一つとして位置付け、事務処理を行うものとされている。この学校徴収金は私費会計とも呼ばれるもので、公会計（公費）とは別に管理されている。

平成 21 年から福岡市で学校給食費の公会計化が開始されるなど、近年は様々な地方公共団体で公会計化の動きがみられる。

公会計化による主なメリット、デメリットは次のものがあげられる。

公会計化により期待されるメリット	公会計化により予測されるデメリット
① 会計処理の透明性向上 ② 学校現場や保護者の負担軽減、子どもとの時間確保 ③ 給食費負担の公平性確保 ④ 保護者の利便性向上 ⑤ 食材費の予算化による安定供給	① 未納者、未納額が増加するリスクがある ② 電算システムや管理コストが発生する可能性がある

<u>公会計化により期待されるメリット</u>

①会計処理の透明性向上

予算、決算、監査等、法に基づく適正な学校給食費の管理運営を行うことにより、学校給食費の取扱いにかかる事故防止を図る。本市の児童数が多い単独校調理場校の中には、収支規模が年間 5,000 万円以上の小学校もある。

他市においては、公会計の導入に伴い、食材業者への未払が発覚し、支払金額を着服していたといった事案が検出されているところもある。

②教職員や保護者の負担軽減、子どもとの時間確保

徴収や入金、出金業務、滞納管理などの業務について軽減されることにより、学校現場や地区徴収を担当している保護者の負担が軽減される。また、教職員の負担が軽減されることで、子どもと向き合う時間が確保されることが期待できる。

③給食費負担の公平性確保

公会計に移行することで、相談を含めた未納への早期対応を行い、公平な負担を図る。これにより、未納対応に対する教職員や学校の行動に大きな差が生じなくなることが期待される。また、現在給食費の保護者負担額は小学校においては学校により金額が異なっており、この差についても解消されることになる。

平成 28 年度小学校の学校給食費(月額)

	単独校調理場実施小学校		共同調理場小学校
	最　高	最　低	一　律
保護者負担額（月額）	4,900 円	4,500 円	4,500 円

④保護者の利便性向上

口座振替につき、各学校指定の金融機関しか利用できなかったことから、公会計に移行することで、より幅広い市の指定する金融機関の中から選択することできるようになる。

⑤食材費の予算化による安定供給

市が食材の購入費を予算化することで、計画に沿った献立を実施することができる。私費会計のままであれば未納が多い場合には収入が少ないことから直接財源に影響を及ぼし、質の低い献立が提供されるリスクがあり、徴収状況に影響されることを回避できる。

公会計化により予測されるデメリット

① 未納者、未納額が増加するリスクがある

給食費を保護者どうしで回収する形をとると保護者が支払拒否しにくいという特性があるため、私会計では未納が少なくなるという特性がある。

② 電算システムや管理コストが発生する可能性がある

保護者が管理していたものを市が管理することになることから、新たな管理コストが生じる。

スポーツ・健康教育課の担当者によると、現在学校給食費の公会計化を行っているところは、中核市の 1/3 程度であり、大分市としても、他市の状況を調査して、検討するとのことであった。文科省において教職員の在り方と業務改善の方策に関する検討を行う「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」が平成 28 年 6 月に公表した資料においても、学校給食費の公会計化へ向けた動きがみられているところである。

この学校給食費の公会計化については、平成 28 年 6 月議会のほか、平成 23 年の議会においても取り上げられていたようであるが、監査の過程において、公会計化への検討が継続的に行われたような資料は確認できなかった。他市が次々と公会計化を進めていく中で、本市の検討はこれからとなっている。

平成 28 年度に発生した給食費の不正をはじめ、監査の過程で検出された現金管理、未納管理、決算報告における検出事項等を踏まえると、学校給食は会計処理の透明性向上等のメリットが期待される公会計化の導入を積極的に検討すべきであると思われる。

学校給食ガイドブックが、各学校に設置された「学校給食運営委員会」に対して、業務の判断や権限を任せているのは、学校長が適切な指導・監督を行い、学校現場がルールに則り適切に行動できるという期待や前提の上で、教育委員会ではなく、学校毎に、学校や地域の特性や保護者の意見等を考慮した柔軟な運用や工夫をしてもらうためであると思われる。したがって、現場がルール通りに行えていないのであれば、現場のみで業務を完結することは不可能であり、市全体で厳格な管理を行っていくことが求められる。

市は公会計化による効果・リスクの洗い出しを行うとともに、導入コストを見積り、積極的な公会計化への検討を行うことが必要であるといえる。

６．学校徴収金（私費）

（１）概要

私費とは、市費や県費・国費（公費）以外の経費で、学校教育活動上必要となる経費として学校において児童生徒及び保護者から徴収する経費である。児童生徒の個人負担の経費（私費）は公費とともに学校教育活動を支えている。

私費は学校教育活動に必要な経費としての公共性を有するとともに、生徒や保護者がその管理と取扱いを学校に委ねている。したがって、校長は公費に準じた適正な会計処理を行い、保護者に対して十分な説明及び報告を行う必要があるといえる。

私費の中で学校が管理しているものを「学校徴収金」と呼ぶ。現在、大分市の市立の幼稚園、小中学校の学校徴収金としては主に次のようなものがあげられる。

【幼稚園】	【小学校】	【中学校】
材料費	学年費	学年費
絵本代費	修学旅行費	修学旅行費
給食費	給食費	給食費
誕生会費		部費
その他 （雑費、新入園児道具代）	その他 （例えば、卒業アルバム費、宿泊体験費、校内研修費、児童会費）	その他 （例えば、卒業アルバム費、生徒会費、全国大会積立費）

なお、私費のうち給食費は金額が大きいため別途記載している。

義務教育環境下で私費を負担する正当性

憲法第二六条第二項では「すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。」とされており、経済的理由から就学できなくなる者に対し教育を受ける権利を保障するため、義務教育の無償化が規定されている。

ただし、教育活動現場のすべてのものが無償となるものではない。これについては、公立小学校の教科書代を父兄に負担させることは、憲法第二六条第二項後段の規定に違反しないとして、原告の教科書代金の請求等を棄却した、義務教育費負担請求事件（最高裁判所大法廷、昭和三九年二月二六日 ）の判決文が参考となる。判決文は以下のとおり。

憲法二六条は、すべての国民に対して教育を受ける機会均等の権利を保障すると共に子女の保護者に対し子女をして最少限度の普通教育を受けさせる義務教育の制度と義務教育の無償制度を定めている。しかし、普通教育の義務制ということが、必然的にそのための子女就学に要する一切の費用を無償としなければならないものと速断することは許されない。けだし、憲法がかように保護者に子女を就学せしむべき義務を課しているのは、単に普通教育が民主国家の存立、繁栄のため必要であるという国家的要請だけによるものではなくして、それがまた子女の人格の完成に必要欠くべからざるものであるということから、親の本来有している子女を教育すべき責務を完うせしめんとする趣旨に出たものでもあるから、義務教育に要する一切の費用は、当然に国がこれを負担しなければならないものとはいえないからである。

憲法二六条二項後段の「義務教育は、これを無償とする。」という意義は、国が義務教育を提供するにつき有償としないこと、換言すれば、子女の保護者に対しその子女に普通教育を受けさせるにつき、その対価を徴収しないことを定めたものであり、教育提供に対する対価とは授業料を意味するものと認められるから、同条項の無償とは授業料不徴収の意味と解するのが相当である。そして、かく解することは、従来一般に国または公共団体の設置にかかる学校における義務教育には月謝を無料として来た沿革にも合致するものである。また、教育基本法四条二項および学校教育法六条但書において、義務教育については授業料はこれを徴収しない旨規定している所以も、右の憲法の趣旨を確認したものであると解することができる。それ故、憲法の義務教育は無償とするとの規定は、授業料のほかに、教科書、学用品その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものと解することはできない。

もとより、憲法はすべての国民に対しその保護する子女をして普通教育を受けさせることを義務として強制しているのであるから、国が保護者の教科書等の費用の負担についても、これをできるだけ軽減するよう配慮、努力することは望ましいところであるが、それは、国の財政等の事情を考慮て立法政策の問題として解決すべき事柄であつて、憲法の前記法条の規定するところではないというべきである。

判決文からは、授業料を除く教科書、学用品その他教育に必要な費用は可能な限り軽減することが望ましいことが読み取れる。

現在は、文部科学省によると、我が国においては、教科書の役割の重要性から、その使用義務が法律で定められており、就学義務と密接な関わりのあるものとして、授業料の不徴収に準じて教科書を無償給与すべきものとして、義務教育諸学校の全児童生徒を対象に使用する全教科の教科書は無償としている。なお、教科書の無償給与は「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づいている。

次に授業料、教科書を除く費用負担であるが、学校教育法等では次のような定めがある。

学校教育法

第五条　学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

第六条　学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。

地方財政法

（市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費）

第二十七条の四　市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定めるものについて、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。

地方財政法施行令

（市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費）

第五十二条　法第二十七条の四 に規定する経費で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　市町村の職員の給与に要する経費

二　市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の建物の維持及び修繕に要する経費

さらに、文部科学省の通知『学校関係団体が実施する事業に係る兼職兼業等の取扱い及び学校における会計処理の適正化についての留意事項等について（文科省通知 24 文科二二 187 号、平成 24 年 5 月 9 日）』においても、以下の留意事項が示されている。

学校における会計処理の適正化に係る留意事項

学校の管理運営に係る経費については、当該学校の設置者である地方公共団体が負担すべきものであり、地方財政法等の関係法令に則して会計処理の適正化を図ること。

その際、同法第 27 条の 3 及び第 27 条の 4 は、学校の経費について住民に負担転嫁してはならない経費を規定しており、その趣旨の徹底を図るとともに、それらの経費以外のものについても、住民の税外負担の解消の観点から安易に保護者等に負担転嫁をすることは適当ではないこと。

（2）実施した監査手続

学校徴収金の事務について、保護者が負担するものとして、公費に準じた適切な事務手続が行われているか等を確かめるため監査手続を実施した。具体的な手続としては以下のとおり。

① 学校徴収金のマニュアルや通知を入手、閲覧の上、各学校園に調査票を配布して主に、以下の事項について把握した。

・私費会計の種類、預金口座の作成状況、繰越額の金額、預金残高。
・決算書の作成、監査、保護者への決算報告等の有無。

② 各学校園に往査して、以下の監査手続を行った。

・学校徴収金の金銭出納簿等、支出の取引明細を閲覧した。必要に応じて支払証憑を閲覧した。
・学校徴収金に関して保護者と支払いトラブルになっているケースはないか質問した。
・未納額が管理されているか質問した。
・現金在高や預金通帳の残高と金銭出納簿等を照合した。
・通帳を閲覧し、必要に応じて関連資料と照合した。
・決算書や監査報告書等を閲覧した。
・校内監査を実施しているところについては、その内容を資料で確かめた。
・寄付や謝礼の取り扱いについて学校園の担当者に質問して関連資料で確かめた。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・徴収金が適切に支出されているか。
・金額の大きな徴収金はないか。
・立て替えはないか（例えば未納の徴収金）。
・学校徴収金の内容が学校園によってばらつきがないか。
・金銭出納簿等を作成しているか。
・決算で予備費を使っている学校園はないか。
・決算書を作成していないものはないか。
・監査報告が保護者に行われているか。
・繰越額が多額となっている徴収金は適切か。
・預金利息の処理を行っているか。
・現預金額について帳簿と現物が不一致となっていないか。
・学校指定物品の購入等、学校がクレーム対応に巻き込まれないように、保護者が徴収で

きるものは、学校が徴収しないようにしているか。
・未納（未収）の資料を抹消、紛失していないか。
・大きな支出取引について、必要な決裁が行われたうえで支出されているか、業者の選定について見積合わせが取られているか。
・現金の保管が長くなっていないか。
・高額な寄付が発生していないか。
・保護者に予算及び決算を通知しているか。
・学校徴収金の案内文と実際の使途が異なるようなものが発生していないか。
・「管理者」が学校におけるすべての学校徴収金の種類や管理者を把握しているか。
・剰余金を 0 にする（近づける）ために、不要な取引をしていないか。
・学校徴収金に係る監査や会計についての手順や方法について指導等が行われているか。
・領収書の記載内容、名義、様式に異常なものはないか。
・一括で振り込めば手数料が少なくて済むものを別々に振り込むケースはないか。
・出納簿の支払日と、納品書日や請求書日と比べて長期経過しているものはないか。
・新任の事務職員に対して十分な事務引継が行われているか。

また、各学校園の学校徴収金に係る概要を把握するため、学校園に次頁の調査票を配布して、学校徴収金に係る現況を把握した。

【別紙2】学校徴収金に係る決算

学校園名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

注　平成27年度、学校または教職員が把握しているすべての私費会計、学校徴収金について記載して下さい。
　　年度内の入出金動きがなくても残高があるもの、残高がなくても預金口座があるものはすべて記入をお願いします。

NO	会計区分又は名称	預金口座の名義	前年からの繰越額	収入額	支出額	翌年への繰越額	H28.3.31 現金預金実際残高	H28.3.31 未収金残高	現金出納帳または預金出納帳の作成	出納責任者	決算書作成の有無	決算書作成者	決算書の監査	監査者	学校、保護者への決算報告（学校、保護者、×）	報告の方法
【記載例】																
1	資源回収	A中資源回収費	200	180,000	179,500	700	700	0	○	教頭	○	教頭	×	×	保護者	PTA総会で報告
2	学年費	A中学年費	32,121	78,043	84,232	25,932	25,932	0	×	学年主任	○	学年主任	○	教頭	学校、保護者	学校長へ報告、保護者決算書配布

（３）監査の結果及び意見

【学校徴収金全般（給食費を除く）】

教育委員会学校教育課へのヒアリング及び関連資料の閲覧、学校への現地監査を通じて多くの不備事項が検出された（個別事項参照）。このように多くの不備事項が検出された要因は以下の３点に集約される。

・学校徴収金に係る統一した定め、ルールがない。
・学校徴収金に係る業務がルールに沿って行われていることを確かめていない。
・学校徴収金を含む資金に関して、学校教職員の認識不足。

学校徴収金に係る統一したルール【指摘】

学校徴収金に関する基本方針、統一的な規程やマニュアルが定められていない状況にある。学校経営の質の向上、業務の効率化、信頼性の確保、不正防止につながるよう、以下の点に留意して、早急にマニュアル等を整備・運用する必要がある。

ⅰ）学校徴収金の意義、あり方
ⅱ）公費と私費との区分
ⅲ）事務処理
ⅳ）保護者への説明責任

ⅰ）学校徴収金の意義、あり方

保護者負担の軽減という観点を常にもち、見直しを図る意識を持つ必要がある。
現状では次のような点が見受けられる。

・学校徴収金の保護者負担額の見直しの時期や、負担に係る留意事項が具体的に定められていない。
・保護者負担額について、学校間比較が十分に行われていないことから、各校の金額の多寡について客観的な検討が実施されにくい仕組みになっている。保護者についても自分の学校しか情報がなければ、金額自体が他の学校に比較して高いか低いかの判断もつきにくい。

ⅱ）公費と私費との区分

大分市教育委員会は、学校運営予算の手引の参考資料集の資料 1.に学校運営費の経費負担区分表を作成している。区分表は次のとおり。

『学校運営費の経費負担区分表』

種別	個人で負担すべきもの（私費）	公費で支出できるもの
補助教材費	実験､実習材料そのもので本人に還元するもの （例）家庭科、図工等 実習材料、工作材料等 副読本、ドリル、ワークブック	実験実習共用材料（理科実験用品、理科実験用器材、家庭科用調味料等）、テスト用紙、資料用紙（印刷代を含む）、文集代、知能テスト代、花の種子、肥料代、小動物の飼料代、教材ニュース等
児童・生徒会費		消耗品費、役員任命状、役員バッジ、係用腕章
クラブ活動費	個人の専用するもの(ユニフォーム、スパイク等）、本人に還元するもの、児童生徒交通費等	共用物品
図書館費		学校図書館用図書、資料等
保健衛生費		保健室薬品等
給食費	給食実費	消耗品、備品類
視聴覚費	映画、美術等鑑賞費	
修学旅行費	児童生徒の交通費、食事代、宿泊料見学料等	教材用しおり、撮影用フィルム、救急薬品
野外教育費	児童生徒の交通費、食事代、宿泊料等	教材用しおり、撮影用フィルム、救急薬品
遠足、社会見学費	児童生徒の交通費、見学料等	
卒業、行事費	アルバム、文集（外注印刷代） 茶話会の経費	
学用品費	児童生徒の学用品代	

学校徴収金については、安易に保護者等に負担転嫁をすることは適当ではなく、また可能な限り削減の措置を講じることが求められている。これに対して、現行の区分表では、「個人で負担すべきもの」と「公費で支出できるもの」とに区分されている。この中で給食費を除き、費用配分の根拠法令はない。

例えば、補助教材費も学校教育活動を進める上で必要であるが、公費で負担するには財源が不足することから、本人に還元する部分に鑑みて個人負担にしているのであり、個人負担が当然であるという考え方にはならない。義務教育の無償や保護者負担額を軽減させようとする制度の趣旨にそぐわないものと思われる。「個人で負担すべきもの」という表現から、「個人で負担させることができる」「公費負担が望ましい」といった表現に改めると同時に、学校徴収金に対する考え方を改める必要があるといえる。

ⅲ）事務処理

現行の大分市のルールについては、明文化されたものがなく、管理や事務手続について明文化されているのは『学校における各種徴収金等の管理について（通知）』（教委教 2613 号平成 28 年 1 月）と、学校予算運営の手引きの参考資料『学校運営費の経費負担区分表』のみである。

『学校における各種徴収金等の管理について（通知）』

1　現金を収納した場合は、速やかに支払先、または金融機関に納付すること。
2　現金を個人の事務机等に入れて保管しないこと。
3　通帳と金融機関届出印は、それぞれ別の者が保管すること。
4　職場の金庫（設置型）に一時的に保管する場合は、その鍵を特定（少人数に限定）の者が、鍵のかかる場所に保管すること。
5　現金・金庫等を保管する部屋から離れ、誰もいない状況となる場合は、その部屋に施錠して、関係者以外が入室できないように注意を払うこと。
6　各種徴収金の収支報告、会計監査等については、保護者と連携のうえ、適正に行うこと。また、管理職が必ず確認すること。
7　私的な現金や貴重品の学校への持ち込みは、極力控えること。また、その他の私物についても、所有者の責任において管理すること。

現在本市の通知のみでは、後述のとおり、事務手続に係るルールが適切に定められていないことから、不適切な事務処理にもつながっている状況となっている。

学校徴収金の業務の流れに沿った形で、適切に事務処理できるよう、不正や誤りを防止、発見するためのルールを設ける必要がある。具体的には、学校徴収金マニュアル（仮称）を策定するべきである。

学校徴収金の流れとして大まかには次のように表せる。

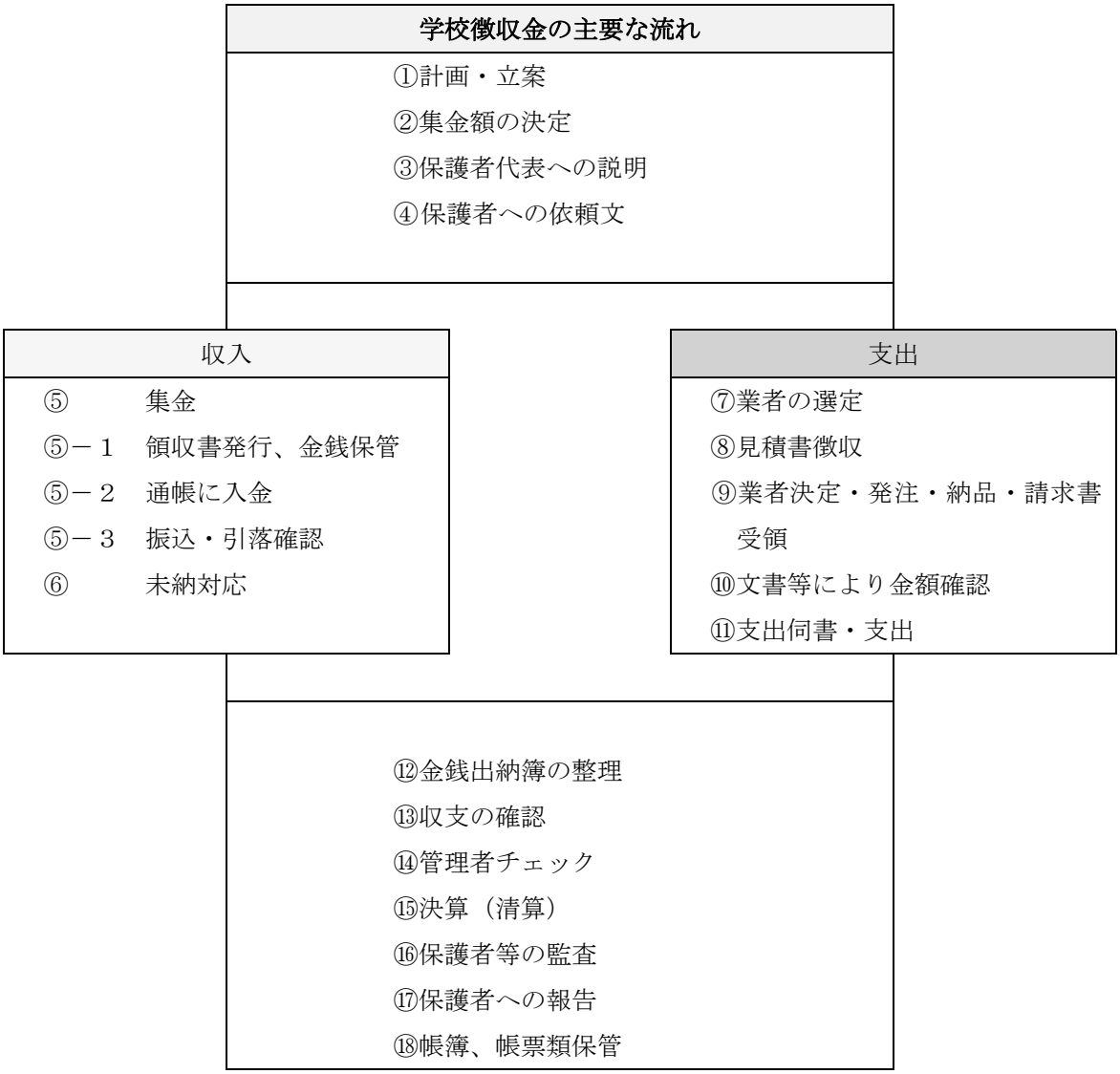

なお、マニュアルを設定するにあたり、次の点を盛り込むよう検討されたい。

項目	検討事項
①計画・立案 ②集金額の決定	・学校徴収金の種別、通帳取扱者、出納簿作成者、収入支出担当者を明らかにする。 ・各教科や学年主任が事務職員に業者との契約締結を依頼し、事務職員が業者選定や契約条件交渉をまとめて行い、校長が決裁するような役割分担が望ましい。 ・予算書を作成する。予算編成にあたり、考え得るすべての経費、収入の見通しを適切に立て、追加徴収や臨時徴収のないように努め、多額の不用額を生じることがないようにする。 ・高額取引は複数の業者から見積合わせを事前にとり、可能な限り保

	護者負担額の軽減に努める。
③保護者代表への説明 ④保護者への依頼文	・負担する範囲を年度当初に文書で明らかにする。 ・年間の集金計画等を説明する。
⑤集金 ⑤－１　領収書発行、金銭保管 ⑤－２　通帳に入金 ⑤－３　振込・引落確認	・（特定の日以外は学校に現金を置くことがないよう、集金日を統一するとともに、）翌日までに預金口座に入金することを原則とする。 ・現金を受け取る際の領収書は連番管理ができるようにする。 ・現金過不足の発生は直ちに教育委員会に報告する。 ・各会計の預金口座は、責任者である校長名義としておく。 ・通帳の届出印は公印とし、通帳と公印を分けて管理する。 ・キャッシュカードの発行は認めないことを明らかにしておく。
⑥未納対応	・未納が生じた場合には、未納者リストを作成し、校長に報告する。 ・未納者への対応は少額、発生後すぐに対応する。
⑦業者の選定 ⑧見積書徴収	・特定の業者に偏らないよう配慮する。 ・取引と別個のリベート等は禁止し、リベート相当分は取引額に反映してもらう。 ・一定額以上の取引について 2 者以上の見積りを取る（見積り合わせ）。
⑫金銭出納簿の整理	・現金出納帳、預金出納帳、決算報告書、監査報告書を作成する。 ・学校、市全体で統一した様式を設けておく。 ・パソコンを利用して効率的な管理を行う。 ・日付、金額、内容（適用）を明確にする。 ・同一の取引は、出納帳と領収書や請求書等に同じ番号を付すなどして、後で見るときもわかりやすい状態にしておく。
⑬収支の確認	・出納帳と証憑の一致を確認する。
⑭管理者チェック	・学期ごとに 1 回は現金と現金出納帳の残高を照合し、金額の一致や計算ミス、記載の不備を検討する。 ・学期ごとに 1 回は預金通帳と預金出納帳の残高を照合し、金額の一致や計算ミス、記載の不備を検討する。 ・未納者の把握が正確になされているか確認する。 ・集金された現金管理は適切にされているか確かめる。
⑮決算（清算）	・翌年度の繰越額は最低限のものであるか確かめる。 ・決算報告書が完成したら、校長がチェックして押印する。
⑯保護者等の監査	・市で統一した監査マニュアル（監査手続書や監査要点を具体的に示したもの）を監査担当者に配布、説明する。 ・決算報告書や出納帳などの会計帳簿や証憑はコピーではなく、原本を監査する。

⑰保護者への報告	・決算報告及び監査報告は、全保護者に文書あるいはホームページで知らせる（例えば、学年通信や学級通信にパスワードを知らせ、PDF で限定開示する）。 ・残金は返金することが原則であるが、学年費等、次学年に繰越せるものについては、繰越額を報告する。
⑱帳簿、帳票類保管	・学校長はすべての徴収金について、決算報告書の作成、監査報告書作成及び保護者への報告が行われていることを一定期間以内に確認する。 ・帳簿等の種類や保存年限を明らかにしておく。
その他	・事務の引継ぎについて明らかにしておく。

学校徴収金の流れ及び検討事項については、学校徴収金の中でも、発生頻度や金額の高い、教材費や部費を主に想定して記載したものであることから、マニュアルの策定にあたっては、検討事項は他にもでてくるものと思われる。

部活動（部費）については、学校外の管理ではないかとも考えられるが、中学校学習指導要領（平成 27 年 3 月）によると、「生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化及び科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，地域や学校の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること」とされている。学習指導要領を踏まえると、部活動は学校教育の一環であり、その費用を学校が管理する場合には、教材費等の事務と同様、教職員が公務として処理すべきであり、保護者負担の軽減、適正かつ透明性のある執行を行っていくことが求められるといえる。

一方で、地域や学校の実態に応じて地域との連携といった観点から、部費の集金や現金、通帳を保護者が管理しているケースや、保護者が経理業務や決算書を作成している場合については、新たなマニュアルや様式に沿った上で会計の透明性や他の保護者への説明責任が果たせるよう、教職員が、管理業務を担う保護者に対して適正な助言、協力をしていくことが求められる。

ⅳ）保護者への説明責任

学校徴収金の管理と取扱いは、保護者が学校長に対し信託していると考えらえるものであるから、その額や使途については保護者に対して十分な事前説明と決算報告を行うとともに、保護者からの意見聴取の機会を設ける必要がある。

学校教育課による通知では、『各種徴収金の収支報告、会計監査等については、保護者と連携のうえ、適正に行うこと』とされているのみである。徴収前の負担者への説明についてのルールが明文化されていない。

徴収前に徴収金額及びその算定根拠を明示し、徴収方法、徴収金にかかる管理体制や使途の決定方法について十分な事前説明（情報公開含む）を行い、負担者となる保護者の意見を踏まえ、同意を得て決定するように見直す必要がある。

決算報告については、保護者と連携というあいまいな表現ではなく、より具体的に「保護者が監査を実施することを原則とする」「文書で配布する」「ホームページで報告する」といった具体的な方法を明示し実行する必要がある。

学校徴収金に対する教育委員会のチェック機能【意見】

学校間の比較、検討

学校徴収金の主な負担者はその地域に住む児童生徒の保護者である。地域の実情や過去の流れから、学校徴収金についてのその地域の固有なルールや慣行がある。例えば、徴収者が教員の代わりに保護者や地区で収集したり、その地域特有の私費会計が存在したりといった点があげられる。もちろん徴収額も学校により異なっているものが多い。

単独校では、教員や保護者が普通と思っているものであっても、学校間で比較することにより、異常点や改善点が発見できる可能性がある。教育委員会が、学校徴収金の種類や決算数値、帳簿の作成状況や現金事故の有無、監査報告や決算報告の状況を定期的に集約して、学校間比較を行い、問題がないかを網羅的かつ定期的に把握する体制が必要であると言える。

教育委員会によるチェックの在り方

例えば、スポーツ・健康教育課による『部活動における経費の取扱いについて（通知）』等により各中学校長に対して、平成２７年４月、９月と２度にわたり、部活動における会計処理について、管理職が必ず点検し、会計報告等を確実に行うことを通知しているが、今回の外部監査による学校訪問の中で、部費について管理職の点検が全く行われていない学校が見られた。

教育委員会から通知を出したからといって、その通知が学校ですべて守られる保証はない。したがって、教育委員会は学校に対して健全な懐疑心をもつことが必要であり、ルールや通知についてはそれが現場で守られているかを学校と異なる目で、客観的にチェックしなければならないと考えられる。

学校徴収金においては、今回の学校への往査において様々な指摘事項、問題点が検出されていることから、今後は、教育委員会（学校教育課、スポーツ・健康教育課）が定期的

に、現地を訪問し、教育的視点のみならず、資金管理などの学校財務について担当者や管理者への質問、資料の閲覧などを行い、事務手続が適切に実施されていることを確かめ、問題があるところは、指導及びフォローしていく体制をとる必要があると考える。

学校徴収金に関する知識の再整理【意見】

学校調査、指導、研修

校長や教頭等への学校徴収金に関する研修が実施されていない。学校徴収金の適切な管理が行えるよう学校徴収金に関する研修を定期的に実施することが望ましい。

例えば、各学校園の学校徴収金に係る概要を把握するため、学校園に調査票を配布したところ、学校徴収金の範囲について、学校（長）により解釈が異なっている等、記入された会計に差が生じていたり、記入漏れがあったりしたケースが散見された。これは学校徴収金がどのようなものがあるかということをそもそも学校（長）が認識していないか、学校（長）が学校にあるすべての徴収金を把握していないかのいずれかと考えられる。さらに、学校徴収金が実際は存在するにもかかわらず、白紙回答をした小学校があるなど、学校における徴収金の適正管理について大きな疑念を持たざるを得ないような学校もあった。

校長や教頭等への学校徴収金についての、管理者として備えるべき知識と学校の現状把握、日常的な教職員に対するチェックが適切に行えるよう研修する必要があるといえる。

また、現在、学校教育課が学校訪問を行うことはあるが学校徴収金についての調査は行っていない。学校徴収金についても、学校訪問の際にチェック・指導するような業務改善を図る必要がある。

他都市事例の収集

学校徴収金に関しては、例えば大分県教育委員会では「学校私費会計取扱要領」、宮崎市教育委員会では「学校納入金等取扱マニュアル」が策定、公開されている。

学校徴収金に関する統一的なルールがほとんどない状態が継続している本市であるが、定期的に他市や他県の業務を調査して、本市の業務に生かそうとする姿勢がないのか、他市等の状況は把握しているがマニュアル等を策定すると個人や学校現場の裁量範囲が狭くなってしまうことから、マニュアル等を作成していないのかは分からないが、客観的には、他市等の事例を把握、検討することは、組織内では知らなかった業務の具体的な改善策や方法が見つかることがあり得るため有用であると思われる。

今後は、他都市の情報を調査し、積極的に検討するなど、業務改善を主体的に行おうとする姿勢が重要であると思われる。教職員等の不正事例についても適宜、情報を入手、整理するなどして、予防措置を講じる余地がないかを検討されたい。

【個別事項】

教材の届出【指摘】

学校は適切でない教材が使用されることのないよう、その他教材の届け出をあらかじめ教育委員会（学校教育課）に行うことが、大分市立学校管理規則により定められている。

大分市立学校管理規則 (その他の教材の届出) 第 11 条　学校が前条に規定する準教科書のほか、学年又は学級の児童又は生徒の教材として次にかかげるものを継続的に使用する場合は、使用 20 日前までに教材の名称、編著者名、発行所名、定価、使用期間、使用目的、選定理由を具してあらかじめ教育委員会に届け出るものとする。 (1)　教科書又は準教科書とあわせて使用する副読本、解説書その他参考書 (2)　学習の課程並びに休業中に使用する各種のワークブック、日記帳等

その他の教材の届出に関して、年度初めに各小中学校から学校教育課に資料が提出されているが、平成 27 年度の提出書類を閲覧したところ、不備が散見されるため、改善する必要がある。

検出された事項は次のとおり。

・開催日が記載されていない学校がある。
・開催時間が記載されていない学校がある。
・参加者名が記載されていない学校がある。
・校内選定基準が記載されていない学校がある。
・定められた様式と異なる様式で提出してきている学校がある。
・具体的な業者の記載がなく、金額の根拠が記載不十分なケースがある。

届出を要する事項は次のとおり。

(1)校内における選定組織の概要
　①開催日及び開催時間
　②参加者名
(2)校内選定基準
(3)採用予定「その他の教材」学年別一覧　共通購入分
(4)採用予定「その他の教材」学年個票　共通・希望購入分

学校側の不備はもちろんであるが、学校教育課による提出資料のチェックも十分行っているとは判断できない。異なる様式のものを提出している学校は、そもそもルールを把握していない可能性がある。不備を放置するとルールが形骸化することにつながる可能性があることから、学校教育課は提出資料への適切なチェックを行い、不備については再提出を求めるといった対応が必要である。

保護者負担の軽減【意見】

学校間でその他の教材費について価格が明らかに異なっている中、学校教育課は具体的な教材費ごとの価格の比較、差額の原因の検討、保護者負担額の支出の見直しの要否について学校に助言すべきかどうかを検討していない。教材費を設定するにあたり、その内容が児童・生徒にとって教育活動上必要なものなのか（必要性）、金額の設定にあたっては、保護者負担の割合や保護者が購入しやすい金額の設定に努めているか等を検討し、保護者負担の軽減に努める必要がある。

例えば負担額について次のような差が生じている。

	負担額が 比較的低い学校	負担額が 比較的高い学校
けんばんハーモニカ	4,180 円	6,600 円
あさがおセット	560 円	860 円
その他教材費計　最大額（小学校）	7,070 円	12,124 円
その他教材費計　最大額（中学校）	18,388 円	35,356 円

（注）教材によりメーカーや仕様等が異なる。

学校の規模が異なり、また、学校の特性を出すといった観点から、全く同じ仕様・価格にするといったことではなく、学校運営に支障の出ないよう可能な限り公平かつ最低限度の徴収額で済むように検討を行うことが望ましい。

学校教育課によれば、通知により定期的に指導しているとしているが、実際には各学校で差が生じている実態がある。学校教育課は通知して終わりと言うのでなく、学校間で比較を行い、学校に照会、指導するといった対応をとり、保護者負担の軽減に取り組む必要がある。

取引の正当性【指摘】

「その他の教材」について、教育委員会への届出の前に業者に発注を行っているケースがある。教材の適正使用を図るためにも、可能な限り届出前の発注は避けることが望ましいと思われる。

『学校における補助教材の取り扱いなどについて』（昭和三九年三月七日文部省通達）によると、小学校、中学校、高等学校および特殊教育諸学校において、児童生徒が使用する教科書以外の図書その他の教材（学習帳、問題帳、練習帳、解説書その他の学習参考書を含む。以下「補助教材」という。）について、教育委員会に対する事前の届出または承認に関する手続き等を整備し、その厳正な運用を図り、適切でない補助教材が使用されることのないようあらかじめ十分指導することとされている。届出前の発注を認めてしまうと、その趣旨が潜脱される可能性があることから、届出前の発注は避けるべきであるといえる。

使途の妥当性【指摘】

学年通信（保護者への案内文）に記載されていない支出内容が見受けられた（集合写真代）。また案内文と注文の単価が結果的に大きくかい離しているものがあった（用紙代）。学年費の残金（剰余金）調整のために行ったと考えられる。剰余金が発生した場合、本来は保護者に返還するべきであるが、実務上の煩雑さ等を考慮して返還が難しいのであれば、例えば剰余金は翌年度（進級）に繰越す旨を保護者にあらかじめ通知しておくことや、剰余金の使用について改めて保護者に案内するといったことも考えられる。お金を負担している保護者に対する説明と保護者からの理解が得られるよう、学校は誠実、丁寧な対応をとることが望まれる。

現金の管理【指摘】

学校における各種徴収金等の管理について（通知）で規定された事項を学校が守っていない等、不適切な事例が散見された。ルールを守るという意識を学校は徹底するとともに、管理職においては現金管理について定期的にチェックを行い、不明な点についてはタイムリーに教育委員会への報告を行うよう業務を改善する必要がある。

具体的に検出された事項は以下のとおりである。

（具体的な検出事項）

・『学校における各種徴収金等の管理について（通知）』によると、現金を収納した場合は、速やかに支払先、または金融機関に納付することとされているが、70 万円を超える現金を 1 か月以上金庫で保管している学校があった。事故防止のためにも、多額の金庫保管は厳に慎むべきである。また、学校園からの調査票の回答によると、預金口座自体が作られていないものが散見されるなど、徴収金等の通知に従った処理ができていない。

・『学校における各種徴収金等の管理について（通知）』によると、現金を収納して速やかに支払先、または金融機関に納付するまでの間については、現金を個人の事務机等に入れない、職場の金庫（設置型）に一時的に保管する場合は、その鍵を特定（少人数に限定）の者が、鍵のかかる場所に保管することといったことが定められているが、金庫の中に学年費（教材費等）の残金が置かれておらず、教員が持ち帰っている可能性のある学校があった。金融機関に預けていない分については金庫で保管する必要がある。

・『学校における各種徴収金等の管理について（通知）』によると、私的な現金や貴重品の学校への持ち込みは、極力控えることとされているが、金庫の中に封筒に入った 6,770 円の出所が不明な現金があった。さらに、封筒の表には 6,760 円と記載されていたが、現金残高と封筒の記載金額とが異なっていた。当該現金は、公的な現金か私的な現金かは不明であったが、少なくとも、校長や教頭による定期的な金庫の点検等が行われ、かつ適時に教育委員会（学校教育課）へ報告すべき事項であると思われる。

・平成 22～23 年頃の関係書類と一緒に、『スケッチブック代 転出生未返却』と書かれた封筒に 840 円の現金が残っており、保護者に返還すべき現金が返還されていない可能性がある。

・学年費（教材費）の現金が金庫に保管されていたが、出納簿や金種表がなかったため、金庫内の現金が過不足なく存在しているか否か判断することができなかった。また、校長や教頭など、担当者以外の者によるチェックができていない状況である。現金出納帳又は金種表とともに保管しておく必要がある。

・外部者からの寄付金を管理、保管している小学校があった。学校で寄付金を受けること自体は認められておらず、このような場合にはあらかじめ教育委員会に相談した上で、寄付を断るか、PTA 等学校管理外の団体に寄付してもらうよう促すことが現実的なあるべき対応と考えられる。

集金（納入方法）の見直し【意見】

学校側の現金の管理体制がずさんであることは問題であるが、改善策の 1 つとして、そもそも学校において現金を取扱う機会を減らすことも検討する必要がある。

例えば、学校徴収金の徴収方法については、現金による回収と預金取引による回収（口座振替や口座振込）が考えられる、学校納入金等の預金取引による回収のメリット・デメリットは次のように考えられる。

メリット	デメリット
・児童、生徒が現金を持参することがなくなり、学校も現金保管が不要となることから、盗難、紛失、未払等のトラブルを回避できる。 ・集金袋や集金袋の回収、集計、現金管理等学級担任等の事務負担を軽減できる。 ・学校に代わって、地区回収や保護者回収をしている場合、その担当者の負担軽減を図ることができる。 ・金融機関に（預入に）行く回数を減らすことができる。	・口座振替手数料や振込手数料の保護者負担が生じる。 ・未納世帯や未納額が増える可能性がある。 ・保護者が取扱金融機関の新規口座の開設を検討する必要がある。

預金取引による回収のデメリットについては、例えば口座手数料は、市が取扱金融機関と交渉し、可能な限り低額で実施できるよう交渉することや、未納については口座振替日から適時に口座振替不能な保護者と連絡をとり、回収に努めるといった工夫ができる余地があることから、全体的には、保護者・教職員の事務手続の負担、現金事故の防止の観点から預金取引の方が望ましいのではないかと思われる。ただ、小さな取引まで口座振替であると手数料負担が大きく、また引き落としできない時の処理も煩雑となるから一定規模の以上の取引について預金取引とすることが現実的であると考える。

預金口座の名義【意見】

学校園からの調査票の回答を見ると、預金口座の名義が定められていないが、各会計の預金口座は、学校徴収金の責任者である校長名義としておくことが望ましい。

未納対応【意見】

未納額が生じている学校、私費会計があるが、給食費を除く学校徴収金（の未納額）に係るマニュアルが策定されていないことから、未納通知や支払督促の時期、未納者への訪問を誰がいつやるのかといったことが文書化されておらず、未納管理が経験、努力や工夫といった担当教職員の能力等に委ねられており、バラバラの対応が行われている。保護者負担の公平性を確保するためにも、共通のルールを定めて運用することが必要となる。

小中学校の教材費（学用品費）において未納が発生した際、学校から生活保護担当の生活福祉課、就学援助担当の教育企画課に適時に報告される仕組みが設けられていない。この仕組みを設けていないと、生活保護や就学援助の対象者が市から学用品費相当額を受け取っていながら、学用品費を支払わないという不合理が放置されるおそれがある。

生活保護や就学援助の対象者については、市からの支給額を校長が代理受領できる制度があることから、当該対象者において未納が発生した場合には早期に生活福祉課、教育企画課に学校から報告される仕組みを導入する必要がある。

見積書の取扱い【意見】

平成 27 年度の修学旅行の旅行業者選定は、PTA 会長を交えた検討委員会が開かれていることや複数の業者を比較して検討していることは内部資料により確認できたが、見積書などの外部資料が保管されていない学校が複数見受けられた。また、学年費においても見積書が保管されていない学校があった。

見積書をはじめ、納品書や請求書は、取引を適正なルールに沿って行ったとの客観的な証拠となる。学校徴収金は保護者からの預り金であり、合理的な価格で適切な教材等を購入したことをいつでも示すことができるよう、見積書を保管することは重要である。保管方法としては、同じ取引の納品書や請求書と綴じておけばよいと考える。

見積合わせ【意見】

バス旅行などの一定額以上の取引や、比較的高額な部活動の物品購入等について見積合わせが行われていない学校があった。また、特別な理由もなく一者随意契約による取引を行っているようなケースがみられるが、取引の透明性や効率性を確保する見地からも、少なくとも一定金額以上の取引については見積合わせを行うべきである。ただし、バス旅行等については、児童生徒の安全性にも十分配慮する必要がある。

支出の妥当性【指摘】

公費であれば不適切な事務手続であると判断されるようなケースが多く検出された。私費については保護者が負担した公金に準じた資金であると捉えて、支出の方法や金額、内容が妥当かを常に意識したうえで、可能な限り厳格な事務手続を行っていくよう改善すべきである。

支払方法は、公費であれば後払い（請求書払い）が原則となる一方、徴収金（私費）は現金払いが頻繁にみられる。これは、納品と支払が同時に行われることによる事務手続の簡略化、口座振込手数料の節約といったメリットを優先したものであると思われる。

教職員による立替についても、銀行に行く手間が省けることや場所や時間を選ばず購入できるといった事務手続の簡略化といった面があり、必ずしもそれ自体が大きな問題とは言えない部分はある。しかし、未納を原因とした教職員個人による立替については、当該職員の異動等を考慮すると避けるべき事項と思われる。また、経費の先払い、コピーの領収書や支出内容が不明な領収書に基づく出金、不必要な残高調整は慎むよう改善する必要がある。

（具体的な検出事項）

・原本ではなくコピーの領収書に基づき支出している学年会計等が複数見られた。中には、コピーの領収書により、約 14 万円という多額の支出が行われていたケースがあった。

・部費の会計がマイナス残高となっているものがあることから、教員が不足分を個人で立て替えて、そのままになっていると考えられる。

・材料費、実習費について、教諭立替分として支出しているが、教諭が立て替えを行ったレシートや領収書が添付されないまま、精算が行われているケースが複数見られた。

・学年費において、購入金額総額のみが記載されている領収書が添付されており、購入したものの詳細が確認できない状況が見られた。何を購入したか分かるように、領収書に品目を記入してもらうか、購入レシートを添付するといった対応が必要である。

・学年費の滞納により一部業者への支払いを延期している状況があった。公正な取引をゆがめる恐れがある。

・領収書に宛名がないケースが散見された。

・徴収金を「材料費」、「雑費」、「給食費」、「誕生会費」等に区分して管理しており、日付も明確に記載され収支管理されている。しかし、年度末に残高が発生すると、「材料費」会計に集約されて消耗品等の購入に充てられていた。

・品物の購入前に先に業者に現金を渡して、領収書を入手しておくケースがあった。

金銭出納簿の整理【指摘】

学年費や部費の管理方法は担当職員の裁量に委ねられているが、金銭出納簿が作成されていない、あるいは作成状況が粗雑なものが散見されることから、帳簿の共通様式を教育委員会として定めて、帳簿の意義や書き方などについて一定の研修を行う必要がある。また、可能であれば、校長、教頭や学校教育課がいつでも、学校徴収金の収支簿を閲覧、チェックできるようなインターネット環境等システム対応をはかることも、効率的かつ適切な業務の実施につながることから検討されたい。

（具体的な検出事項）

・学年費等において、収支簿（金銭出納簿）が作成されていない学校があった。また、収入と支出の取引の記載はあるが、日付が記載されておらず時系列で資金の動きが判別できないものや、入出金の日付が収支簿に明確に記載されていない学校があった。

・収支簿が作成されていない、あるいは収支簿の収入と支出がそれぞれ別々に記載されており、収入については収入日が記載されていなかったことから、期中において帳簿残高と現金残高を照合することができない状態の学校が散見された。

・収支簿での入出金日付と通帳での入出金日付に相違がある徴収金があった。

・学級会計において収支簿と領収書を突き合わせたところ、収支簿の記載金額に誤りがあったものの最終的に収支は合っていた。特に報告は上がっておらず担当教員が異動しており詳細は不明だが、領収書の金額（実際の出金額）の方が大きい為、収支簿との差額分を担当教員が補てんしていると思われるとのことであった。期中で現金の残高確認を適時に行なっていれば発見される事案であり、出納簿を作成して残高管理を行うことが望ましい。

・学年費は、学年会計担当の教員により行われているが、担当者によっては学期途中では収入と支出をエクセルで個人的に管理しているのみであり、現金出納帳に記入を行っていないケースが見受けられた。また、急遽作成した現金出納帳で現金実査を行ったため、現金出納帳上の現金有高と実査額が一致しないケースがあった。

・学年費の会計報告を閲覧したところ、1学期の収入総額が月ごとの収入明細と一致していないケースや、1学期の期末繰越残高が2学期の期首繰越残高と一致していないケース等、内容の正確性に疑問を持たざるを得ないものがあった。

管理者によるチェック【指摘】

学校長、教頭は、学校徴収金の事務手続が適切に行われているかを定期的に検討することが必要である。

（具体的な検出事項）

・教頭などの管理職が部費をチェックした証跡がなかった。

・会計報告資料について、担当者や上席者の印鑑が押されていないものがあった。

・部費の決算書について学校長印がないものがあった。

・管理状況から推察すれば、学年費の日常的な管理は会計担当の教員に任せきりになっていると思われる。学年費はいわゆる公費ではないものの、学校で管理する以上公費に準じた取扱いが要求されることを考慮すれば、学校管理者が定期的に現金実査を行う等牽制の効いた仕組みづくりが必要と考える。

・部活動における会計処理に関して、管理職の確認がなされているかについて、市の教育委員会からの調査（平成27年9月）に対して、すべての部で管理職の確認ありと報告していたが、実際にはすべての部で管理職の確認はなされていなかった学校があった。

・学年費の収支簿については、学校長が全学年分を保管していたものの、収支簿や決算書の作成状況や保護者監査が行われたことを確認したことを示す証跡はない学校があった。

決算数値【指摘】

決算書を作成していない学校徴収金や決算書の数値の検討が不十分な学校が散見された。決算書の数値について、問題が生じていないかを決算書作成者や管理者が十分チェックするよう業務を改善するとともに、必要に応じて徴収金の在り方や取引方法を見直すことも検討するべきである。

（具体的な検出事項）

・学校園からの回答書の中に、学年費会計において、出納帳は作成しているが決算書を作成していない学校があった。取引記録すべてを保護者全員に報告することは非効率であり、決算書を作成することが必要である。

・学校園からの回答書の中に、全国大会積立金会計について、平成 27 年度末の繰越額が約 150 万円程度ある中学校があった。平成 27 年度の支出額は 25 万円程度であることから、繰越額が必要以上に膨れていないか、過度な保護者負担額が生じていないかについて検討するなど、見直しの余地があると思われる。

・学校園からの回答書の中に、収入額よりも支出額が多くなっており翌年度への繰越額及び年度末の現金預金残高がマイナスとなっている部費会計があった。未収金額が 0 円となっていることから、顧問等が収入以上に経費を立替払いして、そのまま放置されている可能性が考えられる。翌年度への繰越金がマイナスとなることは異常であり、そのようなことが生じないような運用に努めるべきである。

監査の適正性【指摘】

監査が行われていない学校徴収金があった。監査は遺漏なく実施される必要がある。学校徴収金を負担する保護者により、適切な監査が実施されるよう、監査する対象や範囲、また必ず実施する監査手続を準備しておくことが必要と言える。

（具体的な検出事項）

・学校園からの回答書によると、学年諸費について、決算書の監査が実施されていない学校があった。また、監査者の欄に保護者が記載されていない学校があった。

・部費について保護者監査がないものがあった。

・本来は取引がすべて終了した後、会計監査が行われるはずであるが、領収書の日付が会計監査の後日となっているもの散見された。

・会計監査の実施日（監査報告日）が記載されていない教材費会計があった。

・学年費の収支簿について、支出額を収入額に記載するといった記載誤りが生じていたが会計担当者や保護者監査によって発見されていなかった。

・学年会計の会計帳簿には領収書が貼られているだけであったため、帳簿上の支出との関係が分かりにくくなっていた。番号を付す等して会計監査を実施する保護者が容易に確認できるように工夫する必要があるといえる。

学校徴収金の決算報告【指摘】

保護者への決算報告が適切に行われていない学校徴収金があった。保護者への説明責任を果たす必要がある。

（具体的な検出事項）

・材料費、絵本代、給食費、誕生会費といった保護者が負担する学校徴収金について、会計簿は作成されているものの、決算書の作成までは行われておらず、会計簿や決算書について保護者への報告が行われていない幼稚園があった。当該経費は、園が定額で保護者から徴収しているものであり、使途や支出については園の管理、判断の下で実施されているのであるから、適切な管理や支出が行われたことを保護者に説明、報告する必要がある。

・徴収金（絵本費用）により購入した図書について、学校へ受入（児童用の絵本のみ図書台帳記載）されているが、寄附受入書の入手や保護者への決算報告は特に行われていないとのこと。年度の初めに徴収金の使途（個人配布の月刊誌、共有資産の絵本、教員の指導図書）についての説明を行い、同意の上で毎月定額の徴収金としているとのことであるが、年度末にも実績報告を行うなどの手続が必要と思われる。

・学校からの回答書によると生徒会費について、保護者に報告している学校と校長のみに報告している学校があった。生徒会費会計について、保護者が負担した資金が入っているのであれば、すべて保護者に報告する必要があるといえる。

・学校からの回答書によると、学年費会計について学年役員へ報告している学校があったが、決算報告は、学年費を負担した保護者がすべて閲覧できるよう、文書配布あるいはホームページ等で開示するといった対応が必要であるといえる。

・学校からの回答書によると、空き缶回収などの資源回収会計について、校長通信で保護者への報告を行っている学校と、学校内の報告のみにとどめている学校があるが、収入額や支出額（購入額）について、保護者への報告を行う方が望ましい。

帳票、証憑類の保管【指摘】

証憑を紛失しているケースがあった。学校徴収金については一定期間の保管を義務付けるようルールを定める必要がある。

（具体的な検出事項）

・剣道部の部費に係る領収書等の証憑（平成 27 年度分）が前任者より引き継がれておらず不明であったことから、収支報告書の収支を疎明するものが確認できなかった。

・学年費の領収書綴りに、個人の領収書が紛れ込んでいた。当該領収書による支出は学年費に計上されていなかったものの、証憑の整理は不十分であるといえる。

７．外国語指導助手（ALT）招聘事業

（１）概要

小学校における外国語活動や、中学校における英語の授業を中心に、児童生徒が外国の異文化に触れることにより、関心・意欲を高め、コミュニケーション能力の素地や基礎を育むことを目的に、小学校 5，6 年生の 1 学級あたり 10 回、中学校 1 学級あたり 15 回を目安に、また希望する幼稚園に外国語指導助手（ALT）を派遣し、学級担任や英語科教員と共同して授業を行っている。

ALT の配置方法として、JET プログラム、民間委託、労働者派遣、直接雇用等の手法があるが、大分市は JET プログラムによる配置を行っている。

JET プログラムとは、Japan Exchange and Teaching Programme の略称であり、外務省、文部科学省、総務省の協力のもと、地方公共団体が、諸外国の若者を特別職の地方公務員として任用し、日本全国の小学校、中学校や高校で外国語やスポーツなどを教えたり、地方公共団体で国際交流のために働いたりする機会を提供する事業である。このプログラムによる ALT の報酬、費用弁償等については地方交付税による措置が講じられている。

事業費の推移は次のとおり。

単位：千円

学校教育課 教育指導費／事業名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
外国語指導助手招聘事業	66,718	68,884	66,598	67,878	66,998
平成２７年度 主な費用の内訳	・外国語指導助手報酬　54,474 千円 ・外国語指導助手社会保険料（雇用主負担）　8,020 千円				

大分市及び中核市の市立小中学校における ALT の配置状況は次のとおり。

（平成 26 年 6 月 2 日現在）

	小学校数	中学校数	ALT 配置数	1 校当たりの ALT 人数
大分市	61 校	28 校	15 人	0.17 人
中核市平均	53.2 校	24.7 校	23.2 人	0.3 人

なお、平成 28 年 6 月時点で、大分市の ALT は 16 人となっている。

（２）実施した監査手続

・大分市における ALT の位置づけ、設定方針、効果や目標などを理解するとともに、外国語指導助手招聘事業の事務事業評価を閲覧した。
・ALT の採用はどのような過程で行われているかを理解し、不透明かつ不平等な採用手順となっていないか確認した。
・ALT の勤務時間と人件費を把握した。
・当事業と絡めて、英語科教諭のスキルアップの方法を質問するとともに、外部試験受験経験者の割合や英検準１級取得者数に関する資料を入手、検討した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・ALT の配置状況に問題はないか。
・A LT を利用することによって得られた成果が検証されているか。
・英語科教諭等のスキルアップが図られているか。

（３）監査の結果及び意見

ALT と教諭との関連【意見】

英語教育においては、児童生徒の英語力、コミュニケーション能力の向上を見据えたうえで、小中学校教諭と ALT の役割を明確にして指導の体制や能力の向上を図っていくことが効率的であり有用であると思われる。

現在は、教諭は、新学習指導要領全面実施（小学校：平成 32 年度、中学校：平成 33 年度）にむけた研修の受講者数を増やしていくことに力を入れている一方、ALT は人数や授業回数の確保に力を入れているが、それぞれの計画はあくまでインプット指標であり、重要なのは子どもの英語力、コミュニケーション能力といった成果につながるかどうかである。

小学校	中学校
校内において外国語活動の中核を担う教諭	英語科教諭
ALT（外国語指導助手）	

大分市における ALT の位置づけや期待される役割について、教諭との関係性、補完関係を含め可能な限り具体化し、ALT に係る取り組みに関して、配置人数や授業回数のみならず、目指すべき英語力や教諭との関係を踏まえた ALT の能力や授業内容、児童生徒の成績等に絡めて評価、検討することが必要である。

ALT の配置【意見】

中核市の 1 校当たりの ALT 人数は 0.17 人と、中核市平均 0.3 人よりも低い値となっている。大分市は JET プログラムによる配置のみとなっているが、配置数の多い他市をみると、労働者派遣や直接雇用といった形での採用も目立つ。学校教育課としては ALT の数を増やしたいが、予算に限りがあるため、多く増やすことは困難としている。

大分県の平成 26 年度外国人留学生受入状況をみると、大分県の留学生数は 80 か国・地域から 3,200 人を超え、留学生数では全国第 9 位、九州第 2 位。都道府県別の人口 10 万人当たり留学生数では、京都府に次いで全国 2 位となっている。

留学生の出身国は中国、韓国が上位であることからも、必ずしも英語を母国語とした国の学生ではないが、英語をコミュニケーションとして使える学生は一定数存在する可能性がある。

また、現在は国の教育課程特例校の指定を受けている学校に通う児童 1～4 年生は、ALT を活用したコミュニケーション授業が確保されていて、他の小学校の ALT の授業については、主として 5，6 年生のクラスが対象となっている。今後、低中学年においても ALT が一層活用できるよう、配置の充実に努める必要がある。

なお、本事業は JET プログラムを活用しているので、本事業とは別に、外国語活動や国際理解教育の充実のため、学校や地域の実情に応じ、留学生等の外部人材を活用できないか工夫されたい。

報告資料の活用【意見】

英語担当教員（英語科教諭）の試験や資格の国の状況調査について、大分市は毎年度回答をしているものの、例えば年度比較や他市等との比較といった、数値に対する評価は行っていない。その理由として、学校教育課によると試験の受験回数や英検準 1 級以上等の取得者数増加の要請等が国から通知されていないからであるとのことであった。

中学校の英語担当教員の英語力の状況（国調査における大分市回答分）

単位：人

	教員数	英語能力に関する外部試験を受験した経験のある英語担当教員数	うち、英検準 1 級以上等取得した教員数
平成 25 年度	107	72	29
平成 26 年度	104	75	33
平成 27 年度	104	63	33

3年間の数値を比較すると、全体として英検準1級以上等取得した教員数は大きくは変わっておらず、また受験者数も伸びていないことから、英語力向上のための教諭の能力向上を図っているとは客観的に判断できない。このため、英語教育研修や研修開催回数が増加しているかどうかといった点を別途検討する、あるいは、英語教員が基本的な教科研修等の受講状況の調査、指導するといった、教員の能力確保についてフォローする必要がある。国の報告資料をただ作成するのではなく、数値を利用することにより、より効率的に教員の質の向上が図れないか検討する必要がある。

今後は大分市教育センターにおける英語教育推進に係る教職員研修計画（平成28年～31年）や授業力向上研修等の研修に関して、その受講状況や達成度を厳格にフォローし、小中学校の英語教育に携わる教員の専門性や指導技術など、実践的指導力の向上に継続して努める必要がある。

８．教育指導費

（１）概要

学校教育課における教育指導費の 5 年分の決算額は次のとおりである。

単位：千円

学校教育課 教育指導費／事業名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
①教育指導一般事業	12,500	12,642	12,780	12,937	13,147
②外国語指導助手招聘事業	66,718	68,884	66,598	67,878	66,998
③特別支援等教育活動サポート事業	88,192	99,469	105,950	125,667	132,135
④大分っ子心育て推進事業	—	—	—	1,513	1,886
⑤道徳教育推進事業	—	—	—	1,836	89
⑥大分っ子学習力向上推進事業	46,233	48,245	46,218	52,556	49,938
⑦学校図書館活性化事業	32,693	32,718	36,989	36,921	37,456
⑧生き生き学習サポート事業	2,660	2,481	2,585	2,430	1,550
⑨大分っ子基礎学力アップ推進事業	10,719	10,599	10,467	12,373	11,091
⑩生徒指導関係事業	—	—	—	4,258	3,907
⑪小中一貫教育推進事業	4,642	3,422	3,790	3,924	3,091
⑫武漢市学校交流事業	—	950	750	831	1,101
教育指導費　合計	264,357	279,410	286,128	323,124	322,387

各事業の主な目的及び主な費用（平成 27 年度決算額）は次のとおり。

① 教育指導一般事業

主な目的	開かれた学校づくり、特色ある教育活動の展開のための学校評議員会の開催、児童生徒の実態や地域の特性を生かした教育課程の編成等に努める。 また、子どもたちが発達の段階に応じた勤労観・職業観を身に付け、明確な目的意識をもって人生を切り拓くことができるよう、働くことの意義や尊さを理解するキャリア教育を推進している。各学校においては、その

	一つの活動として、児童生徒が実際に職業を体験する職場体験活動を実施していることから、児童生徒が体験先の企業等で万一の事故等により、賠償責任を負うこととなる事態に対応するため、賠償責任保険料を支出している。
主な費用	・学校評議員報酬　3,524 千円 ・教育課程の編成費（消耗品費）4,142 千円 ・職場体験活動賠償責任保険料　1,109 千円 ・大分市教育研究会補助金　1,045 千円

② 外国語指導助手招聘事業

主な目的	小学校における外国語活動や、中学校における英語の授業を中心に、児童生徒が外国の異文化に触れることにより、関心・意欲を高め、コミュニケーション能力の素地や基礎をはぐくむ。
主な費用	・外国語指導助手報酬　54,474 千円 ・外国語指導助手社会保険料（雇用主負担）　8,020 千円

③ 特別支援等教育活動サポート事業

主な目的	特別な教育的支援を必要とする幼児・児童生徒が在籍する学校等に対して、非常勤の職員（補助教員）を配置し、学校教育活動における幼児・児童生徒の指導に活用することにより、学校教育の一層の活性化と一人一人に応じたきめ細やかな指導の充実に資することを目的とした事業である。
主な費用	・補助教員賃金　129,903 千円 ・補助教員社会保険料　2,080 千円

④ 大分っ子心育て推進事業

主な目的	小中学校における道徳教育の充実や家庭の教育力の強化、地域での健全育成の推進等、学校、家庭、地域社会が協働して未来を担う心豊かな大分っ子を育成する。 ⅰ）大分っ子心子育て推進協議会の開催 ⅱ）大分市家庭の日心子育て講演会の開催 ⅲ）大分っ子心育て啓発パンフレットの作成及び配布
主な費用	・大分市『家庭の日』心育て講演会委託料　1,213 千円

⑤ 道徳教育推進事業

主な目的	小中学校における道徳教育の充実を図るうえから、道徳教育推進校を指定し、公開研究発表会等を通して研究成果を還元するとともに、市内全小中学校による道徳の授業公開を通し、道徳教育の充実を図る。
主な費用	・印刷製本費　49 千円 ・消耗品費　40 千円

⑥ 大分っ子学習力向上推進事業

主な目的	小学校に非常勤講師を配置し、授業において個に応じたきめ細かな指導に活用することにより本市児童の確かな学力の定着・向上に資する。また、複数の複式学級を有する小学校に非常勤講師を配置し、学年別の指導や課題別の指導を行うなど多様な指導方法を取り入れるよう支援を行い、複式授業を解消することにより本市児童の確かな学力の定着・向上に資することを目的としている。
主な費用	・臨時職員賃金　43,662 千円 ・臨時職員等共済費　6,244 千円

⑦ 学校図書館活性化事業

主な目的	読書センター及び学習・情報センターとしての学校図書館の機能の活性化を図り、各学校における主体的・意欲的な読書活動や学習活動を充実させることにより、大分市の子どもたちに豊かな感性や情操をはぐくむ。
主な費用	・臨時職員賃金　37,334 千円

⑧ 生き生き学習サポート事業

主な目的	専門的な知識、技能、技術や豊富な経験を有する学校教育支援員及び各学校独自の人材バンク等に登録した外部人材を活用することを通し、学校と地域が一体となった多様な学習活動を展開し、子どもの学習意欲の喚起や自ら学び自ら考える力等の生きる力をはぐくむ。
主な費用	講師等謝礼金　1,507 千円

⑨ 大分っ子基礎学力アップ推進事業

主な目的	小・中学校児童生徒の学力や学習・生活状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、教育に関する継続的な検証サイクルを確立すること等を目的として、大分市の小中学校では、全国、県、市の 3 種の学力調査が実施されている。 大分っ子基礎学力アップ推進事業では、このうち大分市標準学力調査(市)を実施し、児童生徒理解のための客観的な資料を収集し、学力の状況を把握、分析、継続的な指導の工夫・改善に生かすことにより、確かな学力の定着・向上を図っている事業である。
主な費用	学力検査等委託料　10,364 千円

学力調査については、市事業（市調査）のほか、国、県も行っている。それぞれの調査の対象、内容、調査月は次のとおりである。

＜全国学力・学習状況調査(国)＞

対象	小学校第 6 学年及び中学校第 3 学年の児童生徒
内容	〔国語 A、算数・数学 A、理科〕(主として「知識」に関する問題) 〔国語 B、算数・数学 B、理科〕(主として「活用」に関する問題) ※理科については、主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題を一体的に扱う 質問紙調査(学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問)
調査月	毎年度 4 月

＜大分県学力定着状況調査(県)＞

対象	県内の小学校第 5 学年及び中学校第 2 学年の児童生徒
内容	小 5・・・国語、算数、理科における前学年までの学習内容 中 2・・・国語、数学、理科、英語における前学年までの学習内容 総合質問紙調査
調査月	毎年度 4 月

＜大分市標準学力調査(市)＞

対象	市立小学校第 4 学年及び中学校第 1 学年の児童生徒
内容	小 4・・・国語、算数、理科における学習内容 中 1・・・国語、数学、理科、英語における学習内容
調査月	毎年度 1 月

⑩ 生徒指導関係事業

主な目的	いじめ・不登校等の未然防止、早期発見、早期対応のため、小中学校における生徒指導上の相談・指導、学級集団検査の実施等を行っている。
主な費用	学級集団検査業務委託料　3,413 千円

⑪ 小中一貫教育推進事業

主な目的	「確かな学力の向上」、「心の教育の充実」、「健やかな体の育成」をバランスよく推進し、自ら学び自ら考える力などの生きる力を育成するうえから、義務教育 9 年間を見通した系統的な教育を行うとともに、小中学校間の円滑な接続を図る小中一貫教育を推進する。
主な費用	消耗品費　1,962 千円 印刷製本費　838 千円

⑫ 武漢市学校交流事業

主な目的	本市と中国武漢市との友好交流の諸事業の 1 つとして、本市中学校と武漢外国語学校の生徒同士の体験入学等を実施し、相互理解と友情の促進を図るとともに、国際社会に貢献できる人材の育成を図る。
主な費用	旅費 365 千円 謝礼金 282 千円

（２）実施した監査手続

・関連簿冊を閲覧して、事業の内容を把握した。
・補助教員の配置状況を 3 年分比較、検討した。
・学力調査の結果を把握した。
・評価指標の推移を所管課の有する他市や全国の結果を利用して行い、事業との関連性を検討した。
・調査結果の要因分析について担当者に質問し、資料を閲覧した。
・平成 27 年度に行った学力調査の結果について、一部の学校を抽出し、学力向上会議、支援協議会、運営協議会に係る報告資料等を閲覧した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。
・補助教員の過不足が重要でないか。
・評価指標が妥当であるか。
・事業が効果、効率的に実施されているか。
・非常勤講師を配置した結果、どのように学習力が向上しているか。
・学力調査の結果が、保護者や地域等学校関係者に報告されているか。
・学力調査の結果が、その後の教科指導等に反映されているか。
・いじめ、体罰、校内暴力、保護者による虐待、学校へのクレーム等の問題が発生した際、それらの情報が適時に最終責任者まで伝達される仕組みが整備されているか。

（３）監査の結果及び意見

職場体験の実施状況【意見】

（教育指導一般事業（キャリア教育の推進））
学校教育課は例年、職場体験・インターンシップ実施状況等調査において、実施学年、人数、日数等を集約しているとしているが、平成 27 年度においては、職場体験活動が各学校においてもれなく行われたかどうか、実施時期や人数などについて学校教育課が集計していなかった。
平成 28 年度は、学校からの要望があったことから、各校の職場体験の実施学年や実施時期、実施期間について一覧表を作成していたものの、職場体験に係る受入事業所数や業種などについての情報は入手、整理されていなかった。担当者によると 1 校あたり事業所数が数十にわたるとの理由から集計されていないとのことであった。
事業所、業種、職場体験活動の実施内容について、可能な限り情報を集約し、事例を他

校に紹介したり、新たな受け入れ事業所の検討を行ったりすることにより、事業をより効果的、効率的に実施できることから、その実施状況と取りまとめるとともに各校からの意見等をもとに毎年改良を加えて有意義な運用を行うことが望まれる。

これについて、学校教育課によれば、学校は地域の事業所や保護者との連携のもと、事業所を確保し、職場体験活動は円滑に実施されており、中教研特活部会や進路研等において、実践交流や情報交換を行っているとしているが、現状をより改善する必要がある。

状況やニーズの集約と整理【意見】

（特別支援等教育活動サポート事業）

市は事業の評価指標として補助教員配置率を用いている。

補助教員配置率（小中学校への配置率）	87%（平成 26 年度）

事務事業評価上で成果指標としている補助教員配置率は、小中学校数を補助教員配置校数で除して算定されているが（学校数ベース）、補助教員配置人数を対象児童生徒数（申請人数）で除した場合の充足率（人数ベース）で管理した方が、どの程度の児童生徒の支援が必要であるか明らかとなることから、指標の見直しが必要であると言える。

なお、充足率は次のとおりとなる。

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">幼稚園</td><td colspan="2">小学校</td><td colspan="2">中学校</td><td rowspan="2">全体</td></tr>
<tr><td></td><td>申請人数</td><td>配置人数</td><td>申請人数</td><td>配置人数</td><td>申請人数</td><td>配置人数</td></tr>
<tr><td rowspan="2">26 年度</td><td>21 人</td><td>10 人</td><td>110 人</td><td>72 人</td><td>35 人</td><td>16 人</td><td rowspan="2">59.0%</td></tr>
<tr><td colspan="2">（充足率 47.6%）</td><td colspan="2">（充足率 65.5%）</td><td colspan="2">（充足率 45.7%）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">27 年度</td><td>31 人</td><td>9 人</td><td>129 人</td><td>78 人</td><td>38 人</td><td>18 人</td><td rowspan="2">53.0%</td></tr>
<tr><td colspan="2">（充足率 29.0%）</td><td colspan="2">（充足率 60.5%）</td><td colspan="2">（充足率 47.4%）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">28 年度</td><td>34 人</td><td>12 人</td><td>149 人</td><td>84 人</td><td>35 人</td><td>17 人</td><td rowspan="2">51.8%</td></tr>
<tr><td colspan="2">（充足率 35.3%）</td><td colspan="2">（充足率 56.4%）</td><td colspan="2">（充足率 48.6%）</td></tr>
</table>

補助教員の配置にあたっては、補助教員の派遣を受けようとする校長が、補助教員派遣申請書に補助教員派遣計画書を添付して教育長に申請したうえで、教育長が決定することとなっている。

特別支援等教育活動サポート事業実施要綱によると、補助教員は学校運営上特に適切な対応が求められる幼児児童生徒や学級等に関する業務を行うものとされているが、「特に適切な対応が求められる」ケースについての具体的な定めは要綱にはないことから、学校園（長）により、運用や申請に至るまでの対応、精度等に差が生じてしまう可能性がある。

予算上の都合から充足率が 100%にはできないのであれば、その中で教育的支援が必要な声が網羅的にすくい上げられ、可能な限り公平に措置されるよう、きめ細やかな管理ができるような工夫ができないか検討する必要がある。

この意見に対して、学校教育課からは「当初の申請人数に対する単純な割合である充足率は一面的な数字であり、特別支援学級の設置状況や県加配の配当状況により、実態との誤差が考えられるため本市では配置率を指標としている」との回答があった。

しかし、充足率も一つの指標として成り立ち、特に傾向値としてその推移をみることは有効と言える。

会議体の目的及び役割【意見】

（大分っ子心育て推進事業）

推進協議会と推進専門委員会という事業に係る会議体が 2 つ設けられているが、いずれも似たような業務を行っており、互いの役割が意図されたとおりに実行されているとは判断できなかった。所管課が音頭を取って、両者の調整をきちんと行うべきである。

大分っ子心育て推進協議会は、本市の学校における道徳教育の充実、家庭の教育力の強化、地域での健全育成の推進等をはかるため、設置され、自治会関係者、保護者代表者、学校園関係者等により構成されており、学校、家庭、地域社会における心育てや連携、協力、啓発等の在り方について協議し、その結果を教育長に報告している。専門委員会については、推進協議会の委員の要件に該当する範囲（自治会関係者、保護者代表者、学校園関係者等）から、会長が推薦する者を教育長が委嘱し、又は任命することとされている。推進協議会と推進専門委員会の関係は次のとおりである。

大分っ子心育て推進協議会	推進専門委員会の報告等に対し、協議を行う。
↓　　↑	
推進専門委員会	本事業の推進に係る取組計画等について検討し推進協議会に報告する。
↓　　↑	
庁内検討委員会	本事業推進に係る取り組み計画等を企画・立案する。

推進協議会と推進専門委員会の平成 27 年度の活動内容は次のとおり。

	推進専門委員会	推進協議会
第 1 回	平成 27 年 6 月 2 日 第 1 回大分っ子心育て推進協議会提案内容の検討（事業の進捗計画等について）	平成 27 年 6 月 22 日 大分っ子心育て推進事業の二年次の取組及び心育てに係る「学校の担う役割」等についての協議
第 2 回	平成 27 年 11 月 20 日 公開研究発表会へ参加、指導助言等（道徳研究推進校）	平成 27 年 8 月 19 日 （予定：27 年 11 月 20 日） 公開研究発表会へ参加、指導助言等 →子ども市議会への参観に変更
第 3 回	平成 28 年 2 月 15 日 第 3 回大分っ子心育て推進協議会提案内容の検討（今年度の事業の取組報告及び来年度の事業計画について）	平成 28 年 2 月 29 日 今年度の事業についての取組報告及び来年度の事業計画について協議

大分っ子心育て推進協議会設置要綱等で定められている推進協議会と推進専門委員会の役割について、議事概要等会議資料を閲覧したところ、推進専門委員会の報告等に対し、協議を行っているのではなく、庁内検討委員会の資料について双方の会議体が個別に意見を出しあっている形となっていた。議論が深まり、より効率的かつ効果的なものとなるよう、会の運営方法を改善するべきである。

随意契約の合理性【指摘】

大分市「家庭の日」心育て講演会の開催において委託契約が交わされているが、随意契約の相手先が、講師ではなく人材派遣会社とされている。随意契約の理由書には当該会社が、講師を派遣していること、長年の経験と実績を備え、誠実に対応する信頼性の高い会社であることが記載されている。しかし、客観的には随意契約する理由に乏しく、派遣会社の手数料等が異なるのであれば、委託金額に影響を及ぼす可能性がある。随意契約について合理性のある理由を記載する必要がある。

講演会の参加率【意見】

大分市「家庭の日」心育て講演会が実施されているが定員 1,200 名に対して 850 名の参加となっている。参加者は無料となっている一方、講師報酬を含め講演会実施に当たり 1,131 千円の委託費が発生しており、効率性の観点から可能な限り参加者の増加に努めることが求められる。広報等改善すべき点がないか事後の検討を行い、次に生かす必要がある。

事業の評価指標【意見】

（大分っ子学習力向上推進事業）

現行の事業評価については、（本市の）学力調査の成績における全国平均以上の教科割合を設定している。

この事業は、各学校に個別指導や習熟度別指導を行う非常勤講師を配置し、教科指導における個に応じたきめ細かな指導に活用したり、特定小規模校（複式学級がある小学校）に、学年別の指導や課題別の指導等を行う非常勤職員を配置し、多様な指導方法に取り入れるよう支援を行ったりしているものである。

したがって、当事業はすべての学校に非常勤職員を配置しているものではないことから、当事業と市全体の学力調査の成績との関連性がどれほどあるのかわかりにくいと考えられる。評価指標には、非常勤職員を配置した学校が全体平均と比較してどのような結果をもたらしたかに着目した方が有用である。例えば、学力調査であれば、非常勤講師を配置した学校の、配置前後の学力テストの成績の伸び率などを把握する等評価指標に工夫が必要である。

学力調査に対する評価、検討【意見】

（大分っ子基礎学力アップ推進事業）

大分市教育ビジョンでは、当事業の成果指標として、市・県主催の学力検査で全国平均以上の教科の割合を掲げ、次のような目標を設定している。

大分市教育ビジョン	
平成 22 年度 実績	平成 28 年度 目標
37.5%	70%以上

学校教育課の資料によると、小中学校別の学力調査結果は次のとおりである。教科ごとに基礎、知識、活用といった「項目」が設けられていて、項目は年によって変化しており、調査の種類や教科によって項目数が異なっている。全国平均以上の教科の割合は、すべての項目のうち国調査は平均正答率、県・市調査は偏差値が 50 以上の項目数の割合を計算することにより簡便的に算定している。

		※平成22年度	※平成23年度	※平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
小学校	判定項目数	4	4	6	13	13	17
	全国平均以上項目数	2	2	5	12	10	15
	割合	50.0%	50.0%	83.3%	92.3%	76.9%	88.2%
中学校	判定項目数	12	8	8	16	16	21
	全国平均以上項目数	4	7	7	11	12	15
	割合	33.3%	87.5%	87.5%	68.8%	75.0%	71.4%
計	判定項目数	16	12	14	29	29	38
	全国平均以上項目数	6	9	12	23	22	30
	割合	37.5%	75.0%	85.7%	79.3%	75.9%	78.9%

※平成 22 年度は小 6 及び中 3 の国語、算数・数学、平成 23 年度、24 年度は、小 6 及び中 3 の結果が、国の都合により集計されず、表には反映されていない（学校教育課）

平成 22 年度から平成 23 年度、24 年度にかけ割合は増加しているが、小 6 及び中 3 の結果が反映された平成 25 年度以降は全体として全国平均以上の項目数の割合が上昇しているとまでは言い切れない。

全国平均以上の割合でみると、小学校の数値よりも中学校の数値が低いことから、全体的には本市の場合、中学校に入ると、やや伸び悩む傾向があるともいえる。中でも、中 3 の数学は、継続的に全国平均以上に満たない状況となっている。しかも、いずれの年も中 2 は全国平均以上の結果である一方、中 3 は全国平均に届かないといった状況がみられる。

数学の学力調査の推移

学年	項目名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
中 3	知識	全国平均未達	全国平均未達	全国平均未達
	活用	全国平均未達	全国平均未達	全国平均未達
中 2	知識	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上
	活用	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上

『平成 28 年度大分市学力向上アクションプラン〈概要版〉』を閲覧したが、中 2 から中 3 にかけてのこの傾向が続いていることについては明らかにされていなかった。

中 2 から中 3 の数学の傾向は、他の科目には見られないことから、解決すべき重要な課題として、積極的な開示を行い教科指導の担当のみならず学校や家庭が協力して解決に向け取り組んでいく方が望ましいのではないかと思われる。

今後は、単年度の学力調査の結果のみならず、複数年度間の調査結果を比較、検討して、解決すべき課題、継続的な取り組みが必要と判断されるような事項を抽出するとともに、保護者等外部に明確に示すよう改善されたい。

大分市教育ビジョン及び平成 27 年度の事務事業評価において、当事業の評価指標が次のような記載となっているが、平成 22 年度と平成 25 年度以降の数値とは、前述のとおり指標の算定方法が異なっており、単純比較はできないところがある。大分市教育ビジョンの平成 28 年度の実績値を公表する際には、算定方法を変更している点について明示しておくことが望ましい。

学力調査の成績（全国平均以上の教科割合）

大分市教育ビジョン		平成 27 年度事務事業評価　個表		
平成 22 年度 実績	平成 28 年度 目標	平成 22 年度 実績	平成 26 年度 計画	平成 26 年度 実績
37.5%	70%以上	35.7%	100%	76%

指標について、教育ビジョンと平成 27 年度事務事業評価の記載を見たところ、平成 22 年度の実績数値が大分市教育ビジョンと事務事業評価とで異なっていた。事務事業評価の数値（35.7%）の方が誤って記載されているものと推察される。また、平成 26 年度の計画数値が 100%となっているが、他市も学力調査結果の向上に向けて励んでいる中で、100%というものが果たして実現可能な数値なのかどうか、本当にこれを達成することができる具体的なアクションプランが策定できているのか、見直しを含めた指標のあり方を改善する必要がある。

また、市の学力調査は 4 年生を対象に 1 月、県調査や国調査は 5 年生を対象に 4 月に実施されていることから､学校単位で 4 年生の結果と 5 年生の結果とを比較することにより、4 年生の市調査で浮かび上がった課題への対応が適切に行われたかどうかについて、評価、検討するといった仕組みができないか検討することが望ましい。

さらに、毎年度、基礎学力向上研究推進校を指定しており（平成 27 年度は小学校 4 校、中学校 2 校)、教科指導における実践的・実証的な研究を進めていることから、現在行われている分析以外に、今後は市全体の数値のみならず、指定校と非指定校の成績の伸び率を比較するなどして、教科指導の効果が学力調査の結果に表れているかといった観点により検討することが効率的に管理するためには必要と考えられる。

学力調査の結果への学校の速やかな対応【意見】

県の学力調査が 1 学期に行われ、夏休み前に調査結果が判明している。この中で対応する必要がある項目が明らかとなっているが、夏休み中に対応が考えられて 2 学期のスタートから改善措置が取られるようになっておらず、スピード感が不足していた（往査した複数の学校)。今後は、調査結果が判明してから可能な限り速やかに対応をとる必要があるといえる。

危機意識をもった迅速な対応【意見】

（いじめ・不登校等未然防止対策事業）

市からの提供資料によると、平成 26 年度の本市の不登校児童生徒数は、中学生は 471 名と中核市で最も多く、また小学生は 148 名と 3 番目に多い数字である。本市小学生の不登校児童数が増加傾向にあり、平成 24 年度から平成 26 年度にかけ倍増している。

大分市、大分県、国の不登校児童生徒等の推移は次のとおり。

不登校児童生徒数

単位：人

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	市	県	国	市	県	国	市	県	国
小学校	99	190	21,243	105	226	24,175	148	275	25,866
中学校	463	1,010	91,446	477	1,023	95,442	471	981	97,036
計	562	1,200	112,689	582	1,249	119,617	619	1,256	122,902

不登校児童生徒数の出現率

単位：%

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	市	県	国	市	県	国	市	県	国
小学校	0.37	0.31	0.31	0.39	0.37	0.36	0.56	0.45	0.39
中学校	3.57	3.07	2.56	3.72	3.17	2.69	3.68	3.06	2.76
平均	1.42	1.26	1.09	1.48	1.33	1.17	1.58	1.35	1.21

現在いじめ・不登校等未然防止対策事業として、学校や学級への満足度、意欲、悩みを個人別に測定し、いじめや不登校等の発現前の要因の識別対応が行えるよう、学級集団検査（hyper-QU）をモデル事業として実施している。

モデル事業の実施及び有効性の評価には一定期間が必要となる一方、本市の不登校の子どもの数は客観的に他市よりも深刻な状況となっていることから、当該モデル事業と同時並行的に不登校防止対策をより一層行っていくことが求められるといえる。

例えば、学級集団検査（hyper-QU）については、他の中核市においてすでに全校導入している市や、部分的に導入しているところがある。現在、大分市においては他市の導入効果や有効な活用例を集約、整理することが十分とは言えない。今後とも、学級集団検査（hyper-QU）の検査結果をもとに、導入効果や有効な活用例を集約、整理し、校長会、各種研修会等の中で指導を強化していく必要がある。不登校の問題に関して、これまで以上に危機意識やスピード感をもった対応が必要であるといえる。

各学校園への広がり（いじめ：不登校等対策協議会）【意見】

大分市いじめ・不登校等対策協議会は、全市的にいじめ・不登校等の生徒指導上の問題行動についての状況分析と今後の対応について、専門的な見地からの意見を聞き、各校への指導に資することを目的として設置され、学識経験者や医師、臨床心理士、スクールカウンセラー、校長会代表等のメンバーで構成されたものである。同協議会は年 3 回程度開催されており、いじめや不登校の状況調査結果が報告されているが、関係資料を閲覧したところ、協議会の議事録は閲覧できたものの、その協議会で出された専門的な見地を踏まえて、各学校園に対して具体的な提言や指導等が行われたことが客観的に確認できなかった。協議会の議事録によれば、各学校園に提示すべき内容や方針が具体的、詳細に話し合われた証跡がなかったことから、今後は、会の目的を改めて検討するとともに、学校園への指導、助言に具体的につながっているのかといった観点から事業を確認することが必要である。

また、平成 27 年度の事務事業評価の個表をみると、当事業の成果指標は対策協議会の開催回数となっているが、重要なのは協議会が開催されることではなく、協議会から出た専門的見地の活用がどれだけ行われ、いじめや不登校の抑制につながったのかという点である。指標には協議会の開催回数ではなく、各学校への通知（指導）回数の方が適当である。通知（指導）回数を把握することにより、対策協議会における専門的見地の活用の程度までが管理できるよう改善されるものと考えられる。

情報、資料の管理【意見】

児童生徒支援室（教育委員会）において、各学校園から報告された生徒指導に係る事案を時系列的に集約したような資料が作成されていなかったことから、報告事案がすべて漏れなくタイムリーに処理されたのかどうか、把握できなかった。

今後、児童生徒支援室や教育センターは、生徒指導に係る保護者から届いた事案に関する問合せ、各学校園からの具体的な事案の報告を、整理表（受付簿）を作成し採番、管理することが有用であると思われる。受付簿に、届出日、氏名や生徒指導上の種類、初回・継続の別、処理日、顛末の内容等を記載して一元管理をしておくと、児童生徒支援室が学校園や教育センター間と、定期的、継続的な情報共有を図ることができるとともに、タイムリーな処理や網羅的な対応を行うことが仕組みとして確保でき、生徒指導に関しての、教育委員会に対する客観的な信頼性の向上にもつながるものと考えられる。

また、国の調査に絡み、定期的に生徒指導に係る定量的な資料（件数、人数など）を小中学校が児童生徒支援室に報告しているケースがある。この場合、児童生徒支援室は当年度の数値の報告を受けて集約するだけではなく、当年度と前年度との数値の増減理由や、当年度に生じた学校別の特記事項等、学校が総括した評価、コメントを可能な限り集約、整理しておく必要がある。こうすることで生徒指導上の問題に係る教育委員会のノウハウとして蓄積できるし、各学校への助言、指導等にも活用できる。数値の効率的な活用を行えるように業務を工夫する必要がある。

９．大分市教育センター

（１）概要

大分市教育センターは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 30 条の規定に基づき設置された、以下の 4 つの機能を備えた総合的な教育施設である。

子どもたちの生きる力の育成及び学校教育の課題解決のために、教育関係職員の資質の向上、教育に関する相談及び支援の充実並びに教育の情報化を図り、大分市における教育の一層の充実及び発展に寄与するとの運営方針を掲げている。

研修機能	教職員の経験年数や職責に応じた研修を通して、本市幼稚園、小・中学校教職員の指導力や資質向上を図る。
教育相談機能	いじめや不登校等の教育相談、障がいのある子どもの就学や教育に関する相談等、子どもや保護者、教職員の様々な悩みや相談に対応する。
情報収集・発信機能	学校間の情報通信ネットワークを管理・運営するとともに、教育諸情報を収集し、資料閲覧室においての資料提供やホームページ等を通じて、各学校や教職員に広く発信する。
調査・研究機能	教科指導のあり方等、本市の教育課題に対応した調査・研究を行い、その内容等を各学校に提供する。

一方、教育関係職員の能力研鑽、研修に関して、教育基本法関係法令では次のように規定されている。

教育基本法

（教員）

第九条　法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

２　前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

教員公務員特例法

第四章　研修

（研修）

第二十一条　教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

２　教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。
（研修の機会）
第二十二条　教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。
２　教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
３　教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（中核市に関する特例）
第五十九条　地方自治法第二百五十二条の二十二第一　項の中核市（以下「中核市」という。）の県費負担教職員の研修は、第四十五条、教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第　一項及び第二十五条の規定にかかわらず、当該中核市の教育委員会が行う。

（２）実施した監査手続

大分市教育センターに係る資料の閲覧及びセンターの総務担当班へのヒアリングを通じて、業務が効率的、効果的に実施されているかどうかを確かめた。具体的な手続としては以下のとおり。

・教育センターのリーフレット、要覧等を閲覧して、機能を理解した。
・施設の利用（稼働）状況を把握した。
・大分市教職員研修計画を入手、閲覧した。
・研修講座への受講状況を把握、検討した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・教育センターの効果が測定されているか。
・利用（稼働）状況が著しく低くないか。
・必要な研修が開催されているか。
・必要な研修を教育関係職員が受講しているか。

（３）監査の結果及び意見

施設の稼働率の向上【意見】

平成 26 年度と比較して 27 年度は稼働率が上がってはいるが、いまだ低いことから研修の充実を図り、施設の効率的な活用に努めるべきである。

	利用者数	稼働率
平成 26 年度	17,852 人	36.7%
平成 27 年度	21,362 人	44.1%

稼働率＝部屋ごとの稼働日数の合計／（教育センターの部屋数×開庁日数）

また、個別の室毎にみると、月によっては全く使用されていない研修室や、稼働率が 10%にも満たない低利用の場所があった。

センターは、研修日程をこれまで以上に早めに立てそれに合わせて施設の利用スケジュールを立てて、効率的な使用を行うよう工夫する必要がある。

教育センターのホームページ（平成 28 年 10 月時点）によると、大分市教育センター施設については、「大分市の教育関係者及び市職員が主催する会議・研修等を対象に貸出をしているため、一般の方には貸出を行っていません」と示されていた。また、大分市教育センター施設等の貸出要領は、貸出の対象者として①本市の教育関係者及び市職員②その他所長が特別に認める者と定めていて、担当者によると②は、地元の PTA 等を想定しており、利用者は限定的なものとされているようであった。

しかし、現状は稼働率が低い研修室があるため、今後は部屋の特性を生かした研修を実施するなど、研修を充実させることで施設の有効活用を図ることが望ましいといえる。

研修不参加教員のフォロー【指摘】

現状では研修不参加（欠席）の場合の手当て、能力担保措置が要綱やマニュアルで定められていない。欠席等の場合には、大分市教育センター研修担当班あてに校長名で事前連絡を行い、欠席届等を提出することになっている（慣例）が、センターの資料によると当該欠席者は受講者数としてカウントされていた。そのため研修講座別の欠席者数についてセンターへ照会を行った。

次の表は基本研修における欠席者のあった研修の一覧である。

基本研修には、教職員のライフステージに応じて職務遂行に必要な知識・技能の習得及び実践的指導力の向上を図る基礎研修、教育に関する理念や識見を高めるとともに、管理

職等としての指導力の向上を図る管理職等研修、学校がより自主的に教育活動を展開し、組織的・機動的な学校運営が行われるよう、担当者の職務遂行に必要な専門的知識・技能の習得を図る職能別研修の 3 つから構成されている。

平成 27 年度における欠席者のあった基本研修

区分	研修名	日数	受講者数	欠席者数	実数	対象者数
基礎研修	初任者研修	14	826	11	815	59
	幼稚園教員ステップアップ研修	5	95	1	94	19
	2 年目研修（小中学校教諭）	4	204	13	191	51
	3 年目研修（小中学校教諭）	3	150	10	140	50
	5 年目研修（小中学校教諭）	3	186	8	178	62
	8 年経験者研修（小中学校教諭）	5	125	2	123	25
	10 年経験者研修（小中学校教諭）	10	190	3	187	19
	キャリアアップ研修（45 歳教諭）	2	96	9	87	48
	ミドルリーダー研修	4	180	16	164	45
	臨時講師研修Ａ（小中）	1	114	11	103	114
	臨時講師研修Ｂ（幼・小中・養）	1	297	24	273	297
管理職等研修	校長研修	1	97	1	96	97
	教頭研修	2	202	3	199	101
	主幹教諭研修	4	56	2	54	14
職能別等研修	指導教諭研修	3	24	1	23	8
	教務主任等研修	3	264	11	253	88
	研究主任研修	3	348	18	330	116
合計		68	3,454	144	3,310	1,213

基本研修における欠席者数は延べ 144 人であった。この欠席者について、その後に研修と同等の自己研鑽が行われているかどうか、研修と同等の成果が習得されているかといった点について、教育センターが一部の研修でしかフォローを行っていない。そのため、全員が適切に研修を受け、あるいは研修と同等の成果が習得されていることが客観的に確認できず、定められた研修を受けていない教員が存在する可能性がある。教員が必要な研修を受けていない不利益が、児童生徒に及ぶことは避けなければならない。

教員としての職責を果たし、資質の維持・向上を図り、時代や環境の変化に適応できるよう、可能な限りすべての教員がもれなく研修を受け、欠席教員については研修を受けた教員と同等の能力を確保するよう何らかの仕組みを設け、教育センター及び学校長が欠席教員への確実なフォローを行っていくことが必要である。

研修資料【意見】

大分市教育センターのホームページ上において、教職員研修の「研修資料・教育資料」は、閲覧用のログイン ID とパスワードを入力すると閲覧が可能となる。

監査時点（平成 28 年 9 月）において、ログインして研修資料を閲覧したところ、「教員研修の手引きー効果的な運営のための知識・技術ー」が掲載されていた。この手引きは、独立行政法人教員研修センターが、全国の教育委員会や学校等が行う教員研修の一層の充実に資するよう，教育委員会や教育センターあるいは各学校の教員研修の企画・運営担当者を対象に，研修に関わる知識や手法を収録したものを例年発行している。しかし、平成 27 年 3 月分のみが掲載されており、平成 28 年 3 月策定分が掲載されていないなど、情報が十分に更新されておらず、必要な時に利用可能な状態で運用されていなかった。情報更新をタイムリーに行い、教員の研修が適切に実施される環境づくりを改善する必要がある。

１０．大分市奨学金

（1）概要

奨学資金制度について

大分市は、①大分市奨学資金（貸与型）、②大石奨学資金（給付型）、③大分市高等学校修学支援奨学資金（給付型）、④未来自分創造資金（給付型）の 4 つの奨学金制度があったが、②③については財源がなくなったこと等に伴い平成 27 年度をもって廃止されている。現在は①と④の奨学金制度を実施している。各制度の概要は、『平成 28 年度 大分市の教育』によると次のとおりである。

①大分市奨学資金制度

（定期採用）

ｉ）奨学生の資格

ア．保護者が大分市内に住所を有していること

イ．高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び大学に在学中の者

ウ．学業人物ともに優秀と認められる者

エ．経済的理由により学資の支弁が困難な者

ⅱ）貸与の区分、期限及び金額等

学　　校	区　分	期　　間	金額（１人当り月額）	返　　還
高等学校 高等専門学校	無利子貸与	正規の 修学期間	国公立　10,000 円 私　立　20,000 円	貸与を終了した日から 6 ヶ月を経過する日の属する月の翌月から 15 年以内
大学	同上	同上	45,000 円	同上

ⅲ）奨学生の決定方法

教育委員会が委嘱した市内の高等学校の長、中学校の長、民生委員児童委員から推薦された者及び教育委員会が委嘱した学識経験者をもって組織する大分市奨学生選考委員会（委員 10 名以内）の選考を経て教育委員会が決定する。

ⅳ）平成 27 年度の貸与状況

学年 学校	1	2	3	4	5	6	計	金額
高等学校 高等専門学校	16 人	26 人	25 人	1 人	4 人	0 人	72 人	15,120 千円
大学	27 人	30 人	24 人	29 人	6 人	2 人	118 人	63,180 千円

（緊急採用）

当分の間、特例措置として、修学意欲があるにもかかわらず、家計急変により修学困難となり緊急に学費を必要とする者を対象とし、年間を通じて随時受付を行う。

平成 27 年度の貸与状況

該当なし。

②大石奨学資金

個人からの寄附を原資とし、学業人物ともに優秀で、かつ経済的理由により修学困難な者に対して学資の一部を贈与する制度。

ⅰ）　奨学生の資格

ア．申請者及び申請者の保護者が、引き続き 2 年以上大分市に住所を有していること

イ．高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校に在学中の者

ウ．学業人物とも優秀と認められる者

エ．経済的理由により学資の支弁が困難な者

オ．大分市奨学資金及び大分市緊急採用奨学資金との併用をしない者

ⅱ）　贈与金額　　1 人当り月額 10,000 円

ⅲ）　贈与期間　　在学する高校等の入学から起算して最大 3 年間

ⅳ）　奨学生の決定方法

教育長が依頼した者をもって組織する大石奨学生選考委員会（委員 5 名以内）の選考を経て教育委員会が決定する。

ｖ）　平成 27 年度の贈与状況

学年	1	2	3	計	金額
人　数	―	―	4 人	4 人	480 千円

③大分市高等学校修学支援奨学資金

個人からの寄附を原資とし、高等学校等に入学又は在学する生徒のうち、経済的理由により入学金又は進級時の教育費の調達が困難な者に対する学資の一部を贈与する制度。

ｉ）奨学生の資格

ア．申請者及び申請者の保護者が、引き続き１年以上大分市に住所を有していること

イ．高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校に在学中の者

ウ．学業人物とも優秀と認められる者

エ．経済的理由により学資の支弁が困難な者

オ．大分市奨学資金及び大分市緊急採用奨学資金並びに大石奨学資金との併用をしない者

ⅱ）贈与金額

支給する時点での学年により、１年生は１人につき 100,000 円、２、３年生は１人につき 50,000 円（年１回限り）

ⅲ）贈与日　入学時（新１年生）又は進級時（新２、３年生）

ⅳ）奨学生の決定方法

教育長が依頼した者をもって組織する奨学生選考委員会（委員５名以内）の選考を経て教育委員会が決定する。

ｖ）平成 27 年度の贈与状況

学年	1	2	3	計	金額
人　数	3 人	3 人	3 人	9 人	600 千円

④未来自分創造資金

平成 26 年度に新設した、高校生等を対象とする予約制の給付型奨学資金制度。

ⅰ）奨学生の資格

ア．保護者が大分市内に住所を有していること

イ．高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校に在学中の者

ウ．学業人物ともに優秀と認められる者

エ．経済的理由により学資の支弁が困難な者

ⅱ）貸与の区分、給付時期及び金額

学校	区分	給付時期	金額 （1 人当たり）
高等学校 高等専門学校	給付	入学する年度の前年度の３月	100 千円
		進級する年度の前年度の３月	50 千円
		卒業する年度の３月	50 千円

ⅲ）奨学生の決定方法

教育委員会が委嘱した市内の高等学校の長、中学校の長、民生委員児童委員から推薦された者及び教育委員会が委嘱した学識経験者をもって組織する大分市奨学生選考委員会（委員 10 名以内）の選考を経て教育委員会が決定する。

ⅳ）平成 27 年度の贈与状況

学年	人数	金額
中学 3 年	10 人	1,000 千円
高校 1 年	4 人	200 千円

なお、②③の奨学資金制度の廃止に伴い、平成 28 年度の募集人員は、高校新 1 年生 20 名の予定となっている。

貸与型奨学金における滞納額

次表は、貸与型である大分市奨学資金制度における滞納額の推移である。

滞納額の推移

単位（滞納額）：円

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
		滞納額	滞納額	滞納額	滞納額	滞納額
現年	大学	5,275,500	5,998,850	4,698,850	6,072,500	5,906,220
	高校	1,053,900	1,876,900	2,112,900	3,161,100	3,882,800
	小計	6,329,400	7,875,750	6,811,750	9,233,600	9,789,020
過年	大学	16,418,600	18,284,900	16,767,500	17,999,550	20,695,150
	高校	2,226,000	2,979,700	3,498,500	5,043,500	6,849,184
	小計	18,644,600	21,264,600	20,266,000	23,043,050	27,544,334
合計		24,974,000	29,140,350	27,077,750	32,276,650	37,333,354
		滞納額	滞納額	滞納額	滞納額	滞納額
大学	現年	5,275,500	5,998,850	4,698,850	6,072,500	5,906,220
	過年	16,418,600	18,284,900	16,767,500	17,999,550	20,695,150
	全体	21,694,100	24,283,750	21,466,350	24,072,050	26,601,370
高校	現年	1,053,900	1,876,900	2,112,900	3,161,100	3,882,800
	過年	2,226,000	2,979,700	3,498,500	5,043,500	6,849,184
	全体	3,279,900	4,856,600	5,611,400	8,204,600	10,731,984
全体	現年	6,329,400	7,875,750	6,811,750	9,233,600	9,789,020
	過年	18,644,600	21,264,600	20,266,000	23,043,050	27,544,334
合計		24,974,000	29,140,350	27,077,750	32,276,650	37,333,354

※滞納額は各年度終了後 5/31 現在

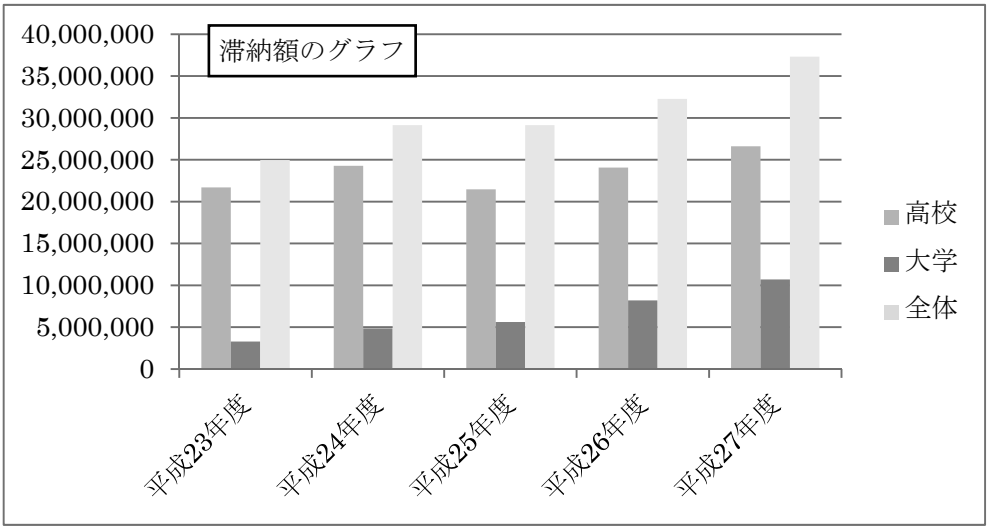

上記のとおり、滞納額は全体的に増加傾向にある。

次表は収納率（回収率）の推移である。

収納率の推移

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
		収納率	収納率	収納率	収納率	収納率
現年	大学	90.2%	89.2%	90.3%	88.1%	88.7%
	高校	88.1%	87.9%	84.8%	78.5%	80.8%
	小計	89.9%	88.9%	89.0%	86.0%	86.5%
過年	大学	16.0%	15.7%	31.0%	16.1%	14.0%
	高校	10.3%	9.2%	28.0%	10.1%	16.5%
	小計	15.4%	14.9%	30.5%	14.9%	14.7%
合計		70.5%	69.6%	70.4%	65.3%	64.3%
		収納率	収納率	収納率	収納率	収納率
大学	現年	90.2%	89.2%	90.3%	88.1%	88.7%
	過年	16.0%	15.7%	31.0%	16.1%	14.0%
	全体	70.4%	68.5%	70.4%	66.8%	65.1%
高校	現年	88.1%	87.9%	84.8%	78.5%	80.8%
	過年	10.3%	9.2%	28.0%	10.1%	16.5%
	全体	71.0%	74.1%	70.1%	59.6%	62.2%
全体	現年	89.9%	88.9%	89.0%	86.0%	86.5%
	過年	15.4%	14.9%	30.5%	14.9%	14.7%
合計		70.5%	69.6%	70.4%	65.3%	64.3%

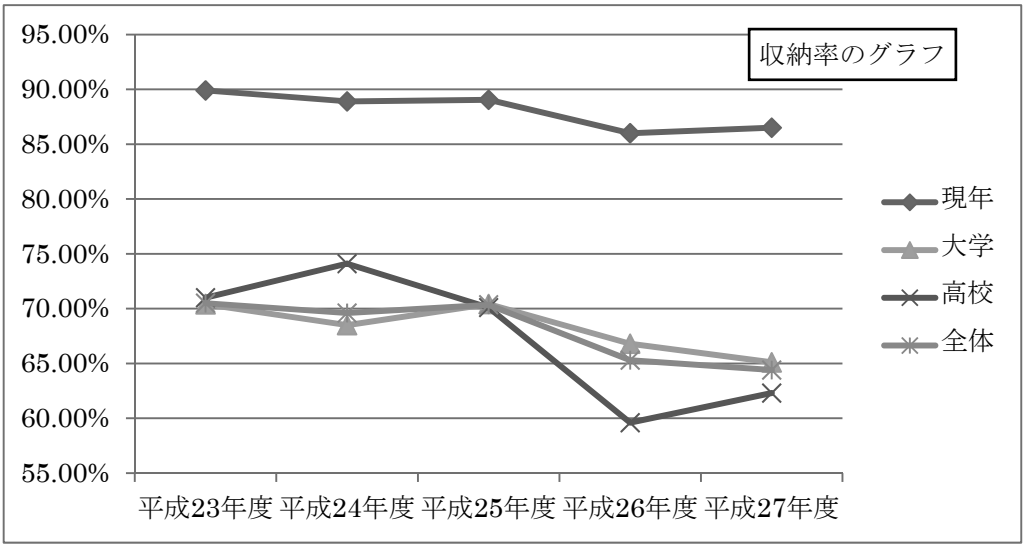

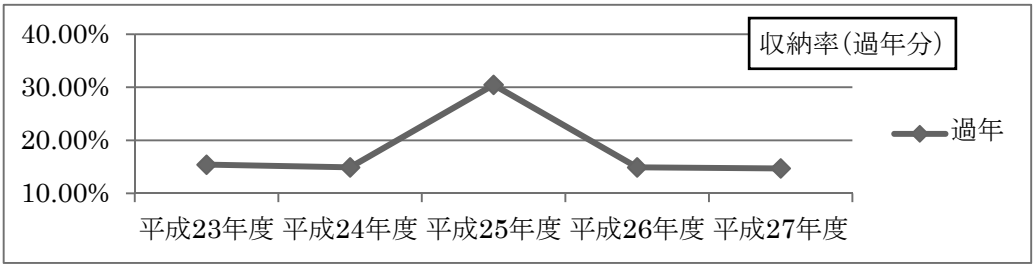

収納率について、平成 25 年度に一時的に上昇しているものの、全体として低水準で推移している。

（２）実施した監査手続

大分市奨学金のうち、主に大分市奨学資金（貸与型）に係る事務手続が適切に実施されているかを確かめるために、教育企画課への質問及び関連資料の閲覧等を行った。具体的な手続としては以下のとおり。

・奨学資金に関する条例を閲覧した。
・大分市奨学生の選考基準を閲覧した。
・奨学生の状況調査をどのように行っているのかを質問し、関連資料を閲覧した。
・滞納額や収納率の状況を検討した。
・滞納管理簿（返還台帳）を閲覧して、担当課への質問を行った。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・奨学生の選考は公平かつ適切か。
・奨学生に係る状況調査は適切に行われているか。
・滞納に対する対応が適切か。
・滞納者への働きかけが適時に行われているか。

（３）監査の結果及び意見

奨学生の選考【意見】

大分市奨学資金に関する条例第 8 条によると、奨学生は大分市奨学生選考委員会の選考を経て教育委員会が決定するとされている。教育企画課が作成している大分市奨学生選考

基準では、選考は「①家計状態」「②人物概評」「③学業成績」の 3 つの評価項目ごとに点数換算を踏まえて評価される。

① 家計状態
申請者の所得や世帯数に応じて、一定の計算に基づき算定される。
② 人物概評
学校長が作成する大分市奨学生推薦調書の学校長の記載が点数換算される。
③ 学業成績
学業成績の評定平均値に基づき点数換算される。

上記各評価項目の配点については、選考基準により定められており、選考委員会において変更することができるものとされている。
したがって、条例上は選考委員会が選考するとされているが、選考委員会は事前に教育委員会（教育企画課）が準備した選考資料を「審査」「チェック」するような形となっている。
条例の趣旨を尊重して選考委員会が奨学生の選考に、より関わるような見直しを検討することが望ましいと言える。

状況調査（除籍者や転学者の調査）【意見】

転学者の理由について、奨学資金の休止及び廃止に係る事項に該当（例えば、疾病等で卒業見込みなし、学業成績や行状の不良など）していないか検討されていなかったりするといった、状況調査の不備が見受けられた。本来は状況がわかり次第すみやかに対応する必要があった。

滞納者管理【指摘】

滞納管理簿（返還台帳）を閲覧したところ、例えば平成 27 年 6 月を最後に返済がない滞納者に対して、平成 27 年 9 月、12 月、平成 28 年 8 月の 3 度にわたり催告書を発送しているが未納となっている。この期間、教育企画課の担当職員が当該滞納者と連絡をとったのか、また、連絡を取ろうとして電話がつながらなかったのかといった、催告書発送以外の回収交渉を行ったかどうかが台帳に記録されていない。この他にも、滞納者ごとに回収交渉の有無やその内容について具体的に管理簿に記載されていないものが多く見受けられ、

滞納者管理が適切に行われているとは言えない。限られたマンパワーで業務を行わなければならないのはわかるが滞納者管理を適時適切に行い、記録を明確に残す義務がある。

奨学金制度の見直し【意見】

大分市奨学資金の滞納額及び収納率の推移をみると、年々悪化しているといえる。また、滞納者管理が適切に行われていないことも重なり、悪化に歯止めがかからない状況となっている。

滞納額の推移

単位：円

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
全体	現年	6,329,400	7,875,750	6,811,750	9,233,600	9,789,020
	過年	18,644,600	21,264,600	20,266,000	23,043,050	27,544,334
	合計	24,974,000	29,140,350	27,077,750	32,276,650	37,333,354

収納率の推移

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
全体	現年	89.9%	88.9%	89.0%	86.0%	86.5%
	過年	15.4%	14.9%	30.5%	14.9%	14.7%
	合計	70.5%	69.6%	70.4%	65.3%	64.3%

収納率をみると、現年に比べ過年の方が圧倒的に低い。これは債権月数が長期化すると、回収がより困難になることを示している。したがって、債権回収の重要なポイントとして現年（滞納者）をいかに発生させないかということが挙げられる。ところが、現年の推移をみても収納率は全体的に低下傾向にある。滞納額においては、現年は 5 年間で平成 23 年度 6,329 千円から 27 年度 9,789 千円と 55%増加しており、現年過年合わせた全体でも 49%増加している。滞納への対応が後手になっていると言わざるを得ない。

大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）及び大学院で学ぶ人を対象とした、国が実施する貸与型の奨学金事業を実施している独立行政法人日本学生支援機構の公開資料によると、当該法人も奨学金について現年（滞納者）をいかに発生させないかということに注力しており、返還開始前後における返還意識の涵養、延滞初期における督促や回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還期限猶予制度の周知等により、確実な回収に努めているようである。

当該奨学金と大分市の奨学金は、対象者が完全に一致するものではないことから、単純比較はできないが、全体としての回収率（収納率）は、大分市よりもはるかに高い数値で推移している。

	平成 26 年度	平成 27 年度
当年度分回収率	96.4%	96.7%
新規返還者の回収率	97.2%	97.4%

（（独法）日本学生支援機構　平成 27 年度業務実績等報告書より抜粋）

（独法）日本学生支援機構や、高い収納率で奨学金事業を行っている他市に、収納率向上のための具体的な取り組み状況を聞くなどして、滞納を防止、改善するための対策を検討することも有用である。

前述のとおり大分市は滞納者管理が適切に行われているとは判断できないが、その要因として次のような点も挙げられる。

①奨学金に係る滞納管理のマニュアル等が整備されていないこと
②奨学金事業を担当する職員が参事補 1 人であり、班の管理業務も担っていること

①は、マニュアル等が整備されていないことにより担当者の能力や経験に依存した業務が行われ、業務の質や解釈・判断が異なってしまうリスクにつながる、②は、奨学金事業を担当する職員が 1 名のみで行われていると、複数の職員であれば可能な相互チェック機能がないことから、業務が誤って実行される危険性や現金回収に伴う不正の余地を残してしまうことにもつながりかねない。また、滞納額の増加に伴い、事務の作業量も増加していることが推察されることから、人員や業務の時間を増やすか業務の効率性を相当程度上げない限り、今後も不十分な滞納管理が続く可能性は高い。
①については、他市等の奨学事業のマニュアル等を入手するなどして効率的に作成することが可能であり、比較的容易に改善可能であると思われる。一方で、②については、担当職員を新たに雇用（配置）することが考えらえるが、そうすると、追加で人件費が発生することになってしまい、費用対効果の観点から望ましいとは言い切れないところがある。

そこで、貸与型奨学金については、本市より精度の高い管理が行われていると推察される（独法）日本学生支援機構や、大分県の外郭団体である公益財団法人大分県奨学会を紹介するなどして、大分市としては、貸与型を減らして給付型奨学金にウェイトを置くといった奨学金制度の在り方を見直すことも考えられる。給付型であれば返還処理が不要になることから、事務処理量が大幅に削減され、現行の体制においても業務が適切に行われる

ことが期待できると考えられる。ふるさと納税による奨学基金への積立等財源を検討し、制度の見直しを検討されたい。

公表冊子の誤植【指摘】

本市教育の概要をまとめた冊子、平成 28 年度『大分市の教育』の中で、未来自分創造資金の平成 27 年度の贈与状況の人数が誤っていた。公表資料の数値が正しいかどうかを公表前にチェックすることが望ましい。

（誤）

学年	人数	金額
中学 3 年	5 人	1,000 千円

（正）

学年	人数	金額
中学 3 年	10 人	1,000 千円

１１．学校活動補助事業（生徒災害障害保険・日本スポーツ振興センター災害共済給付）

（1）概要

この災害共済給付制度は、学校、幼稚園等の管理下で児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生した時に必要な給付を行う国、学校設置者、保護者の三者の負担による制度である。これにより児童生徒の保護者の負担軽減が図られるとともに、学校の免責も図ることとなっている。

日本スポーツ振興センター法及び同法施行令に基づき、当該年度の 5 月 1 日現在の園児・児童生徒について学校の設置者の負担金と保護者から徴収した共済掛金を学校の設置者が一括納付し加入手続を行っている。

平成 27 年度の 1 人あたりの掛金額は次のとおり。

単位：円

	一般児童生徒 （うち保護者負担額）	要保護 （うち保護者負担額）
幼稚園	295（200）	―
小学校	945（460）	65（―）
中学校	945（460）	65（―）

平成 27 年度の事業費（掛金額合計）は次のとおり。

単位：円

	児童生徒園児数	事業費 （うち保護者負担額）
幼稚園	972 人	286,740　（194,400）
小学校	26,415 人	24,515,975　（10,468,680）
中学校	12,641 人	11,671,645　（ 4,738,920）

給付金の支払請求は、学校の設置者がセンターに対して行い、給付金はセンターから学校の設置者を経由して児童生徒等の保護者に支払われる。また、保護者も学校の設置者を経由して給付金の支払請求をすることができる。

災害共済給付金の請求及び給付の流れは次図のとおり。

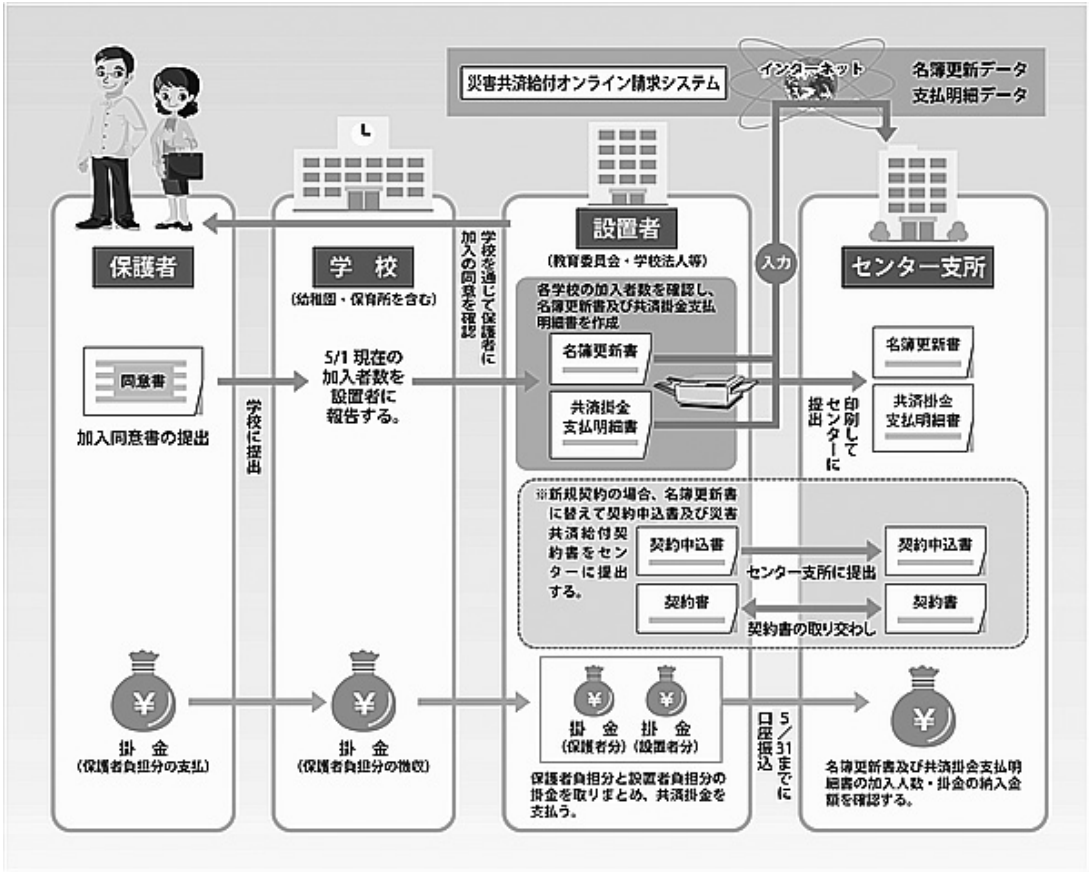

（独立行政法人日本スポーツ振興センター）

（２）実施した監査手続

学校活動補助事業に係る事務手続が適切に実施されているかを確かめるために、学校等への質問及び関連資料の閲覧等を行った。具体的な手続としては以下のとおり。

・保護者負担金の掛金や給付金の支払等について関係資料を閲覧した。
・学校がスポーツ振興センターからの給付金を学校口座から保護者に支給していることを、通帳を閲覧して確かめた。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・当事業が効率的に実施されているか。
・給付金が、保護者に適時に支給されているか。

（３）監査の結果及び意見

事案の分析【意見】

スポーツ・健康教育課は、学校別の発生件数、給付件数、給付金額を集計しているものの、例えば発生件数の多い学校についての原因の検討や分析を行っていない。現場（学校）においても、発生件数や給付金額における前期比較及び増減要因等について学校内で報告された証跡が確認できなかった。

生徒災害傷害保険・日本スポーツ振興センター災害共済給付（学校活動補助事業）の目的は、学校や幼稚園の管理下で児童生徒等の災害が発生した時に必要な給付を行うためのものであるが、得られる情報から事故の多寡の要因等を分析し、学校の管理の改善の余地、他校でも活用できる事故の未然防止策などを見出す工夫を行う余地があるといえる。

掛金と給付額の比較【意見】

スポーツ・健康教育課は、各年度の掛金と給付額の推移表を作成しておらず、平成 25 年度以前の掛金と給付額については把握していなかった。同課が保管していた平成 26 年度と平成 27 年度の掛金額と給付額については、次のとおりとなっている。

平成 26 年度

単位：円

	掛金（うち保護者負担額）	給付額
幼稚園	334,235 （ 226,600）	78,721
小学校	24,439,515 （10,451,200）	14,061,812
中学校	11,809,705 （ 4,796,880）	18,037,792
合計	36,583,455 （15,474,680）	32,178,325

平成 27 年度

単位：円

	掛金（うち保護者負担額）	給付額
幼稚園	286,740 （ 194,400）	55,626
小学校	24,515,975 （10,468,680）	12,303,730
中学校	11,671,645 （ 4,738,920）	15,835,686
合計	36,474,360 （15,402,000）	28,195,042

この 2 年度を見ると、掛金合計が給付額合計を上回っている。差額は市や保護者に返還されないことから、この 2 年だけをみれば結果的にスポーツ振興センター事業制度を利用せず、市独自で同様の給付制度を設けた方が経済的だったとも考えられる。同課の把握している資料だけでは、費用対効果がある事業とは判断できない。

例えば過年度を含めて長期的に掛金額と給付額を把握して、長期的に掛金合計が給付額を大幅に上回っている場合には、掛金の減額をスポーツ振興センターに提言するといった対応の余地があるとも思われる。

国または全国統一の運用ルールであっても、市民がそのコストを負担しているのであれば可能な限りその費用対効果を測定し、市民のために行動していくことが必要である。

１２．いじめ

（1）概要

学校がいじめを認知した場合は、教育委員会（学校教育課児童生徒支援室）への迅速かつ的確な報告を行うことが求められている。

大分市いじめ防止基本方針によると、学校においていじめを認知した場合、教育委員会へ校務用ネットワークシステムを活用した報告様式（平成 25 年度より実施、以下「いじめ第一報）という。）により、「事案の内容」「現在の状況」「学校の措置」などの情報を、速やかに学校と教育委員会とが共有する態勢を整えることにより、緊密な連携体制を構築することとされている。

いじめ防止対策推進法においても、学校は学校の設置者（教育委員会）にいじめ事案を報告することが定められている。

いじめ防止対策推進法 （いじめに対する措置） 第二十三条　学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。 2　学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

（2）実施した監査手続

いじめ事案について適切な対応がとられているかを確かめるため、関連資料の閲覧等を行った。具体的な手続としては以下のとおり。

・いじめ件数、暴力件数、不登校（人数）の平成 27 年度の件数を質問、記録した後、教育委員会（児童生徒支援室）の把握している学校別の資料と突き合わせた。
・いじめの事実があると思われる際、学校側より教育委員会に報告される「いじめ第一報」の作成状況を検討した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・学校での問題行為が網羅的かつ速やかに教育委員会（児童生徒支援室）に報告されているか。
・学校や児童生徒支援室等とのやりとりが定期的に行われているか。

（３）監査の結果及び意見

いじめの報告もれ【指摘】

教育委員会のいじめの状況に関する資料を閲覧したところ、学校からいじめ第一報の作成や教育委員会への連絡が行われていないものがあった。大分市いじめ防止基本方針で規定されている報告事項が適切に行われているとは判断できない状況であった。

学校に確認したところ、いじめを受けたとされる生徒の保護者が問題を大きくしないように依頼してきたため報告を行わなかったというものである。

しかしながら、たとえ保護者の依頼があったとしてもかかる案件については潜在的なリスクは大きいことから、学校はいじめを受けたと思われる時点でいじめ第一報を作成し、教育委員会への連絡を行う必要があった。

いじめの報告の網羅性についての検討【意見】

学校で発生したいじめの情報は、学校のみならず教育委員会に伝達されることが必要であるが、今回のように発生したいじめが教育委員会に報告されなかったケースがある。

そのため、学校が速やかに教育委員会に報告することはもちろん、教育委員会内での情報交換を緊密に行い、定期的に学校や教育委員会、関係機関の情報の整合性を検討するなどして、識別されたすべてのいじめがもれなく教育委員会に報告され、対応が適切に行われているかどうかチェックできるような仕組みを設け、改善していくべきである。

『学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント（文部科学省)』に記載されているが、児童生徒の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは、あってはならない。いじめの発見・通報を受けた教職員は学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。当該組織が中心となりいじめの事実の有無の確認を行い、事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者（教育委員会）に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡するという基本的なルールを守り業務を行っていく必要がある。

早期発見解決のための学校ホームページの活用【意見】

監査時点（平成 28 年 10 月）において、各小中学校のホームページをみると、いじめや不登校に係る相談窓口の連絡先が示されていないものが多く見受けられた。各学校ホームページのトップページやリンクに、いじめや不登校に係る相談先「児童生徒支援室」「エデュ・サポートおおいた（大分市教育センター）」のハイパーリンクを付すなどして、児童生徒や保護者等からいじめ等に関する情報提供が得られる機会を設けておくことも有用であると思われる。

１３．児童クラブ

（1）概要

児童育成クラブ（以下「クラブ」という）とは、保護者が就労等やむを得ない事情により昼間家庭にいない市内の小学校に就学する児童を対象として、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的としている。利用要件、利用時間、利用料金は次のとおりである。

（利用要件）

児童の保護者全員が、原則として以下のいずれかに該当している必要がある。

クラブ利用の理由	保護者の状況等
就労（自営を含む）	以下の①または②のいずれかに該当すること ①月曜日から金曜日までのうち週３日以上かつ勤務の終了時間が午後３時以降であること ②週平均 30 時間以上または月 130 時間以上の就労実態があること
就学または技能訓練	職業訓練等のため昼間学校に通っている場合
疾病	疾病・負傷により長期間の入院または療養が必要な場合
介護・看護	常時親族等の介護・看護をしている場合
出産	母親が妊娠中または出産後間もない場合（原則として、出産月の前後２か月に限る）
その他	特別の事情により、昼間児童の保育ができない場合

（利用時間）

基本　　放課後から午後 5 時 30 分（クラブにより午後 6 時）まで

長期休業日等　午前 8 時 30 分（クラブにより午前 8 時）より開所

（利用料金）

保護者負担額　月額 4,500 円（減免制度あり）

延長負担金　　1 日 30 分につき 50 円　　その他、各クラブで定めたおやつ代等

児童数（4/1 現在）

単位：人

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
平成 27 年度	1,473	1,210	855	102	30	17	3,687
平成 28 年度	1,520	1,325	943	199	62	23	4,072
増減	47	115	88	97	32	6	385

校区ごとの児童育成クラブは以下のとおりである。

校区名	場所	待機児童	校区名	場所	待機児童
明野北	学校敷地内・専用施設		長浜	長浜校区公民館内	12
明野西	学校敷地内・専用施設		荷揚町	校舎内（余裕教室）	
明野東	校舎内（余裕教室）		西の台	学校敷地内・専用施設	
荏隈	学校敷地内・専用施設	3	丹生	旧丹生幼稚園	
大在	校舎内（余裕教室）		野津原東部	校内・専用施設	
大在西	学校敷地内・専用施設	2	野津原中部	旧野津原中央幼稚園	
大道	校舎内（専用教室）		判田	学校敷地内・専用施設	
鴛野	学校敷地内・専用施設		東大分	校舎内（余裕教室）	21
賀来	学校敷地内・専用施設		日岡	学校敷地内・専用施設	
春日町	校舎内（専用教室）		東稙田	校舎内（余裕教室）	
金池	学校敷地内・専用施設		戸次	校舎内（余裕教室）	
川添	校舎内（余裕教室）		別保	学校敷地内・専用施設	18
神崎	学校近隣の空き店舗		豊府	学校敷地内・専用施設	
こうざき	学校敷地内・専用施設		舞鶴	学校敷地内・専用施設	
小佐井	学校敷地内・専用施設		松岡	学校敷地内・専用施設	
坂ノ市	学校敷地内・専用施設		三佐	旧三佐幼稚園	
佐賀関	学校近隣の借家		南大分	校舎内（専用教室）	
敷戸	校舎内（余裕教室）		宗方	校舎内（余裕教室）	3
下郡	学校敷地内・専用施設	3	明治	学校敷地内・専用施設	
城南	学校敷地内・専用施設	8	明治北	学校敷地内・専用施設	
住吉	学校敷地内・専用施設		桃園	学校敷地内・専用施設	
寒田	校舎内（余裕教室）	8	森岡	旧森岡幼稚園	
高田	学校敷地内・専用施設	7	八幡	旧八幡幼稚園内	
滝尾	学校敷地内・専用施設		横瀬西	緑が丘中央公民館内	
田尻	学校敷地内・専用施設		横瀬	校舎内（余裕教室）	
津留	校舎内（余裕教室）		吉野	学校敷地内・専用施設	
鶴崎	校舎内（余裕教室）		稙田	学校敷地内・専用施設	
中島	学校敷地内・専用施設		合計		85

（注）H28.4.1 現在　但し、神崎は H28.9.1 開設

児童クラブ事業費（決算額）は次のとおりとなっている。

児童クラブ事業費（決算額）の内訳

単位：千円

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費計	242,403	296,737	484,668
うち工事請負費	48,331	78,495	221,196
うち負担金補助及び交付金	185,249	192,787	231,983

大分市児童育成クラブ補助金

大分市は、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業を実施するために、児童育成クラブ運営委員会に対して運営費補助金を支給している。

放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

児童育成クラブ運営委員会は、対象児童のために遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織であって、市長が適当と認めたものをいい、大分市児童育成クラブ補助金交付要綱によると、次の活動を行うこととされる。

・対象児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定を図ること
・対象児童の遊びを通じての自主性、社会性及び創造性を培うこと
・対象児童の活動状況の把握並びに家庭との日常的な連絡及び情報交換
・学校との迅速な情報交換及び日常的な連携
・地域及び関係機関との連携
・その他対象児童の健全な育成を図る上で必要な活動

児童育成クラブの運営費は、主に保護者負担額（利用料金）と市補助金により賄われている。

児童育成クラブ運営費、収入状況

単位：円

	運営費総額	自己収入額 （保護者負担額等）	市補助金
平成 27 年度	380,358,022	149,329,671	231,028,351
割合	100%	39%	61%

当補助金の補助の種類、補助対象経費及び補助限度額は次表のとおり。

補助の種類	補助対象経費	補　助　限　度　等 申請年度の4月1日の入会児童状況により算定
指導員報酬	主任指導員、加配指導員及び特別な支援を要する児童に対して配置する加配指導員にかかる人件費	①児童数10人未満　2,717,500円 ②児童数10人～20人　3,445,625円 ③児童数21人～45人　3,968,750円 ④児童数46人～70人　5,015,000円 ⑤児童数71人～90人　6,061,250円 ⑥児童数91人～115人　7,522,500円 ⑦児童数116人～135人　8,568,750円 ⑧児童数136人～160人　10,030,000円 ⑨児童数161人以上　11,076,250円 ※10月1日現在の児童数が、当該年度の4月1日現在における児童数の区分を上回る場合は、その差額の2分の1を加算
要支援児童受入れによる補助	特別な支援を要する児童の受入れに係る加配指導員の人件費	①対象児童1人　975,000 円 ②対象児童2人～3人　1,608,750 円 ③対象児童4人～5人　1,950,000 円 ④対象児童6人以上　2,437,000 円
児童育成クラブ室設置状況に係る加配指導員の配置に伴う経費に係る補助	児童育成クラブ室が複数の階層に設置されている場合又は児童育成クラブ室同士が隣接していない離れた場所に複数設置されている場合に係る加配指導員の人件費	加配指導員1人当たり 975,000 円
クラブ開設日数の増による指導員の配置に伴う経費に係る補助	規定の日数を超えてクラブを開設する場合に係る加配指導員の人件費	250日を超える開設1日あたり ①児童数45人以下　15,000 円 ②児童数45人～90人　30,000 円 ③児童数91人～135人　45,000 円 ④児童数136人以上　60,000 円 ※ただし、加算日数は40日を上限とする。
クラブ開設時間の拡張による指導員の配置に伴う経費に係る補助	学校休業日において規定の時間数を超えてクラブを開設する場合に係る加配指導員の人件費	①児童数45人以下　93,750 円 ②児童数45人～90人　187,500 円 ③児童数91人～135人　281,250 円 ④児童数136人以上　375,000 円
事務費に係る補助金	クラブ運営にかかる消耗品費、通信運搬費、保険料、指導員の健康診断料等の諸経費	年額　350,000円＋年間平均児童数×11,000円
労働保険に係る補助	主任指導員及び加配指導員に要する労災保険加入費及び雇用保険料のうち事業主負担に要する経費	実支出額
光熱水費に係る補助	光熱水費	実支出額
プレハブリース等に係る補助	プレハブリース等に要する経費	実支出額
保護者負担金の減免に係る補助	保護者負担金の減免額	実減免額
校外設置に係る補助	学校を除く施設等への児童育成クラブ室の設置に要する経費	年額　60,000円
浄化槽等の施設管理に係る補助	大分市が設置した児童育成クラブ室を使用している児童育成クラブにおいて、浄化槽等の維持管理に要する経費	実支出額
児童育成クラブ室設備の購入及び修繕に係る補助	カーペット、畳、エアコン、冷蔵庫、流し台、ロッカー、下駄箱、静養室設備等の購入及び修繕に要する経費 ※事前協議を要する	実支出額

（２）実施した監査手続

大分市児童育成クラブ補助事業が適切かつ効率的に行われているかどうかを検討した。具体的な手続としては以下のとおり。

・要綱等を入手し、事業の流れ、市の関与度合い等を把握した。
・希望する児童クラブに入れない待機児童の有無を検討した。
・児童クラブごとの児童１人あたりの補助金額等がわかる資料を入手、閲覧した。
・児童クラブの未収金の状況を市に質問した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・補助金が適正かつ効率的に支出されているか。
・公平性を損なうような補助金額、保護者負担額となっていないか。
・入会基準は統一化されているか。
・補助対象先からの提出資料のチェックは十分か。
・児童クラブへの実地調査が計画的に行われているか。

（３）監査の結果及び意見

補助金の収支決算書の見直し【意見】

収支決算書を閲覧したところ、児童育成クラブの収入と支出のすべてが記入される様式になっていないことから、補助金の多寡について評価が困難となっている。

具体的には、収入についてクラブのすべての繰越金、おやつ代等の市の定める負担額以外の保護者負担額、他団体等からの記載欄が設けられていないこと、支出については、実績額が予算額を超えた場合について、実績額ではなく予算額（補助金支給額）のみが記載されており、実績額が決算書ではわからない状況となっている。

多額の繰越金や自己収入がある団体に補助金を交付する必要性の判断、児童育成クラブ間での運営状況の比較、事務費の実績額を踏まえた補助金の多寡の検討等が行えるよう、今後は交付申請及び実績報告にあたり提出される収支予算書、決算書については、児童育成クラブ全体の収入額及び支出額を網羅的に記録させる必要がないか検討すべきである。

児童１人あたりのコスト【意見】

児童クラブ間で、例えば次のように、児童 1 人あたりの補助金額や運営費総額に相当程度の格差が生じている。運営費の中身や活動内容を調べて、公平性の観点から補助金額の算定方法を見直す必要がないか検討することが望ましいといえる。

補助金額を平均児童数で除した児童１人あたりの補助金額

	１人あたりの補助金額
クラブ a	28,628 円
クラブ b	243,133 円
全　　体	64,823 円

運営費総額を平均児童数で除した児童１人あたりの運営費

	１人あたりの運営費
クラブ c	67,615 円
クラブ d	281,074 円
全　　体	106,722 円

補助金限度額と実績額の乖離【意見】

平成 27 年度の児童育成クラブ運営費補助金の実績額が補助上限額を大きく下回っているクラブが散見された。例えば指導員報酬額の補助限度額が 10 百万円以上となっている児童育成クラブの実績額は次のとおりである。

単位：円

クラブ名	指導員報酬 補助限度額	指導員報酬 実績額	余裕額	余裕率
A	11,493,750	8,443,875	3,049,875	27%
B	12,126,250	9,250,750	2,875,500	24%
C	11,272,500	6,367,250	4,905,250	44%
D	12,955,000	10,952,375	2,002,625	15%
E	10,518,750	6,792,942	3,725,808	35%
F	11,638,750	8,419,500	3,219,250	28%
G	10,233,750	8,025,375	2,208,375	22%
計	80,238,750	58,252,067	21,986,683	27%

これらについて、限度額と実績額とが乖離している理由につき確認したところ、その主なものは指導員の確保が十分にできていないことであった。

市としては、思うように採用できてない指導員の報酬を改善して、基準に沿った採用を行おうとしており、これが可能となれば限度額と実績額との乖離も小さくなると考えられる。

その一方で、現状でもなんとかやり繰りをして現場が回っていることや報酬アップによる待遇改善も限度があること等に鑑みれば、固定人員の増加に頼らず、複数のクラブに係わるスタッフ機能を充実させる等、これまで取り組んできた育成クラブの仕組みの部分を改善することも検討する必要がある。

設備に係る負担のあり方【意見】

クラブ運営に係る事務費についての補助金は、1 施設あたり年 350 千円＋年間平均児童数×11 千円となっている。

施設の標準的な設備仕様が設定されておらず、施設が保有している設備・物品等の充足状況が多からず少なからず適当なものであるかを検討していないことから、現行の事務費の補助金額が妥当なのかどうか客観的に識別できない。施設により設備やおもちゃなどの充足状況に差が生じている可能性がある。

標準設備仕様を定めることにより、必要以上の設備等が購入される可能性が減少し、また補助金額にも歯止めがかかる可能性がある。必要以上の設備等がすでに整っているところについては、補助金額の見直しを検討する必要がある。

また、設備等の購入に際し、取引金額は妥当であるかといった点について十分な検討が行われていない。10 万円以上の電化製品や備品関係の支出がみられるが、大分市児童育成クラブ補助金交付要綱には見積合わせの要件の定めはないが、高額な取引については、可能な限り効率的に事業が実施できるよう、取扱文書に見積合わせの要件を入れることを検討すべきである。

補助金使途の妥当性【意見】

児童育成クラブの活動により生じた廃棄物のうちに、学校で収集できないもの（大型ごみや、一度に多量に排出した場合等）は、事業系ごみの収集運搬業者に依頼することとされているが、児童育成クラブから市に提出された領収書等を閲覧したところ、運搬業者としての登録のない取引先に対してごみ処理料を支払っていた児童育成クラブがあった。しかし、市はそのような点を把握していなかった。市は、児童育成クラブから提出された資

料については、取引先や取引内容に問題がないかという視点を常にもって、厳格なチェックを行っていくよう事務手続を改善すべきである。

大分市児童育成クラブ補助金交付要綱によると、補助事業者は、毎年度、補助金精算書、事業実績書、収支決算書を市に提出することとされているが、事業に関する見積書や納品書、請求書などについての証憑類の提出義務までは設けられていないことから、領収書の提出のない施設も散見された。市は、収支決算書が正しく作成されていることを確かめるための現地調査等を定期的に実施する体制をとっていないことから、補助金が適切かつ効率的に使われているのかを十分に把握できず、万一、補助事業者が架空経費の計上や経費の付け替えを行ったとしても発見できない恐れがある。

当該補助金は、補助の種類によっては、金額が施設の児童数や職員数に応じて補助上限額が算定されていることから、補助上限額まで非効率な支出が行われるリスクは恒常的に存在する。

今後は収支決算書の記載内容等について、数年に 1 度の間隔でローテーションにより、現地調査をして、関連証憑を閲覧したり高額備品の現物確認を行ったりといった詳細な手続を行い、補助金が適切かつ効率的に利用されているかどうか検討することが必要と言える。

１４．補助金

（1）概要

教育委員会が所管する平成 27 年度の補助金は次のとおりである。

単位：円

課名	事業名	補助金名称	平成 27 年度決算額
教育企画課	幼稚園就園奨励事業	私立幼稚園就園奨励費補助金	429,980,450
教育企画課	事務局総務費	私立学校振興費補助金	18,424,918
教育企画課	幼児教育振興計画推進事業	私立幼稚園子育て支援保育利用者補助金	17,134,200
スポーツ・健康教育課	学校体育振興事業	中学校体育大会派遣事業費補助金	16,002,811
スポーツ・健康教育課	体育奨励事業	大分市体育協会運営費補助金	11,710,000
スポーツ・健康教育課	社会体育振興事業	スポーツ少年団各種大会出場費補助金	8,657,480
スポーツ・健康教育課	総合型地域スポーツクラブ事業	総合型地域スポーツクラブ活動支援補助金	8,100,000
スポーツ・健康教育課	県民体育大会事業	県民体育大会出場費補助金	6,681,000
スポーツ・健康教育課	学校体育振興事業	中学校体育連盟運営事業費補助金	4,931,120
スポーツ・健康教育課	学校体育振興事業	中学校部活動推進事業費補助金	3,951,000
文化財課	おおいた地域伝統文化応援事業	おおいた地域伝統文化応援事業助成金	3,347,000
社会教育課	青少年育成事業	青少年健全育成協議会補助金	2,561,500
人権・同和教育課	教育指導一般事業	大分市人権・同和教育推進連絡協議会補助金	2,500,000
スポーツ・健康教育課	社会体育振興事業	スポーツフェスタ運営費補助金	2,370,418
スポーツ・健康教育課	社会体育振興事業	大分市活き粋スポーツ振興費補助金	2,246,000
教育企画課	就学援助事業	遠距離通学生徒通学費補助金	2,104,984

社会教育課	地域子ども教育支援事業	おおいたふれあい学びの広場補助金	1,900,000
学校教育課	中学校運営事業	九州中学校文化部各種コンクール出場補助金	1,683,568
学校施設課	事務局総務費	閉校記念事業補助金	1,336,110
学校教育課	中学校運営事業	大分市中学校文化連盟運営事業費補助金	1,263,900
人権・同和教育課	教育指導一般事業	大分市人権･同和教育研究会補助金	1,200,000
スポーツ・健康教育課	社会体育振興事業	小中学生クラブスポーツ振興補助金	1,070,500
学校教育課	教育指導一般事業	大分市教育研究会補助金	1,045,000
文化財課	文化財保護一般事業	文化財保存事業費補助金	908,000
文化財課	文化財保護一般事業	海部のまつり振興事業補助金	900,000
スポーツ・健康教育課	学校保健事業	大分市学校保健会補助金	741,342
社会教育課	社会教育総務費	大分市 PTA 連合会運営費補助金	556,000
教育企画課	就学援助事業	遠距離通学児童通学費補助金	526,070
社会教育課	地域子ども教育支援事業	豊の都市校区ひとづくり推進事業補助金	400,000
社会教育課	社会教育総務費	大分市地域婦人団体連合会運営費補助金	335,000
教育企画課	事務局総務費	全日本私立幼稚園連合会九州地区会第 31 回教師研修大会大分大会開催補助金	250,000
社会教育課	社会教育総務費	子ども会育成連絡協議会運営費補助金	243,000
社会教育課	社会教育総務費	社会教育関係団体連絡協議会事業費補助金	216,000
教育企画課	事務局総務費	高等学校定時制通信制教育振興会補助金	180,000
スポーツ・健康教育課	学校体育振興事業	中学校体育大会運営事業費補助金	180,000
社会教育課	社会教育総務費	大分市生活学校運営費補助金	142,000
学校教育課	生徒指導関係事業	大分市生徒指導研究会補助金	85,000
社会教育課	社会教育総務費	海洋少年団育成費補助金	72,000

文化財課	文化財保護一般事業	文化財愛護団体･愛護少年団育成費補助金	48,600

このうち、金額的重要性や学校教育との関係性等とを勘案して、次の補助金に監査対象を絞り込み、詳細な検討を行うこととした。

課名	事業名	補助金名称	平成 27 年度決算額（円）
教育企画課	幼稚園就園奨励事業	私立幼稚園就園奨励費補助金	429,980,450
教育企画課	事務局総務費	私立学校振興費補助金	18,424,918
教育企画課	幼児教育振興計画推進事業	私立幼稚園子育て支援保育利用者補助金	17,134,200
スポーツ・健康教育課	学校体育振興事業	中学校体育大会派遣事業費補助金（※）	16,002,811
スポーツ・健康教育課	学校体育振興事業	中学校体育連盟運営事業費補助金（※）	4,931,120
スポーツ・健康教育課	学校体育振興事業	中学校部活動推進事業費補助金（※）	3,951,000
学校教育課	中学校運営事業	九州中学校文化部各種コンクール出場補助金（※）	1,683,568
学校教育課	中学校運営事業	大分市中学校文化連盟運営事業費補助金（※）	1,263,900
学校教育課	教育指導一般事業	大分市教育研究会補助金	1,045,000
スポーツ・健康教育課	学校体育振興事業	中学校体育大会運営事業費補助金（※）	180,000
学校教育課	生徒指導関係事業	大分市生徒指導研究会補助金	85,000
教育企画課	就学援助事業	遠距離通学生徒通学費補助金	2,140,984

なお、大分市青少年体育・文化振興費補助金は表中の（※）の補助金から成り立っている。

①　大分市私立幼稚園就園奨励費補助金

（1）概要

国における幼稚園就園奨励事業は、所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を目的に、幼稚園の入園料及び保育料を軽減する事業である。

就園奨励事業の実施方法は、市町村が保護者に直接減免額を給付する場合と、市町村が幼稚園に補助金を交付して減免事業を実施する場合があるが、その運用は市町村により異なっており、本市は幼稚園への補助金交付による減免事業を実施する方法を採用している（次図の（例 2））。

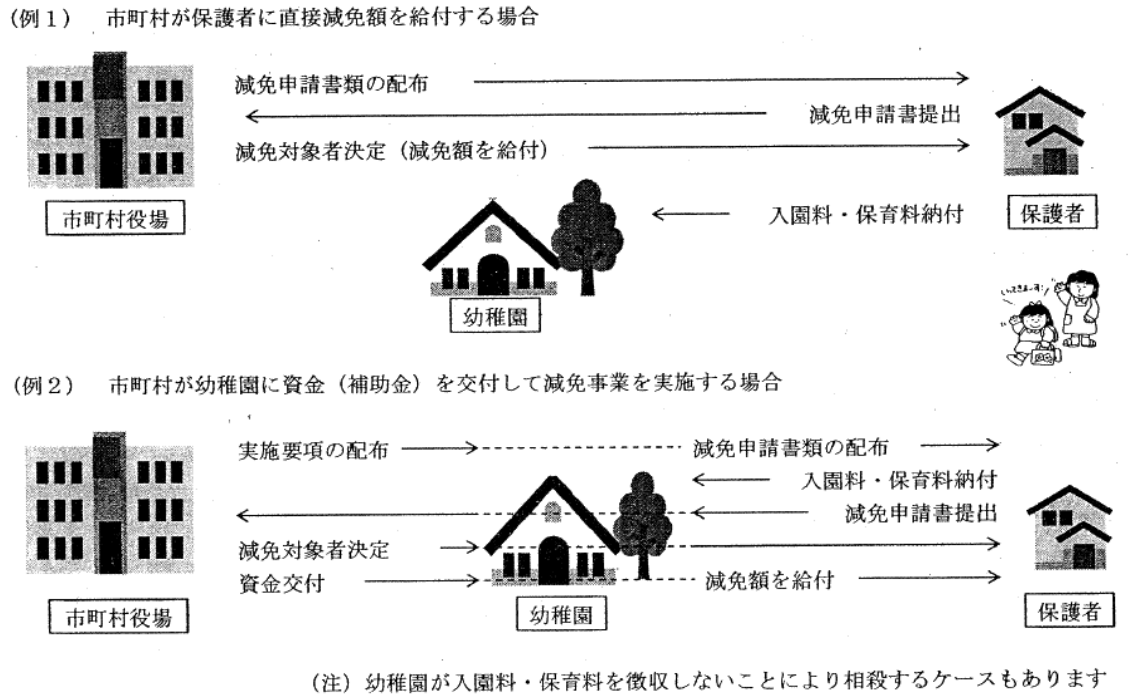

（『全国の幼稚園就園奨励事業事務担当者の皆様へ』文部省初等中等教育局幼稚園課 ）

本市における当補助事業は、学校教育法に基づき設置された私立幼稚園（子ども・子育て支援法第 31 条の規定による確認を受けた私立幼稚園を除く）の設置者に対し、私立幼稚園就園奨励費補助金を交付することにより未就園幼児の幼稚園就園奨励と保育料の保護者負担を軽減することを目的としている。補助金は、私立幼稚園に就園する幼児（本市に住所を有する者）の保育料及び入園料を減免する設置者に対し、予算の範囲内において交付するものとされており、その交付額は園児と生計を一にしている父母等の市民税の所得割課税額の合計額によって決定される。

交付額は基本的に次表のとおり。

別表第１　　（円）

区分		補助金交付額（満３・３・４歳児）			補助金交付額（５歳児）		
		１人就園の場合及び同一世帯から２人以上就園している場合の最年長者（第１子）	同一世帯から２人以上就園している場合の次年長者（第２子）	同一世帯から３人以上就園している場合の左以外の園児（第３子以降）	１人就園の場合及び同一世帯から２人以上就園している場合の最年長者（第１子）	同一世帯から２人以上就園している場合の次年長者（第２子）	同一世帯から３人以上就園している場合の左以外の園児（第３子以降）
1	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 308,000	年額 308,000	年額 308,000	年額 308,000	年額 308,000	年額 308,000
2	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	年額 272,000	年額 290,000	年額 308,000	年額 272,000	年額 290,000	年額 308,000
3	当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	年額 272,000	年額 290,000	年額 308,000	年額 272,000	年額 290,000	年額 308,000
4	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が47,600円以下の世帯	年額 115,200	年額 211,000	年額 308,000	年額 162,100	年額 220,600	年額 308,000
5	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	年額 115,200	年額 211,000	年額 308,000	年額 115,200	年額 211,000	年額 308,000
6	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	年額 62,200	年額 185,000	年額 308,000	年額 113,300	年額 201,100	年額 308,000
7	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が235,600円以下の世帯		年額 154,000	年額 308,000	年額 48,000	年額 154,000	年額 308,000
8	上記区分以外の世帯		年額 154,000	年額 308,000	年額 20,000	年額 154,000	年額 308,000

別表第２　　（円）

区分		補助金交付額（満３・３・４歳児）		補助金交付額（５歳児）	
		小学校１～３年生の兄・姉を１人有しており、就園している場合の最年長者（第２子）	小学校１～３年生の兄・姉を１人有しており、同一世帯から２人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校１～３年生に兄・姉を２人以上有している園児（第３子以降）	小学校１～３年生の兄・姉を１人有しており、就園している場合の最年長者（第２子）	小学校１～３年生の兄・姉を１人有しており、同一世帯から２人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校１～３年生に兄・姉を２人以上有している園児（第３子以降）
1	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 308,000	年額 308,000	年額 308,000	年額 308,000
2	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	年額 290,000	年額 308,000	年額 290,000	年額 308,000
3	当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	年額 290,000	年額 308,000	年額 290,000	年額 308,000
4	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が47,600円以下の世帯	年額 211,000	年額 308,000	年額 211,000	年額 308,000
5	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	年額 211,000	年額 308,000	年額 211,000	年額 308,000
6	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	年額 185,000	年額 308,000	年額 185,000	年額 308,000
7	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が235,600円以下の世帯	年額 154,000	年額 308,000	年額 154,000	年額 308,000
8	上記区分以外の世帯	年額 154,000	年額 308,000	年額 154,000	年額 308,000

過去3年間の補助金の実績額は次のとおりとなっている。

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
決算額	497,593千円	649,202千円	429,980千円

平成27年度の出生順位別の補助金額は次のとおり。

区分	対象人員	事業費合計
第1子	1,611人	143,233千円
第2子	1,366人	241,330千円
第3子	179人	45,418千円
計	3,156人	429,980千円

（2）実施した監査手続

大分市私立幼稚園就園奨励費補助金が適切かつ効率的に支出されているかを確かめるため、関連資料の閲覧等を実施した。具体的な手続としては以下のとおり。

・補助金交付要綱、要領等を閲覧した。
・補助金交付申請書、実績報告書等の関係資料を閲覧した。
・補助金額の算定方法等を検討した。
・補助金額の一部について、再計算を行った。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・補助金が効率的かつ適正に支出されているか。
・補助金の交付申請が期日を超えたものはないか。
・要綱や要領で認められていない支出はないか。
・実績報告書の添付資料に異常なものはないか。
・事業の成果が適切に記録され、報告されているか。

（3）監査の結果及び意見

要綱の文言【指摘】

大分市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第1条は次のような記載となっている。

（目的）
第１条
　この要綱は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき設置された私立幼稚園（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条の規定による確認を受けた私立幼稚園を除く）の設置者（以下「設置者」という。）に対し、私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより未就園幼児の幼稚園就園奨励と保育料の保護者負担を軽減することを目的とする。

　要綱第１条が、補助事業の目的を記載するところ、主語が「要綱」となっているためあいまいな表現になっている。必要に応じて改訂することが望ましい。
　このことから当初の要綱の作成にあたり十分な検討が行われていない可能性がある。また、要綱の不備が発見・修正されないのは、担当課が日常的に要綱を利用したり読んだりしていないのではないかという疑念を生じかねない。丁寧に読めばこの種の不備は容易に発見可能であり、日常的業務の中で要綱をきちんと利用、閲覧しておくことが望まれる。

補助金交付後の処理【意見】

　教育企画課が作成した幼稚園別の補助金額資料と、大分市私立学校補助金の実績報告書に添付されていた、幼稚園が作成した決算書の就園奨励費補助金額を照合したところ、金額の一致しない幼稚園が複数見られたが、この事象及びその原因を同課は認識していなかった。なお、担当課を通じて幼稚園に確認したところ、幼稚園の決算資料には、大分市外からの通学園児に対する市外の補助金額が発生しているため差が生じており問題はなかった。
　幼稚園就園奨励事業は、所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を目的に、幼稚園の入園料及び保育料を軽減する事業である。したがって、幼稚園における補助金事務が適正に行われているかを判断する重要な項目として、市が決定した保育料等の減免額が、各幼稚園において正確かつ網羅的に反映されたかといったことがあげられる。
　今後は市の補助金交付額と幼稚園の決算書との照合を行うことを検討する必要がある。

②　私立学校振興費補助金（大分市私立学校補助金）

（1）概要

当事業は、私立学校振興助成法第２条第２項に規定する学校法人又は法附則第２条第１項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者で、本市内に私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園又は高等学校（以下「私立幼稚園等」という。）に設置する者に対して、私立幼稚園等における教育研究経費のうち、消耗品費、教材費、旅費交通費、通信費、研究費、印刷製本費等に対して、予算の範囲内で補助金を交付している。

過去 3 年間の補助金額は次のとおり。

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
決算額	18,529 千円	18,425 千円	18,425 千円

補助金の交付基準及び算定方法は次のとおりとなっている。

（交付基準）

・交付の基準は、園児数又は生徒数（以下「生徒数」という。）及び学校を単位とし、補助額は生徒数割及び均等割の合算額とする。

・交付の対象となる園児及び生徒は、当該年度の 5 月 1 日現在における大分市内に住所を有するもの（以下「市内在住生徒」という。）。

（算定方法）

補助金の算定方法は、幼稚園、高等学校の各予算総額に次に掲げる割合を乗じて算定する。平成 27 年度の幼稚園予算総額 16,109 千円、高校予算総額 2,316 千円。

<table>
<tr><td>算定方法</td><td colspan="3">幼稚園</td><td>高等学校</td></tr>
<tr><td rowspan="2">生徒数割</td><td rowspan="2">予算総額×6/10</td><td>1 年保育</td><td>左のうち 7/10</td><td rowspan="2">予算総額×6/10</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>左のうち 3/10</td></tr>
<tr><td>均等割</td><td colspan="3">予算総額×4/10</td><td>予算総額×4/10</td></tr>
</table>

①　生徒数割の算定方法

生徒数割は、前掲表の割合による金額を当該年度の 5 月 1 日現在における市内在住生徒の総数で除して得た額に当該学校の市内在住生徒数を乗じて得た額とする。ただし市内在住生徒数が定員を上回る学校については定員とし、その他の生徒数は、定員から 1 年保育の生徒数を減じた数とする。

生徒数割の１人あたりの単価を算出する（幼稚園は、1年保育とその他保育をそれぞれ算出）。

ｉ）幼稚園　（1 年保育）　　予算額×6/10×7/10÷1 年保育の市内在住生徒数総数
　　（その他保育）　予算額×6/10×3/10÷その他保育の市内在住生徒数総数
ⅱ）ｉ）で得た単価に 1 年保育・その他保育の市内在住生徒数を乗じた額に、均等割額を加算した額を補助金額とする。
生徒数割総額(幼稚園は、1 年保育とその他保育の合計額)＋均等割額＝補助金額

② 均等割の算定方法
均等割額は、前掲表の割合による金額を学校数で除して得た額とする。
幼稚園均等割額　　予算額×4/10÷幼稚園総数

（２）実施した監査手続

私立学校振興費補助金（大分市私立学校補助金）が適切かつ効率的に支出されているかを確かめるため、関連資料の閲覧等を実施した。具体的な手続としては以下のとおり。

・補助金交付要綱を入手し、閲覧した。
・補助金交付申請書、実績報告書等の関係資料を閲覧した。
・補助対象先の財務資料の入手状況を検討した。
・補助金額の算定方法等について検討した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・補助金が効率的かつ適正に支出されているか。
・補助金額の対象先が適正な支出を行っているか。
・補助金の交付申請が期日を超えたものはないか。
・金額の大きな支出は見積合わせが実施されているか。
・実績報告書の添付資料に異常なものはないか。
・事業の成果が適切に記録され、報告されているか。

（３）監査の結果及び意見

補助金の交付目的【指摘】

大分市私立学校補助金交付要綱に補助金の交付目的が記載されていないことから、当事業の補助対象者、補助対象経費、補助金額や交付・算定基準の妥当性が客観的に判断できない状況となっている。

少なくとも、例えば就園する児童にとって充実した環境整備を図るとか安全な教育を行うためといった、私学教育振興を図る目的を掲げたうえで、事業を遂行する必要がある。

運営費補助から事業費補助への見直し【意見】

私立学校への補助金は県が運営費補助金を支出していることから、市としては、補助事業の使途を効率的かつ効果的に行えるよう、市の補助金を事業費補助に切り替えることも検討することが望ましい。

現在は、補助金の交付申請や実績報告について園全体の予算、決算資料が提出されているのみで、補助金額の支出について個別に紐づいたものがない。例えば各園が個別の設備投資や研究などに対して支出目的を具体的に示したうえで、交付申請することにより補助金の効果がより明確になるものと思われる。

交付申請書類【意見】

園から提出された消費収支予算書の予算額に、当補助金の金額が計上されていないにもかかわらず、そのまま交付申請を受理しているものが見受けられた。市としては予算書のすべてが妥当かどうかを判別することは難しいであろうが、少なくとも市が関与する収支科目に関する金額の妥当性はチェックする必要があるといえる。

補助金の実績報告【指摘】

補助金の交付目的が明確になっていないこともあり、補助事業の実績報告書が、園の決算書（消費収支決算書）を添付しているのみで形式的な報告となっており、補助金の効果が園から具体的には報告されていない。

公金を取り扱う立場として、担当者は園との間において、コストの切り詰め及び補助対

象と対象外の区分に関する詰めを行うにあたり、いかに最小のコストで最大の効果を上げられるかということを常に考え臨むべきである。

③　大分市私立幼稚園子育て支援保育利用者補助金

（1）概要

就労しながら子どもに幼稚園教育を受けさせたい保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、女性の社会進出の拡大により増加している保育所待機児童の減少を図るため、私立幼稚園又は認定こども園（以下「私立幼稚園等」という。）が実施する「子育て支援保育」を利用する保護者に対し、大分市私立幼稚園子育て支援保育利用者補助金を交付している。

過去 3 年間の補助金額は次のとおり。

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
決算額	18,529 千円	20,583 千円	17,134 千円

（交付の条件）

・利用時間

通常保育日・・・通常教育時間終了後から午後 5 時を含んで 2 時間以上の利用

長期休業中・・・7 時間以上の利用

・利用日

上記の利用時間を満たす利用日数が 1 カ月に 16 日以上（4 月については 8 日以上）

（補助額）

園児 1 人当たり月額 4,000 円

（子育て支援保育利用料金が 4,000 円に満たない場合は、利用料金として支払った額）

（申請手続）

申請書類は園児が在園している施設が配布・回収を行う。

（補助金の交付方法）

保護者が指定する口座に市が直接補助金を振り込む。

（２）実施した監査手続

大分市私立幼稚園子育て支援保育利用者補助金が適切かつ効率的に支出されているかを確かめるため、関連資料の閲覧等を実施した。具体的な手続としては以下のとおり。

・補助金交付要綱を入手し、閲覧した。
・補助金交付申請書、実績報告書等の関係資料を閲覧した。
・補助金額の算定方法等を検討した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・補助金が効率的かつ適正に支出されているか。
・補助金の交付申請が期日を超えたものはないか。
・要綱や要領で認められていない支出はないか。
・実績報告書の添付資料に異常なものはないか。

（３）監査の結果及び意見

補助対象者の要件【意見】

交付要綱によると、当補助金の趣旨は、就労しながら子どもに幼稚園教育を受けさせたい保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、女性の社会進出の拡大により増加している保育所待機児童の減少を図るために行っているとしている。とすれば、補助対象者の要件としては、女性の就労支援等につながっているかどうかを制度的に担保するような措置を加える必要はないか検討することが望ましい。

現在は補助の対象が基本的に 1 日 2 時間以上かつ月 16 日以上利用した在園時の保護者に対して、共働きや女性の就労の有無にかかわらず、月 4 千円を上限に交付している。

補助金の効果が確実に得られるよう、例えば疾病や妊娠、災害など特別な配慮の必要な場合を除き、補助金申請時に、就労証明書や求職活動を示す資料の提示を求めること等、補助金の要件について検討する余地があるといえる。

④　大分市青少年体育・文化振興費補助金

（1）概要

大分市青少年体育・文化振興費補助金交付要綱によると、本補助金は、青少年のスポーツ及び文化の振興を図るため予算の範囲内において交付するものとされている。補助金の種類は次のとおりである。

大分市中学校体育連盟運営事業費補助金
大分市中学校部活動推進事業費補助金
九州中学校体育大会運営事業費補助金
全国中学校体育大会派遣事業費補助金
九州中学校体育大会派遣事業費補助金
大分県中学校体育大会派遣事業費補助金
全国少年スポーツ大会派遣事業費補助金
九州少年スポーツ大会派遣事業費補助金
大分市中学校文化連盟運営事業費補助金
全国中学校文化部各種コンクール派遣事業費補助金
九州中学校文化部各種コンクール派遣事業費補助金

補助対象経費及び補助限度額は次表のとおり。

補助金の区分		補助対象経費	補助限度額	備考
（1）	大分市中学校体育連盟運営事業費補助金	大分市中学校体育大会その他大分市中学校体育連盟が運営する事業に必要な経費	次に掲げる金額の合計額 ①1校　140,000円（年額） ②生徒一人　80円（年額）	補助金は、大分市中学校体育連盟に交付する。
（2）	大分市中学校運動部活動推進事業費補助金	①　中学校における部活動を推進するために必要なスポーツ用具・ユニフォーム費その他の経費 ②　大分市中学校総合体育大会、大分市中学校新人体育大会に係る交通費、大会参加費	1部　9,000円（年額）	①　補助金は、部の代表者（各学校長をもって代表者とみなす。）に交付する。
（3）	九州中学校体育大会運営事業費補助金	九州中学校体育大会の開催及び運営に必要な経費	1競技　90,000円（年額）	①　九州中学校体育大会の競技のうち大分市で開催される競技を対象とする。 ②　補助金は、大分県中学校体育連盟に交付する。
（4） （5） （6）	全国中学校体育大会派遣事業費補助金 九州中学校体育大会派遣事業費補助金 大分県中学校体育大会派遣事業費補助金	次に掲げる場合に要する交通費（①、②については現地交通費等を含む。③については路線バス・電車を除く）及び宿泊費 ①　大分県を代表して、全国大会又は九州大会に出場するとき。 ②　大分市を代表して、大分市外で開催される大分県中学校体育大会に出場するとき。 ③　本市が主催する出場選手激励壮行式に参加するとき。	①大会参加 交通費（大分市旅費規程に準ず。）及び宿泊費（1人1泊3,900円）の合計額のうち、全国大会（九州外開催）にあっては9割、九州で開催される全国大会及び九州大会にあっては8割、大分県（大分市外）で開催される全国・九州・県大会にあっては7割として算定した額とする。 ただし、精算額が限度額を下回った場合は精算額とする。 ②激励壮行式参加 交通費（大分市旅費規程に準ず）ただし、精算額が限度額を下回った場合は精算額とする。	①　交通費は割引運賃等を考慮して精算する。 ②　対象人数は大会要項により参加を認められた外部指導者等の役員及び選手等の数とする。 ③　補助金は、部の代表者（各学校長をもって代表者とみなす。）に交付する。 ④　補助金の精算は交通費と宿泊費の合計額で行う。 ⑤　大分市内で開催される大会については、対象外とする。
（7） （8）	全国少年スポーツ大会派遣事業費補助金 九州少年スポーツ大会派遣事業費補助金	スポーツ少年団が全国大会、又は九州大会に参加するために要する交通費（現地交通費を含む。）及び宿泊費	交通費（大分市旅費規程に準ず。）の5割、及び、宿泊費（1人1泊2,000円）の合計額とする。 ただし、精算額が限度額を下回った場合は精算額とする。	①　交通費は割引運賃等を考慮して精算する。 ②　対象人数は大会要項により参加を認められた監督等の役員及び選手等の数とする。 ③　補助金は、各スポーツ少年団の代表者に交付する。 ④　補助金の精算は交通費と宿泊費の合計額で行う。 ⑤　大分市内で開催される大会については、対象外とする。
（9）	大分市中学校文化連盟運営事業費補助金	大分市中学校文化連盟が加入する大分県中学校文化連盟の運営する事業に必要な経費	生徒一人　100円（年額）	補助金は、大分市中学校文化連盟に交付する。
（10） （11）	全国中学校文化部各種コンクール派遣事業費補助金 九州中学校文化部各種コンクール派遣事業費補助金	全日本又は九州中学校文化部各種コンクールに参加するために要する交通費（現地交通費を含む。）及び宿泊費	交通費（大分市旅費規程に準ず。）及び宿泊費（1人1泊3,900円）の合計額のうち、全国大会（九州外開催）にあっては9割、九州で開催される全国大会及び九州大会にあっては8割、大分県（大分市外）で開催される全国・九州大会にあっては7割として算定した額とする。 ただし、精算額が限度額を下回った場合は精算額とする。	①　交通費は割引運賃等を考慮して精算する。 ②　対象人数は大会要項により参加を認められた外部指導者等の役員及び選手等の数とする。 ③　補助金は、部の代表者（各学校長をもって代表者とみなす。）に交付する。 ④　補助金の精算は交通費と宿泊費の合計額で行う。 ⑤　大分市内で開催される大会については、対象外とする。 ⑥　補助の対象とするコンクール等は、別に定める。

前表のうち、派遣事業費補助金の流れは次図のとおりである。基本的に補助金は概算払いで行われ、概算交付額が実績報告により確定した補助金額と差が生じた場合は、差額について交付又は返納される仕組みとなっている。

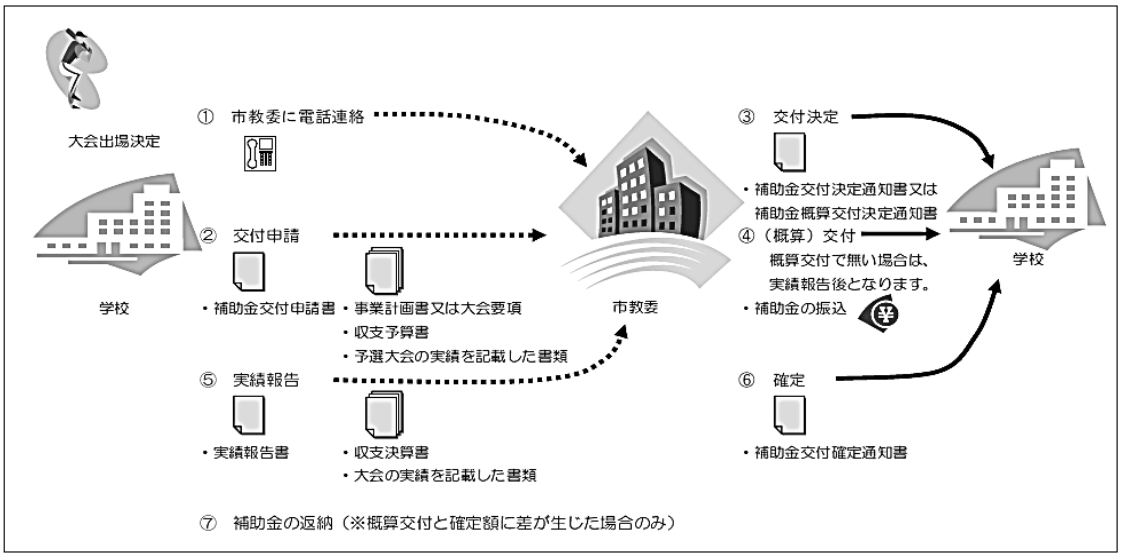

（2）実施した監査手続

大分市青少年体育・文化振興費補助金について平成 27 年度の一部の関係簿冊を入手、閲覧した。具体的な手続としては以下のとおり。

・補助金交付要綱、要領を入手、閲覧した。
・補助金交付申請書、実績報告書等の関係資料を閲覧した。
・補助対象先の財務資料の入手状況を検討した。
・補助金額の算定方法等を検討した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・補助金が効率的かつ適正に支出されているか。
・補助金額の対象先が適正な支出を行っているか。
・補助金の交付申請が期日を超えたものはないか。
・要綱や要領で認められていない支出はないか。
・金額の大きな支出は見積合わせが実施されているか。
・実績報告書の添付資料に異常なものはないか。
・事業の成果が適切に記録され、報告されているか。

（３）監査の結果及び意見

補助金の構成【指摘】

大分市青少年体育・文化振興費補助金は、11 種類の補助金から構成されているが、1 つの交付要綱で運用することは実態にそぐわない部分があることから、それぞれに適合した交付要綱に改正する必要があると思われる。

例えば、現行の大分市青少年体育・文化振興費補助金交付要綱によると、補助金の交付申請時や補助事業完了時に次の資料を提出することとされている。

補助金交付申請時	補助事業完了時（実績報告）
・事業計画書又は大会要項 ・収支予算書 ・予選大会の実績を記載した書類	・収支決算書 ・大会の実績を記載した書類

一方、11 の補助金の補助対象の概要を表すと次のとおりである。

	補助金の種類	補助対象
①	大分市中学校体育連盟運営事業費補助金 大分市中学校文化連盟運営事業費補助金	団体の運営費補助
②	九州中学校体育大会運営事業費補助金	大会開催経費補助
③	大分市中学校部活動推進事業費補助金	部活で使用する用具等の補助
④	全国中学校体育大会派遣事業費補助金 九州中学校体育大会派遣事業費補助金 大分県中学校体育大会派遣事業費補助金 全国少年スポーツ大会派遣事業費補助金 九州少年スポーツ大会派遣事業費補助金 全国中学校文化部各種コンクール派遣事業費補助金 九州中学校文化部各種コンクール派遣事業費補助金	大会出場生徒の交通費等の補助

交付要綱上の提出資料のうち、大会要項や予選大会の実績を記載した書類と整合するのは、④のみであり、①②③については、提出書類が現行の補助金になじまないものと思われる。

複数の補助金を共通の要綱で運用することにより事務上の効率性が向上するケースもあ

ると思われるが、今回の場合はそれぞれの補助金の補助対象等が異なっていることから、ルールを統一することはかえって事業の目的や評価があいまいになるおそれがあり、補助金の適切な執行に弊害が生じることになるといえる。各補助金の補助対象や目的等を考慮し、適合した要綱等を整備するよう見直しが必要である。

保護者の立替え【意見】

（全国中学校体育大会派遣事業費補助金）

交付申請書や実績報告書、領収書を見ると、補助金の概算払いが行われる前に経費が支払われている取引がみられる。これについて教育委員会からは必要経費は体育文化振興費（PTA が管理しており、名称は学校により異なる）によって支払われているはずであるとの説明を受けたが、保護者による立替えは要綱等では特段禁止されていないことから、個人(教員や保護者)による立替えが生じてしまう余地がある。補助金は、部の代表者（学校長）に交付することとなっていることから、補助対象経費に関して、保護者が先に全額負担している場合においては、事後の補助金額が保護者に支払われているかどうかが問題となる。保護者が立替えた交通費等の精算がもれなく行われたかどうかチェックする仕組みが明文化されておらず、当補助事業に係る収支決算書を保護者が確認するかどうかについても特段の規定がないなど、補助金の精算についての客観的な信頼性が十分得られなかった。補助対象経費に関しては保護者の立替えを明確に禁止するか、立替えが生じた場合には、補助金の精算確認書を保護者から入手するといった仕組みを設けることを検討されたい。

交付申請の網羅性【意見】

（大分市中学校部活動推進事業費補助金）

補助金の交付申請時には事業計画と収支予算書が提出されることになっているが、平成27 年度の関係簿冊を閲覧したところ、事業計画に活動の記載がある相撲部が、収支予算書では補助金の対象外となっている学校があった。関係書類には、所管課により事業計画における部活動と補助の対象となった部活動との照合がなされた証跡がなく、相撲部の補助金申請が漏れているのか、申請不要であり問題ないのかが客観的に確認できなかった。

必要な交付申請が漏れなく行われているか、補助対象先の部活動がきちんと活動を行うのかを確かめるために事業計画と収支予算書を学校や所管課は照合する必要があり、少なくとも事業計画と収支予算書の双方に活動部数を記載して、両者を照合するとともにその証跡を残しておくことが望ましい。

実績報告の適正性【指摘】

（大分市中学校部活動推進事業費補助金）

大分市中学校部活動推進事業費補助金の関係簿冊を閲覧したところ、実績報告が、補助金交付申請時の事業計画と同様のものを利用しており、活動の成果が全く記載されていない学校が多い。報告書の補助事業等の成果の記載欄には「別紙のとおり」と記載して、当初の交付申請書に添付された活動事業計画のタイトルを「実績」と変換して提出しているものと疑われるような事例が見受けられる。

また、要綱については補助事業を完了したときは収支決算書のほか、大会の実績を記載した書類を提出することとされているが、後者の書類については提出された証跡がないなど補助金の規定に沿った運用がなされていないものが見受けられた（なお、これについて前述のとおり要綱の見直しが必要なところがある）。

（大分県中学校体育大会派遣事業費補助金）

補助事業者である各学校は、実績報告に際し大会の結果を提出していない。関係書類を閲覧したところ、スポーツ・健康教育課が学校の代わりに大分県中学校体育連盟から FAX により県大会の結果を入手しているようであったが、交付要綱上の規定は補助事業者からの提出を求めており、各学校自ら大会結果や事業の成果を適切に検討することが必要である。

実績報告の提出時期【指摘】

（九州、全国中学校体育大会派遣事業費補助金）

内部通知文書によると、実績報告書及び決算書については大会終了後 2 週間以内にスポーツ・健康教育課まで提出するよう通知されているが、実際は 1 か月を超えて提出している学校が散見されることから、書類提出をタイムリーに行うよう改善する必要がある。スポーツ・健康教育課から学校に何度催促しても提出時期が改善されないようであれば、補助金の交付要綱に提出時期を明記し、補助金の一部取り消しや返還等を求めるといった強い対応を検討する余地があるといえる。

交付申請の提出書類もれ【指摘】

（九州中学校体育大会派遣事業費補助金）

予選大会の実績を記載した書類を提出することとされているが、これを添付していない学校があった。補助金の支給対象であるかどうかを明確にするよう、予選大会の実績を記載した書類を提出すべきである。

収支予算書の修正【指摘】

（大分市中学校体育連盟運営事業費補助金）

交付申請に係る収支予算書において、収入合計が手書き修正されているが、個別の収入を合計した金額と合計欄の金額が不一致となっており、そのまま放置されている。予算額の誤りについては、補助対象者に正しい金額を記載した上で、再提出を依頼するといった対応が適切な処理であると思われる。提出書類の金額の内容についてのチェックも適切に行う必要がある。

決裁簿冊の件名の記載誤り【意見】

（大分市中学校体育連盟運営事業費補助金）

「大分市中学校体育連盟運営事業費補助金交付確定通知書」の件名で、回議、決裁されている資料において、補助事業の種類が異なる「九州中学校体育大会運営費補助金」の確定通知書が綴じられていた。回議資料の回覧やチェックを適切に行っているか、チェックが形式的になっていないかに留意するとともに、書類を完備するよう改善する必要がある。

再補助の取扱い【意見】

（大分市中学校文化連盟運営事業費補助金）

本補助金は、市から大分市中学校文化連盟に補助金が交付され、大分県中学校文化連盟に再補助されている。

大分市中学校文化連盟の平成 27 年度決算額は次のとおり。

収入額	支出額	収支差額
大分市からの補助金 1,264 千円（100 円×12,639 人）	大分県中学校文化連盟への負担金 1,264 千円（100 円×12,639 人）	―

このような、市から団体に補助金を支出し当該団体等から外部に再補助されるようなケースについては、補助金の執行は公正かつ効率的に行われなければならないとする補助金等交付規則の趣旨が潜脱されるおそれがある。例えば、再補助の規定に沿った使われ方がなされないことが考えられる。

そこで、再補助については、直接補助に見直すことを検討し、不可能な場合については、再補助について市の補助基準を準用させ、チェック体制を明確にしてから事業を実施するよう改める必要がある。

本補助金のような、人数に一定の単価を掛けて算定される補助金については、単価の算定方法によっては補助金の使途や根拠が不明確となりやすいことから、補助金の適正執行が行われているのかどうかを可能な限り確認する必要があるといえる。

⑤　大分市教育研究会補助金

（1）概要

大分市教育研究会に対して、大分市教育研究会における本部費、研究集録費及び部会費に要する経費について予算の範囲内で補助金を交付している。

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
決算額	1,161 千円	1,161 千円	1,045 千円

大分市教育研究会は、大分市幼稚園教育研究会、大分市小学校教育研究会、大分市中学校教育研究会で組織しており、各研究会は、それぞれ大分市立幼稚園、大分市立小学校、大分市立中学校の教職員により組織し、各校種ごとに専門的な研究にあたることとされている。

（2）実施した監査手続

大分市教育研究会補助金が適切かつ効率的に支出されているかを確かめるため、関連資料の閲覧等を実施した。具体的な手続としては以下のとおり。

・補助金交付要領を入手、閲覧した。
・補助金交付申請書、実績報告書等の関係資料を閲覧した。
・補助対象先の財務資料の入手状況を検討した。
・補助金額の算定方法等を検討した。

・大分市教育研究会の組織、活動に係る資料を入手、閲覧した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・補助金が効率的かつ適正に支出されているか。
・補助金額の対象先が適正な支出を行っているか。
・補助金の交付申請が期日を超えたものはないか。
・要綱や要領で認められていない支出はないか。
・金額の大きな支出は見積合わせが実施されているか。
・実績報告書の添付資料に異常なものはないか。
・事業の成果が適切に記録され、報告されているか。

（３）監査の結果及び意見

補助金の目的【意見】

大分市教育研究会補助金交付要領を閲覧したところ、補助金や事業の目的が記載されていないことから、補助対象団体、補助対象経費、補助金の額が妥当であるか客観的に判断しづらい状況となっている。当該交付要領に補助金の目的を明記することが望ましい。

なお、補助金の交付申請書には、補助事業の目的及び内容として、『幼稚園・小学校・中学校ごとに教育課程に基づく実証的研究を累積して、その改善と発展を図り、大分市教育の充実に努める』と記載されている。補助金の目的は『実証的研究』を支援することであり、教育研究会に対する支援ではない。

現在は、毎年１百万円程度の補助金が継続的に支出されているようであるが、その使途は、研究会の費用全般に及ぶものとなっており、運営費全般に対する補助的な性格を有している。この種の補助金は予算と異なる費目間の流用や、剰余金により消耗品を購入して残高を０にするといったインセンティブが働きやすいこと、支出額の妥当性が客観的に判断しづらい特徴がある。

今後は、当補助金は原則として事業費補助とし、補助対象経費を研究費に限定する、あるいは、あくまで運営費補助を行うのであればその旨を明確化し、理由を文書で残すべきである。

補助対象団体の財産状況【意見】

補助対象先の収支決算書を入手しているものの、内部留保を含む財産の状況、収支のう

ち公金で負担すべき内容等を吟味した証跡がなく、補助金額の算定根拠が客観的に明らかにされていない状況となっている。今後は、負担すべき金額を明らかにした上で、補助金の見直しを行う必要があるといえる。

実績報告書に対する検討【指摘】

実績報告書における収支決算書に記載されている予算額の合計額に誤りがあり、実績報告書に対する検討が十分に行われていたとは判断できない。

実績報告書及び添付書類について十分にチェックするとともに、今後は、定期的に取引に係る証憑類や帳簿類の閲覧を行い、補助金が適正かつ効率的に使われているかどうかをチェックする必要があるといえる。

⑥　大分市生徒指導研究会補助金

（1）概要

生徒指導に関する実践上の諸問題について研究し、生徒指導の充実を図るため、大分市生徒指導研究会が行う事業に係る経費のうち、報償費、消耗品費、印刷製本費及び通信運搬費について、予算の範囲内で補助金を同研究会に交付している。

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
決算額	125 千円	165 千円	85 千円

大分市生徒指導研究会とは、大分市内の小学校及び中学校の教員で構成された団体である。同会の目的は、生徒指導に関する実践上の諸問題について研究し、一人一人の児童生徒の能力及び適性を生かし、自己実現を目指す生徒指導の充実・深化を図り、学校間等との連携を密にし、学校内外の生活指導を充実することを目的として、次の事業を実施している。

①生徒指導における、各学校の体制の確立を図り、全市的な研究交流を進める。
②児童生徒の基本的生活習慣の育成等一貫性を図るため、小・中学校の連携を深める。
③地域に根ざした生徒指導で、課題を解決するための支部活動を活発にする。
④生徒指導の機能を高めるため、地域・諸機関・諸団体との連携を強化する。
⑤高等学校等との連携を強化し、積極的に交流する。

⑥その他この会の目的を達成するために必要な事業活動を行う。

（２）実施した監査手続

大分市生徒指導研究会補助金が適切かつ効率的に支出されているかを確かめるため、関連資料の閲覧等を実施した。具体的な手続としては以下のとおり。

・補助金交付要領を入手、閲覧した。
・補助金交付申請書、実績報告書等の関係資料を閲覧した。
・補助対象先の財務資料の入手状況を検討した。
・補助金額の算定方法等を検討した。
・大分市生徒指導研究会の組織、活動に係る資料を入手、閲覧した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・補助金が効率的かつ適正に支出されているか。
・補助金額の対象先が適正な支出を行っているか。
・補助金の交付申請が期日を超えたものはないか。
・要綱や要領で認められていない支出はないか。
・実績報告書の添付資料に異常なものはないか。
・事業の成果が適切に記録され、報告されているか。

（３）監査の結果及び意見

実績報告の検討【意見】

実績報告に関して提出される補助事業に係る収支決算書は予算額と決算額が並列に記載されることになっているが、予算額では消耗品費に計上されている取引が、決算額では消耗品費ではなく印刷製本費に計上され、予算額と決算額が異なる科目で処理されているものであった。決算書が適切な処理であれば、予算書の提出時点でチェックし修正を促すべきであり、決算書が誤っていたのであれば、補助事業に係る収支予算書あるいは研究会全体の収支決算書と比較したり、予算額と決算額との差異について、研究会に聞き取りを行ったりして修正を促すべきであったものと思われる。科目の入り繰り等はそれ自体重要性のある不備ではないと考えられるが、当補助金の事業者は、市の小学校及び中学校の教員で構成された団体のみとなっていることから、市民に疑念を持たれることのないよう、事

務処理を適正に行うことが求められると言える。今後は、収支予算書や決算書の作成及び書類のチェックを慎重、丁寧に行っていくよう改善すべきである。

補助金の見直し【意見】

大分市生徒指導研究会の決算書を閲覧したが、補助金額及び収入・支出規模が比較的少額であり、過去3年の補助金額の推移からも、補助金による効果が高く期待されている事業とまでは判断できない。

同研究会は、会の構成要員が教員のみであること、役員会や夏季の研修会の開催が平日に行われていることに鑑みると、研究会における構成員活動も、教員としての通常業務（公的業務）の一環であるとの見方ができる。とすれば、教育委員会（市）と区分して研究会を設置して補助金を交付するといった方法ではなく、事業を直接執行すれば、補助金としての事業の進め方ではなくても事業の目的は達成しうるものと思われる。

補助金による実施の場合、研究会の機動的な意思決定に沿って資金が活用しやすいというメリットはある。しかし、補助金の使途は、研究会の報償費、消耗品費、印刷製本費及び通信運搬費とかなり広い範囲に認められており、運営費補助的な性格を有している。予算と異なる費目間の流用や、剰余金により消耗品を購入して残高を0にするといったインセンティブが働きやすいこと、支出額の妥当性が客観的に判断しづらいといった問題もある。

今後、直接予算執行するような形に補助金を見直すか、あるいは補助金を原則として事業費補助とし、補助対象経費を研究費に限定する、あるいは、あくまで運営費補助を行うのであればその旨を明確化し、理由を文書で残すなどして、可能な限り効果的かつ効率的な事業を実施できるよう工夫する余地がある。

⑦　通学補助金等

（１）　概要

大分市において現在、通学・通園時の補助は「遠距離通学に対する支援」、「廃校に伴う支援」、「廃園に伴う支援」の３種類が存在している。

① 遠距離通学に対する支援

最も経済的かつ合理的と認められる通常の通学経路（自宅から通学校まで）の片道の距離が４ｋｍ以上の児童又は６ｋｍ以上の生徒の保護者を対象として支援を行う事業である。支援方法は「定期運行のバス等定期旅客運賃額の支給」と「自家用車利用に伴う燃料費相当額の支給」のいずれかである。

所管は教育企画課となっている。

遠距離通学の補助金事務の流れ

申請者は申請書を学校経由により、教育企画課宛に提出を行う

⇩

教育企画課で申請書を確認し、距離等の確認を行う

⇩

教育企画課の確認後、教育長が審査を行い認定される

⇩

審査結果は学校を通じて保護者へ通知される

⇩

認定者は定期券の写しや IC カードの利用履歴を学校経由により教育企画課宛に提出する

⇩

教育企画課で確認後、学校長の口座に給付される

⇩

学校長の口座から認定者に対して、口座振り込みか現金で支給される

平成 27 年度に発生した遠距離通学費補助金は以下のとおりとなっている。

平成 27 年度における遠距離通学費補助金

学校名	対象者数	H27 年事業費	1 人当たり
八幡小学校	8 人	306 千円	38 千円
川添小学校	2 人	51 千円	25 千円
野津原西部小学校	4 人	117 千円	29 千円
佐賀関小	1 人	50 千円	50 千円
大分西中学校	10 人	1,075 千円	107 千円
戸次中学校	2 人	57 千円	28 千円
佐賀関中学校	5 人	607 千円	121 千円
野津原中学校	7 人	364 千円	52 千円

② 廃校に伴う支援

大分市立小中学校適性配置基本計画に伴う統合により、学校が指定する通学距離の片道が 4 ㎞以上となる地域を含む校区を通学支援の対象としている。

通学支援方法は「定期運行のバス等定期旅客運賃額の支給」、「自家用車利用に伴う燃料費相当額の支給」、あるいは「教育委員会が実施するスクールタクシー等運行事業の利用」のいずれか選択となっている。

通学支援期間は統合年度を最初として、最長 12 年間とされているが、状況に応じて期間の見直しができると定められている。

所管は「定期運行のバス等定期旅客運賃額の支給」及び「自家用車利用に伴う燃料費相当額の支給」については教育企画課が、「教育委員会が実施するスクールタクシー等運行事業の利用」については学校施設課がそれぞれ担当している。

学校名	対象者数	支援事業内容	H27 年事業費	1 人当たり	廃校日
こうざき小学校（旧大志生木小学校）	20 人	スクールバス運行	3,171 千円	158 千円	H28.3.31
こうざき小学校（旧木佐上小学校）	18 人	スクールタクシー運行	2,380 千円	132 千円	H27.3.31
戸次小学校（旧戸次小学校）	9 人	スクールタクシー運行（H25 まではスクールバス）	936 千円	104 千円	S44.3.31
竹中小学校（旧河原内小学校）	3 人	ふれあい交通定期券交付（H22.9 まではスクールバス）	243 千円	81 千円	H4.3.31

③ 廃園に伴う支援

旧今市幼稚園、旧野津原西部幼稚園、旧野津原中央幼稚園が平成 22 年に廃園となった際に、大分市立野津原幼稚園への通園に係る負担軽減を図るために支援が行われている。

対象者は廃止となった幼稚園のある各小学校区に在住する者（野津原幼稚園入園者に限る）および、野津原東部小学校区に在住するもので、通園距離が概ね 2km 以上の者である。

所管は教育企画課となっている。

幼稚園名	対象者数	支援事業内容	H27 年事業費	1 人当たり	廃園日
野津原幼稚園（旧今市幼稚園、旧野津原西部幼稚園、旧野津原中央幼稚園）	6 人	タクシー運行	2,647 千円	441 千円	H22.3.31

（2） 実施した監査手続

① 申請書類を閲覧し、審査の意思決定の合理性につき検証を行った。
② 実費負担の場合は領収書のコピーが提出されているか否かの確認と領収書の金額と支払額の突合を行った。
③ 学校から個人への支払が適正に行われていることを確認するため、申請された口座と口座振り込み結果を突合し一致していることを確認した。
④ 1 人当たりの補助金額を比較して、通学補助金の制度の平等性や妥当性を検証した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・申請者の住所から学校までの距離の検証は行われているか
・領収書等の支払明細書をもとにして給付が行われているか
・学校ごとに違う取扱いが行われ、不平等な状況が生じていないか
・高額となっている事業に関しては、軽減するような対応がとられているか

（３） 監査の結果及び意見

廃園に伴う支援について【意見】

廃園に伴う支援の補助金は、小中学校で発生した 1 人当たりの補助金と比較すると約 4 倍となっており高額である。

小学校の補助金は遠距離通学支援と廃校に伴う支援を合わせ1人当たり平均111千円、中学校の平均補助額は1人当たり 87 千円となっているが、幼稚園 1 人当たりの 補助額は441千円となっている。園児の場合は、付き添いの同伴者が必要な場合もあり小中学校と比較すると高くなることは理解できるが、保護者の協力を仰いで交代で送迎するなど、もう少しローコストの運用を検討する必要がある。

不可能と決めつけるのではなく、やれる方法を考えてもらいたい。

１５．備　品

（1）概要

備品の位置づけ

備品を含めた「物品」については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 237 条第 1 項において、公有財産、債権及び基金とともに「財産」として位置づけられており、その管理及び運用にあたっては、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 8 条により「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定されている。

これら法律の主旨に鑑み、備品は「財産」として良好に管理され、かつ、効果的に活用されることが要求されている。

備品の定義

大分市では市立学校における物品の取得、管理及び処分に関しては「大分市立学校物品取扱基準」（以下、「取扱基準」という。）において定めている。

取扱基準では、備品を以下のように、1 品目又は 1 組につき取得価額又は評価額（以下「取得価額等」という。）が 3 万円以上のものと定義している。

備品の分類（大分市立学校物品取扱基準第 3 条第 1 項第 1 号）

大分市立学校物品取扱基準 第 3 条第 1 項第 1 号（一部抜粋） 備品　使用によって直ちに消耗せず通常の状態においてその性質又は形状を失わず、比較的長時間の使用に耐えるもので、1 品目又は 1 組につき取得価額又は評価額（以下「取得価額等」という。）が 3 万円以上のものをいう。

物品の管理

物品管理者（取扱基準第 4 条第 1 項によれば校長）は、備品を適正かつ効率的に管理するために備品台帳を整備しなければならない。

物品の管理（大分市立学校物品取扱基準第 9 条第 1 項第 1 号、第 2 号）

大分市立学校物品取扱基準
第 9 条第 1 項第 1 号
備品台帳（図書原簿を含む。次条第 2 号、第 13 条第 1 号、第 14 条、第 14 条の 2 第 1 項、第 18 条第 4 項及び第 20 条第 1 項において同じ。）その他の関係帳簿を正確に整備しておくこと。

第 9 条第 1 項第 2 号
学校に属する物品は、その用途に従い効率的に使用するとともに、常に前号の関係帳簿と照合し、及び検査しておくこと。

従って、物品を購入しそれが備品に該当する場合には、速やかに備品台帳に登載する必要がある。

物品の寄附受入れ

物品の取得には、通常の購入以外に PTA 等から物品の寄附を受ける場合がある。この場合、物品管理者は寄附者から寄附申込書の提出を受け、寄附受入書を作成の上その一部を寄附者に交付しなければならない。

寄附物品の受入れ（大分市立学校物品取扱基準第 8 条第 1 項第 1 号）

大分市立学校物品取扱基準
第 8 条第 1 項第 1 号
寄附物品の受入れ　寄附申込書（第 1 号様式）の提出があった場合において、教育長が寄附採納を適当と認めたときは、寄附受入書（第 2 号様式）を作成の上、寄附物品受領後にその 1 部を寄附者に交付するものとする。ただし、卒業記念品及び図書並びに廃品回収、ベルマーク収集等による寄附（これらの寄附のうち施設寄附に係るものを除く。）にあっては、寄附採納後速やかに教育長に報告しなければならない。

なお、寄附受入れ事務の流れを図で示すと以下のようになる。

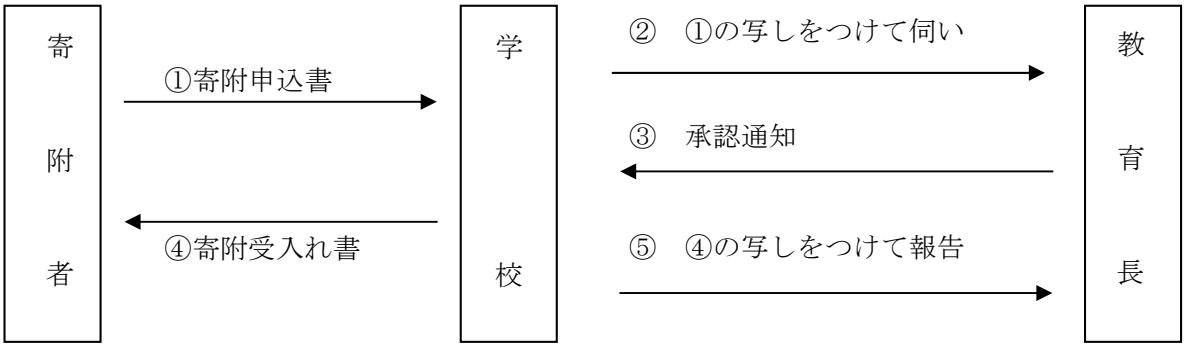

（通　　常）　①→②→③→④（寄附受入れ承認したものは⑤報告は不要）
（下記のもの）　①→④→⑤

- 施設寄附以外の卒業記念品
- 図書
- 廃品回収及びベルマーク収集、バザー等による寄附（施設寄附を除く）

※備品については「物品取得通知書（寄附）」を学校施設課に提出

（「学校運営予算の手引」資料８より）

なお、寄附受入れした物品についてもそれが備品に該当する場合には、速やかに備品台帳に登載する必要がある。

配布物品とは

教育委員会事務局各課等が物品を一括購入し、各学校へ配布する場合がある。その際、教育委員会事務局各課等は、物品配布通知書により学校へ通知し、物品受入れ後各学校の物品管理者は、速やかに物品取得通知書を教育長に提出しなければならない。

配布物品の受入れ（大分市立学校物品取扱基準第８条第１項２号及び３号）

大分市立学校物品取扱基準
第８条第１項第２号
教育委員会事務局各課等よりの配布物品　教育委員会事務局各課等が当該物品を配布するときは、物品配布通知書（第３号様式）により学校に通知の上、これを行うものとする。

第 8 条第 1 項第 3 号
物品管理者は、前項の規定により受け入れた物品が備品（図書を除く。第 15 条第 2 項並びに第 18 条第 1 項第 1 号及び第 4 項について同じ。）の場合にあっては、物品受入後、速やかに物品取得通知書を教育長に提出しなければならない。

物品の管理換

物品は、必要に応じて物品管理者間で協議を行ったうえで管理換を行うことができる。管理換を行った場合、払出側の物品管理者は、それが備品である場合には物品管理換通知書により教育長に通知しなければならない。

物品の管理換（大分市立学校物品取扱基準第 15 条）

大分市立学校物品取扱基準
第 15 条第 1 項
物品管理者は、物品の運用上必要があると認めるときは、物品管理者間において協議し、その物品に備品台帳又は図書原簿を添えて管理換をすることができる。ただし、国庫補助金等により購入した物品については、母校から新設校分離の場合のみ管理換をすることができる。

第 15 条第 2 項
前項の規定により管理換をしたときは、払出側の物品管理者は、備品にあっては物品管理換通知書により教育長に通知し、備品以外の物品及び図書にあっては物品管理換書（第 5 号様式）を作成するものとする。この場合において、教育長は、物品管理換通知書の提出があったときは、関係帳簿を整備しなければならない。

重要備品

備品のうち、1 品目又は 1 組につきその取得価額等が 100 万円以上の備品は、重要備品となる。重要備品については、毎会計年度における重要備品の現在高を重要備品現在高報告書により教育長に報告しなければならない。

大分市立学校物品取扱基準
第 3 条第 3 項
備品のうち、1 品目又は 1 組につきその取得価額等が 100 万円以上の備品は、重要備品とする。ただし、暗幕及びステージ幕を除く。

第 29 条第 1 項
物品取扱者は、毎会計年度における重要備品の現在高を重要備品現在高報告書（第 13 号様式）により、物品管理者を経由して、翌年度の 4 月末日までに教育長に報告しなければならない。ただし、重要備品以外の物品については、備品台帳等の提示をもって報告に代えることができる。

物品の処分等

物品管理者は、損傷が激しく使用できない等の物品がある場合、不用物品処分調書により処分できる。ただし、一定の備品については物品処分承認申請書により教育長の承認を受けなければならない。教育長は、処分が適当と認めるときは物品処分承認通知書により物品管理者に通知する。その後、物品管理者が物品を処分した場合、それが備品である場合は物品処分通知書に備品台帳を添えて教育長に通知しなければならない。

物品の処分

大分市立学校物品取扱基準
第 18 条第 1 項
物品管理者は、その所管に属する物品のうち、前条の規定による返納物品であって損傷がはなはだしく使用できないと認めるものについては、不用物品処分調書（第 8 号様式）により処分することができる。ただし、次に掲げる物品の処分については、物品処分承認申請書（第 9 号様式）により教育長の承認を得なければならない。
（1） 取得価額が 5 万円を超える備品
（2） 児童、生徒及び幼児用の机及び椅子
（3） 教師用の机、椅子及び教卓
（4） 特別教室用の机及び椅子

第 18 条第 2 項
教育長は、前項ただし書の物品処分承認申請書の提出があった場合は、物品の処分について審査し、適当と認めるときは、物品処分承認通知書（第 10 号様式）により物品管理者に通知するものとする。

第 18 条第 3 項
第 1 項本文の場合において、物品管理者が不用物品処分調書で処分した物品のうち、理科教育振興法の規定に基づき購入したもの又は図書を処分したときは、不用物品処分調書の写し及び図書の場合にあっては図書原簿の写しを添えて教育長に報告しなければならない。

第 18 条第 4 項
物品管理者は、物品を処分したときは、備品にあっては直ちに物品処分通知書に備品台帳を添えて教育長に通知しなければならない。
第 18 条第 5 項
教育長は、前項の規定による通知を受けたときは、関係帳簿を整理しなければならない。

遊休物品

遊休物品とは、余分に保有している物品や使用予定がない等の物品をいう。これについては、ある学校で保管している遊休物品が別の学校で必要とされるケースがあることも考えられる。従って、遊休物品に関する学校間での情報の共有化が重要であり、必要に応じて所管換等行い、速やかに融通が図れるような仕組みが構築されていることが肝要となる。

学校現場における備品の管理

学校現場における備品の管理については、「大分市立学校物品取扱基準」に従い物品管理者を定め、備品台帳等の必要な帳簿を整理した上で行うことが求められている。また、現物との照合を行い常に備品台帳等を整理するとともに、現物については備品整理票（備品シール）を貼付したうえで管理することが求められている。

物品の管理(大分市立学校物品取扱基準第 9 条第 1 項第 2 号)

大分市立学校物品取扱基準
第 9 条第 1 項第 2 号
学校に属する物品は、その用途に従い効率的に使用するとともに、常に前号の関係帳簿と照合し、及び検査しておくこと

物品の保管(大分市立学校物品取扱基準第 10 条第 1 項第 2 号)

大分市立学校物品取扱基準
第 10 条第 1 項第 2 号
備品台帳その他の帳簿（以下「備品台帳等」という。）と現物とを照合し、常に出納を正確にしておくとともに、記帳されていない物品を発見したときは、直ちに当該備品台帳等を整理すること。

標識(大分市立学校物品取扱基準第 11 条第 1 項第 1 号)

大分市立学校物品取扱基準
第 11 条
物品管理者は、物品管理の適正を期すため次のとおり標識を付さなければならない。ただし、標識を付すことができないものについては、適切な方法にて表示し、帳簿との照合を容易とするようにしなければならない。
（1） 備品には、備品整理票を貼付する。ただし、次に掲げるものにあっては、これを省略することができる。
ア 児童、生徒及び幼児用の机及び椅子並びに折りたたみ椅子
イ 理科教育振興法の規定に基づき購入した物品のうち、その取得価額等が 3 万円未満のもの
ウ 図書であって図書専用のラベルを貼付するもの
（2） 前号の規程にかかわらず、理科教育振興法の規定に基づき購入した物品については、次のとおり表示する。

ア　取得価額等が 3 万円以上の物品については、備品整理票に併せて理科教育振興法の規定による標識を貼付する。 イ　取得価額等が 3 万円未満の物品については、理科教育振興法の規定による標識のみを貼付する。

（2）実施した監査手続

上記の大分市立学校物品取扱基準等の規定に従って、物品の管理業務が適切に整備・運用されているか検証を行った。

具体的な手続としては以下のとおり。

① 本庁において平成 27 年度の備品購入リストと備品台帳を突合し、購入した備品が適切に備品台帳に登載されているか確かめた。

② 本庁において平成 27 年度の寄附受入書と備品台帳を突合し、寄附受入れした備品が適切に備品台帳に登載されているか確かめた。

③ 本庁において平成 27 年度の物品配布通知書と備品台帳を突合した。

④ 本庁において平成 27 年度の重要物品・国庫補助備品管理換報告書を閲覧し、担当者に質問を行った。

⑤ 本庁において平成 27 年度の重要備品現在高報告書と備品台帳を突合した。

⑥ 本庁において物品処分承認申請書・物品処分承認通知書を閲覧した。

⑦ 本庁において遊休物品一覧表を閲覧及び遊休物品の有効活用を促すような方策がとられているか、担当課に質問、関係資料の閲覧を行い確かめた。

⑧ 学校園の現場へ往査を行い、備品の管理状況について質問、保管状況の視察、サンプルを抽出し備品台帳と現物の照合等を実施した。

なお、上記の手続に関する監査要点は以下のとおり。

・備品台帳が正確に現物の状況を反映して作成されているか。
・重要物品の管理は適切に行われているか。
・物品の寄附受入れの手続は適切に行われているか。
・配布物品の受入れの手続は適切に行われているか。
・物品の処分及び管理換の手続は適切に行われているか。
・遊休物品については、処分又は有効活用を促すような方策がとられているか。
・学校現場における物品の管理は適切に行われているか。

（３）監査の結果及び意見

寄附受入れした物品の備品台帳への登載漏れ【指摘】

寄附受入書と備品台帳の突合を行った結果、以下のような事項が検出された。

① テント、看板、冷蔵庫、エアコン等について備品台帳への登載が漏れていた。また、肘なしチェア、丸スツール等は登載されているが、現物と台帳にずれが生じていた。また、折りたたみ椅子は登載されているが、記載方法に誤りが見られた。

② 備品台帳上の取得区分で、本来は教育委員会からの配布備品となるところ、寄附備品扱いになっているものが多数存在していた。台帳への入力は学校現場で行われており、入力画面上で最初から寄附の箇所に印がついていることが原因ということであった。

③ 備品台帳上の取得区分の登録方法が学校によってまちまちとなっている。基本的には「移入」が購入物品、「その他」が配布物品として登録されているようではあるが、学校によっては必ずしもそのような扱いになっていない。

①については、折りたたみ椅子の備品台帳への登載は１件１行となっている（大分市立学校物品取扱基準第 13 条第１項第１号）ことを、また②、③については、取得区分の正確な登録を再度学校現場へ徹底されたい。

また、②のように学校現場において担当者が入力した結果を誰もチェックせず、本庁でもチェックが行われていないため、誤りに気づくことなく放置されている状況が見受けられる。担当者が入力した結果を学校現場の管理者又は本庁でチェックする仕組みを構築する必要がある。

配布物品の備品台帳への登載漏れ【指摘】

備品台帳と物品配布通知書の突合を行った結果、物品配布通知書上では明らかに備品となるべきものが備品台帳に登載されていないケースが散見された（下表参照）。

備品の種類	配布日	備品台帳への登載がない学校
教育備品	平成 28 年 3 月 31 日	小学校 4 校、中学校 2 校
教育備品	平成 27 年 4 月 14 日	小学校 2 校
一般備品	平成 28 年 3 月 15 日	小学校 2 校

特に、平成 28 年 3 月 31 日付けで配布されている物品については、台帳に登載している学校と登載していない学校があり、学校によって取り扱いがまちまちとなっている。

原則としては、3 月 31 日付けで配布されたのであれば同日付けで備品台帳に登載する必要があることから、学校現場への指導を徹底されたい。

高額重要物品の取扱いについて【意見】

重要備品現在高報告書を閲覧すると、LL 装置（1 校当たりの取得価額は 4 百万円前後）については、動作不良でほとんど使用していない（または使用していない）という記載が散見された（中学校 3 校）。

老朽化や機能的に陳腐化しているためと思われるが、このように使用頻度が低くなった高額重要備品については、有効利用や経済性・効率性及び教育上の観点から、今後も利用が必要か否かを検討し、必要があれば予算を確保した上で適切な修繕を行い使用するか、場合によっては廃棄するかの検討を行うべきと考える。

遊休物品の廃棄の検討について【意見】

遊休物品を調査しそれを有効利用するための仕組みは整備されているものの、実際に遊休物品一覧表をもとに管理換が行われた例は少ない。平成 27 年度では 66 品目中 1 品目（芝刈機を小学校から中学校へ管理換）しか確認できなかった。

また、遊休物品の内容を見てみると、ビデオテープレコーダー、ビデオデッキ、ワープロといった機能的に陳腐化しているものも見受けられる。このような物品は、管理換等での有効利用は期待できないため、廃棄の検討を促していくなどの指導も必要があると考える。

使用頻度の低い備品について【意見】

遊休物品の調査は年に一回実施されリストアップが行われているが、実際に学校現場に往査を行い備品の状況を視察した印象とリストアップされてくる品目数との間には差異があった。おそらく、利用頻度は著しく低いが年に数回は必ず使用するから等の理由で、現場担当者の判断で遊休物品から除かれているような教育用備品が多数存在するのではないかということが推察される。

利用頻度が低い備品の中には、場合によっては互いに融通しあうことで近隣の複数の学校で利用できるようなものもあるのではないかと考えられる。そのような備品がどれくらい存在するかが判明すれば、備品の集約に繋がり、ひいてはコスト削減に繋がるのではないかと考えられる。

以上のような点に鑑みれば、遊休物品にはならないにしても利用頻度が著しく低い備品がどれくらい存在するのか、という点につき調査を行うことは意義があると考えられるため、検討されたい。

学校現場における備品の管理状況について

学校現場へ往査を行い、備品の管理状況を検証した結果、以下のような事項が検出された。

備品台帳と現物との不突合・備品台帳への記載漏れ、修正漏れ等【指摘】

以下のように、備品台帳と現物との不突合・備品台帳への記載漏れ、修正漏れと思われる事例があった。

① 備品台帳に記載されていないパソコンや送風機などが存在した。備品台帳への記載漏れか、廃棄業者への廃棄もれと考えられる。

② 備品台帳の所在場所の記入誤りが見受けられた。例えば、冷蔵庫はランチルームではなく給食保管室に置かれていることから、給食保管室と記載する必要がある。

③ 解剖顕微鏡や電源装置について、備品台帳に記載されていないものが見受けられた。

④ 体育館の更衣室内を視察したところ、テレビやビデオなど備品シールが貼られて

おらず、かつ備品台帳に記載されていない資産が見受けられた。

⑤　体育館の更衣室内を視察したところ、昭和 58 年 3 月に取得されたとみられる跳び箱が備品台帳に記載されていなかった。

⑥　跳び箱は、備品台帳（8 個）と現物の数量（9 個）が異なっていた。

⑦　備品台帳には卓球一式が 1 つとの記載があるが、卓球台は 2 台あった。同じ番号の備品シールがついていたが、2 台で一式であるのであれば、そのことを示すシールが付されていなければ、1 台紛失しても現物チェックの際に気づかない可能性がある。

⑧　年に 1 度備品の棚卸確認を教員 2 名で行っているが、管理者の承認証跡が見られなかった。不明備品はなく、口頭で報告しているとのことであるが、管理者の確認を証跡として残すべきである。

備品整理票（備品シール）の貼付もれ等【指摘】

以下のように、備品整理票（備品シール）の貼付漏れ等と思われる事例があった。

①　太陽高度測定器、電源装置に備品シールが貼付されていないものが見受けられた。

②　踏切板等の体育館備品について、備品シールが貼付されていないものが見受けられた。

③　数個のセットで一つの備品となるもの（技巧台のような遊具等）について、調べなければ部品の総数がわからない状態であった。備品シールは 1 部に貼付し、他の部品には取得日を記入して市費取得と分かるようにしていたが、連番をつけるなどして総数の管理が容易にできるようにされるのが望ましい。

④　顕微鏡等本体に収納ケースが付属している備品については、本体と収納ケースが別々の場所にあることが多いため、備品シールを収納ケースではなく本体に貼付しなければ備品の特定が困難になる場合がある。

⑤　サンプルを抽出し備品台帳と備品の現物照合を行った結果、備品シールの貼付

がないもの（音楽室教材 CD）や備品シールが旧様式であり備品番号が付されていないもの（社会科教材日本遺物模型）等があったため、備品シールの整備を行うべきである。

⑥　平成 27 年 1 月に取得したプリメインアンプの備品シールが誤って違うものに貼付されていた。購入時に誤ったとしても、前回の棚卸時点に気付いて修正すべき内容であった。

⑦　平成 28 年 2 月に購入されていた座卓と玉入れ籠に備品シールが貼付されていなかった。

備品シールについては、年 1 回の備品調査時に貼付の有無を同時に確認しているが、それにもかかわらず上記のような事例が検出されたことを考慮すれば、使用状況により剥がれやすい備品もあると思われる。従って、特定の備品については剥がれにくい備品シールを使用する等の工夫も必要と考えられる。

不用品・不良品等の廃棄手続漏れ【指摘】

以下のように、不用品・不良品等の廃棄手続漏れと思われる事例があった。

①　資料室に使用見込みがないライト等の備品が保管されており、廃棄申請を行い廃棄処理する必要がある。

②　体育館に不良品と書かれた紙を貼付しているパイプ椅子が保管されたままになっている。使用不可であれば廃棄することが望ましい。

③　不要なアンプや、パソコン、テレビやプリンタなどが保管されている。廃棄処分申請を行う必要がある。

④　製本機（紙折り機）1 台が遊休備品として使用されていないとのことであった。職員 2 名は前年度に配置されており、業務引継等を考慮すれば遊休備品については一覧にしておくなど、一定の管理が必要と思われる。

⑤　備品の廃棄処分は、毎年備品調査の後まとめて行われており、原則として廃棄漏れがないような手続が採られているが、前年度以前からハンドボールのゴールポス

ト（2 個一組で 1 個が破損）については、まだ使用するかもしれないとして廃棄対象から除かれていた。実際には使用されていないため、速やかに廃棄を検討すべきである。

⑥　使用できるが機能的に陳腐化しているような備品については、現物調査時に使用見込みを検討したうえで処分を検討すべきである。

⑦　平成 25 年度に CD プレーヤー（取得価額 164,800 円）が廃棄されていたが、その際に廃棄申請が行われておらず、備品台帳に登載されたままとなっていた。

⑧　天体望遠鏡はスタンドしか残っておらず使用できないと思われるため、確認のうえ廃棄する必要がある。

廃棄処分申請については、実務上は年 1 回の備品調査の後、1 年分をまとめて行っている。しかし、年 1 回の廃棄処分申請では失念や担当者の異動等で漏れてしまう危険性が高いため、使用できなくなった時点もしくは使用見込みがなくなった時点で、その都度速やかに廃棄処分申請を行うよう手続の変更を検討すべきと考える。

寄附受入れの漏れ等【指摘】

以下のように、寄附受入れ物品の備品台帳への登載漏れと思われる事例があった。

①　寄附された合唱に使用する立奏台については、寄附受入れの手続が漏れていたため速やかに手続を行い学校備品として管理すべきである。

②　ベルマーク収集により PTA から一輪車台が寄附されていたが、寄附申込書がないまま受入れが行われていた。

③　昨年解散した地元のスイミングクラブが所有していたタイマーを更衣室内に保管しているが、寄附受け入れ及び備品台帳への登載が行われていなかった。

寄附受入れ後の備品の維持管理は、学校が市の予算で行うことになるため、維持管理に負担を伴うものや危険なもの等については、受入れするかどうかを慎重に検討しなければならない。

受入れ自体の失念は言語道断であるが、受入れするかどうか判断に迷うようなものは、学校施設課と協議するよう再度手続の周知を検討されたい。

実験用薬品の管理の不備【指摘】

以下のように、実験用薬品の管理の不備と思われる事例があった。

① 平成 27 年度の薬品使用簿について、使用者及び管理責任者の押印が全くない薬品が見受けられた。

② 4 年以上払い出しのない薬品（亜鉛、でんぷん、硫酸カリウムアルミニウム）が見受けられた。使用見込みのないものは、教育委員会に回収を依頼するといった対応が必要である。

③ 理科室に保管されている毒劇物は、鍵のかかる棚に保管されていたが、保管されている硫酸等については数年間実験に使用されていなかった。使用見込みを勘案し必要に応じて処分を検討すべきである。

④ 薬品使用簿の当年度の記入がなされていなかった。前年度は同時期に払出をした薬品があったことを踏まえると、当期は受払時に記入が行われていないと考えられるため、払い出しの都度記入するように努めるべきである。

⑤ 薬品使用簿について、管理責任者の押印がないものが見受けられる。また、校長ではなく教頭が押印していた。物品の管理責任者は学校長となっており、取扱基準に従えば学校長がチェックし押印する必要がある。

⑥ 薬品使用簿については、学校教育課が「毒物及び劇物並びに危険物等の適正な管理の徹底について（教委教第 111 号）」で様式を定めているが、学校は所定の様式を使用しておらず、自校独自の様式を使用していた。この使用簿には管理者の押印欄がなく、学校長が使用簿を閲覧した形跡がなかった。また、薬品使用簿は鉛筆で記載されていたが、改ざん防止のためボールペンなどでの記載が望ましいといえる。

⑦ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の 5 年間保存義務が守られていない（中学校 2 校、小学校 4 校、幼稚園 1 園～事前アンケートより判明）。

実験用薬品には毒劇物も含まれるため、万が一紛失や盗難等が発生した場合厳しく管理責任が問われることになる。従って、学習内容の変更等により長期間使用していない薬品や使用見込みのない薬品については、一定の基準を設けて処分を行い紛失や盗難のリスクの低減が図られるべきと考える。今一度処分のタイミングを検討されたい。

また、物品管理者である学校長は、学校に属する物品について適正かつ効率的に管理しなければならない（大分市立学校物品取扱基準第 9 条）ことから、薬品使用簿の査閲を行い、その証跡を残すべきであると考える。この点についても周知をされたい。

なお、平成 27 年度の定期（学校）監査においても指摘を受けている事項であり、速やかな改善が行われていないことは危機意識の欠如と言わざるをえない。

消耗品の管理について【意見】

金額基準で備品には該当しないが、ガスボンベ等紛失や事故が生じた場合管理責任が問われる危険性が高い消耗品については、受払簿を作成したうえで管理することが望ましい。

参考条文

大分市立学校物品取扱基準 第 13 条第 1 項第 2 号 消耗品受払簿、動物整理簿、原材料整理簿 消耗品、動物及び原材料の取扱いについては、必要に応じ大分市物品取扱規則に準じた帳簿により整理する。

鍵の管理について【指摘】

鍵の取扱いについて以下のような事項があった。

① キャビネット内にスペアキーが保管されているが、1 本のものと複数ある（3 本）ものがあり、現在何本あるかの把握がなされていなかった。複数あるカギについて

は紛失しても分からない状態にあり、管理簿を作成したうえで管理すべきである。

② 校長室にある重要書類は鍵付きのロッカーに保管されていたものの、鍵が同室の鍵のない棚に保管されていたため、保管方法としては十分ではなかった。

③ 校長室の金庫の中の引出しの鍵を紛失しており、金庫の引出しを開けることができなかった。

④ 監査時に、1 週間ほど前に体育館の貸出しを行った団体から鍵の返却が行われていない状況が見られた。貸出し団体への確認の結果、返却忘れであったことが分かったが、防犯上の観点からも適時に返却状況の確認をすべきであった。

鍵は悪意のある人物の手に渡るおそれがあり、重要書類の紛失、盗難、それによる意図せぬ情報漏洩につながる危険性があることを意識した管理を徹底されたい。

切手等の貯蔵品の管理について【指摘】

切手在庫の現物照合を行ったところ、120 円切手について帳簿上の在庫と不一致が生じていた（帳簿上の在庫 116 枚に対して実在庫は 122 枚）。担当者間の事務引継ぎが不十分であったかもしれないということなので、速やかに前任者に確認をとり差異の内容を調査したうえで帳簿上の在庫を修正すべきである。

切手、印紙、はがき等は比較的容易に換金できるため現金同等物と言われ、現金と同様の管理が求められるので留意されたい。

学校備品の貸出しについて【指摘】

音楽室備品の立奏台については、貸出しで校外に持ち出されていたにも拘らず物品借用申請書が作成されていなかった。全国中学校総合文化祭の関係で緊急に持ち出したという経緯があるものの、万が一学校備品を使用中に事故が発生した場合等の責任の所在を明らかにするため、原則どおり物品借用申請書を作成すべきであったと考える。

一方で、取扱基準第 12 条（下記参照）によれば、物品を貸付けようとするときは、

物品貸付簿に所定事項を記載することになっている。往査した小中学校では物品貸付簿は作成されておらず、上記のような物品借用申請書を作成することで代用されていた。

物品借用申請書が作成されるに至った経緯は明らかではないが、基準と異なる運用が行われているため、取扱基準に則った運用に改めるよう指導するか、現状に合う方法に取扱基準を改めるか、実態を把握されたうえで検討されたい。

参考条文

大分市立学校物品取扱基準
第 12 条
学校における物品は、学校教育に支障のない限り社会教育その他公共のため貸付をすることができる。この場合において、物品の貸付けをしようとするときは、備え付けの物品貸付簿（第 4 号様式）に所定の事項を記載して行うものとする。

備品の所在場所の変更について【意見】

学校現場において、以下のように備品の所在場所が適切に備品台帳に反映されていないと思われる事例があった。

① 小中一貫校であり校舎が西校舎と東校舎に分かれていることより、備品の移動が生じると所在を確認することが困難になることが想定される。現に所在不明な長机が存在していることや備品台帳と相違する場所に物干し等が存在していた。

② 以下のように、備品台帳に記載されている場所ではない場所に保管されている備品があった。

備品番号	備品名	備品台帳上の保管場所	実際に保管されていた場所
0256516	チェンソー	倉庫	あまがせ（倉庫）
9066153	ストーブ	倉庫	相談室

上記のような事例を考慮すれば、例えば物品移動報告書等の名称で書式を整え、所在場所の変更等も備品台帳に速やかに反映されるような仕組みを検討すべきと考える。

備品調査の実施方法について【意見】

大分市立の学校園では、先に述べたように毎年夏休みを利用して備品調査を実施しているが、そのやり方は学校現場に委ねられているため実施方法にも差異が見られた。

例えば、備品リストを各担当教員に配布してそれぞれ調査してもらいそれを回収している学校もあれば、事務職員がほとんど一人で調査している学校もあった。また、調査結果の記入方法も実施者毎にまちまちであり、実物がある備品に丸をしている担当者もいれば、現物がない備品にだけ丸をしている担当者もいた。備品の状態に簡単なコメントを付している担当者もいれば、チェック証跡すらなく一見しただけでは調査したのかどうかさえもわからないものもあった。また、遊休の定義にしても明確な数値上の基準があるわけではないので、担当者の判断にばらつきが生じていることも推察される。

以上のように、調査方法に差異があれば調査結果の精度に影響が生じ、結果的に備品台帳の信頼性に影響を与えることとなるため、備品調査要領等を作成したうえで統一した実施方法を定めておくことが望ましいと考える。

１６．施設管理

（1）概要

大分市の公共施設に占める教育施設の割合

大分市教育施設整備保全計画によれば、大分市が保有する公共施設の総数は 683 施設、延床面積 131.8 万㎡、このうち小中学校、幼稚園のほか公民館、その他教育系施設を含めた教育施設は 184 施設、延床面積 59.5 万㎡であり、公共施設全体の約 45%を占めている。

また、教育施設のうち小中学校の延床面積が 49.2 万㎡であり、教育施設に占める割合は 83%となっている。

大分市の学校園に係る事業費

直近 5 事業年度の学校園に係る事業費の推移は、以下のようになっている。

事業費の単位は千円

		24		25		26		27		28	
		校(園)数	事業費	校(園)数	事業費	校(園)数	事業費	校(園)数	事業費	校(園)数	事業費
小学校	校舎	61	1,537,006	61	1,071,247	61	1,752,569	61	1,854,452	60	2,967,005
	屋内運動場	8	222,777	11	165,399	4	27,372	5	74,904	1	329,957
	給食室	2	133,758	2	138,275	1	147,044				
	プール	7	136,919	4	16,850	6	196,714	5	139,714	4	408,163
	用地買収										
	グラウンド整備	14	184,923	3	171,402	3	64,661	1	62,986	1	105,875
	計		2,215,383		1,563,173		2,188,360		2,132,056		3,811,000
中学校	校舎	27	320,599	27	267,273	27	473,461	27	791,327	27	1,870,314
	屋内運動場	1	281	1	15,194	3	25,994	5	80,667	1	308,984
	給食室										
	プール	1	2,972	1	5,670	3	86,394	3	29,775	2	191,275
	武道場							1	11,678	1	88,627
	用地買収							1	2,695	1	145,000
	グラウンド整備	3	22,220	2	12,231			2	11,762	4	110,400
	計		346,072		300,368		585,849		927,904		2,714,600
幼稚園	園舎	6	71,985	4	18,969	28	40,122	28	51,925	27	52,000
	用地買収						3,407				
	計		71,985		18,969		43,529		51,925		52,000
合計			2,633,440		1,882,510		2,817,738		3,111,885		6,577,600

※平成28年度は計画分

（平成 28 年度「大分市の教育」より）

教育施設の老朽化の状況

大分市の教育施設の多くは昭和 50 年代から 60 年代にかけて整備されており、築 30 年以上の教育施設の割合は 55%（大分市全体の公共施設は 47%）となっている。小中学校に限れば、小学校の 79%（46 施設）、中学校の 78%（21 施設）が築 30 年以上となっている。

このように老朽化が進んでいることから、今後建替えや大規模改修を必要とする施設が増加していくことが見込まれている。

大分市教育施設整備保全計画

上記のような老朽化の状況を踏まえ、大分市では平成 28 年 5 月に大分市教育施設整備保全計画を策定している。従来の建替え中心の整備から発想を転換し、建物躯体の長寿命化を前提した計画であり、建物の使用年数を 80 年と定めたうえで、そのために必要な改修について優先順位を決めたうえで計画的に実施していくことを目的としたものである。

この計画によれば、旧耐震建物（昭和 56 年以前に建てられたもので全体の 42%）について躯体健全性簡易調査を行い、以下のようにグループ分けを行ったうえで今後の施設整備し進めていくとしている。

分類	属性	整備方針	該当施設数
A	躯体健全性簡易評価により、期待できる耐用年数が 60 年未満又は 60 年～80 年と判定された建物	今後 3 年程度で躯体健全性詳細評価を行う。その結果を受けて他のグループへ分ける。	42
B	期待できる耐用年数が 80 年以上と判定された建物のうち、築後 40 年以上経過していない建物	原則として長寿命化改修を行う。	37
C	期待できる耐用年数が 80 年以上と判定された建物のうち、すでに築後 40 年以上経過している建物	中規模改修や部分改修を行う。	37
D	A のうち、躯体健全性詳細評価により、期待できる耐用年数が 60 年未満と判定された建物	必要最低限の修繕に留め、耐用年数を迎えた時点で建て替えを行う。	3

なお、新耐震建物（昭和 57 年以降に建てられたもので全体の 58%）については、築後 35 年～40 年で躯体健全性調査を行うこととし、耐用年数に応じた改修を行う。また、築後

20 年を迎えた時点で部分改修を行うこととしている。

施設工事における契約事務手続

学校園で行われる工事請負契約は、設備の新設・更新等が主な内容となる。一般的な工事では、仕様書等を作成したうえで予定価格を設定、入札を実施し施工業者を選定する。その後、工事請負契約の締結、工事完了後の検査、引渡という流れになる。

大分市では、これら一連の契約事務手続について「大分市契約事務規則」等で規定している。

施設工事の優先順位

地方自治体の厳しい財政状況の下、施設環境の向上を図っていくためには、限られた財源を効果的かつ効率的に配分する必要がある。学校施設等の公共施設については、長寿命化を図り改修・改築を適切に進めていくため、施設の実態に則した実効性の高い計画を策定し、明確な根拠に基づき優先順位を決定したうえで工事を実施する必要がある。

改修工事の対象となる学校園は、先に述べた大分市教育施設整備保全計画において予めグループ分けされた学校のうち、特定のグループに該当する学校が選定されている。そのうちどの学校園を優先して改修工事を行うかについては、以前改修を行った学校であるかどうか、学校の築年数、生徒数等の規模、同時進行している他の改修工事との兼ね合い等を勘案して決定されている。その結果、基本的には、過去改修工事が行われておらず築年数が古い学校から優先して改修工事が行われることになる。

余裕教室の利用

近年、少子化に伴う児童生徒数の減少等により、学校施設によっては余裕教室が生じているところがある。このような教室は、クラスルーム等の普通教室として利用されたり、その他様々な用途に活用されているが、学区の整理統合により廃校となる学校施設が発生することもある。

特に学校施設は、地域住民にとっては身近な公共施設でもあることから、学校教育に支障がない範囲内で、地域の実情や需要に応じて積極的に活用していくことが望ましいと考えられる。なお、ここでいう余裕教室とは、児童生徒数の減少により、将来とも恒久的に

余裕となると見込まれる普通教室のことをいう。

文部科学省が平成 25 年度に調査した結果によれば、全国の公立小中学校の余裕教室数は 64,555 室あり、そのうち 99.3%にあたる 64,107 室が活用されており（前回調査時の平成 21 年度は 99.1%）、その内訳は以下のとおりである。

利用法	教室数（室）	割合（%）	主な具体的活用方法
学校施設として利用	60,213	93.9	学習方法･指導方法の多様化に対応するためのスペース（49.1%）、特別教室（21.0%）
学校施設外への転用	3,663	5.7	放課後児童クラブ（59.1%）、地域防災用の備蓄倉庫（10.5%）
他の学校として転用	231	0.4	特別支援学校等の他の学校施設
合　計	64,107	100.0	

（文部科学省ホームページより）

大分市においても、市立小学校の児童数は平成 27 年 5 月 1 日現在で 26,379 人、ピークは昭和 58 年の 40,421 人で、現在はピーク時の約 65%、平成 52 年には 48%になることが見込まれている。また、市立中学校の生徒数は平成 27 年 5 月 1 日現在で 12,639 人、ピークは昭和 62 年の 20,649 人で、現在はピーク時の約 61%、平成 52 年には 49%になることが見込まれている。

大分市では、今後 5 年間の児童・生徒数は現状維持で推移するがその後は減少に転じると予想しているため、余裕教室は今後も増加していくことが見込まれる。

廃校跡地の利用

廃校とは、地域の児童生徒数が減少することにより、ある学校が他の学校と統合されたり、又は廃止されたりすることにより生じ、学校としては使わなくなることをいう。

児童生徒数が減少する原因としては、少子化を背景とした過疎化だけでなく、都市部での住宅の郊外移転や、人口における高齢者の割合が相対的に高くなったためなど、様々な地域の状況がある。

学校施設は、地域住民にとっての身近な公共施設であり、また、その校舎などは地域のシンボル的な存在である場合も多く、廃校となった後もできるだけ地域コミュニティの拠点として活かすことが重要であると考えられる。

文部科学省の調査によれば、平成 26 年 5 月 1 日現在、平成 14 年度以降の廃校について

は、施設が現存するもののうち、70%以上が活用されているという。社会教育施設や社会体育施設等の公共施設のほか、体験交流施設や老人福祉施設など様々な用途で活用されているとのことであった。

また、近年では地方公共団体と民間事業者とが連携し、創業支援のためのオフィスや地元特産品の加工会社の工場として活用されるなど、地域資源を活かし、地域経済の活性化につながるような活用が増加しているという。

（文部科学省ホームページより）

なお、大分市において近年廃校となった小学校の現時点での跡地利用の検討状況は以下のようになっている。

廃校跡地の利用検討状況

学校名	廃校（予定）年月	検討状況
今市小学校	平成 26 年 3 月	庁内検討委員会で高齢者福祉施設誘致の検討中
木佐上小学校	平成 27 年 3 月	跡地利用等要求委員会要望によるコミュニティセンター利用で地域住民と合意
大志生木小学校	平成 28 年 3 月	跡地利用検討委員会より少年自然の家誘致の要望を受け、庁内検討委員会で検討中
荷揚町小学校	平成 29 年 3 月	荷揚町小学校及び中島小学校は学校跡地利用協議会からの要望を受け、庁内検討委員会で検討中。なお、住吉小学校については、新設校の運動場として利用する見込み。
中島小学校		
住吉小学校		

大分市では、廃校や施設の取り壊し等で跡地利用を検討する必要がある事案が生じた場合、「大分市公有財産有効活用等庁内検討員会」で跡地の活用方針を決定することとしている。

具体的には、担当課がメインとなる「作業部会」を設置し、地元住民等の意見を調整した上で作業部会案を作成する。それを部長級の管理者で構成される「庁内検討委員会」で審議したうえで活用方針案を市長に提出する。市長は、当該方針案について必要に応じ、学識経験者から構成される「大分市公有財産有効活用等検討委員会」から意見聴取を行ったうえで活用方針を決定する、という流れになる。

耐震化の状況

耐震基準は、建物が地震の震動に耐え得る能力を定めるもので、関東大震災の次の年の1924年（大正13年）に、世界に先駆けて日本で施行された。

その後、1981年（昭和56年）に耐震基準が大きく改正され、新耐震基準が施行された。新耐震基準では、地震による建物の倒壊を防ぐだけではなく、建物内の人間の安全を確保することに主眼がおかれた。その結果、旧耐震基準の「震度5程度の地震に耐えうる住宅」との規定は、新基準では「震度6強以上の地震で倒れない住宅」と変わった。

旧耐震基準の建物は中規模地震に耐えうるように設計されていたが、大規模地震に対するチェックはなされていなかった。一方で、新耐震基準以降の建物は、中規模地震に対して損傷しないことに加えて、大規模地震に対して倒壊しないことが要求されている。

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には、地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であるといえる。

このため、大分市の小中学校では、全棟数（小学校60校、中学校27校）のうち、耐震化の対象となる昭和56年以前の建物について耐震診断を行い、その結果に基づいて、学校施設の耐震化を計画的に推進してきたところである。

なお、大分市立の学校園の耐震化の状況は、次ページに示す通りである。大規模な地震に対して倒壊等の危険性の高いIs値(構造耐震指標)0.3未満の建物については、補強工事で対応できるものは平成22年度までに完了し､建て替えが必要なものは平成24年度までに、また、Is値が0.3以上0.7未満の建物については、平成29年4月統合予定の碩田中学校区3小学校（3棟）を除き、平成26年度までに耐震化を完了している。

一方、幼稚園については、耐震診断と並行しながら、平成24年度までに園舎の耐震化が完了している。その結果、統合により取り壊し予定の 3 小学校を除き全ての学校園で耐震化が完了している。

＜平成 28 年 8 月 1 日における小中学校の耐震化状況＞

		全体棟数 ※1, 2	昭和57年以降の建築棟数	耐震診断の結果、耐震性能を有する棟数	補強済の棟数	平成28年度以降耐震化が必要な棟数	耐震化率（パーセント）
小学校	校舎	124	54	2	65	3	97.6
	体育館	58	42	0	16	0	100.0
	計	182	96	2	81	3	98.4
中学校	校舎	65	36	4	25	0	100.0
	体育館	26	24	0	2	0	100.0
	計	91	60	4	27	0	100.0
計	校舎	189	90	6	90	3	98.4
	体育館	84	66	0	18	0	100.0
	計	273	156	6	108	3	98.9

※1　耐震診断の対象となる施設は、昭和 56 年以前に建築された非木造の建物で、2 以上の階数を有し、または延べ面積が 200 平方メートルを超えるもの。

※2　耐震性のない建物は、解体や一時使用教室への移動等により使用しなくなった時点で対象外とし、新校舎は工事が完了した時点で、新たに対象に加える。

（大分市ホームページより）

＜平成 28 年 8 月 1 日における幼稚園の耐震化状況＞

	全体棟数	昭和57年以降の建築棟数	耐震診断の結果、耐震性能を有する棟数	補強済の棟数	平成28年度以降耐震化が必要な棟数	耐震化率（パーセント）
幼稚園	28	11	6	11	0	100.0

※　木造並びに延床面積が 200 平方メートル未満の幼稚園は、耐震診断の対象外。

（大分市ホームページより）

学校施設の利用手続

学校長は、学校施設を使用する者に対して、大分市立学校施設管理規則に従い以下の事務手続を行わなければならない。

大分市立学校施設管理規則

第 3 条　学校施設を使用しようとする者は、学校長の承認を得たうえ、学校施設使用申請書（様式第 1 号）を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。

2　教育委員会が前項の許可を与えるときは、学校施設使用許可証（様式第 2 号。以下「許可証」という。）を使用者に交付するものとする。

第 4 条　前条の規定にかかわらず、社会教育のため、1 月以内学校施設を使用しようとする者があるときは、学校長は学校教育に支障がない限り、大分市立学校体育館等使用料条例（昭和 40 年大分市条例第 26 号）第 3 条の規定により使用料を減免して使用を許可することができる。

2　前項の使用許可については、学校施設使用許可申請書を徴し、許可証の控えとともに、学校に保存しなければならない。

なお、学校施設の使用許可手続をフローチャートで示すと次ページのようになる。

学校施設使用許可のフローチャート

◎無料の場合　　①→②→⑤→⑥

◎有料の場合　　①→②→③→④→⑤→⑥

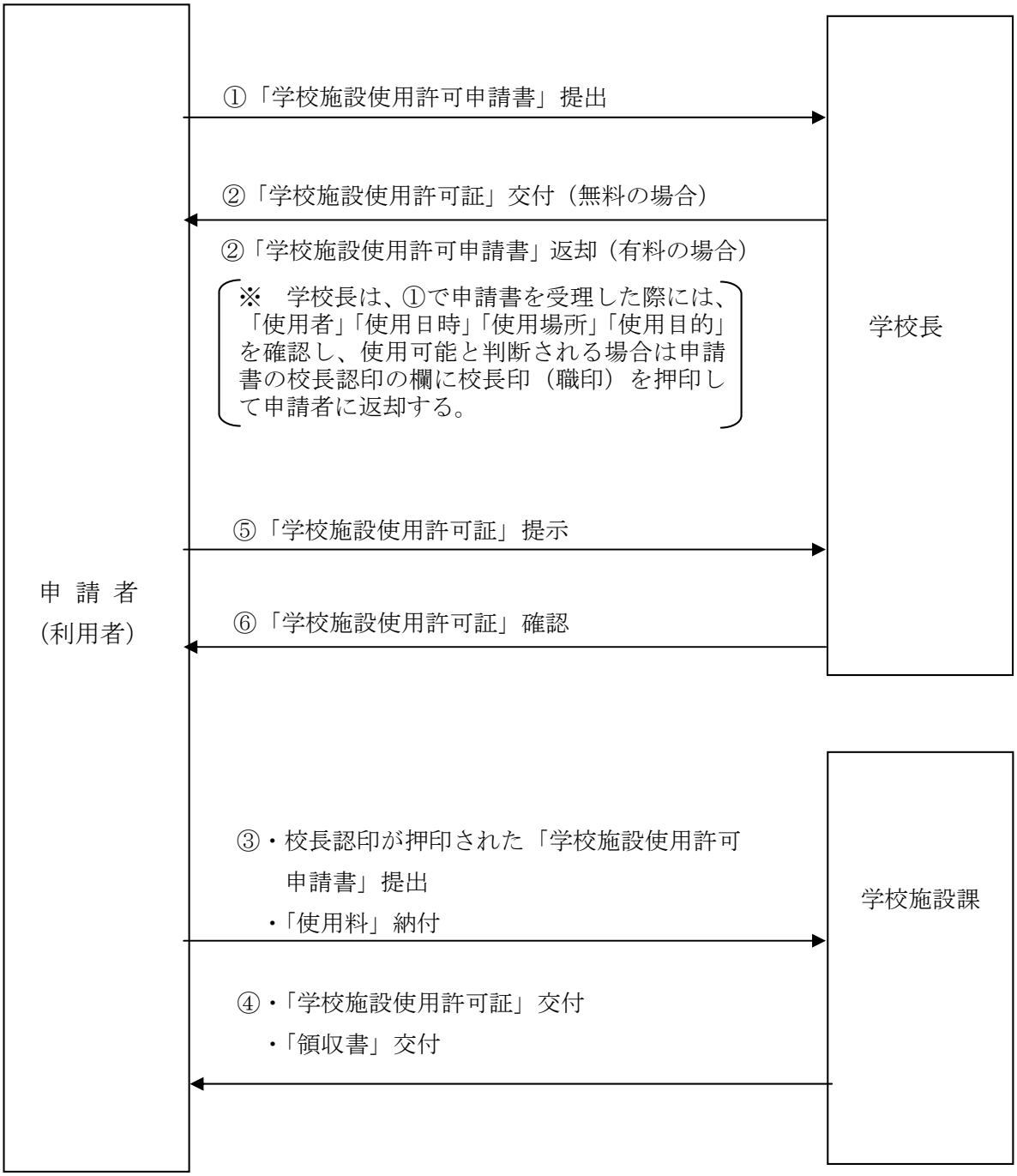

学校施設使用許可及び減免基準

<table>
<tr><th>場所</th><th>料金</th><th colspan="2">区　　分</th><th>使　　用　　目　　的</th></tr>
<tr><td rowspan="12">体育館・教室・クラブハウス・柔剣道場</td><td rowspan="11">無料（全額減免）</td><td colspan="3">「(大分市立の）教育団体が直接教育上の必要により使用するとき」（大分市体育館使用料条例第３条１号）</td></tr>
<tr><td colspan="2">本市の機関が直接使用するとき</td><td>予防接種、計量器検査、年金支給、各種選挙、消防訓練、市職員採用試験、災害救助法等に基づく使用等</td></tr>
<tr><td colspan="2">文　化　団　体</td><td>大分県芸術文化振興会議（団体のみ）の会員及び大分市芸能文化協会員（団体のみ）の練習等</td></tr>
<tr><td colspan="2">県　市　体　協</td><td>大分県体育協会・大分市体育協会・大分県体育協会もしくは大分市体育協会の加盟団体の主催行事・段位取得等</td></tr>
<tr><td rowspan="7">大分市の社会教育団体等</td><td>１．青　年　団</td><td>スポーツ大会等</td></tr>
<tr><td>２．婦　人　会</td><td>スポーツ大会、敬老会等</td></tr>
<tr><td>３．Ｐ　Ｔ　Ａ</td><td>集会、体育部活動等</td></tr>
<tr><td>４．子　ど　も　会</td><td>球技大会、映写会、お別れ会、運動会等</td></tr>
<tr><td>５．自　　治　　会</td><td>盆踊り、敬老会、スポーツ大会、地区芸能祭、校区自治委員会各校区文化祭等</td></tr>
<tr><td>６．スポーツ少年団</td><td>少年野球、少年サッカー等</td></tr>
<tr><td>７．その他</td><td>納税貯蓄組合、ボーイスカウト等、遺族会、大分市立各幼小中学校の同窓会、交通安全協会、社会福祉協議会、地区公民館、公共団体の総会
市民の文化・スポーツ団体、児童育成クラブ等</td></tr>
<tr><td colspan="3">使用目的が、障がい者の社会参加に資する使用（文化活動、スポーツ活動、レクレーション活動等）及び障がい者福祉の向上につながる使用と認められる場合</td></tr>
<tr><td>有料</td><td colspan="3">国、各企業の福利厚生目的でのスポーツクラブ・レクリエーション、各高校及び大学の部活動（サークル含む)、大分市立以外の各小中学校の部活動、私立幼稚園及び私立保育園の行事等、その他</td></tr>
<tr><td rowspan="2">運動場</td><td>無料</td><td colspan="3">上記の無料に該当するもの</td></tr>
<tr><td>有料</td><td colspan="3">駐車場（※注１）、国、各企業の福利厚生目的でのスポーツクラブ・レクリエーション、各高校及び大学の部活動（サークル含む)、大分市立以外の各小中学校の部活動、私立幼稚園及び私立保育園の行事等、その他</td></tr>
</table>

（※注１）駐車場の使用許可については原則有料。但し、市が主催・共催のとき、もしくは上記無料に該当する使用に伴い必要となる駐車場の使用のときは減免とする。

備考　1. 次に該当するときは、使用を許可しない。

(1)　営利を目的とした活動
(2)　個人使用の場合で、使用者個人のみのために行う活動を目的とする場合。
(3)　建物、設備及び器具等をき損するおそれがあると認められる場合。
(4)　冠婚葬祭、宗教的宣伝を目的とした使用
(5)　体育館にあっては、飲食を目的とした使用
(6)　暴力団の利益となる使用

2. 教室には、会議室、地域・学校連携施設及びその他直接教育の用に供する建物（体育館、クラブハウス、柔剣道場を除く）内の各室を含む。運動場には、中庭等のスペースを含む。

◎　決裁区分　上記「無料」に該当するもの～学校長決裁
　　上記「有料」に該当するもの～教育委員会決裁

◎　料金表（大分市立学校体育館等使用料条例第 2 条関係）

<table>
<tr><td colspan="2">午前 8 時から午後 10 時まで</td><td colspan="2">照　明　及　び　備　考</td></tr>
<tr><td>体育館</td><td>320 円／h</td><td>210 円／h</td><td rowspan="2">使用時間が 30 分を超えるときは、1 時間とみなして計算する。
教室の冷暖房期間中の使用料は、左記により算定した使用料の 3 割に相当する額（その額に１０円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算する。</td></tr>
<tr><td>クラブハウス・教室</td><td>100 円／h</td><td>50 円／h</td></tr>
<tr><td>運　動　場</td><td>50 円／h</td><td colspan="2">2 時間以内 3，240 円、30 分毎に 810 円、21 時まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">柔 剣 道 場</td><td>全面 210 円／h</td><td>50 円／h</td><td rowspan="2">使用時間が 30 分を超えるときは、1 時間とみなして計算する。</td></tr>
<tr><td>半面 100 円／h</td><td>50 円／h</td></tr>
</table>

行政財産の利用手続

学校施設は、公共用財産（住民が使用する財産）として行政財産の一部を構成しているものである。行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産（地方自治法第 238 条第 4 項）をいい、行政目的の効果的達成のために利用されるものをいう。

行政財産は本来の用途に使用することが原則であるが、本来の用途を妨げない範囲において本来の用途外（目的外）での使用が認められており、目的外使用する場合には使用許可が必要となる（地方自治法第 238 条の 4 第 7 項）。

大分市では、行政財産の使用許可の具体的手続について「大分市公有財産規則」で定めており、また使用料については「大分市行政財産使用料条例」及び「大分市普通財産貸付基準」において規定されている。

大分市公有財産規則
（行政財産の使用許可）
第 32 条
部長等は行政財産の使用を許可しようとするときは、あらかじめ行政財産を使用しようとする者（以下「申請者」という。）から行政財産使用許可申請書（第 15 号様式）を提出させるとともに次の各号に掲げる事項を明らかにし、及び必要書類を整備してその手続をしなければならない。
（１）　使用許可の理由
（２）　土地については地目及び面積、建物については構造及び延面積、その他のものについては種目及び構造数量等

（３） 使用料及びその算定の基礎
（４） 使用料を減免する場合は、その根拠及び理由
（５） 使用料納付の時期及び方法
（６） 収入科目
（７） 使用期間
（８） 相手方の住所及び氏名
（９） 行政財産使用許可書案
（１０）その他参考となる事項

（使用許可の範囲）
第 32 条の 2
部長等は、次の各号の一に該当する場合に限り、行政財産をその用途又は設置の目的を妨げない限度において使用させることができる。
（１） 国、他の地方公共団体、その他公共団体又は公共的団体において公用又は公共用若しくは公益事業の用に供するとき
（２） 市の事務及び事業の執行上使用させることが妥当であるとき
（３） 災害等により緊急に使用させる必要があるとき
（４） その他市長が特に必要があると認めるとき

（使用許可の期間）
第 34 条
行政財産の使用許可の期間は、1 年をこえてはならない。ただし、電柱若しくは水道管、ガス管その他の埋設物を設置するため使用させるとき、その他特別の理由があるときは、この限りでない。
２ 第 23 条第 2 項の規定は、前項の使用許可について準用する。

（3 年以内の期間において使用許可することができるもの）
電柱、電話柱、その他柱、線類、変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所、地下管類

大分市行政財産使用条例
（使用料の徴収）
第 2 条
市長は、法第 238 条の 4 第 7 項の規定による行政財産の使用許可を受けた者から、使用料を徴収する。

（使用料の額）
第３条
前条の使用料の額は、普通財産の貸付料の額の算定方法により算出した額とする。ただし、他の行政財産の使用料との均衡により、普通財産の算定方式によることが不適当と認めるときは市長が別に定めることができる。

（減免）
第４条
次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用料を減免することができる。
（１） 市が主催又は共催する行事のために使用するとき
（２） 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するために使用するとき
（３） 地震、火災、水害等の災害により、行政財産を応急収容施設として短期間使用させるとき
（４） 前３号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるとき

（還付）
第６条
既に納付した使用料は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。
（１） 市の都合により許可を取消したとき
（２） 天災、地変その他不可抗力により利用ができなくなったとき
（３） その他市長が特に必要があると認めるとき

財産の処分

公立学校施設整備費補助金等を受けて整備した学校施設を学校教育の目的以外に転用等する場合には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、当該施設を所管する地方公共団体は、文部科学大臣の承認を得る手続（財産処分手続）が必要となる。

なお、文部科学省は、余裕教室や廃校施設の有効活用を促進するため、特定の事項に該当する財産処分については報告事項とする等、財産処分手続の弾力化、簡素化を図っている。

学校現場における施設管理

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には避難所として地域住民の避難生活の拠点としての役割も担うものであるため、日常のみならず災害時においても十分な安全性・機能性を有することが求められる。

建築当初には確保されているこれらの性能も、経年劣化等により必要な性能を満たさなくなっているおそれがあることから、学校施設の管理者においては、当該施設が常に健全な状態を維持できるよう、適切に維持管理を行っていくことが必要である。

（文部科学省ホームページより）

また、学校施設の使用許可手続については、先に述べた「大分市立学校施設管理規則」において定められているため、当該規則に則った運用が求められることとなる。

（2）実施した監査手続

学校施設が「大分市立学校施設管理規則」等の規定に従い、適切に管理されているか検証を行った。

具体的な手続としては以下のとおり。

① 平成 27 年度に学校施設課が行った工事リストを入手し、サンプルを抽出して工事関係の簿冊の閲覧を行い、契約事務手続の執行が適切に行われているか確かめた。

② プールやトイレの改修等、複数の学校園を対象に実施される工事について、どの学校園から優先して行うべきか、明確な根拠資料に基づいた修繕計画等が策定されたうえで決定されているか、担当課に質問、関係資料の閲覧等を行い確かめた。

③ 余裕教室について有効活用が図られているか、大分市における調査資料をもとに担当課にヒアリングを行い確かめた。

④ 廃校もしくは廃校予定の学校について有効活用されているか、もしくは有効活用のための計画が策定されているか、担当課に質問、関係資料の閲覧等を行い確かめた。

⑤ 大分市の学校園の耐震化計画を把握し、資料をもとに担当課にヒアリングを行い計画の進捗度合いを確かめた。

⑥ 運動場や体育館等の学校施設の利用許可手続が「大分市立学校施設管理規則」に則り行われているか、施設利用許可申請書及び学校施設使用状況報告書を閲覧して確かめた。

⑦ 行政財産使用料のリストを入手し、「大分市行政財産使用料条例」及び「大分市普通財産貸付基準」に従って料金設定が行われているか、計算調べを行い確かめた。

⑧ 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認申請書及び公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分報告書を閲覧、並びに担当課に質問を行い財産処分手続が適正に行われているか確認した。

⑨ 学校現場に往査を行い、関係書類の閲覧、施設管理の状況の視察を行うとともに担当者に質問を行った。

なお、上記の手続に関する監査要点は以下のとおり。

・学校施設工事の契約事務手続は適切に行われているか。
・施設工事の優先順位は明確な根拠に基づき決定されているか。
・余裕教室の有効利用は図られているか。
・廃校跡地の有効利用は図られているか。または、そのための計画は存在するか。
・学校施設の耐震化は適切に進められているか。
・学校施設を校外者に使用させる場合、その利用許可手続は適切に行われているか。
・学校敷地等の行政財産を使用させる場合、その使用料の徴収事務は適切に行われているか。
・学校施設を教育目的以外に転用する場合の財産処分手続は適切に行われているか。
・学校現場における財産管理は適切に行われているか。

（３）監査の結果及び意見

余裕教室の利用頻度の把握【意見】

担当課の調査資料によれば、平成 27 年度の大分市立小中学校の余裕教室の利用率は以下のとおりであった。

	A	B	C(B-A)	C のうち		(B-E)/B
	実学級数（室）	保有教室数（室）	差の教室数	使用教室数（室）D	未使用教室数（室）E	利用割合（%）
小学校	1,007	1,116	109	99	10	99.1
中学校	432	491	59	59	0	100.0
合計	1,439	1,607	168	158	10	99.4

実学級数：実際の普通学級数
保有教室数：普通学級に転用できる教室数

大分市立小中学校の利用状況を見た場合、実学級数と保有教室数との差にあたる教室数 168 室のうち、158 室は利用されていた。主な利用方法としては、少人数教室、通級学級、集会室等の当該学校施設としての利用に加え、児童育成クラブ等の学校施設外への転用も見受けられた。

また、未使用教室は小学校で 10 室存在していたが、監査時点ではいずれの小学校でも少人数教室や集会室として利用されており、用途が定まっていない未使用教室はなかった。

その一方で、他の自治体の監査委員監査報告等によれば、集会室、多目的教室等と名目的にはなっているものの、利用頻度が低く実質的には有効利用されていない教室も見受けられるという報告もある。故に、現状大分市では利用頻度の調査は実施されていないが、実質的な有効利用が図られているかという点を考慮すれば、利用頻度をモニタリングするという視点も今後は必要になると考える。

学校施設使用状況報告書の記載【指摘】

① 平成 27 年度の学校施設使用状況報告書を閲覧した結果、以下のような手続上のミス（勘違い）や記載上のミス（事実と異なる記載）が見受けられた。

学校施設使用状況報告書の内容	顛末
体育館を企業の福利厚生団体へ無料で貸し出し	有料だが無料と勘違いし、料金の徴収をしていなかった
体育協会へ有料で貸し出し	実際は無料で貸し出しており、記載内容が誤っていた
運動場を企業の福利厚生団体に無料で貸し出し	有料だが無料と勘違いし、料金の徴収をしていなかった
選挙の投票会場として有料で貸し出し	実際は無料で貸し出しており、記載内容が誤っていた

② サンプルを抽出し、学校施設使用状況報告書を閲覧して施設利用許可申請書が提出されているか確認した結果、1 先だけ施設利用許可申請書の提出がない先があった。

学校施設使用状況報告書の内容	顛末
保育園へ有料で貸し出し	実際は使用されておらず、記載内容が誤っていた

③ サンプルを抽出し、施設利用許可申請書を閲覧して学校施設使用状況報告書に記載されているか確認した結果、施設利用許可申請書はあるものの学校施設使用状況報告書に記載がないものが以下のように見受けられた。

申請者	利用施設	用途
A 者	運動場	駐車場
B 者	運動場	駐車場
C 者	運動場	ソフトボール大会
D 者	体育館	バレーボール練習
E 者	運動場	駐車場
F 者	運動場	駐車場
G 者	運動場	駐車場
H 者	運動場	駐車場

学校施設使用状況報告書の本庁への提出は、現状の運用では任意となっており全く提出していない学校も見受けられる。

しかし、本庁として学校施設の利用状況を把握することは、学校現場へ適切な指導を行ううえで必要不可欠であると考えられる。学校施設使用状況報告書の提出を義務化し、本庁はそれによりモニタリングを行い、必要に応じて学校現場へ指導を行う体制を整えることを検討されたい。

学校現場における施設管理【指摘】

学校現場に往査を行った結果、以下のような事項が検出された。必要な手続の確認と徹底を再度行う必要がある。

① 学校外部者の設備の保管について

3階資料室で自治会の放送用設備（一定の時間にチャイムが鳴る）を置いていたが、学外の設備を学校で保管する手続を行った資料がなかったことから、その適切性について判断できなかった。

② 学校施設使用許可申請書の許可

学校施設使用許可申請書及び学校施設使用許可証において、月をまたいで発行しているものがあった。学校施設使用許可申請書は、各月ごとに提出、許可することになっているため、原則的な運用に改めるべきである。

③ 遊具の設置について

「アドベンチャーハウス」（木製）が校庭端に設置されていた。以前の校長による手作り遊具とのことであったが、簡易建物の設置の許可または寄附受け承認等の手続が行われているのか分からなかった。設置の経緯を再度確認し、必要な手続が漏れていないか検討を行う必要がある。

学校が市の予算で設置した遊具については、年に一度業者による点検を実施しているが、上記のような遊具については点検対象になっていない。しかし、どのような経緯で設置されたかにかかわらず、学校の遊具で事故が生じた場合、学校の管理責任が問われることとなるため、業者の点検対象に含めるか、あるいは別の手段で定期的な点検が行われるようにすべきと考える。

また、最近では、体育の授業中に小学生男児がハンドボール用のゴールポストにぶら下がっていたところ、それが倒れ挟まれて死亡するという痛ましい事故も発生している。

遊具や体育用備品が本来予定されていない使用法で使用されることはよくあることなので、そのような場合でも重大事故に結びつかないような安全管理上の配慮がなされているか、今一度点検する必要があると考える。

④ 学校施設使用許可申請書

教頭が施設利用の受付・管理を行っているが、当年度において申請書に学校長印はなく、全ての施設利用について実質学校長の決裁が無いまま許可書が作成・交付されていた。原則どおり学校長の決裁を受けるように改めるべきである。

⑤ 施設台帳と現物との照合について

施設台帳に登載されている掲示黒板（野外）については現物がないことが判明している。担当者交代を機に現物照合を行った結果判明しているが、不定期ではなく定期的に施設台帳と照合することを検討すべきである。

⑥ 学校施設使用許可申請書の決裁

学校施設使用許可申請書のすべてに決裁印が押されていないものや、許可証 No が記載されていないものが散見されたため、再度ルールの徹底を行う必要がある。

１７．図書館事業

（1）概要

① 学校図書館の役割

文部科学省発行のリーフレットでは、学校図書館は図書館資料を児童生徒や教員の利用に供すること等により、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成すること」を目的とし、下記の３つの役割を担う場とされている。

読書センター：読書活動の拠点となること

学習センター：授業に役立つ資料を備え学習支援を行うこと

情報センター：情報活用能力を育むこと

これらのことにより、読書好きの子供を増やし、確かな学力、豊かな人間性を育むこと。探究的な学習活動等を行い、子供の情報活用能力を育むこと。授業で蔵書・新聞等を利活用し、思考力・判断力・表現力等を育むこと。さらには言語活動・読書活動等の充実を通じ教員の指導力向上や悩みを抱える子供の「心の居場所」となることと想定している。

② 学校図書館の充実への取組

大分市では豊かな感性や情操をはぐくむ読書活動の一層の推進を図り、読書に親しむ児童生徒を育てるため、以下の事業により学校図書館教育の充実に努めるとしている。

（ｉ）学校図書館活性化事業

学校図書館支援員を全校に配置し、各学校において、校長の指揮監督のもと、司書教諭等を補助し、教職員と連携して、子どもの読書活動の推進のために必要な業務に従事することとしている。大規模校には専任で１名、その他には２校を１名で兼務する計 50 名を配置しており、以下の業務を職務内容とし、司書業務・管理運営に対し幅広い支援を行っている。

・図書館の運営計画に関すること
・図書館の蔵書管理に関すること
・図書館の利用促進に関すること
・校内読書環境の整備に関すること
・児童会・生徒会活動（図書委員会）の支援に関すること
・その他、図書館の管理運営に関して校長が必要と認めること

（ⅱ）学校図書館教育推進校の指定

学校図書館の積極的活用及び意欲的な読書活動を促す指導の充実・推進に資することを目的として学校図書館教育推進校６校を毎年指定している。小学校３校・中学校３校は２年間を期間として学校図書館教育推進校となり、２年目の図書館担当者研修会の際に自校の実績発表を行い、市内小中学校に成果を還元する。

（ⅲ）蔵書数の充実

市内全小中学校の蔵書数が「学校図書館図書標準」を達成するとともに、学校図書館の蔵書をより一層充実することを目指す。

平成19年度から配置され始めた学校図書館支援員は平成25年度より現在の50名体制となり、経験年数は半数ほどが５年以上である。教員免許や司書の資格を持った者も多く採用されているが、採用条件は図書館業務に理解・関心がある者となっており、経験年数と資格の有無に関係なく従事している。学校図書館支援員には図書館運営に関する専門的な知識や技能が求められるとされているが雇用期間は単年度であり、原則継続雇用とはされていない。平成27年度では大分市教育委員会主催の研修会が辞令交付式を含め３度開催され、交流の場が設けられている。

学校図書館の運営については大分市教育委員会より「学校図書館運営の手引」が全小中学校へ配布され、事務処理作業の注意点、読書センターや学習・情報センターとしての機能充実の参考としている。直接的に教育委員会から各小中学校に向けての促進運動の指定等は特に行っていないが、図書館担当者研修を行うなどして各校の図書館運営のあり方について向上を図っているとされる。

また、大分市では学校図書館の蔵書数の充実を図る指標として、学校図書館図書標準（公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、文部科学省により平成５年３月に定められたもの）による標準冊数（以下、標準冊数（算出方法については、下記表 参照））や図書標準配分比率（学校図書館メディア基準）を参考とし、蔵書の確保を図っている。

各学校における標準冊数の算出方法

各学校における標準冊数の算出方法は、以下のとおりとなっている。

小学校	
学級数	標準冊数
1	2,400
2	3,000
3～ 6	3,000＋520×（学級数－ 2）
7～12	5,080＋480×（学級数－ 6）
13～18	7,960＋400×（学級数－12）
19～30	10,360＋200×（学級数－18）
31～	12,760＋120×（学級数－30）

中学校	
学級数	標準冊数
1～ 2	4,800
3～ 6	4,800＋640×（学級数－ 2）
7～12	7,360＋560×（学級数－ 6）
13～18	10,720＋480×（学級数－12）
19～30	13,600＋320×（学級数－18）
31～	17,440＋160×（学級数－30）

特別支援学校（小学部）	
	専ら視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校
1	2,400
2	2,600
3～ 6	2,600＋173×（学級数－ 2）
7～12	3,292＋160×（学級数－ 6）
13～18	4,252＋133×（学級数－12）
19～30	5,050＋ 67×（学級数－18）
31～	5,854＋ 40×（学級数－30）

特別支援学校（中学部）	
	専ら視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校
1～ 2	4,800
3～ 6	4,800＋213×（学級数－ 2）
7～12	5,652＋187×（学級数－ 6）
13～18	6,774＋160×（学級数－12）
19～30	7,734＋107×（学級数－18）
31～	9,018＋ 53×（学級数－ 30）

	視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校
1	2,400
2	2,520
3～ 6	2,520＋104×（学級数－ 2）
7～12	2,936＋ 96×（学級数－ 6）
13～18	3,512＋ 80×（学級数－12）
19～30	3,992＋ 40×（学級数－18）
31～	4,472＋ 24×（学級数－30）

	視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校
1～ 2	4,800
3～ 6	4,800＋128×（学級数－ 2）
7～12	5,312＋112×（学級数－ 6）
13～18	5,984＋ 96×（学級数－12）
19～30	6,560＋ 64×（学級数－18）
31～	7,328＋ 32×（学級数－30）

（参考　文部科学省　通知）

平成 27 年度末現在の学校図書館図書標準の達成状況

全国の公立小中学校における達成状況は、以下のとおりとなっている。

	25%未満の学校割合	25～50%未満の学校割合	50～75%未満の学校割合	75～100%未満の学校割合	100%(図書標準達成)割合
小学校	0.4%	0.9%	8.0%	24.3%	66.4%
中学校	0.6%	2.4%	12.4%	29.3%	55.3%
特別支援学校小学部	32.3%	28.6%	15.1%	10.2%	14.0%
特別支援学校中学部	62.1%	23.5%	6.2%	4.4%	3.7%

大分県各市町村の公立小中学校における達成状況は、以下のとおりとなっている。

公立小学校	25%未満の学校数	25～50%未満の学校数	50～75%未満の学校数	75～100%未満の学校数	100%(図書標準達成)の学校数	100%達成している学校数の割合
計	0	0	5	45	213	81.0%
中津市	0	0	1	5	16	72.7%
豊後高田市	0	0	1	8	2	18.2%
宇佐市	0	0	0	2	22	91.7%
国東市	0	0	0	0	11	100%
姫島村	0	0	0	0	1	100%
杵築市	0	0	0	0	11	100%
日出町	0	0	0	0	5	100%
別府市	0	0	0	8	5	38.5%
大分市	0	0	0	0	58	100%
臼杵市	0	0	0	4	9	69.2%
津久見市	0	0	0	0	5	100%
由布市	0	0	0	2	9	81.8%
佐伯市	0	0	3	8	13	54.2%

竹田市	0	0	0	2	10	83.3%
豊後大野市	0	0	0	0	11	100%
日田市	0	0	0	6	12	66.7%
玖珠町	0	0	0	0	7	100%
九重町	0	0	0	0	6	100%
大分県立大分豊府中学校	0	0	0	0	1	100%

公立中学校	25%未満の学校割合	25～50%未満の学校割合	50～75%未満の学校割合	75～100%未満の学校割合	100%(図書標準達成)の学校数	100%達成している学校数の割合
計	3	0	8	30	84	67.2%
中津市	0	0	2	4	4	40.0%
豊後高田市	1	0	1	3	1	16.7%
宇佐市	0	0	0	1	6	85.7%
国東市	0	0	0	0	4	100%
姫島村	0	0	0	0	1	100%
杵築市	0	0	0	0	3	100%
日出町	0	0	0	1	1	50.0%
別府市	0	0	1	4	3	37.5%
大分市	0	0	0	0	27	100%
臼杵市	1	0	0	2	3	50.0%
津久見市	1	0	1	1	0	0%
由布市	0	0	0	1	2	66.7%
佐伯市	0	0	1	3	8	66.7%
竹田市	0	0	0	0	6	100%
豊後大野市	0	0	1	0	6	85.7%
日田市	0	0	0	8	4	33.3%
玖珠町	0	0	1	2	3	50.0%
九重町	0	0	0	0	1	100%

大分市小中学校図書館の標準冊数及び蔵書冊数

大分市小中学校図書館の標準冊数及び蔵書冊数は、以下のとおりとなっている。

小学校	
H26 標準冊数	544,560 冊
H27 標準冊数	543,320 冊
H28 標準冊数	537,680 冊
H27 標準冊数　減少	△1,240 冊
H28 標準冊数　減少	△5,640 冊
H27 年度末　蔵書	682,320 冊
H27 年度蔵書達成率	131.7%
H27 年度　蔵書増加	11,278 冊
（H27 年度 購入・寄附）	（29,012 冊）
（H27 年度 廃棄）	（17,734 冊）
H26 年度　蔵書増加	16,165 冊
（H26 年度 購入・寄附）	（27,623 冊）
（H26 年度 廃棄）	（11,458 冊）

中学校	
H26 標準冊数	329,040 冊
H27 標準冊数	328,320 冊
H28 標準冊数	324,720 冊
H27 標準冊数　減少	△720 冊
H28 標準冊数　減少	△3,600 冊
H27 年度末　蔵書	412,547 冊
H27 年度蔵書達成率	127.7%
H27 年度　蔵書増加	3,339 冊
（H27 年度 購入・寄附）	（12,105 冊）
（H27 年度 廃棄）	（8,766 冊）
H26 年度　蔵書増加	6,699 冊
（H26 年度 購入・寄附）	（11,845 冊）
（H26 年度 廃棄）	（5,146 冊）

（大分市教育委員会　図書事業　配当予算算出表より抜粋）

大分市の標準冊数に対する蔵書達成率は小学校･中学校ともに各校 100%を大きく超えている。また、例年の購入・寄贈による蔵書増加に比べ廃棄処分による減少は少なく、1 冊も廃棄をしていない学校もあるなど、蔵書数は増加傾向にある。

大分市学校図書館の平均貸出冊数

大分市学校図書館の 1 人当たりの平均貸出冊数は、以下のようになっている。

（単位：冊）

	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年 指標
小学校	45	50	53	71	74	81	88	93	103	75
中学校	2.3	2.7	3.3	7	7.5	9.4	10.0	10.0	10.1	12

（大分市教育委員会　平成 27 年度　大分市学校図書館支援員の活用状況より抜粋）

大分市の小中学校の平均貸出冊数は上記のように、中学校では目標未達成となっているが、小学校では大きく超える貸出冊数を達成し、小中学校ともに増加傾向にある。

③　事務処理決裁等　規程について

図書の購入及び廃棄、寄附受入に係る決裁権限については下記表のとおりとなっている。図書の購入は年に数回に分けて行われ、校長決裁によるものがほとんどであるため、予算配当後は購入計画から納品までは各学校に任された形で運営されている。購入の承認決裁は購入伺書に見積書（図書一覧）が添付された状態で行われており、見積書・納品書・請求書・購入伺書・支払命令書が学校から予算担当課である学校教育課へ送付された後、支払は全て会計課より行われることから、学校からの直接支払は発生しない。

図書の廃棄については基準上では物品管理者決裁となっているが、教育委員会より 200 冊以上（平成 27 年度までは提出要件 100 冊以上であった。）廃棄をする場合には事前に教育長へ「学校図書館図書廃棄本調査票」を提出し、承認または調査を受けるよう指導が行われている。

また、教育委員会では毎年度「学校図書館図書蔵書数報告書」により前年度の購入・寄贈・廃棄・年度末の蔵書数、並びに今後廃棄予定の貸出しできない状態になっている図書冊数の報告を受け、蔵書数の状況把握を行っている。

図書　事務決裁権限

	＜専決＞		決裁書類等
購入	30 万円未満	校長	購入伺書
	30 万円以上 100 万円未満	学校教育課　課長	購入伺書
	＜教育総務課　合議＞		
	30 万円未満	不要	
	30 万円以上 100 万円未満	総務担当班	
廃棄	承認	物品管理者（校長）	不用物品処分調書
	報告	教育長	不用物品処分調書の写しの提出
寄附	承認	校長	寄附申込書入手後 寄附受入書により決裁
	報告	教育長	寄附受入書の写しの提出

（大分市立学校物品取扱基準及び学校運営予算の手引より抜粋）

（２）実施した監査手続

① 事前に全小中学校へ以下のアンケートを実施し、学校の現状を把握した。
- 蔵書点検は年１回行っているのか
- 実地調査（棚卸）を行ったときの棚卸資料を保存しているか
- 台帳と現物において、過不足が発生しているか、また、過不足がある場合の冊数
- 学級図書の管理について、また、寄贈等による図書館からの移設以外の分があるか
- 長期間未返却の図書の有無

② 学校図書館の運営に係る規程の整備状況について
- 図書の取得、登録、除籍等の手順や、棚卸（蔵書点検）の頻度と方法について規程等の資料を入手し、その内容を検討した。
- 不明図書の除籍のタイミングについて、明確なルールが存在するのか、規程等の資料を入手、または質問を行い、その内容を検討した。

③ 全ての図書が図書登録されているのか、寄贈図書等で図書管理システムの対象外となっている図書がないか確認した。また、図書管理システム対象外の図書がある場合は、その管理状況を把握した。

④ 蔵書数報告書、不用物品処分調書、寄附受入書の閲覧を行い、蔵書の廃棄や寄附受入の処理が正しく行われていることを確認した。

⑤ 図書の購入先が特定の先に限定されていないか確認し、限定されている場合はその理由に合理性があるか確かめた。

⑥ 図書の発注伺書等を入手し、購入理由・発注リスト等が明確に示されたうえで上席者の決裁が行われているか、発注の内容に問題はないか検討した。

（３）監査の結果及び意見

図書館運営に係る全体ルールの整備と運用 【指摘】

全小中学校に事前に実施したアンケートでは、蔵書点検は全ての学校で年に１度行われており、蔵書点検時は図書に貼られたバーコードを読み取ることにより現物を確認し、図書管理システム内の蔵書データ（図書原簿）との消し込みが行われている。

蔵書点検は主に夏休みなどの時期に行われるが、時期や方法は決まっておらず、教育委員会への不明図書等の結果報告は特に行われていない。

＜往査による検出事項＞

蔵書点検時の不明図書（図書管理システムのデータ上は図書が存在するはずだが、蔵書点検で確認できなかったもの）についての処理方法の規程がない為、対応は各学校の担当者判断に任されており、学校によっては３年間所在不明の図書については除籍処理（図書管理システム上の図書原簿から除く処理）を行うとしている学校もあれば、５年間以上所在不明のまま不明図書として放置されている学校もあった。

また、学校への往査時に不明図書の有無について確認を行ったところ、平成 28 年 2 月の蔵書点検時に不明図書が 891 冊発生しており、往査時現在も同様の状態である中学校があった。このうち 838 冊は平成 27 年 3 月に「学校図書館図書廃棄本調査票」により廃棄申請のあった不要図書及び長期間不明図書と思われるが、不要図書については既に廃棄が行われているものの「不用物品処分調書」及び廃棄処分した図書一覧は教育委員会（教育長）へ提出されないままとなっていた。また、廃棄した図書について図書管理システムからの除籍処理を行っていないため、蔵書点検では廃棄処分したものも含めて不明図書となっていた。担当者・責任者が廃棄について十分な引き継ぎ及び処理を行っていないまま交代しており、長期間「不用物品処分調書」の未提出、不明図書の放置、廃棄図書の除籍漏れとなっているなど、管理・処理が全くできていない状態となっていた。

まず不明図書や図書の除籍に関する学校図書館運営に係る全体ルールがない為、不明図書に対する処理の方法が学校により様々であり、不明図書が発生したまま処理を行っていない学校がある。不明図書や図書の除籍についての統一したルールを決める必要があり、教育委員会としても蔵書数の増減把握だけでなく、各学校の不明図書数等の蔵書点検の結果について把握を行っていれば、より迅速な対応ができたはずである。また、学校側でも必要な情報は正しく引き継ぎを行い、適時に処理を行う必要がある。

図書管理システムへの登録　【指摘】

大分市では図書管理システムは全校に導入されており、図書館の貸出図書には全てラベルとバーコードが貼られ、図書原簿はデータ管理されている。

＜往査による検出事項＞

現地学校担当者よりヒアリングを行ったところ、図書館の貸出図書は図書管理システム

に登録が行われているが、貸出図書でないものについては図書管理システムへの登録が行われていないものもあるとのことであった。また、各学級に備えられている学級文庫はそもそも図書館から除籍されラベルをはがした本や、児童が個人で持ち寄った本等とされているが、学級文庫の図書を図書管理システムに登録し、図書館蔵書としている学校もあった。さらに、PTA や図書業者から寄贈された図書の取扱いも学校により区々であり、寄贈図書を貸出可としている学校と貸出不可（図書館内のみの利用）としている学校、図書館においている学校と学級文庫においている学校、また、業者配布の参考図書等について寄付受入れの処理を行っていないところがあった。

学校図書館の図書は市の予算で賄われている市の財産であると同時に、未来を担う子どもたちの成長・教育に欠かせない大分市の教育財産である。現在どれだけのものを子ども達に提供できているのか管理把握を行うとともに、寄贈された図書を含め学校図書の 1 冊 1 冊の価値は重要なものであり、ルールが不明確なまま学校ごとに登録処理に違いが出ることは適切ではない。学校資産として、寄附受入や図書登録の有無については統一する等の対応がとられるべきである。

図書蔵書冊数・廃棄の状況・除籍　【指摘】

「大分市学校物品取扱基準」によると、図書の廃棄後に物品管理者により図書廃棄の決裁が行われた「不用物品処分調書」の写しと廃棄処分図書の一覧が教育長へ提出されることとなっている。しかし、教育委員会では各学校より提出されたもののみについて確認を行っており、「不用物品処分調書」の写しが全て提出されるということが前提とされているため、書類提出が網羅的に全て行われているかといった確認はなされていない。このため、「不用物品処分調書」の写しが漏れなく提出されることを確保する統制が行われていない。

大分市では蔵書達成率が全小中学校で 100%を超えており、蔵書冊数は十分であるように思われるが、蔵書冊数に数えられている図書の中に実際には貸出しできる状態にないものや、廃棄すべきだが遅れているものがあった。

例えば「蔵書数報告書」を通査したところ、蔵書冊数のなかに貸出しできない状態の図書が平成 26 年度からおおよそ 5000 冊程あり、本棚が足りないため段ボールへの保管をしている中学校があった。このため、貸出しができる状態の図書は当該中学校の標準冊数 13,600 冊（平成 27 年度）を下回っており、次年度での棚の増設を学校施設課に要求しているとのことだが、実質的に標準冊数未達成の期間が長く続いている状態にあると言わざるをえない。

また、平成 27 年度に 900 冊の廃棄があった小学校について、「学校図書館図書廃棄本調

査票」の有無を確認したところ、当初は約 2,000 冊の廃棄図書の希望が出ていた。当該調査票から教育委員会が実際に図書を確認し、適正に計画的に廃棄するよう指導が行われ、２年にわたり図書の廃棄処分を行うとの記録が残っていた。この小学校の前年度、前々年度の図書の廃棄はゼロ冊であり、このようなことからも学校図書館でタイムリーかつ適切な図書の廃棄の検討が行われている状況とは考えにくい。

そもそも、設置場所の不足は施設管理の問題であり、また、使用に耐えない等により廃棄準備されている図書の処分を数年に分けて行うことは、見かけ上、蔵書冊数確保がなされているだけであり、標準冊数の算出を行い学校図書館の蔵書状況の把握を行う本質にそぐわないものと考えられる。

＜往査による検出事項＞

図書の蔵書点検は毎年夏休みを利用して行われ、その結果を受けて不明図書等を中心に数百冊の除籍処分が行われている。しかし、蔵書の内容を質問してみると、発行年度が古いため既に文献的価値を喪失しており、本来ならば除籍することが望ましいと思われる蔵書が多数存在しているという学校があった。

それらの古い蔵書が一度に除籍できない理由としては、一度に除籍してしまうと生徒数に応じて定められている標準冊数を維持出来なくなるためということであった。しかし、標準冊数の形式的な維持が優先されてしまうと、本来除却すべき古い蔵書が残り続けることになり、蔵書の教育的効果にも疑問が生じる。

以上のことからも、図書の廃棄及び除籍の判断基準が各校により区々であり、統一的な除籍の運用方針が示されていない。

学校図書館の意義として図書を読み親しむだけではなく、図書の修理・補強を行い長く利用することにより、ものを丁寧に扱い大切に利用する習慣は学校図書館の目的である豊かな人間性を育むことにもつながると考えられる。

しかしながら、毎年購入・寄贈により蔵書冊数が増加する分、廃棄図書の選別を進め、児童または生徒の教育に有用となる蔵書の充実を図ることも学校図書館には必要である。本棚の追加がなければ蔵書の配置スペースも限られるため、使用に耐えられない図書の入れ替えを行うなど、不明図書を除籍することに留まらず、古い蔵書についても一定の基準を設け計画的に除籍していくことが望ましい。必要な蔵書を整理し、丁寧に管理が行われることは、学校図書館としても図書を大切に扱うということになると思われる。

寄附受入と図書登録の正確性・網羅性　【指摘】

学校教育課に保管されている教育長へ提出された寄附受入書によると、平成 27 年度は 15 件、405 冊の図書の寄附があったが、平成 28 年度配当予算算出表（蔵書冊数の報告により作成されたもの）によると平成 27 年度は小学校約 5 千冊、中学校約 600 冊の図書の寄附があり、寄附受入書の報告冊数以上であった。なお、この寄附受入書が提出されている冊数と蔵書冊数増加として報告された寄附の冊数の差は、閉校からの移行図書分や業者から各学校に配布されるもの、まとめて教育委員会へ寄附が行われた後各学校へ配布されたもの等、各学校での寄附受入書の作成・送付が行われていないと思われるものを考慮した冊数よりも多い。寄附受入については教育長へ全件報告の必要があるが、教育委員会では特に提出の網羅性は確認されておらず、寄附受入書が提出されたものについて受理されているだけとなっている。

寄附受入書を保管したファイルを通査したが上記 15 件以外のものはなく、学校教育課でもさかのぼっての回収は行っておらず、平成 27 年度については全件回収できていないものと思われるとのことであった。

寄附受入書の提出ルールはあるが、管理が行われておらず、すべての受入の確認が教育委員会により行われている状況とはいえない。

寄附受入及び廃棄に共通して、学期毎に提出資料の集計まで行っているものの、実際の発生冊数との関連付けが行われていない。各校へ提出資料の周知徹底を行うとともに、提出状況に不備があることから、網羅的な確認を行うことが望ましい。

図書の購入　【意見】

図書の購入決裁について、図書の購入は学校ごとに購入計画をたてたうえで年数回に分けて購入していることから、30 万円以上購入での教育委員会決裁が必要となることは基本的に発生しないとのことだった。

＜往査による検出事項＞

図書の購入について、購入伺等の必要書類の通査を行い、物品管理者の承認の有無や納入業者の偏りについて確認を行ったところ、購入伺には管理者の押印が確認でき、購入先を交互に変えるなどの方法を取っているとのことであった。そこで冊数及び金額ベースでの業者間の偏りがないかを確認したところ、納品冊数が発注ごとに偏りがあるため、実質的には納品冊数等の多い業者が発生するなど、業者の偏りをなくすという指導通りとはなっていなかった。

取引件数は多くない為、物品購入時には総合的な観点で確認が行われることが望ましい。

１８．学校訪問

（1）概要

「学校訪問実施要項」によれば、教育委員会は大分市学校教育指導方針に基づく学校経営並びに学校研究の充実・発展を図るため学校訪問を実施することとなっている。

この学校訪問は全幼稚園・小・中学校に対して実施する計画訪問と学校（園）の要請に応じて適宜実施する要請訪問とからなっており、それぞれの目的や内容については以下のとおりとなっている。

① 計画訪問

・目的

大分市学校教育指導方針の趣旨について周知を図るとともに、各学校（園）が当面する教育課題について、焦点化した協議を行うことにより、解決への方途をさぐり、学校（園）経営の一層の充実を期する。

・内容

学校（園）経営や各分掌等における取組についての説明および授業（保育）参観を基に、以下の例を参考として各学校において協議項目等を設定する。

内容例

- 学校(園)経営の重点とその具体策について説明（校長・園長）
- 授業（保育）参観
- 学校（園）の現状と課題等について説明（校長・園長・教頭・主幹教諭・指導教諭・担当教員・幼稚園主任等）
  - ○ 小中一貫教育の取組の状況や成果について
  - ○ 教育課程の編成・実施及び評価について
  - ○ 学力、体力の現状と課題について
  - ○ 道徳教育の現状と課題について
  - ○ 校（園）内研究の現状と課題について
  - ○ 生徒指導の現状と課題について
  - ○ 人権・同和教育の現状と課題について
  - ○ 特別支援教育の現状と課題について
  - ○ その他指導方針の重要課題並びに自校(園)の教育課題について

・留意事項

・学校(園)が当面する教育課題とその具体的な解決方法について、焦点化した協議が行われるよう配慮する。

・日程については、授業時間など各学校の実情に応じ、無理のないように配慮する。

・その他

② 要請訪問

・目　的

教育課程の編成・実施・評価に伴う諸課題について研究協議を行うことにより、教育実践の一層の推進に資する。

・内容・方法

ア　各校１回以上は必ず実施することとし、研究推進校等に対しては別途配慮する。

イ　研究協議については、学校（園）の教育実践、研究推進上の諸課題等の解決が図られるよう配慮する。

※　道徳の授業研究については、別途指導主事の派遣を要請すること。

・留意事項

ア　事前に訪問期日、日程等を各担当と打合せのうえ、指導主事の派遣申請書を１週間前までに提出すること。後日、訪問者名を連絡する。

イ　研究資料、学習指導案等の資料については、訪問者の人数分を、５日前を目途に事前に届けること。

（２）実施した監査手続

大分市教育ビジョンに示された第Ⅱ期基本計画において、その重点項目に「学校教育の充実」がある。その具体的な施策として「大分っ子基礎学力アップ推進事業の実施」があげられており、当該事業の指標として『指導主事の学校要請訪問』の回数がとられている。

このように指導主事による学校要請訪問は、その位置付けとして学力アップの大きなポイントとされており、これは、確かな学力向上のためには「指導内容・方法の工夫改善」、「教員の授業力の向上」が必要不可欠と捉えられているからだと考えられる。

このため上記要請訪問について、その学力向上面に着目して以下の手続きを実施した。

① 平成２７年度における要請訪問の実施状況の把握
② 要請訪問の際の指導主事による指導・助言の記録の閲覧

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・学校訪問の内、要請訪問が「学校訪問実施要項」に基づき、適切に実施されているか。
・要請訪問時における資料や記録が保持され、実施した内容が明確になっているか。
・指導した内容が速やかに上席者に報告され、承認を受けること等により指導水準の維持・改善が図られる体制となっているか。

（３）監査の結果及び意見

要請訪問回数が極端に少ない学校に対する教育委員会側からの働きかけ【指摘】

平成 27 年度における要請訪問の実施結果は以下のとおりとなっている。

平成27年度要請訪問回数

学校名	訪問回数
金池小	4
長浜小	1
荷揚町小	5
中島小	5
春日町小	4
大道小	8
西の台小	4
南大分小	4
城南小	4
荏隈小	2
豊府小	3
八幡小	2
神崎小	1
滝尾小	1
下郡小	1
森岡小	2
東大分小	1
日岡小	4
桃園小	2
津留小	7
舞鶴小	2
住吉小	5
明野西小	3
明野東小	10
明野北小	1
三佐小	3
鶴崎小	3
別保小	2
明治小	4
明治北小	2
高田小	2
川添小	1
松岡小	4
戸次小	3
上戸次小	1
吉野小	3
竹中小	5
判田小	2
東稙田小	2
稙田小	3

学校名	訪問回数
敷戸小	4
鴛野小	3
宗方小	4
横瀬小	2
横瀬西小	1
寒田小	4
田尻小	2
大在小	2
大在西小	5
丹生小	12
小佐井小	13
坂ノ市小	10
こうざき小	4
大志生木小	5
佐賀関小	5
野津原東部小	4
野津原中部小	3
野津原西部小	2
小学校計	211

学校名	訪問回数
碩田中	7
上野ヶ丘中	1
王子中	5
大分西中	2
南大分中	3
城南中	3
滝尾中	2
城東中	2
原川中	1
明野中	1
鶴崎中	3
大東中	1
東陽中	1
戸次中	4
吉野中	3
竹中中	3
判田中	2
稙田中	4
稙田東中	4
稙田西中	1
稙田南中	3
賀来小中	5
大在中	5
坂ノ市中	10
神崎中	3
佐賀関中	5
野津原中	3
中学校計	87

学校名	訪問回数
小学校	211
中学校	87
合計	298

要請訪問の内容については、前述した「学校訪問実施要項」によれば、その目的として「教育課程の編成・実施・評価に伴う諸課題について研究協議を行うことにより、教育実践の一層の推進に資する。」と記載され、内容・方法については、各校１回以上は必ず実施

することとされている。また研究協議については、学校（園）の教育実践、研究推進上の諸課題等の解決が図られるよう配慮することが謳われており、さらに道徳の授業研究については、別途指導主事の派遣を要請することと決められている。

このため、道徳の授業研究を合わせれば、各校最低でも年２回は要請訪問を実施しなければならないことになるが、平成 27 年度は上記表のとおり、年１回しか行われていない学校が小学校で９校、中学校で６校あり、「学校訪問実施要項」に沿っていなかった。

学校教育課によれば、学校の規模や、小中一貫教育モデル地区か否か、基礎学力向上研究推進校に指定されているか否かによって回数が変わってくるとの話もあったが、上記実績からすると年間１回にとどまる学校の中に、規模の大きい学校や小中一貫教育モデル地区の学校もあった。

また、前述したように大分市教育ビジョンに示された第Ⅱ期基本計画において、その重点項目に「学校教育の充実」があげられており、その具体的な施策としての「大分っ子基礎学力アップ推進事業の実施」の中で、当該事業の指標として『指導主事の学校要請訪問』の回数がとられている。

その中では、指導主事による学校要請訪問の回数について、現状（平成 22 年度）年 3 回、目標となる指標（平成 28 年を目標として）年 5 回となっていることから、上記実績からすると未達の学校が多い状況にあり、達成は厳しい状況にある。

より優れた授業を受ける権利は全ての子供にある。要請の少ない学校では各教員の授業レベルが高く、要請訪問の必要性がないと言えるのであれば問題はないが、教育委員会自ら大分市教育ビジョンの第Ⅱ期基本計画において「大分っ子基礎学力アップ推進事業」の指標として『指導主事の学校要請訪問』の回数がとられていることからしても要請訪問の必要性は各学校で高いと考えられる。

したがって、教育委員会としては要請訪問による教員相互間での授業や生徒指導等についてのケースを交えた「研修」の重要性に鑑み、要請訪問回数が極端に少ない学校に対しては、学校側からの申請を待つのみでなく、要請の少ない理由を把握して、それに基づき学校側に申請を促す等の対応をとり、基準（教育委員会自らが目標としている年 5 回）を満たす訪問を行う必要がある。

なお、今回の監査時点において、平成 28 年度の途中（平成 28 年 9 月 1 日申請分まで）の実績数値を集計すると以下のとおりとなっている。監査実施年度においても途中経過であるが以下のように偏りが大きく、いまだ未実施の学校もあったことから、監査実施過程においても問題提起を行った（平成 28 年 9 月）。

平成28年度要請訪問回数（平成28年9月1日申請分まで）

学校名	訪問回数
金池小	
長浜小	1
荷揚町小	2
中島小	1
春日町小	1
大道小	1
西の台小	
南大分小	4
城南小	4
荏隈小	1
豊府小	
八幡小	2
神崎小	1
滝尾小	7
下郡小	2
森岡小	4
東大分小	1
日岡小	
桃園小	
津留小	
舞鶴小	4
住吉小	2
明野西小	
明野東小	2
明野北小	
三佐小	2
鶴崎小	1
別保小	
明治小	
明治北小	3
高田小	10
川添小	
松岡小	1
戸次小	3
上戸次小	
吉野小	3
竹中小	
判田小	4
東稙田小	1
稙田小	1

学校名	訪問回数
敷戸小	4
鴛野小	4
宗方小	3
横瀬小	2
横瀬西小	
寒田小	5
田尻小	3
大在小	3
大在西小	3
丹生小	7
小佐井小	9
坂ノ市小	9
こうざき小	2
大志生木小	
佐賀関小	
野津原東部小	4
野津原中部小	5
野津原西部小	5
小学校計	137

学校名	訪問回数
碩田中	3
上野ヶ丘中	
王子中	3
大分西中	
南大分中	4
城南中	
滝尾中	1
城東中	1
原川中	
明野中	
鶴崎中	1
大東中	1
東陽中	
戸次中	6
吉野中	2
竹中中	
判田中	2
稙田中	1
稙田東中	5
稙田西中	
稙田南中	1
賀来小中	3
大在中	1
坂ノ市中	8
神崎中	1
佐賀関中	1
野津原中	4
中学校計	49

学校名	訪問回数
小学校	137
中学校	49
合計	186

ある程度の統一した様式での資料に基づく上席者への報告・承認と保存【意見】

学力面に係る要請訪問の具体的な内容としては、指導案づくりに関する助言、授業参観、授業研究会（指導主事による講評等）等となっており、これに関わる記録や資料のファイルを 10 校程度閲覧した。

ファイルの中には大まかに各教科の指導案、授業記録、指導主事の感想メモや講評文書等が残されていた。かなり詳細に授業内容を検討している状況は見て取れたが、担当指導

主事によって作成する文書様式等が異なっており、どこをどのように指導したのかわかりづらいものがあった。

指導担当班の中では、上席者のアドバイス等指導方法の面でのコミュニケーションは取れているとのことであるが、班の中にも経験年数等異なる職員がおり、その中で学校に対してよりよい指導を行うためには、以下の点を改善する必要があると考えられる。

① 要請訪問の際に指導主事が作成する資料や記録につき、ある程度の様式の統一化
② 講評事項に関して授業記録や指導案との結び付けの明確化（どのような箇所のどのような内容に対して指摘やアドバイスに至ったのか、もしくは全体的な印象か）
③ 指導後における上席者への報告とそれに基づく上席者による指導内容のレビュー（現在は上席者への報告と上席者がそれをレビューした証跡がない）

なお、これらは指導内容や方法を画一化するということではない。それぞれの創意工夫が活かされるべきことに異存はない。目的は指導水準の維持・向上のために現状をより良くするにはどうするのか、指導の内容を第三者にもわかるようにするにはどうするのか、指導内容を他の学校にも活かすにはどうするのか、そのような観点から現状のファイル資料を閲覧すると上記の改善が必要と考える。

１９．契約事務

（1） 概要

契約方式

地方自治法では以下の様に契約方法が定められている。

地方自治法 234 条

1 項　売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする 2 項　指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる

一般競争入札を原則として政令の定めに基づき例外的に指名競争入札、随意契約が認められることになる。以下に各入札方式の説明を記載する。

ⅰ）一般競争入札
事前に入札情報を公告して参加申込を募り、希望者同士で競争に付し最も有利な者を選定し、その者と契約を締結する方式である。

ⅱ）指名競争入札
特定の条件により発注者側が指名した者同士で競争に付して契約者を決める方式である。

ⅲ）随意契約
競争入札によらずに任意で決定した相手と契約を締結する方式である。

ⅳ）各契約方法の長所、短所

契約方法	長所	短所
一般競争入札	・広範な参加により、競争性が高まり、経済的な価格で発注できる。 ・発注者の恣意性を排除しやすい。 ・入札談合が行いにくい。	・施工能力が劣る業者や不誠実な業者を排除することが困難である。 ・入札審査等の事務量が増大し、入札までの時間が長くなってしまう。
指名競争入札	・良質の業者を選定することにより質の高い工事が可能となる。 ・入札審査等の業務が低減できる。	・業者を指名する過程で恣意性が混入する危険性がある。 ・指名により入札参加者が限定されると談合を誘発しやすい。 ・優良だが発注者に対する実績が無い場合は参加機会を得にくくなる。
随意契約	・競争に付する手間を省くことができる。 ・契約の相手方を任意に選定するものであることから、特定の能力や信用がある業者を容易に選定できる。	・契約金額が市場価格より高くなり、不適正な取引が生じる危険性がある。 ・業者を選定する過程で恣意性が混入する危険性がある。

ⅴ）指名競争入札によることができる場合

地方自治法施行令で指名競争入札のよることができる場合が定められている。

地方自治法施行令 167 条

一　工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。 二　その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。 三　一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

vi）随意契約によることができる場合

地方自治法施行令で随意契約によることができる場合が定められている。

地方自治法施行令第 167 条の 2

一　売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。（少額の契約が該当） 二　不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 三　障害者支援施設等において製作された物品を買い入れる契約等。 四　新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。 五　緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 六　競争入札に付することが不利と認められるとき。 七　時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 八　競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。 九　落札者が契約を締結しないとき。

契約相手方の決定方法

地方自治法において契約相手方の決定方法が定められている。

地方自治法　234 条

3 項　普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

支出が生じる契約は原則として、最低価格で申込みをした者が契約の相手方となるが、例外的に最低価格以外の者との契約を認めている。この例外的な扱いには、最低制限価格制度や総合評価落札方式などが該当する。

予定価格

予定価格とは、国や地方公共団体が契約を締結する際に、契約担当官等が、競争入札や随意契約に付する事項の価格について、その契約金額を決定する基準として、あらかじめ作成しなければならない見込価格である。

また、発注者側においては、ここまでなら支払ってよいという上限の意思を示していることになる。

最低制限価格制度

工事・製造その他についての請負契約において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度である。

つまり、最低制限価格以下での入札は失格となってしまう。この制度の趣旨は建設業者が過度の価格競争に走って手抜き工事を起こさせないようにする点にあるが、企業が費用を削減しようするインセンティブを阻害する要因にも繋がる可能性がある。

予定価格や最低制限価格の事前公表と事後公表の長所短所

公表の時期	長所	短所
事前公表	・予定価格が漏洩される危険性や予定価格を探ろうとする不正行為が行われない。 ・入札の透明性が確保できる。 ・採算の見込みがない入札に参加しないことができる。	・業者が落札率だけを目安にして入札に参加する可能性があり、参加者が独自に積算をしなくなる。 ・公表された価格が入札の基準となり競争が阻害される可能性がある。
事後公表	・予定価格が不明なため、自由競争が確保されやすい。	・予定価格を探ろうとする不正行為が生じる可能性がある。

上記のように事前公表と事後公表には一長一短あるため、自治体にとって最も有利になる方法を選択する必要がある。

大分市における契約方式

大分市における契約方式は基本的には金額に応じて定められている。また、技術的工夫を要する工事に関しては総合評価落札方式を試行している。

工事請負

総合評価落札方式	：土木工事	土木一式	技術的工夫を要する工事で 4,000 万円以上
		舗装	技術的工夫を要する工事で 1,000 万円以上
		造園	技術的工夫を要する工事で 1,000 万円以上
	建築工事	技術的工夫を要する工事で 3,000 万円以上	
	設備工事	技術的工夫を要する工事で 1,000 万円以上	
一般競争入札	：1,000 万円以上		
指名競争入札	：130 万円超 1,000 万円未満		
随意契約	：130 万円以内		

建設コンサルタント業務等（設計業務等）

一般競争入札	：500 万円以上
指名競争入札	：50 万円超 500 万円未満
随意契約	：50 万円以内

物品

一般競争入札	：1,000 万円以上
指名競争入札	：80 万円超 1,000 万円未満
随意契約	：80 万円以内

総合評価落札方式

総合評価落札方式は、従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、「価格」と「価格以外の要素」(例えば、初期性能の維持、施工時の安全性や環境への影響)を総合的に評価する落札方式であり、具体的には入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価し、落札者を決定する方式である。

総合評価落札方式を採用するか否かは、工事案件ごとに大分市総合評価落札方式評価委員会に諮り決定している。

大分市における入札、契約制度の沿革

ⅰ)透明性の確保のための改正

改正年月	改正内容
昭和 57 年 11 月	入札結果の公表を実施（指名競争入札 1,500 万円以上の建設工事が対象）
平成 6 年 11 月	入札結果等の公表の拡大（指名競争入札の全ての建設工事が対象）
平成 10 年 7 月	入札結果等の公表の拡大（一般競争入札による全ての建設工事及び建設コンサルタント業務等）
平成 10 年 10 月	予定価格の事前公表を施行（建設工事）
平成 11 年 10 月	予定価格の事前公表を施行（建設コンサルタント業務等）
平成 14 年 4 月	予定価格の事前公表を「当分の間」とする。
平成 17 年 5 月	入札監視委員会（外部の 5 人の委員）を設置する。

ⅱ)公正な競争の確保のための改正

改正年月	改正内容
平成 16 年 4 月	郵便による一般競争入札を導入
平成 18 年 11 月	電子入札を導入
平成 19 年 6 月	一般競争入の範囲を拡大（設計金額 2,500 万以上の建設工事及び建設コンサルタント業務等）
平成 19 年 6 月	積算内訳書の提出要領を定める。

ⅲ）適正な施工の確保のための改正

改正年月	改正内容
平成 11 年 10 月	低入札価格調査制度※の導入（500 万円超の建設工事）
平成 18 年 4 月	最低制限価格制度の導入（低入札価格調査制度の廃止）

※低入札価格調査制度

低入札価格調査制度とは、一定のルールで定められた低入札価格調査基準を下回る入札があった場合に、工事品質を確保するため、市が入札者の積算根拠等について調査を行うものである。

平成 27 年度の教育に関わる課別の負担行為額

平成 27 年度の各課別の節別の負担行為額を表にすると以下のとおりとなる。

平成 27 年度の学校教育に係わる負担行為額　（単位：千円）

節	教育総務課	教育企画課	学校教育課	学校施設課	スポーツ・健康教育課	教育センター
11 節　需用費	6,316	4,044	132,570	1,005,306	222,292	9,084
12 節　役務費	376	1,097	1,888	52,179	12,379	6,146
13 節　委託料	147	3,067	44,126	332,958	718,947	53,984
14 節　使用料及び賃借料	527	17	691	130,654	13,519	208,997
15 節　工事請負費	－	－	－	3,109,191	177,347	－
16 節　原材料費	－	－	－	3,117	467	－
17 節　公有財産購入費	－	－	－	2,695	－	－
18 節　備品購入費	97	254	57,150	107,194	27,115	950
19 節　負担金補助及び交付金	523	470,887	5,889	3,850	109,907	65
計	7,986	479,366	242,314	4,747,144	1,281,973	279,226

需用費には、消耗費、燃料費、印刷製本費、光熱水費などが含まれ、役務費は通信運搬費や手数料などが含まれる。負担行為額は工事請負費の割合が大きく、学校施設を管理している学校施設課の負担行為額が最も大きくなっている。

また、学校運営費予算は小中学校では学校教育課、学校施設課、スポーツ健康課に配当され、幼稚園は教育企画課、学校教育課、学校施設課、スポーツ健康課に配当されている。

学校運営費予算

学校予算は年度開始前に学校運営費予算決定通知書により通知され、4 月 1 日に当該年度分の予算の一括配当を受けて執行する。学校長においては学校運営予算決定通知書をもとに一会計年度内における効率的な学校運営費予算執行計画を立て、適切かつ厳正な予算執行に努めることが要求されている。

① 予算配分基準

ⅰ）学級数、児童生徒数

予算配分の算出基礎となる学級数及び児童生徒数は 2 月 1 日調査の数値（特別支援学級数を含む）に基づいて計算し、年間配分額を決定する。

ⅱ）予算配当

特に指示する場合を除き予算は年間分を年度当初に一括配当する。

② 専決事項

ⅰ）校（園）長の専決事項（教育委員会事務決裁規程第 4 条）

1 件が 30 万円（食糧費にあっては 2 万円、修繕料及び図書以外の備品に係る備品購入費にあって 10 万円）未満の需用費、役務費、使用料及び賃借料並びに備品購入費に係る支出負担行為並びに当該支出負担行為に係る支出命令及び払戻命令に関すること。

ⅱ）専決事項の代決（教育委員会事務決裁規程第 6 条）

校長が不在のときはその専決事項は副校長（副校長が不在のとき、又は副校長を置かないときにあっては教頭）が、教育機関の長が不在のときはその専決事項は当該教育機関の次席の職員が代決することができる。ただし、この代決は緊急に処理しなければならない事項に限るものとする。

ⅲ）ⅰ）を超える金額については学校施設課、もしくは教育総務課が専決することになる。

学校運営費予算に係る専決区分並びに教育委員会合議区分

節の区分	細節の区分	専　　決		教育総務課合議		
		課長	校　長	教育総務課長	総務担当班	不　要
11 需用費	消耗品費	30 万円以上	30 万円未満	－	－	◎
	燃料費	30 万円以上	30 万円未満	－	－	◎
	食糧費	2 万円以上 20 万円未満	2 万円未満	5 万円以上 20 万円未満	2 万円以上 5 万円未満	2 万円未満
	印刷製本費	30 万円以上	30 万円未満	－	－	◎
	光熱水費	30 万円以上	30 万円未満	－	－	◎
	修繕料	10 万円以上 500 万円未満	10 万円未満	－	50 万円以上 500 万円未満	50 万円未満
12 役務費	通信運搬費	30 万円以上	30 万円未満	－	－	◎
	手数料	30 万円以上	30 万円未満	－	－	◎
14 使用料及び賃借料		30 万円以上 500 万円未満	30 万円未満	－	－	500 万円未満
18 備品購入費	備品購入費	10 万円以上 100 万円未満	10 万円未満	－	10 万円以上 100 万円未満	10 万円未満
	図書購入費	30 万円以上 100 万円未満	30 万円未満	－	30 万円以上 100 万円未満	30 万円未満

※金額は設計金額（消費税を含む）とする。

※専決権者の課長の所属は予算を担当する課（以下「予算担当課」という）とする。

予算配当があるのは、

学校施設課　11 節、12 節、18 節の備品購入費

学校教育課　11 節の消耗品費、印刷製本費、14 節、18 節の図書購入費

スポーツ・健康教育課　11 節の消耗品費、燃料費、光熱水費

教育企画課　11 節の消耗品費

③　物品購入等の事務手続きの流れ

以下に物品購入の手順を示す。

【1 件 30 万円未満の場合】（食糧費にあっては２万円、修繕料及び図書以外の備品購入費にあっては 10 万円未満の場合）

業者選定
・金額に応じて業者を選定する

⇩

見積徴収
・業者に見積書の提出を依頼する
・業者から見積書を徴収する（原則消費税抜き）

⇩

書類作成（起案）
・物品購入伺（支出負担行為決議書）を電算（財務会計）入力で作成する
※1 件 20 万円超の場合は「請書」を作成
（請書の年月日≧物品購入伺決裁日）

⇩

決裁
・教頭は妥当と認めたときは押印する
・校長は妥当と認めたときは押印する

⇩

決定

⇩

発注
・契約する業者へ発注する

⇩

納品・検品
・納品完了後直ちに検査を行う
・業者から納品書、請求書の提出を受ける

⇩

書類作成（起案）
・支出命令書を電算（財務会計）入力で作成する
※備品は物品取得通知書（移入）を電算（財務会計）入力で作成する

⇩

決裁
・教頭は妥当と認めたときは押印する
・校長は妥当と認めたときは押印する

⇩

書類送付
・予算担当課へ物品購入伺（支出負担行為決議書）と支出命令書をセットで送付する
※備品は物品取得通知書（移入）も併せて送付する

⇩

支払
・予算担当課より会計課へ書類を送付し、支払い

【1 件 30 万円以上の場合】

（食糧費は２万円、修繕料及び図書以外の備品購入費は10 万円以上の場合）

設計書作成

※１件 30 万円超の場合

↓

業者選定

・購入予定金額に応じて業者を選定する

↓

予定価格調書作成

※１件 30 万円超の場合

※予算担当課長決裁

↓

見積徴収

・業者に見積書の提出を依頼する

・業者から見積書を徴収する（原則消費税抜き）

↓

書類作成（起案）

・物品購入伺（支出負担行為決議書）を電算（財務会計）入力で作成する

※1 件 20 万円超～50 万円以下の場合は「請書」を作成

（請書の年月日≧物品購入伺決裁日）

※1 件 50 万円超の場合は「契約書」を作成

（契約書の年月日≧物品購入伺決裁日）

・教頭は妥当と認めたときは押印する

・校長は妥当と認めたときは押印する

↓

書類送付

・予算担当課へ書類を送付する

↓

決裁

・予算担当課長決裁

・教育総務課総務担当班合議

・書類返却

↓

決定

↓

発注

・契約する業者へ発注する

↓

納品・検品

・納品完了後直ちに検査を行う

※1 件 30 万円超の場合は「検査調書」を作成

↓

書類作成（起案）

・業者から納品書、請求書の提出を受ける

・支出命令書を電算（財務会計）入力で作成する

※備品は物品取得通知書（移入）を電算（財務会計）入力で作成する

↓

書類送付

・予算担当課へ物品購入伺（支出負担行為決議書）と支出命令書をセットで送付する

※備品は物品取得通知書（移入）も併せて送付する

↓

決裁

・予算担当課長決裁

↓

支払

・予算担当課より会計課へ書類を送付し、支払い

④ 平成 27 年度の学校運営費の決算額

大分市における小中学校運営費の決算額は以下のとおりである。

平成 27 年度　大分市における小学校運営費の決算額（単位：円）

小学校　学校運営費	講師謝礼金	消耗品費	燃料費	食糧費	印刷製本費	光熱水費	修繕料
学校施設課	－	13,881,824	23,094	11,456	65,708	364,823,464	34,334,371
※学校施設課　学校	－	190,902,404	392,528	1,060,340	6,021,885	1,742,359	15,689,055
学校教育課	－	33,307	－	－	1,119,346	－	－
※学校教育課　学校	1,429,000	3,748,474	－	－	70,000	－	－
スポーツ健康課	－	－	－	－	－	－	－
合計	1,429,000	208,566,009	415,622	1,071,796	7,276,939	366,565,823	50,023,426

小学校　学校運営費	通信運搬費	手数料	賃借料	原材料費	備品費	合計
学校施設課	31,379	－	－	1,764,180	30,431,410	445,366,886
※学校施設課　学校	2,403,864	2,882,033	－	－	27,186,662	248,281,130
学校教育課	－	－	－	－	－	1,152,653
※学校教育課　学校	－	－	201,180	－	37,820,201	43,268,855
スポーツ健康課	－	－	－	－	5,325,991	5,325,991
合計	2,435,243	2,882,033	201,180	1,764,180	100,764,264	743,395,515

※担当課から学校に配当された学校運営費であり、学校において物品購入伺いが起案される。

小学校運営費で最も大きい金額は主に学校の電気代や水道料などの光熱水費であり、続いて消耗品費や備品の決算額が大きくなっている。

平成 27 年度　大分市における中学校運営費の決算額（単位：円）

中学校　学校運営費	講師謝礼金	消耗品費	燃料費	食糧費	印刷製本費	光熱水費	修繕料
学校施設課	－	8,294,861	－	－	91,505	144,684,699	26,122,364
※学校施設課　学校	－	110,831,320	111,179	7,888	32,305,913	1,091,681	10,978,342
学校教育課	－	－	－	450,431	1,159,470	－	－
※学校教育課　学校	78,000	2,321,679	－	－	767,545	－	－
スポーツ健康課　本課		468,180	－	－	－	－	－
合計	78,000	121,916,040	111,179	458,319	34,324,433	145,776,380	37,100,706

中学校　学校運営費	通信運搬費	手数料	賃借料	原材料費	備品費	合計
学校施設課	20,000	－	－	1,024,056	15,143,218	195,380,703
※学校施設課　学校	1,081,320	1,616,309	20,000	－	17,607,286	175,651,238
学校教育	－	－	－	－	－	1,609,901
※学校教育　学校	－	－	－	－	18,241,667	21,408,891
スポーツ健康課	－	－	－	－	－	468,180
合計	1,101,320	1,616,309	20,000	1,024,056	50,992,171	394,518,913

※担当課から学校に配当された学校運営費であり、学校において物品購入伺いが起案される。

中学校においては試験問題の印刷があるため、印刷製本費が小学校と比べて大きくなっている。

契約金額による支出負担行為添付書類

入札によらない少額の随意契約の場合、取引の透明性を確保するため、予定価格の金額に応じて見積書の添付が義務付けられている。

負担行為額に応じた見積り業者数

<table>
<tr><th rowspan="3">金　額
(消費税を含む)</th><th colspan="4">見　積　書</th><th rowspan="3">契約書
(請け書)</th><th rowspan="3">設計書
ほか</th></tr>
<tr><th rowspan="2">物品購入等</th><th colspan="2">修　繕</th></tr>
<tr><th>備品等</th><th>施　設</th></tr>
<tr><td>～
5万円以下</td><td>1者以上</td><td>1者以上</td><td rowspan="3">1者以上</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="6"></td></tr>
<tr><td>5万円超
～
10万円以下</td><td>2者以上</td><td>2者以上</td></tr>
<tr><td>10万円超
～
20万円以下</td><td rowspan="2">3者以上</td><td rowspan="4">3者以上</td></tr>
<tr><td>20万円超
～
30万円以下</td><td rowspan="2">2者以上</td><td rowspan="2">請け書
(物品・修繕)</td></tr>
<tr><td>30万円超
～
50万円以下</td><td rowspan="3">4者以上</td><td rowspan="4">設計書
予定価格調書
検査調書</td></tr>
<tr><td>50万円超
～
80万円以下</td><td rowspan="2">入　札</td><td>3者以上</td><td rowspan="2">契約書
(物品・修繕)</td></tr>
<tr><td>80万円超</td><td>入　札</td><td>(～130万円以下)</td></tr>
</table>

見積書の徴求が1者でよい場合

(1)　工事その他の請負契約（学校施設の維持補修に伴う修繕料（ガラス修理含む)、手数料の執行）で、契約金額が20万円以内のとき。

(2)　売買、修繕、印刷その他の契約で、契約金額が5万円以内のとき。

(3)　分解検査後でなければ見積りができない物品を修繕するとき。
（放送設備、印刷機などの特殊な機械類に限る）

（２） 実施した監査手続

・定められた専決区分に応じた専決が行われているか確認した。
・契約原義を閲覧して、異常に高い落札率や偏った者への発注が生じていないか確認した。
・契約事務手続に瑕疵が生じていないか確認した。
・分割することにより入札を回避しているような契約は生じていないか検証した。
・１者随意契約の理由に合理性があるか理由書を閲覧して検証した。
・工事の検査、委託業務に関するモニタリングが適正に行われているか検証した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・大分市の契約事務規則等の契約ルールに沿った運用が行われているか。
・入札や見積り合わせに透明性が確保されているか。
・決裁前に物品購入が行われていないか。

（３）監査の結果及び意見

碩田中学校区新設工事監理業務委託について【意見】

担当課：学校施設課
委託名称：碩田中学校区新設工事監理業務
契約価格：60,782,400 円

本工事は地上 6 階建、延床面積約 23,000 ㎡、事業費は約 60 億円と近年建替え工事を実施している小学校校舎の４～５倍の規模となっている。そのため、工事の施工上必要な立会い、段階検査、工程管理や品質管理を行うための業務量は膨大になることが想定され、現行の職員数では、他の業務を兼務したうえで工事監理を行うことが困難となることが予想され工事監理業務が委託されている。

今回は監理業務のみの契約となっており、設計業務と切り離して契約が行われていた。コスト的には設計業務と監理業務を一体として入札したほうが工事金額の低減につながると思われるが、品質的な観点からは両者を別々に発注した方が良いという考えもあり、どちらを採用するかは一長一短ある。

入札状況を見てみると、設計業務と監理業務は別々に入札されていたが設計者も監理業務の入札に参加していた。そのため、設計業務の入札時に設計と監理を一体として入札を

行っていたならば価格低減につながっていたかもしれない。
　今回のような大規模場工事は稀であるため、監理業務の委託を行うか否かの判断が後手に回ったように思われる。大規模工事の場合は、設計の仕様書の作成段階から監理業務をどのように扱うか検討したうえで入札を行う必要がある。

委託契約の区分について【意見】

担当課：教育センター
委託名称：大在小学校　校務用ネットワーク光回線切り替え業務委託
　契約価格：172,800 円
委託名称：大在小学校　校務教育用パソコン移設業務委託
　契約価格：199,800 円
委託名称：大在小学校　校務教育用 LAN 配線移設業務委託
　契約価格：183,600 円

　上記の契約は同日に、同じ３業者から見積りをとっていることから、同時に合わせて 1 つの契約とすることが可能であったと思われる。3 つの契約を合わせると 556,200 円となるため入札が必要となる契約になる。このような場合、見積もり合わせより入札のほうが、取引の透明性や契約価格の低減につながりやすいことから同種の契約については一体として取り扱うべきであった。

ボイラー取り換え工事について【意見】

　担当課：スポーツ健康教育課
　工事名称：豊府小学校給食調理場ボイラー外取替工事
　　契約価格：2,312,655 円
　工事名称：八幡小学校給食調理場ボイラー取替工事
　　契約価格：1,827,360 円

　豊府小学校の入札結果は 6 者のうち 3 者が最低制限価格未満で入札をしており、八幡小学校においても 6 者中 3 者が最低制限価格未満で入札を行い無効となっている。
　工事設計書を見てみると工事価格の約 45%程度がボイラーの機器の価格となっており、ボイラーの単価自体は大分市の積算単価がないため、見積り比較表を根拠に決定されている。

このように機器のウエイトが高い工事では、見積り業者が高い見積りを作ることによって予定価格を高くすることが懸念されるため、より幅広く情報を入手する等により、見積価格の更なる精度を高め、予定価格を適正に決定することが必要である。

また、このような工事においては、最低制限価格を用いない方法も検討の余地があると思われる。

保守点検業務について【意見】

担当課：スポーツ健康教育課

① 委託名称：大分市学校給食西部調理場　厨房機器保守点検業務委託
　契約価格：442,800 円
委託名称：大分市学校給食東部調理場　厨房機器保守点検業務委託
　契約価格：442,800 円

② 委託名称：大分市学校給食西部調理場　貫流ボイラー保守点検管理業務委託
　契約価格：498,960 円
委託名称：大分市学校給食東部調理場　ボイラー保守点検委託
　契約価格：494,640 円

③ 委託名称：大分市学校給食西部調理場　自家用電気工作物保安管理業務委託
　契約価格：498,960 円
委託名称：大分市学校給食東部調理場　自家用電気工作物保安管理業務委託
　契約価格：498,960 円

上記に記載した委託契約は東部と西部の調理場において同様に発生する業務委託であり、かつ、同じ者と契約を行っている。東部と西部には別々の予算配当が行われているが、両者に発生するような業務委託に関しては、各々の随意契約ではなく、合わせて入札を行った方が契約の透明性や価格面においても良い結果になると考えられる。

強化磁器食器の購入について【指摘】

担当課：スポーツ健康教育課

学校給食管理事業	支出負担行為総額：3,826,278 円
西部共同調理場運営事業	支出負担行為総額：　352,134 円
東部共同調理場運営事業	支出負担行為総額：　966,816 円

強化磁器食器は、学校給食管理事業、及び西部共同調理場運営事業、並びに東部共同調理場運営事業の 3 事業各々で契約が行われている。

この内、学校給食管理事業においては強化磁器食器を見積もり合わせを行って購入しているが、Ａ者とＢ者の 2 者からの購入となっている。形式的には見積り合わせを行っているが、購入先は最初から決まっているように考えられるため、他に当該種類の強化磁器食器の取扱いが出来る業者がいないか、再度調査する必要があると考える。なお、東部共同調理場はＡＢを除く４者で見積もり合わせを実施していた。

検査調書について【指摘】

30 万円を超える物品を購入した場合は、納入後 10 日以内に検査を行い、検査調書を作成しなればならない。検査調書のフォーマットに立会人氏名の記載欄が設けられており、実際に検査に立合いを行った者の氏名を記載することが想定されるが、学校施設課で作成された検査調書を閲覧した結果、納入業者の代表者名が記載されているものが大半であった。実際に社長自ら立会いを行う契約業者もあるかもしれないが、形式的に代表者の名前が書かれていると考えられる。

検査に立会う趣旨を理解して立会者欄には実際に検査立会を行った者の氏名を記載する必要がある。

学校運営費における契約者の分析【意見】

学校に配当された学校運営費において、負担行為額の年間総額が 10,000 千円を超えている者は以下のように７者あり、この７者のシェアは全体の 57.7%となっている。特にこの 7 者とは消耗品費や備品の取引が多く、取引額が大きくなると価格の低減につながることも考えられるが、業者との馴れ合いや癒着が生じやすい環境も懸念される。例えば、見積もり合わせが必要な場合であっても、取引業者が他社の見積もりを準備することが生じる可能性も考えられる。

上位７者の学校運営費における負担行為額（単位：千円）

	備品費	消耗品費	修繕料	食糧費	印刷製本費	通信運搬費	手数料	燃料費	光熱水費	賃借料	合計
A者	7,232	30,726	2,288	8	1,411	132	－	－	－	－	41,799
B者	2,141	37,332	614	20	330	－	－	－	－	－	40,439
C者	24,330	39,169	1,003	－	－	－	39	－	－	－	64,542
D者	1,794	23,558	1,284	－	－	－	－	－	－	－	26,638
E者	8,473	41,319	1,043	－	1,315	3,177	32	－	－	－	55,361
F者	－	158	－	－	30,696	－	－	－	－	－	30,855
G者	862	20,683	234	－	516	－	4	－	－	－	22,301
その他	56,974	114,873	20,197	1,481	4,874	175	4,424	503	2,834	221	206,560
全体	101,808	307,823	26,665	1,510	39,145	3,485	4,500	503	2,834	221	488,498

上位７者の学校運営費におけるシェア

	備品費	消耗品費	修繕料	食糧費	印刷製本費	通信運搬費	手数料	燃料費	光熱水費	賃借料	合計
A者	7.1%	10.0%	8.6%	0.5%	3.6%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.6%
B者	2.1%	12.1%	2.3%	1.4%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%
C者	23.9%	12.7%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	13.2%
D者	1.8%	7.7%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.5%
E者	8.3%	13.4%	3.9%	0.1%	3.4%	91.2%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	11.3%
F者	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	78.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.3%
G者	0.8%	6.7%	0.9%	0.0%	1.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	4.6%
その他	56.0%	37.3%	75.7%	98.0%	12.5%	5.0%	98.3%	100.0%	100.0%	100.0%	42.3%
全体	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

学校運営費決算額における１者との契約割合の状況を学校別にみると以下のようなっている。

学校決算額における1者との契約割合	小学校	中学校
30%以上～40%未満	14校	5校
40%以上～50%未満	1校	1校
50%以上	1校	0校

このように、学校別に見てみると、学校に配当された学校運営費の合計金額の 50%を超える金額を 1 つの業者と契約を行っている学校が見受けられ、このような状況は契約者との馴れ合いが生じやすくなるため、是正が必要と考える。

見積り合わせについて【指摘】

５万円超から１０万円以内の消耗品を購入する場合は、２者以上の者から見積りをとるように定められている。その際、契約業者ではない業者の見積りが必ず手書きとなっている学校が見られ、適正な見積り依頼が行われているのか疑念が生じた。適正な予算執行を行うため運用を見直す必要がある。

中学校における試験問題の印刷製本費【指摘】（各中学校共通）

中学校運営費の中の試験問題に関する印刷製本費が１者のみと契約されている状況が見受けられた。契約原義の中では見積り合わせの書類は添付されていたが、結果的に１者随意契約となっていたため支出の透明性に疑念が生じた。内容について質問したところ、テスト問題の構成や時間的な制限に対応できる業者が契約業者しか存在しないため１者との契約を行っているという回答があり、見積り合わせに用いられている見積書は物品購入伺いの形式を整えるためだけに作成されているという結論を得た。

契約のルールどおり、見積り合わせを実施したうえで契約を結ぶことが正しいやり方ではあるが、他者と契約することにより教員の職務の効率性が損なわれるのであれば望ましい結果ではない。

そのため、教育委員会で教員がどの程度まで試験問題の作成をすべきかという論点も踏まえたうえで、見積もり合わせを実施するのか等を検討する必要がある。

備品購入計画について【意見】

学校ごとに備品購入までの意思決定方法は相違している点もあったが、多くの学校は以下のような流れであった。

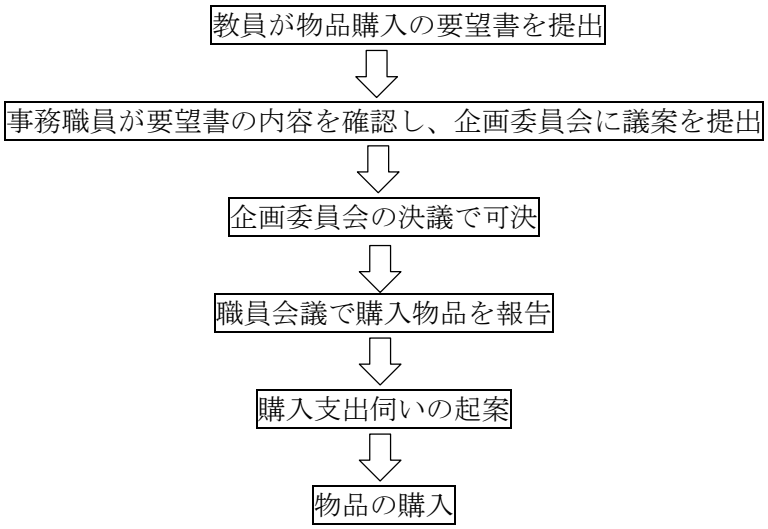

教員の要望から購入するといった方法も 1 つの方法ではあるが、現場視察で備品を確認した際、老朽化して使えないものも散見されており、事務系の職員から現場の状況や備品の耐用年数、備品台帳の情報から購入を提案する方法も検討の余地がある。

２０．教科書採択

（1） 概要

教科書は 4 年ごとに採択が行われており、平成 26 年度には小学校、平成 27 年度においては中学校の教科書採択が行われている。

教科書採択については、大分県教育員会のホームページに採択事務の流れが以下のように示されている。

大分市教育員会においては下の図のＦ，Ｇ、Ｈが対象となっている。

Ｆ：大分市教育員会

Ｇ：教科用図書選定委員会

教科用図書選定委員会は大分市教科用図書選定委員会設置要綱において以下の 9 人に定められている。

教育長	１人
教育委員	１人
校長代表	１人
教頭代表	１人
保護者代表（大分市ＰＴＡ連合会代表）	２人
教育員会事務局の職員	３人

Ｈ：調査研究員

調査研究員は国語等の種目ごとに校長、教頭、教諭が選定委員として配置される。

市町村立小・中学校用教科書採択事務経路

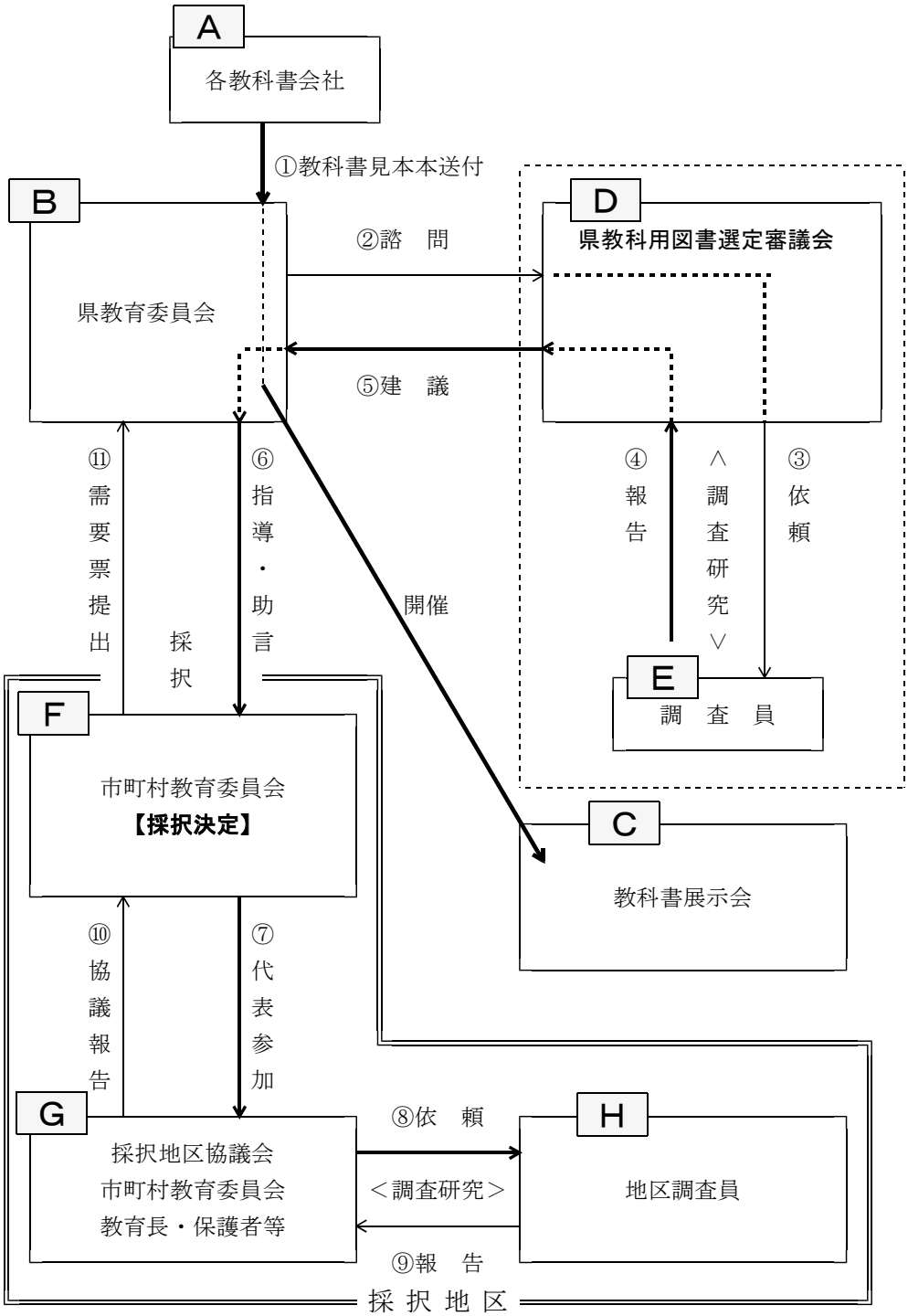

C:教科書展示会　学校の教員や住民の教科書研究のために設置している教科書の展示場

２４の法定展示会場（小・中・高あわせて）の他に各採択地区において、臨時展示会場を設けている。

市町村立小・中学校用教科書採択事務経路説明

A は国の検定済み教科書を見本本として、B 県教育委員会に送付。

B の県教育委員会は、D の県教科用図書選定審議会を設置し（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律）、毎年度、教科書の採択のあり方について諮問（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令）。

C の教科書展示会（教科書の発行に関する臨時措置法）は、１４日間開催。次年度から使用される教科書の見本本が、閲覧できる（教科書の発行に関する臨時措置法施行規則）。

D の県教科用図書選定審議会が、E の調査員として任命した（大分県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則）指導主事及教員に調査・研究を依頼。

E の調査員は、調査・研究結果を報告書にまとめ、D の県教科用選定審議会に報告。
D 県教科用図書選定審議会では、その報告をもとに、B の県教育委員会の諮問に対する建議（答申）を行う。

B の県教委は、その答申をもとに、選定資料を作成し、F の市町村教育委員会に対して、その資料を活用して教科書の採択が、公正かつ適正に行われるよう、指導・助言を行う（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律）。

F の市町村教育委員会は、市町村立の小・中学校で使用する教科書の採択権限をもっている。
また、２以上の市町村の区域を併せた地域である共同採択地区内の市町村教育委員会は、教科書無償措置に関する法律により、協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないと定められている。

G の採択地区協議会は市町村教育委員会の教育長及び保護者等から構成される。本県では、採択地区を現在１１地区を設定している。また、採択地区協議会は、地区内の市町村教育委員会から推薦された校長・教員からなる H の地区選定協議会を設置して、採択地区の実態に即した調査・研究を依頼。

G の採択地区協議会は調査研究の報告や県教委から送付された選定資料などをもとに、教科書を１種類選定し、各市町村教育委員会へ報告。

F の市町村教育委員会は、報告された資料をもとに、市町村教育委員会で審議の上、８月３１日までに、その市町村内で使用される教科書として採択決定。

大分市で発生した教科書採択における事件

平成 26 年 8 月に教科書出版会社が、外部の閲覧が禁じられている検定中の教科書を、大分市内の中学校校長を含む全国の 11 人の校長らに見せ、5 万円の謝礼金を支払った事件があった。

これを受けて、大分市では平成 28 年 7 月に「教科書採択の公正確保について（通知）」を発出し、学校教職員が教科書発行者等と接触を図った場合は校長を通して教育委員会に「教科書採択の公正確保に係る報告書」という書面で報告することにしている。

（2） 実施した監査手続

・ 教科書採択の事務手続を確認し、手続上の不備がないか検証した。
・「教科書採択の公正確保について（通知）」が各学校に侵透しているか確認した。
・ 採択過程を確認し公正な判断が行われているか確認した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・ 教科書採択において透明性が確保されているか
・「教科書採択の公正確保について（通知）」が周知徹底かつ運用されているか

（3） 監査の結果及び意見

教科書採択の公正確保に係る報告書制度について【意見】

平成 28 年 7 月に「教科書採択の公正確保について（通知）」が発出されている。これによれば、学校教職員が教科書発行者等と接触を図った場合、校長を通して教育委員会に「教科書採択の公正確保に係る報告書」という書面で報告することになっている。

また、教科書発行者等から教職員に対して意見聴取等の依頼があった場合や、逆に教職員から教科書発行者等に対して情報提供等を依頼する場合には事前に校長の許可が必要とされている。

学校訪問時に当該制度について校長に質問を行ったところ、運用が開始されたことは認識されていたが、校長から教育委員会へ報告する場合の書面様式の存在等が十分に認識されていない面が見受けられたため、教育委員会から発行される通知が学校全体に浸透しているのか疑念が生じた。特に今回は、教科書会社と教員の関係が社会的な問題となって定

められた制度であるため、学校側では周知されなければならない重要な内容である。

教育委員会としては、通知を発出して終わりとするのではなく、学校側で周知されていることの確認や学校訪問により説明もしくは研修を実施して運用ルールを侵透させる必要がある。

２１．行政コスト、本庁事業費等

大分市における教育費（予算・決算状況等）

（1）概要

大分市の過去２年分の一般会計の款別歳出状況と平成28年度の予算は次のとおりとなっている。

一般会計の款別歳出状況　（単位：千円）

款	平成26年度		平成27年度		平成28年度予算額	
	金額	構成割合	金額	構成割合	金額	構成割合
議会費	943,743	0.6%	975,694	0.6%	931,744	0.5%
総務費	14,831,406	9.1%	18,101,568	11.0%	14,935,213	8.4%
民生費	65,193,334	40.1%	67,488,811	41.0%	73,415,294	41.3%
衛生費	13,493,361	8.3%	13,685,028	8.3%	14,926,744	8.4%
労働費	250,662	0.2%	192,002	0.1%	202,884	0.1%
農林水産業費	1,521,344	0.9%	1,809,687	1.1%	2,220,796	1.3%
商工費	4,608,436	2.8%	5,339,974	3.2%	4,964,178	2.8%
土木費	18,993,556	11.7%	17,189,935	10.4%	20,590,145	11.6%
消防費	6,566,428	4.0%	4,905,420	3.0%	5,859,201	3.3%
教育費	15,346,358	9.4%	15,257,623	9.3%	19,569,028	11.0%
災害復旧費	80,837	0.1%	40,787	0.0%	10,000	0.0%
公債費	20,777,047	12.8%	19,830,477	12.0%	19,674,773	11.1%
予備費	0	0%	0	0%	300,000	0.2%
一般会計	162,606,242	100%	164,817,006	100%	177,600,000	100%

上記のとおり、平成 28 年度一般会計予算における教育費の占める割合は 11.0%であり、民生費 41.3%、土木費 11.6%、公債費 11.1%に続く構成比となっている。

平成 28 年度の一般会計の構成

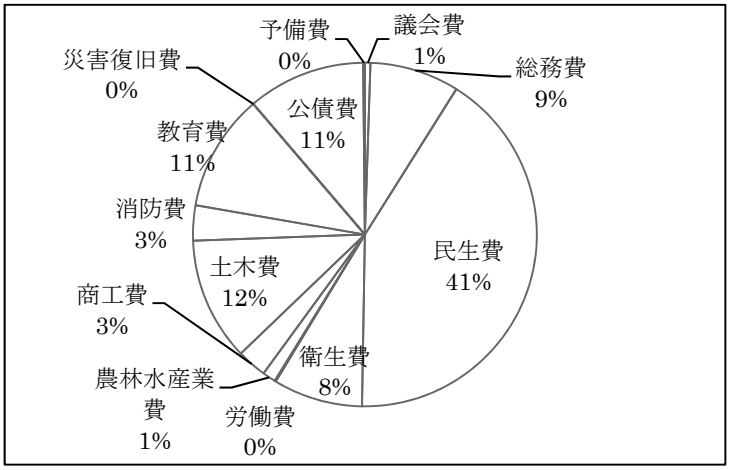

（『大分市の教育』より）

大分市における一般会計に占める教育費の 10 年推移を以下の表に示す。

大分市における一般会計に占める教育費の割合の推移

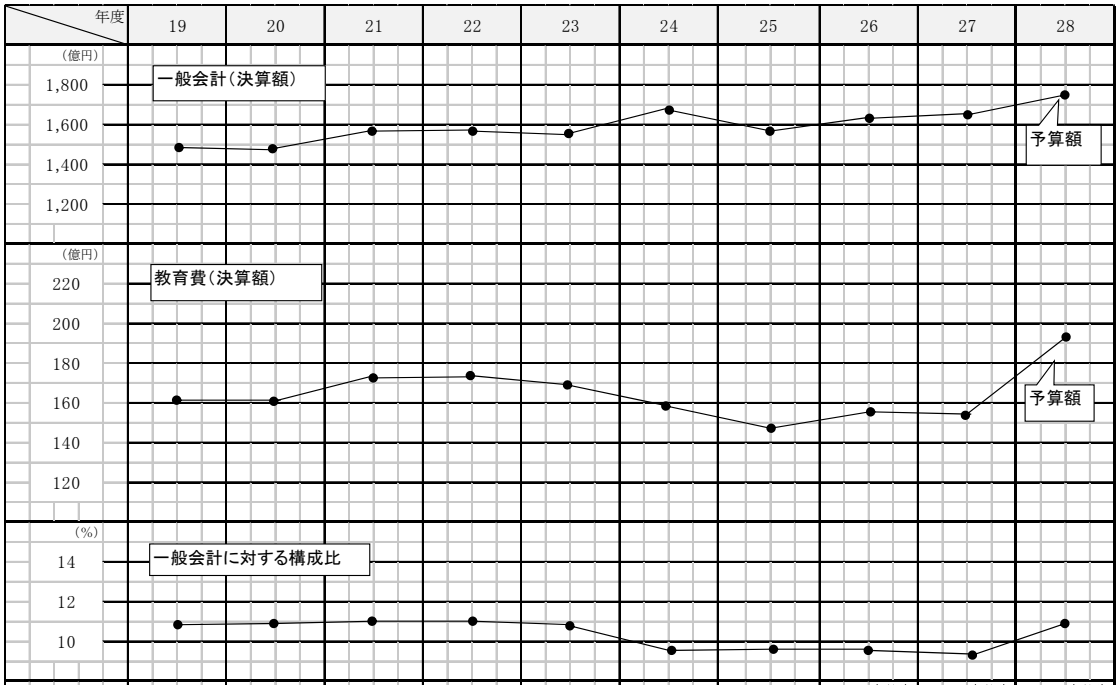

	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
								（千円）	（千円）	（千円）
一般会計（A）	148,557,895	146,245,732	158,398,648	159,332,000	156,925,740	169,529,180	157,694,013	162,606,242	164,817,006	177,600,000
								（千円）	（千円）	（千円）
教育費（B）	16,192,050	16,111,084	17,410,180	17,457,410	16,982,114	15,938,783	14,772,301	15,346,358	15,257,623	19,569,028
								（%）	（%）	（%）
構成比（B）/（A）	10.9	11.0	11.0	11.0	10.8	9.4	9.4	9.4	9.3	11.0

（『大分市の教育』より）

上記のとおり、大分市における一般会計に占める教育費の割合を過去 10 年間で見てみると、概ね９％から 11%の間で推移しており、主な変動要因は学校施設の整備事業と考えられる。

平成 28 年度においては碩田中学校区適正配置に伴う碩田中学校区新設校施設整備事業（事業費　6,028,529 千円）が計画されている影響で、一般会計における教育費の割合は 11.0%と高くなっている。

なお、大分市における平成 28 年度教育費の予算の概要は以下のとおりとなっている。

平成 28 年度教育費の費目別予算

項	目	予算額(千円)
1　教育総務費	1　委員会費	9,129
	2　事務局費	1,640,306
	3　教育指導費	433,466
	4　教職員研修費	544,539
	5　教育施設整備費	18,216
	計	2,645,656
2　小学校費	1　学校管理費	2,276,640
	2　教育振興費	361,230
	3　学校建設費	3,117,071
	計	5,754,941
3　中学校費	1　学校管理費	1,120,380
	2　教育振興費	338,916
	3　学校建設費	2,280,700
	計	3,739,996
4　幼稚園費	1　幼稚園費	1,160,373
	計	1,160,373
5　社会教育費	1　社会教育総務費	177,091
	2　文化財保護費	2,153,460
	3　エスペランサ・コレジオ費	42,335
	4　公民館費(教育委員会所管外)	972,136
	5　青少年費	9,704
	6　少年自然の家費	208,845
	7　情報学習センター費	40,232
	8　歴史資料館費	131,279
	9　市民図書館費	324,875
	10　美術館費	481,349
	11　アートプラザ費	80,842
	12　海星館費	27,153
	13　いまいち山荘費	9,867
	計	4,659,168
6　保健体育費	1　保健体育総務費	194,695
	2　体育振興費	120,075
	3　学校保健費	76,148
	4　体育施設管理費	244,871
	5　体育施設整備費	77,511
	6　温水プール費	48,419
	7　南大分体育館費	130,829
	8　学校給食共同調理場費	595,562
	9　学校給食費	120,784
	計	1,608,894
10款　教育費	合　　計	19,569,028
	合　　計(所管分のみ)	18,596,892

（『大分市の教育』より）

他の中核市との比較

大分市における一般会計に占める教育費の割合を他の中核市と比較すると以下のようになっている。なお、平成 25 年度は決算での比較を行い、平成 27 年度は当初予算での比較を行っている（『教育要覧　中核市教育長会』より）。

中核市の一般会計に占める教育費の割合

NO	中核市	一般会計に占める教育費の割合		教育費に占める小中学校費の割合		一般会計に占める小中学校費の割合	
		H25年度	H27年度	H25年度	H27年度	H25年度	H27年度
1	函館市	6.17%	7.30%	56.15%	56.05%	3.46%	4.09%
2	旭川市	6.30%	6.48%	69.04%	67.96%	4.35%	4.40%
3	青森市	9.88%	9.08%	29.33%	33.39%	2.90%	3.03%
4	盛岡市	8.60%	9.04%	58.02%	61.29%	4.99%	5.54%
5	秋田市	9.53%	8.40%	35.39%	42.29%	3.37%	3.55%
6	郡山市	8.61%	9.65%	41.48%	48.79%	3.57%	4.71%
7	いわき市	6.36%	10.00%	32.26%	31.44%	2.05%	3.14%
8	宇都宮市	10.37%	10.08%	49.76%	46.90%	5.16%	4.73%
9	前橋市	10.97%	11.21%	37.22%	31.34%	4.08%	3.51%
10	高崎市	10.51%	10.51%	27.80%	32.25%	2.92%	3.39%
11	川越市	10.85%	12.73%	28.68%	23.85%	3.11%	3.04%
12	越谷市	9.11%	10.31%	21.48%	23.46%	1.96%	2.42%
13	船橋市	14.70%	13.40%	42.10%	25.98%	6.19%	3.48%
14	柏市	10.36%	12.23%	40.38%	47.20%	4.18%	5.77%
15	八王子市	11.64%	9.98%	56.69%	56.70%	6.60%	5.66%
16	横須賀市	8.87%	8.68%	49.16%	47.40%	4.36%	4.11%
17	富山市	8.89%	9.49%	67.20%	49.69%	5.97%	4.72%
18	金沢市	10.15%	11.01%	31.45%	30.58%	3.19%	3.37%
19	長野市	13.03%	11.39%	54.49%	48.14%	7.10%	5.48%
20	岐阜市	13.95%	11.86%	29.33%	31.62%	4.09%	3.75%
21	豊橋市	10.49%	10.09%	23.77%	26.38%	2.49%	2.66%
22	岡崎市	10.15%	13.06%	31.77%	30.90%	3.22%	4.04%
23	豊田市	17.26%	16.90%	41.65%	36.93%	7.19%	6.24%
24	大津市	9.76%	9.87%	42.42%	40.73%	4.14%	4.02%
25	豊中市	10.57%	12.09%	64.54%	80.45%	6.82%	9.73%
26	高槻市	14.82%	11.52%	59.91%	47.83%	8.88%	5.51%
27	枚方市	8.80%	10.45%	30.68%	30.61%	2.70%	3.20%
28	東大阪市	8.75%	14.51%	55.05%	70.93%	4.82%	10.29%
29	姫路市	9.48%	10.46%	38.43%	39.35%	3.64%	4.12%
30	尼崎市	11.79%	12.93%	52.44%	57.57%	6.18%	7.44%
31	西宮市	14.50%	14.65%	42.50%	46.64%	6.16%	6.83%
32	奈良市	8.65%	9.99%	31.47%	32.35%	2.72%	3.23%
33	和歌山市	7.65%	7.20%	29.08%	41.99%	2.22%	3.02%
34	倉敷市	9.53%	11.88%	43.40%	50.23%	4.14%	5.97%
35	福山市	9.04%	10.47%	40.51%	33.59%	3.66%	3.52%
36	下関市	9.10%	10.69%	33.88%	36.82%	3.08%	3.94%
37	高松市	11.46%	13.21%	48.74%	36.78%	5.59%	4.86%
38	松山市	8.70%	10.26%	34.43%	46.24%	3.00%	4.74%
39	高知市	7.45%	8.60%	45.55%	37.48%	3.39%	3.22%
40	久留米市	12.47%	14.24%	31.90%	26.12%	3.98%	3.72%
41	長崎市	6.49%	6.62%	48.51%	39.54%	3.15%	2.62%
42	大分市	9.37%	8.46%	37.56%	41.98%	3.52%	3.55%
43	宮崎市	7.45%	6.81%	27.75%	27.68%	2.07%	1.88%
44	鹿児島市	8.48%	8.01%	41.35%	40.42%	3.51%	3.24%
45	那覇市	9.80%	9.66%	47.03%	48.90%	4.61%	4.72%
	大分市の位置付け	26番目	38番目	27番目	21番目	26番目	28番目

大分市の一般会計に占める教育費の割合は、平成 25 年度においては 45 都市中 26 番目の水準、平成 27 年度においては 45 都市中 38 番目と相対的に低下しており、中核市の中で見る限り一般会計に占める教育費の割合は高いとは言えない状況にある。

また、教育費の中でも小中学校費に着目してみると、一般会計に占める小中学校費は平成 25 年度においては 45 都市中 26 番目、平成 27 年度においては 45 都市中 28 番目という結果になっている。

なお、参考に中核市の一般会計及び教育費の金額は以下に示す。

中核市の一般会計及び教育費の金額

（単位：千円）

中核市	一般会計		教育費		小学校費		中学校費	
	H25 年度	H27 年度	H25 年度	H27 年度	H25 年度	H27 年度	H25 年度	H27 年度
函館市	132,756,629	138,670,000	8,187,856	10,117,905	3,154,249	3,510,720	1,443,010	2,160,451
旭川市	158,110,899	158,420,000	9,960,937	10,269,422	4,431,248	4,600,376	2,445,315	2,378,913
青森市	138,978,981	119,912,000	13,725,316	10,891,829	2,769,682	2,779,778	1,256,574	856,692
盛岡市	103,486,169	111,330,000	8,903,385	10,063,674	2,678,622	4,219,356	2,486,988	1,948,896
秋田市	123,269,995	135,818,000	11,741,531	11,402,365	2,377,440	3,118,690	1,777,347	1,703,473
郡山市	144,761,506	142,320,000	12,462,284	13,733,853	3,387,693	4,632,911	1,782,210	2,067,872
いわき市	193,801,157	154,161,604	12,318,885	15,436,447	2,375,359	3,021,783	1,598,666	1,830,852
宇都宮市	181,837,489	196,900,000	18,865,552	19,851,787	6,539,465	5,534,671	2,847,695	3,775,020
前橋市	137,511,971	143,193,464	15,082,715	16,047,784	3,715,605	3,359,592	1,897,431	1,669,343
高崎市	152,425,203	159,060,000	16,019,299	16,712,104	3,250,954	3,128,607	1,202,441	2,261,014
川越市	102,582,738	110,430,000	11,132,815	14,054,997	1,810,953	1,978,408	1,381,544	1,374,411
越谷市	88,870,816	89,900,000	8,098,699	9,265,633	1,026,850	1,276,045	712,384	897,700
船橋市	174,834,941	201,110,000	25,700,817	26,956,100	7,096,528	3,296,140	3,723,933	3,707,150
柏市	109,583,067	122,220,000	11,348,641	14,946,443	2,827,008	3,277,178	1,755,310	3,777,829
八王子市	187,970,020	194,600,000	21,870,500	19,417,590	8,149,278	7,755,165	4,248,051	3,253,756
横須賀市	137,000,645	145,950,000	12,158,236	12,664,420	4,145,732	3,770,307	1,831,643	2,232,523
富山市	162,485,778	168,153,778	14,444,832	15,965,905	6,972,513	6,003,352	2,734,912	1,930,002
金沢市	165,650,255	166,680,000	16,809,116	18,352,201	3,809,062	3,182,012	1,476,809	2,429,305
長野市	155,200,299	151,340,000	20,220,743	17,232,722	7,673,301	5,032,813	3,344,274	3,262,457
岐阜市	147,383,937	156,860,000	20,563,625	18,605,236	3,374,010	3,551,654	2,656,602	2,330,590
豊橋市	119,849,164	121,680,000	12,566,653	12,277,529	1,491,283	2,001,706	1,495,220	1,237,334
岡崎市	108,639,878	121,260,000	11,028,355	15,834,405	2,171,729	2,672,539	1,331,906	2,220,204

豊田市	163,966,315	178,700,000	28,305,423	30,197,165	7,761,784	7,035,714	4,026,359	4,114,657
大津市	112,993,140	108,422,000	11,032,055	10,702,897	2,543,731	2,853,572	2,136,005	1,505,382
豊中市	135,975,229	150,445,337	14,367,683	18,193,581	6,602,727	10,607,948	2,669,728	4,028,650
高槻市	109,796,370	123,167,285	16,274,083	14,186,831	5,890,219	4,895,440	3,859,934	1,890,696
枚方市	119,695,822	126,600,000	10,537,819	13,230,163	2,136,264	2,900,802	1,097,015	1,148,470
東大阪市	202,679,478	224,235,294	17,738,486	32,542,232	7,501,760	14,024,910	2,263,505	9,056,529
姫路市	207,313,932	217,100,000	19,656,551	22,715,160	4,758,902	5,474,257	2,795,028	3,464,269
尼崎市	189,975,859	208,540,000	22,393,515	26,962,291	8,906,224	13,141,091	2,835,946	2,380,010
西宮市	161,004,831	174,942,563	23,349,445	25,628,477	6,879,994	9,783,730	3,042,946	2,168,900
奈良市	122,051,604	127,300,000	10,553,628	12,711,973	1,652,679	2,423,661	1,668,221	1,688,944
和歌山市	139,629,316	151,960,764	10,685,121	10,942,745	2,291,651	3,156,660	815,159	1,437,979
倉敷市	168,546,263	181,079,242	16,068,962	21,509,573	4,795,517	8,997,227	2,177,691	1,807,519
福山市	167,066,700	167,967,000	15,103,117	17,580,377	4,659,437	5,124,089	1,458,762	780,800
下関市	125,614,775	126,500,000	11,425,255	13,524,166	2,630,197	3,109,167	1,240,120	1,869,787
高松市	149,651,563	160,200,000	17,148,422	21,161,211	4,177,235	4,161,242	4,181,347	3,622,328
松山市	171,059,691	179,400,000	14,882,811	18,408,995	3,463,665	4,493,180	1,659,789	4,019,777
高知市	140,823,144	150,900,000	10,495,804	12,970,256	4,006,259	3,707,461	774,902	1,154,131
久留米市	126,711,340	139,400,000	15,800,665	19,853,282	3,479,778	3,587,961	1,561,342	1,598,538
長崎市	215,872,434	214,180,000	14,004,647	14,168,462	2,554,198	3,756,161	4,239,369	1,846,707
大分市	157,694,013	154,750,000	14,772,301	13,091,133	4,168,947	3,748,692	1,379,437	1,746,539
宮崎市	150,671,966	155,910,000	11,230,045	10,616,994	2,007,664	1,677,971	1,108,946	1,260,314
鹿児島市	235,411,500	241,874,000	19,961,374	19,379,502	5,323,155	5,392,114	2,930,139	2,441,435
那覇市	127,284,474	134,470,000	12,473,058	12,985,418	4,087,488	4,051,052	1,779,135	2,299,208

（『教育要覧　中核市教育長会』　より）

1 人当たりの小学校費・中学校費の分析

以下のように小学校費と中学校費を児童、生徒 1 人当たりで比較を行った。なお、ここでは平成 27 年度の予算額と平成 27 年 5 月 1 日現在の人員で計算を行っている。

1 人当たりの小学校費　　（単位：千円）

中核市	小学校費					
	①小学校費	工事請負費	②工事請負費を除外した小学校費	③児童数	児童1人当たりの小学校費 ①/③	児童1人当たりの小学校費(工事請負費除外) ②/③
函館市	3,510,720	1,264,943	2,245,777	10,854	323	207
旭川市	4,600,376	1,498,247	3,102,129	15,878	290	195
青森市	2,779,778	1,334,217	1,445,561	14,159	196	102
盛岡市	4,219,356	1,988,266	2,231,090	14,716	287	152
秋田市	3,118,690	781,216	2,337,474	14,545	214	161
郡山市	4,632,911	2,492,884	2,140,027	16,960	273	126
いわき市	3,021,783	1,584,975	1,436,808	17,792	170	81
宇都宮市	5,534,671	2,189,936	3,344,735	28,090	197	119
前橋市	3,359,592	1,716,100	1,643,492	17,099	196	96
高崎市	3,128,607	1,558,270	1,570,337	20,643	152	76
川越市	1,978,408	606,117	1,372,291	17,690	112	78
越谷市	1,276,045	119,300	1,156,745	17,873	71	65
船橋市	3,296,140	753,400	2,542,740	33,129	99	77
柏市	3,277,178	1,412,664	1,864,514	21,525	152	87
八王子市	7,755,165	1,280,643	6,474,522	28,164	275	230
横須賀市	3,770,307	710,510	3,059,797	19,588	192	156
富山市	6,003,352	2,232,858	3,770,494	21,352	281	177
金沢市	3,182,012	1,117,100	2,064,912	23,677	134	87
長野市	5,032,813	3,306,206	1,726,607	20,140	250	86
岐阜市	3,551,654	1,266,750	2,284,904	20,939	170	109
豊橋市	2,001,706	918,500	1,083,206	21,088	95	51
岡崎市	2,672,539	844,585	1,827,954	21,695	123	84
豊田市	7,035,714	4,738,372	2,297,342	24,721	285	93
大津市	2,853,572	1,313,480	1,540,092	18,881	151	82
豊中市	10,607,948	4,803,600	5,804,348	21,244	499	273
高槻市	4,895,440	1,860,000	3,035,440	18,789	261	162
枚方市	2,900,802	978,651	1,922,151	22,108	131	87
東大阪市	14,024,910	9,519,550	4,505,360	23,984	585	188
姫路市	5,474,257	2,379,755	3,094,502	30,453	180	102
尼崎市	13,141,091	10,960,330	2,180,761	21,626	608	101
西宮市	9,783,730	6,779,728	3,004,002	28,162	347	107
奈良市	2,423,661	1,176,603	1,247,058	16,065	151	78
和歌山市	3,156,660	1,047,611	2,109,049	17,461	181	121
倉敷市	8,997,227	5,944,351	3,052,876	27,566	326	111
福山市	5,124,089	1,994,100	3,129,989	25,322	202	124
下関市	3,109,167	1,570,567	1,538,600	12,732	244	121
高松市	4,161,242	1,270,387	2,890,855	23,466	177	123
松山市	4,493,180	2,686,000	1,807,180	26,845	167	67
高知市	3,707,461	1,354,628	2,352,833	16,538	224	142
久留米市	3,587,961	798,972	2,788,989	16,319	220	171
長崎市	3,756,161	1,314,300	2,441,861	20,088	187	122
大分市	3,748,692	1,232,000	2,516,692	26,379	142	95
宮崎市	1,677,971	337,775	1,340,196	22,456	75	60
鹿児島市	5,392,114	1,712,227	3,679,887	32,689	165	113
那覇市	4,051,052	1,682,229	2,368,823	19,930	203	119
大分市の位置付け					37番目	29番目

上記の表のとおり、小学校においては児童一人当たりの小学校費は 142 千円であり、中核市では 45 市中 37 番目という結果になり、中核市平均 222 千円と比較すると 80 千円の差が見られる。

また、建設請負費を控除した場合の小学校費を用いた場合は、児童一人当たりの小学校費は 95 千円であり中核市の順位は 29 番目という結果になり、中核市平均 104 千円と比較すると 9 千円の差が見られる。

1 人当たりの中学校費　　（単位：千円）

中核市	中学校費					
	①中学校費	工事請負費	②工事請負費を除外した中学校費	③生徒数	生徒1人当たりの小学校費 ①/③	生徒1人当たりの中学校費(工事請負費除外) ②/③
函館市	2,160,451	753,057	1,407,394	5,598	386	251
旭川市	2,378,913	1,020,800	1,358,113	8,216	290	165
青森市	856,692	213,293	643,399	7,946	108	81
盛岡市	1,948,896	1,022,206	926,690	7,669	254	121
秋田市	1,703,473	368,888	1,334,585	7,793	219	171
郡山市	2,067,872	1,135,964	931,908	9,387	220	99
いわき市	1,830,852	819,177	1,011,675	9,593	191	105
宇都宮市	3,775,020	2,104,133	1,670,887	13,324	283	125
前橋市	1,669,343	807,300	862,043	8,813	189	98
高崎市	2,261,014	1,222,600	1,038,414	10,110	224	103
川越市	1,374,411	528,625	845,786	8,556	161	99
越谷市	897,700	138,400	759,300	8,735	103	87
船橋市	3,707,150	2,086,741	1,620,409	15,009	247	108
柏市	3,777,829	576,257	3,201,572	10,022	377	319
八王子市	3,253,756	441,773	2,811,983	13,706	237	205
横須賀市	2,232,523	585,766	1,646,757	10,390	215	158
富山市	1,930,002	319,000	1,611,002	11,096	174	145
金沢市	2,429,305	1,195,700	1,233,605	11,744	207	105
長野市	3,262,457	2,255,849	1,006,608	10,117	322	99
岐阜市	2,330,590	864,506	1,466,084	10,960	213	134
豊橋市	1,237,334	677,100	560,234	11,143	111	50
岡崎市	2,220,204	1,150,638	1,069,566	11,109	200	96
豊田市	4,114,657	2,630,466	1,484,191	12,390	332	120
大津市	1,505,382	672,321	833,061	9,131	165	91
豊中市	4,028,650	2,526,301	1,502,349	9,879	408	152
高槻市	1,890,696	730,000	1,160,696	9,087	208	128
枚方市	1,148,470	302,109	846,361	11,040	104	77
東大阪市	9,056,529	7,475,530	1,580,999	12,529	723	126
姫路市	3,464,269	2,212,883	1,251,386	15,667	221	80
尼崎市	2,380,010	1,603,846	776,164	10,081	236	77
西宮市	2,168,900	573,868	1,595,032	12,153	178	131
奈良市	1,688,944	977,993	710,951	8,272	204	86
和歌山市	1,437,979	698,507	739,472	8,244	174	90
倉敷市	1,807,519	529,227	1,278,292	13,501	134	95
福山市	780,800	743,500	37,300	11,851	66	3
下関市	1,869,787	1,125,293	744,494	6,298	297	118
高松市	3,622,328	2,422,133	1,200,195	11,543	314	104
松山市	4,019,777	2,938,500	1,081,277	12,493	322	87
高知市	1,154,131	501,443	652,688	6,146	188	106
久留米市	1,598,538	406,706	1,191,832	8,106	197	147
長崎市	1,846,707	706,100	1,140,607	9,823	188	116
大分市	1,746,539	697,600	1,048,939	12,639	138	83
宮崎市	1,260,314	390,118	870,196	10,164	124	86
鹿児島市	2,441,435	735,338	1,706,097	16,018	152	107
那覇市	2,299,208	888,297	1,410,911	9,320	247	151
大分市の位置付け					38番目	39番目

中学校では、生徒一人当たりの中学校費は 138 千円であり、中核市では 45 市中 38 番目という結果になり、中核市平均 228 千円と比較すると 90 千円の差が見られる。

また、建設請負費を控除した場合の中学校費を用いた場合は、生徒一人当たりの中学校費は 83 千円で 39 位という結果になり、中核市平均 113 千円と比較すると 30 千円の差が見られる。

以上の分析より、一般会計に占める教育費の割合や 1 人当たりの教育費の金額は他の中核市と比べて相対的には低い水準となっている。

教育費の項・目別の推移

当初予算金額を基準として以下のように教育費の項・目別の変動について分析を行った。

歳出 10 款　教育費における予算推移　　（単位:千円）

項	目	当初予算金額					
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
教育総務費	委員会費	6,734	7,269	6,759	7,198	7,212	9,129
	事務局費	2,218,085	2,105,854	2,289,185	1,737,147	1,557,056	1,640,306
	教育指導費	327,552	343,276	362,974	391,327	395,943	433,466
	教職員研修費	8,664	9,048	8,900	-	-	-
	教育センター費	-	-	-	492,719	490,189	544,539
	教育施設整備費	-	-	-	633,000	-	18,216
小学校費	学校管理費	2,944,990	2,669,703	2,548,814	2,386,170	2,240,660	2,276,640
	教育振興費	432,915	361,897	330,002	330,546	448,532	361,230
	学校建設費	2,006,712	2,124,500	1,231,000	1,535,000	1,059,500	3,117,071
中学校費	学校管理費	1,087,138	963,998	988,330	910,778	818,922	1,120,380
	教育振興費	295,988	363,739	281,316	280,631	280,617	338,916
	学校建設費	254,539	102,700	43,000	214,000	647,000	2,280,700
幼稚園費	幼稚園費	1,350,111	1,327,637	1,284,504	1,337,965	1,130,188	1,160,373
	幼稚園建設費	21,972	-	-	-	-	-
社会教育費	社会教育総務費	136,436	145,045	149,633	184,179	182,846	177,091
	文化財保護費	1,709,397	1,127,099	1,109,191	1,669,139	483,266	2,153,460
	エスペランサコレジオ費	53,608	46,768	42,486	67,984	39,257	42,335
	公民館費（所管外）	1,081,156	843,499	893,064	858,838	769,558	972,136

	青少年費	146,014	145,342	135,133	10,039	9,510	9,704
	少年自然の家費	188,580	188,200	140,715	131,829	121,277	208,845
	情報学習センター費	80,284	88,856	112,178	43,028	40,526	40,232
	歴史資料館費	119,050	122,216	147,888	114,878	123,394	131,279
	市民図書館費	205,216	219,540	719,956	299,599	299,242	324,875
	美術館費	338,847	382,378	425,464	442,875	365,730	481,349
	アートプラザ費	76,818	79,053	77,512	84,061	79,925	80,842
	海星館費	27,100	28,887	26,137	27,087	27,092	27,153
	いまいち山荘費	7,447	7,403	7,812	7,698	7,599	9,867
保健体育費	保健体育総務費	191,197	178,766	187,192	178,192	194,331	194,695
	体育振興費	103,192	114,641	142,526	99,654	107,357	120,075
	学校保健費	74,109	75,885	74,668	78,691	76,373	76,148
	体育施設管理費	204,270	211,424	215,354	210,216	227,767	244,871
	体育施設整備費	27,000	495,600	27,500	264,000	1,600	77,511
	温水プール費	49,568	48,627	48,570	48,205	47,797	48,419
	南大分体育館費	115,300	127,111	118,300	134,024	132,341	130,829
	学校給食共同調理場費	567,177	560,641	550,615	555,820	564,487	595,562
	学校給食費	371,477	299,127	314,378	295,164	113,769	120,784
教育費	合計	16,828,643	15,915,729	15,041,056	16,061,681	13,091,133	19,569,028
	合計（所管分のみ）	15,747,487	15,072,930	14,147,992	15,202,843	12,321,575	18,596,892

変動要因の分析

①　項：教育総務費、目：事務局費

平成 23 年度（2,218,085 千円）と平成 28 年度（1,640,306 千円）を比較すると 577,779 千円減少している。

主な要因は、平成 23 年の職員人件費 1,617,069 千円（78 名）が、平成 28 年度において 922,393 千円（76 名）に減少した影響である。これは人員に大きな変動はないが、平成 23 年度に退職金が発生したことによって人件費が多額になったことによるものである。

②　項：小学校費、目：学校管理費

平成 23 年度（2,944,990 千円）から平成 28 年度（2,276,640 千円）にかけて 668,350 千円減少している。

主な要因は、平成 23 年度の職員人件費は 1,319,917 千円（184 名）であるのに対し、平成 28 年度は 837,050 千円（120 名）に減少した影響である。これは学校主事や給食調理員

を正規職員から非正規職員に切り替えていった結果、人員と人件費が減少したことによる。また、非正規職員の人件費は教育総務費の事務局費に計上されている。

③　項：小学校費、中学校費、目：学校建設費

平成 28 年度の学校建設費（小学校費　学校建設費 3,117,071 千円、中学校費　学校建設費　2,280,700 千円）は先に記した碩田中学校区新設校施設整備事業の影響であり、小学校費で 2,882,071 千円、中学校費で 2,226,200 千円計上されている。

④　項：保健体育費、目：学校給食費

学校給食費は、調理場の改築事業が生じるか否かで大きな変動が生じている。平成 23 年度は大道小学校等の調理上の増改築工事に 296,747 千円計上されており、また、平成 25 年度は春日小学校等の調理上の増改築工事に 214,800 千円計上されていた。一方、平成 27 年度、28 年度においては増改築の予算は計上されていない。

（２）実施した監査手続

ⅰ）大分市の教育費の割合を他の中核市と比較した。
ⅱ）大分市の教育費の推移をみて変動要因の内容を検討した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・教育費の高い中核市と比較して、低い要因はどこにあるか
・教育費の過去からの推移を確認し、変動要因に合理性があるか

（３）監査の結果及び意見

問題点を把握するためのより詳細な分析【意見】

平成 27 年度に中核市教育長会が教育要覧を作成し、中核市ごとの教育費を集計しているが、大分市はその集計結果を分析し将来の意思決定に利用する必要がある。

一般会計に占める教育費の割合や 1 人当たり教育費の金額が他の中核市と比較して相対的に低い要因をより詳細に分析する必要がある。

効率的な運営等の合理的な理由により差が生じているのか、改善すべき点があるのか数値の中身を検討することで現状の問題点や今後の課題が明確になると思われる。

学校運営費

（1）概要

学校運営費は、学校を運営するうえで生じる支出であり、学校運営に必要な消耗品費、印刷製本費、光熱水費、備品購入費等が該当する。学校運営費の予算は、学校教育課、学校施設課、スポーツ健康教育課、各学校園に配当される。

学校運営費の分析

各学校に配当された学校運営費を生徒・児童・園児数で除し、１人当たりの学校運営費を算出し３期間の比較を行った。

ｉ）中学校

中学校における学校運営費の３期比較は以下のとおりとなっている。

生徒１人当たりの学校運営費

中学校	運営費決算額 （円）			生徒数(各年度の5月1日現在)			生徒1人当たりの運営費 （円）		
	H25年度	H26年度	H27年度	H25年度	H26年度	H27年度	H25年度	H26年度	H27年度
本課予算	213,106,122	207,485,202	197,016,241	－	－	－	－	－	－
碩田中学校	6,526,727	6,352,490	6,424,879	352	334	333	18,542	19,019	19,294
上野ケ丘中学校	6,968,182	7,055,418	6,784,145	455	433	455	15,315	16,294	14,910
王子中学校	7,221,074	7,860,800	7,787,169	509	525	551	14,187	14,973	14,133
大分西中学校	7,272,820	6,935,341	6,941,696	477	473	451	15,247	14,662	15,392
南大分中学校	9,178,515	9,256,369	9,264,495	788	820	784	11,648	11,288	11,817
城南中学校	6,164,014	6,763,934	6,710,301	402	379	428	15,333	17,847	15,678
滝尾中学校	9,572,612	9,823,213	10,302,021	938	974	981	10,205	10,085	10,502
城東中学校	8,787,619	8,930,988	8,797,164	720	706	697	12,205	12,650	12,621
原川中学校	7,397,741	7,344,700	7,290,662	505	496	464	14,649	14,808	15,713
明野中学校	9,476,320	8,994,268	8,928,513	855	831	778	11,083	10,823	11,476
鶴崎中学校	9,183,097	9,518,620	9,081,497	725	715	684	12,666	13,313	13,277
大東中学校	9,839,792	10,170,738	10,330,919	935	973	959	10,524	10,453	10,773
東陽中学校	6,842,793	7,061,549	7,004,700	390	384	385	17,546	18,389	18,194
戸次中学校	6,153,555	6,418,903	6,425,408	358	357	340	17,189	17,980	18,898
吉野中学校	4,313,549	4,554,894	4,806,911	149	156	148	28,950	29,198	32,479
竹中中学校	3,429,735	3,735,753	3,568,597	13	20	18	263,826	186,788	198,255
判田中学校	7,194,181	7,196,845	6,921,717	509	488	439	14,134	14,748	15,767
稙田中学校	6,971,831	6,900,165	7,006,702	400	390	394	17,430	17,693	17,784
稙田東中学校	7,622,635	8,230,761	7,716,244	544	539	503	14,012	15,270	15,340
稙田西中学校	5,918,573	6,410,940	6,289,694	292	288	276	20,269	22,260	22,789
稙田南中学校	8,261,218	7,995,778	7,673,144	594	574	602	13,908	13,930	12,746
賀来中学校	6,897,593	7,200,515	7,203,827	261	288	308	26,428	25,002	23,389
大在中学校	9,988,512	10,095,808	9,927,805	863	864	856	11,574	11,685	11,598
坂ノ市中学校	7,501,963	8,044,491	8,247,137	521	524	544	14,399	15,352	15,160
神崎中学校	4,376,053	4,027,374	4,503,725	132	124	111	33,152	32,479	40,574
佐賀関中学校	3,309,752	4,005,271	4,286,728	71	73	72	46,616	54,867	59,538
野津原中学校	3,812,411	3,921,633	4,085,486	56	62	60	68,079	63,252	68,091
竹中中学校二豊学園分校	1,830,417	2,152,049	2,250,601	13	16	12	140,801	134,503	187,550
稙田東中学校はばたき分校	－	－	940,785	－	－	6	－	－	156,798
合計	405,119,406	404,444,810	394,518,913	12,827	12,806	12,639	31,583	31,582	31,214

※本課予算は、学校教育課、学校施設課、スポーツ健康教育課に配当された金額の合計である。

学校運営費を全体で見てみると生徒数の減少に伴い減少しているが、１人当たりの運営費に大きな変動は生じていない。学校別では 600 人を超える大規模校は１人当たりの運営費は概ね 15 千円以内になっている。また、200 人を下回る小規模校は１人当たりの運営費は 30 千円を超えている。

ⅱ）小学校

小学校における学校運営費の３期比較は以下のとおりとなっている。

児童１人当たりの学校運営費

小学校	運営費決算額 （円）			児童数(各年度の5月1日現在)			児童1人当たりの運営費 （円）		
	H25年度	H26年度	H27年度	H25年度	H26年度	H27年度	H25年度	H26年度	H27年度
本課予算	460,681,864	455,214,655	451,845,530	－	－	－	－	－	－
金池小学校	6,025,941	6,216,067	6,287,123	727	734	747	8,289	8,469	8,416
長浜小学校	3,354,770	3,768,250	4,219,467	230	246	255	14,586	15,318	16,547
荷揚町小学校	2,787,043	3,276,323	3,208,733	196	187	162	14,220	17,520	19,807
中島小学校	4,521,751	4,791,651	4,665,471	286	288	284	15,810	16,638	16,428
春日町小学校	5,438,702	5,696,899	5,571,899	605	623	630	8,990	9,144	8,844
大道小学校	5,263,880	5,688,717	5,376,628	467	446	475	11,272	12,755	11,319
西の台小学校	6,564,520	6,659,252	7,297,365	939	951	969	6,991	7,002	7,531
南大分小学校	6,223,586	6,338,013	5,903,052	697	710	713	8,929	8,927	8,279
城南小学校	5,320,061	5,694,897	5,490,254	490	495	508	10,857	11,505	10,808
荏隈小学校	4,673,121	4,973,252	4,731,385	387	385	367	12,075	12,918	12,892
豊府小学校	6,981,315	7,038,885	6,928,491	950	906	924	7,349	7,769	7,498
八幡小学校	3,014,555	3,375,407	3,390,841	175	178	176	17,226	18,963	19,266
神崎小学校	2,446,410	2,770,622	2,754,001	47	44	40	52,051	62,969	68,850
滝尾小学校	7,037,488	7,248,888	7,026,976	935	883	851	7,527	8,209	8,257
下郡小学校	6,942,010	6,940,835	6,909,785	897	889	878	7,739	7,807	7,870
森岡小学校	3,423,276	4,022,462	3,785,111	237	228	223	14,444	17,642	16,974
東大分小学校	5,374,862	5,555,452	5,411,498	543	519	505	9,898	10,704	10,716
日岡小学校	4,987,834	5,135,623	5,144,522	440	427	432	11,336	12,027	11,909
桃園小学校	4,691,076	5,250,704	5,015,108	464	459	449	10,110	11,439	11,170
津留小学校	5,308,987	5,496,918	5,090,987	552	542	491	9,618	10,142	10,369
舞鶴小学校	4,231,507	4,560,158	4,623,690	315	317	313	13,433	14,385	14,772
住吉小学校	3,086,883	3,353,903	3,597,184	200	206	208	15,434	16,281	17,294
明野西小学校	5,205,903	5,445,744	5,272,404	537	496	488	9,694	10,979	10,804
明野東小学校	4,500,076	4,886,971	4,924,856	375	361	366	12,000	13,537	13,456
明野北小学校	5,410,817	5,757,090	5,595,535	618	604	608	8,755	9,532	9,203
三佐小学校	4,361,813	4,750,313	4,395,023	308	285	271	14,162	16,668	16,218
鶴崎小学校	4,472,515	4,869,494	4,821,408	348	322	321	12,852	15,123	15,020
別保小学校	7,312,857	7,776,685	7,531,544	1,006	1,009	1,013	7,269	7,707	7,435
明治小学校	6,716,264	7,200,508	7,196,648	847	883	954	7,929	8,155	7,544
明治北小学校	5,827,179	5,997,546	5,792,004	623	607	613	9,353	9,881	9,449
高田小学校	4,572,664	4,980,289	4,800,710	388	393	410	11,785	12,672	11,709
川添小学校	2,972,379	2,909,600	3,289,181	164	158	169	18,124	18,415	19,463
松岡小学校	6,486,639	6,884,031	7,121,014	936	951	1,009	6,930	7,239	7,057
戸次小学校	4,890,220	5,188,341	4,839,169	487	434	409	10,042	11,955	11,832
上戸次小学校	1,860,450	2,668,310	2,580,625	29	28	37	64,153	95,297	69,747
吉野小学校	3,979,692	4,289,947	4,231,499	292	270	258	13,629	15,889	16,401
竹中小学校	2,562,119	2,828,114	2,676,770	31	23	32	82,649	122,961	83,649
判田小学校	6,183,486	6,613,660	6,502,559	816	809	789	7,578	8,175	8,242
東稙田小学校	5,482,101	5,835,619	5,715,849	587	593	580	9,339	9,841	9,855
稙田小学校	4,890,227	5,309,659	5,303,946	473	475	486	10,339	11,178	10,913
賀来小学校	5,742,934	6,049,248	5,942,897	642	640	623	8,945	9,452	9,539
敷戸小学校	4,162,594	4,626,549	4,684,992	326	340	314	12,769	13,607	14,920
鴛野小学校	4,376,237	4,798,692	4,724,858	290	291	284	15,090	16,490	16,637
宗方小学校	4,818,815	5,211,293	5,330,475	461	482	487	10,453	10,812	10,946
横瀬小学校	4,576,844	4,808,443	4,606,894	324	325	343	14,126	14,795	13,431
横瀬西小学校	2,907,513	3,777,820	3,854,222	144	137	161	20,191	27,575	23,939
寒田小学校	5,314,995	5,941,885	6,064,088	605	589	602	8,785	10,088	10,073
田尻小学校	5,269,418	5,579,292	3,908,567	522	505	473	10,095	11,048	8,263
大在小学校	7,154,733	7,753,008	7,560,773	944	948	991	7,579	8,178	7,629
大在西小学校	6,769,846	7,206,454	7,385,086	960	985	979	7,052	7,316	7,543
丹生小学校	3,274,453	3,726,153	3,740,431	171	165	162	19,149	22,583	23,089
小佐井小学校	3,992,533	4,513,650	4,829,642	297	307	340	13,443	14,702	14,205
坂ノ市小学校	5,879,958	6,692,243	6,221,003	723	771	755	8,133	8,680	8,240
こうざき小学校	2,996,763	3,168,432	3,166,392	118	116	134	25,396	27,314	23,630
大志生木小学校	2,622,532	2,814,961	2,257,724	47	40	30	55,799	70,374	75,257
佐賀関小学校	3,204,002	2,914,921	3,200,756	116	100	98	27,621	29,149	32,661
野津原東部小学校	2,922,377	3,201,645	2,817,588	135	135	126	21,647	23,716	22,362
野津原中部小学校	2,550,931	2,768,808	3,016,363	43	45	50	59,324	61,529	60,327
野津原西部小学校	2,366,251	2,720,696	2,232,895	12	14	11	197,188	194,335	202,990
敷戸小学校はばたき分校	－	－	984,024	－	－	3	－	－	328,008
木佐上小学校	2,483,618	2,115,289	－	20	13	－	124,181	162,715	－
合計	739,456,190	753,649,236	743,395,515	26,544	26,312	26,379	27,858	28,643	28,181

児童数 600 人を超える大規模校は１人当たりの運営費は概ね 10 千円以内となっている。600 人から 300 人の中規模校は１人当たりの運営費は概ね 10 千円～15 千円となっており、300 人以下の小規模校は 15 千円を超え、敷戸はばたき分校を除いて、最も児童が少ない野津原西部小学校は１人当たり 202 千円と高い金額となっている。

ⅲ）幼稚園

幼稚園における学校運営費の 3 期比較は以下のとおりとなっている。

園児 1 人当たりの学校運営費

幼稚園	運営費決算額 （円）			園児数(各年度の5月1日現在)			園児1人当たりの運営費 （円）		
	H25年度	H26年度	H27年度	H25年度	H26年度	H27年度	H25年度	H26年度	H27年度
本課予算	27,690,280	28,662,331	29,912,254	－	－	－	－	－	－
金池幼稚園	503,719	639,045	416,698	74	80	64	6,807	7,988	6,511
春日町幼稚園	489,800	551,523	634,004	71	87	80	6,899	6,339	7,925
南大分幼稚園	378,923	320,400	283,135	42	11	15	9,022	29,127	18,876
城南が丘幼稚園	363,592	562,521	317,346	31	44	23	11,729	12,785	13,798
豊府幼稚園	350,481	360,689	290,190	30	36	24	11,683	10,019	12,091
滝尾幼稚園	403,555	478,600	469,909	59	72	74	6,840	6,647	6,350
東大分幼稚園	349,546	376,702	358,453	31	25	35	11,276	15,068	10,242
桃園幼稚園	389,698	389,911	350,746	39	34	31	9,992	11,468	11,314
津留幼稚園	323,228	331,617	309,365	24	17	23	13,468	19,507	13,451
舞鶴幼稚園	460,260	446,011	374,878	59	54	41	7,801	8,259	9,143
明野幼稚園	311,562	336,223	282,269	23	22	15	13,546	15,283	18,818
別保幼稚園	400,189	401,806	314,946	44	38	27	9,095	10,574	11,665
明治幼稚園	368,790	396,886	339,250	43	48	35	8,577	8,268	9,693
高田幼稚園	497,371	600,236	415,723	72	58	55	6,908	10,349	7,559
松岡幼稚園	637,003	539,683	458,800	81	84	77	7,864	6,425	5,958
戸次幼稚園	271,687	302,247	275,906	15	21	13	18,112	14,393	21,224
判田幼稚園	396,284	373,097	238,887	42	31	24	9,435	12,035	9,954
東稙田幼稚園	311,469	270,290	285,032	23	13	18	13,542	20,792	15,835
稙田幼稚園	467,466	278,054	298,882	37	20	20	12,634	13,903	14,944
賀来幼稚園	309,863	314,527	292,084	32	29	15	9,683	10,846	19,472
敷戸幼稚園	312,533	311,507	261,369	18	12	10	17,363	25,959	26,137
宗方幼稚園	436,614	413,462	573,399	61	58	54	7,158	7,129	10,619
寒田幼稚園	287,275	342,923	318,389	14	24	23	20,520	14,288	13,843
大在幼稚園	503,372	485,882	358,349	64	77	50	7,865	6,310	7,167
坂ノ市幼稚園	358,943	348,002	510,820	42	25	40	8,546	13,920	12,771
こうざき幼稚園	250,982	304,637	269,160	5	7	4	50,196	43,520	67,290
大志生木幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－
佐賀関幼稚園	318,306	311,206	283,083	28	23	14	11,368	13,531	20,220
野津原幼稚園	479,329	486,139	393,292	58	55	46	8,264	8,839	8,550
合計	38,622,120	39,936,157	39,886,618	1,162	1,105	950	33,238	36,141	41,986

全体的な園児数は減少傾向にあり、平成 25 年度と平成 27 年度を比較すると 210 人の減少がみられる。なお、減少に伴い１人当たりの運営費の額も 33 千円から 41 千円に増加している。

また、園児数 20 人を下回る幼稚園では１人当たりの運営費は 15 千円を超えており、最も園児の少ないこうざき幼稚園は１人当たり 67 千円となっている。

（２）実施した監査手続

ｉ）学校園別に過去３ヶ年の学校運営費の決算額を把握するとともに１人当たりの運営費の金額を算出して、比較検討を行った。
ⅱ）上記内容に対して各担当課にヒアリングを行い、その要因を検討した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・学校運営費が効果的・効率的に使用されているか
・１人当たりの学校運営費が高い学校園は、適正基本配置計画等で将来的な検討が行われているか

（３）監査の結果及び意見

１人当たりの学校運営費の分析【意見】

「大分市立小中学校適正基本配置計画」で統廃合が必要とされる過小規模校においては、1 人当たりの学校運営費は高い金額となっているが、このような学校は統廃合の計画の中で確認され、将来的には解消されると見られる。

学校園の適正配置に記載しているとおり、幼稚園については、私立幼稚園や認定こども園が増加していることから、今後は 1 人当たりの学校運営費も参考にしたうえで幼稚園の統廃合等を検討する必要がある。

来年度より市長部局として「子どもすこやか部」が設置され、保育園と幼稚園の管理を一元化する構想になっており、幼保一元化の検討を実施する際は、1 人当たりの学校運営費も１つの参考指標として利用して検討されたい。

２２．就学援助

（1） 概要

就学援助制度の目的

修学援助とは、経済的な理由により児童生徒を就学させることが困難な家庭に対して、小中学校教育で必要な学用品や給食などにかかる費用を市町村が負担する制度である。

学校教育法第 19 条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して、就学に必要な費用の援助を行うことにより、小・中学校における義務教育の円滑な実施を図ることを目的としている。

> 学校教育法第 19 条
>
> 経済的理由によって，就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては，市町村は必要な援助を与えなければならない。

就学援助認定者数の推移

小中学校別の就学援助認定者数の推移は以下のとおりとなっている。

年度	小学校			中学校			合計		
	児童数（人）	認定者（人）	援助率(%)	児童数（人）	認定者（人）	援助率(%)	児童数（人）	認定者（人）	援助率(%)
H.18	27,605	3,478	12.60	13,218	1,808	13.68	40,823	5,286	12.95
H.19	27,461	3,570	13.00	13,153	1,933	14.70	40,614	5,503	13.55
H.20	27,630	3,601	13.03	12,984	2,053	15.81	40,614	5,654	13.92
H.21	27,429	3,662	13.35	12,999	2,223	17.10	40,428	5,885	14.56
H.22	27,264	3,775	13.85	12,926	2,310	17.87	40,190	6.085	15.14
H.23	26,953	3,779	14.02	13,012	2,344	18.01	39,965	6,123	15.32
H.24	26,668	3,826	14.35	12,972	2,387	18.40	39,640	6,213	15.67
H.25	26,544	3,889	14.65	12,827	2,392	18.65	39,371	6,281	15.95
H.26	26,312	3,943	14.99	12,806	2,423	18.92	39,118	6,366	16.27
H.27	26,379	3,973	15.06	12,639	2,428	19.21	39,018	6,401	16.41

大分市においては就学援助を教員が呼びかける等の運動を行った結果、毎年援助率が増加している。9 年前の平成 18 年度と比較すると援助率は 3.46%増加しており、徐々に制度が侵透してきたと言える。

就学援助の対象者

就学援助を受けることができる者は、生活保護法による「要保護者」及び大分市教育委員会が認定する「準要保護者」である。

要保護者とは

生活保護法第 6 条第 2 項 この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているといないとにかかわらず、保護を必要とする状態にある者

準要保護者とは

生活保護法第 6 条第 2 項に規定する「要保護者」に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認めた者

大分市教育員会における準要保護児童生徒の認定基準

（1）前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者 ア　生活保護法に基づく保護の停止又は廃止 イ　地方税法第 295 条に基づく市町村民税の非課税、地方税法 323 条に基づく市町村民税の減免、地方税法 72 条の 62 に基づく事業税の減免又は地方税法第 72 条の 62 に基づく個人の事業税の減免又は地方税法第 367 条に基づく固定資産税の減免 ウ　国民年金法第 89 条及び 90 条に基づく国民年金の掛金の減免（1/4 免除は除く） エ　国民健康保険法第 77 条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予 オ　児童扶養手当法第 4 条に基づく児童扶養手当の支給 カ　生活福祉資金による貸付 キ　保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇い労働者又は職業安定所登録日雇い労働者 （2）世帯の総収入が生活保護法を基にして、別表に定める額の 1.25 倍以下となる者 （3）教育委員会が特に修学援助を必要であると認める者

給付費目

① 学用品費等

学用品費：児童生徒の持ち物で、各教科特別活動の学習に必要な学用品に要する経費

通学用品費：児童生徒の通学用品に要する経費

区分		給付額	給付時期	内訳
小学校	1 年生	11,420 円	前期 10 月中旬 後期 2 月上旬	学用品費
	2 年～6 年生	13,650 円		学用品費・通学用品費
中学校	1 年生	22,320 円		学用品費
	2 年～3 年生	24,550 円		学用品費・通学用品費

② 校外活動費

学校外に教育の場を求めて実施される学校行事としての活動に参加するための交通費・見学料。

区分	給付額	給付時期
小学校	1,550 円	年度末
中学校	2,240 円	

③ 体育実技用具費

体育の事業の実施に必要な体育実技用具の購入費。

区分	給付額	給付時期
中学校	柔道着、剣道着・防具の実費 （上限　7,510 円）	年度末

④ 新入学学用品費

新入学の児童生徒が必要とする、学用品費及び通学用品の購入費

区分	給付額	給付時期
小学校	20,470 円	7 月下旬
中学校	23,550 円	

⑤ 修学旅行費

修学旅行に係る経費のうち、補助対象となるもの

区分	給付額	給付時期
小学校	実費 （上限　21,190円）	5 月～6 月出発は 7 月下旬給付 10 月～11 月出発は 10 月　中旬給付
中学校	実費 （上限　57,290円）	10 月下旬

⑥ 通学費

通学に利用する交通機関の旅客運賃、片道の通学距離が小学校 4 ㎞、中学校 6 ㎞以上が対象

区分	給付額	給付時期
小学校	実費×2/3　（上限 39,290 円）	前期　10 月中旬 後期　年度末
中学校	実費×2/3　（上限 79,410 円）	

⑦ 学校給食費

学校給食法第 6 条 2 項に規定する学校給食費として負担することとなる実費額

区分	給付額	給付時期
小学校	実費	前期 10 月中旬（4 月～7 月分） 後期 2 月上旬（9 月～3 月分）
中学校	実費	

⑧ 医療費

学校保健安全法第 24 条の規定による疾病について夏期休業中の間治療に要する費用を医療機関に支払う

⑨ 宿泊研修費

少年自然の家等の宿泊研修にかかる経費の内、食事・シーツ洗濯代・宿泊費用・見学料

区分	支給額	給付時期
小学校	実費（上限　3,570 円）	4 月～8 月実施校は前期に給付 9 月以降実施校は後期に給付
中学校	実費（上限　6,010 円）	

認定事務

認定に係る事務の業務フローは以下のようになる。

児童生徒の保護者が学校に申請書を提出

⇩

各学校から教育企画課に送付され、申請書の審査が行われる

※審査の内容

教育委員会で申請書類や認定基準が充足しているかの確認が行われる。

⇩

認定者への対応

決定通知書を作成し、承諾書及び口座振り込み等依頼書を学校長経由で保護者に渡す。

不認定者への対応

不認定者に対しては市教委から直接「就学援助不決定通知書」を保護者に送付する。

給付事務

給付事務の業務フローは以下のようになる。

給付対象者を把握し、教育委員会から学校長へ給付人員・金額を通知

⇩

学校は給付対象者を確認し、学校長から教育委員会へ資金前渡請求書を提出

⇩

教育委員会から学校長の資金前渡口座に振り込みし、振り込みを学校長へ通知

⇩

学校長から保護者へ給付（口座振り込み又は手渡し）

⇩

学校長が教育委員会へ前渡資金精算書を提出

（２） 実施した監査手続

① 認定事務に関して以下の手続を実施した。

・認定に利用される学校企画課が集計した申請データと申請者の提出書類を突合し、所得計上額や家族構成に誤りが生じていないか確認を行った。

・学校企画課が作成しているデータを閲覧し、保留のまま放置されている者がいないか確認を行った。

② 給付事務に関して以下の監査手続を実施した。

・学校に保管されている通帳を閲覧して支払いが滞っているものがないか確認を行った。

・振込依頼書と振込口座の突合を行い、申請者に対して適正に給付されているか確認した。

・現金手渡しの場合、保護者からの領収書を受領することが必要となるため、学校訪問時に領収書の受領状況を確認した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・認定基準の判断に誤りが生じていないか

・認定の手続きが滞りなく実施されているか

・就学援助の支払いが滞留していないか

・申請された口座以外への支払いが生じていないか

・通帳を閲覧して、支出の時期、金額に不透明なものがないか

（３） 監査の結果及び意見

認定業務について【意見】

学校訪問時点の８月において、前年度就学援助を受給していたが当年度保留となっている児童が複数みられた。

前年度は就学援助から給食費を直接回収していたが、当年度は保留のため給食費が未納となったままであった。就学援助は、当初の審査から保留が３カ月以上続くと保護者あてに辞退扱いとする旨の文書を送付し、その後、連絡がなければ辞退として取り扱うこととしており、仮に辞退扱いとなれば、学校の方でも給食費の回収が困難になることが想定される。書類上の不備のため保護者側に問題があったケースではあるが、就学援助が必要な児童に対しては制度の趣旨が生かされるよう保護者と早めに連絡をとるなど早期に認定が実施されるような対応が必要である。

給付事務について【意見】

就学援助の給付状況を確認するため、学校訪問時に通帳の閲覧や学校主事に対して質問を実施したところ、銀行振込で就学援助を渡す場合は、大分市教育委員会から学校長口座に振り込まれた日に保護者口座への振り込みが行われていたが、現金で手渡しする場合は、学校長口座から現金を引き出した日から 1 週間程度学校の事務室の金庫に現金が保管された後に保護者に給付している学校があった。

金庫の中であっても学校内に現金を保管することは盗難や紛失のリスクがあるため避けるべきであり、保護者に渡す当日あるいは前日に現金を引き出すようにすべきである。

また、就学援助の給付状況を確認するため、学校訪問時に通帳の閲覧や学校主事に対して質問を実施したところ、学校長口座に振り込まれた修学旅行に係る就学援助 2,119,730 円のうち、2,062,440 円が現金で生徒の保護者に給付されている学校があった。

現金での給付は盗難や紛失のリスクがあるため可能な限り銀行振込で保護者に渡すことを検討されたい。

就学援助システムについて【意見】

九州の政令市と中核市の 49 先に対して就学援助の業務処理に関してシステムの導入状況を照会した結果、導入している市は 41 先、導入を検討している市は 3 先であり、大分市においては、他都市の状況を調査しているものの、いまだ具体的な導入の検討までには至っていない状況であった。

大分市の事務手続は、毎期申請があった児童や生徒の情報を新しく入力しているため業務的には非効率といえる。また、毎期データを新しく作成するため前期情報との比較も困難になっており、家庭状況の変化や前年度の問題状況が把握しづらくなっている。

就学援助システムの導入に至ってはコスト的な問題も生じるが、就学援助利用者が増加している状況を鑑みるとシステムによって管理する利点も大きいと思われることから導入の可否を検討されたい。

２３．組織、人員配置、人件費

小中学校の適正配置

（1）概要

適正配置の必要性

学校は、多くの子どもたちが集い、集団の機能を生かした教育活動を日常的に実践する中で、生きる力の効果的な育成を図る場であり、子どもたちの教育環境について考えるとき、学校において、こうした出会いや多様な集団活動の機会を保障するため、クラス替えが可能な標準規模の学校をできるだけ適正に配置することが望ましいと考えられている。

大分市における小中学校の人員構成

大分市の平成 28 年 5 月 1 日現在の児童・生徒数は以下のとおりとなっている。

小中学校の児童・生徒数（平成 28 年 5 月 1 日現在）

地区	中学校名	生徒数	小学校名	児童数	地区	中学校名	生徒数	小学校名	児童数
大分	上野ケ丘中学校	467	金池小学校	753	明野	明野中学校	733	明野東小学校	352
			長浜小学校	274				明野西小学校	495
	碩田中学校	344	荷揚町小学校	159				明野北小学校	598
			中島小学校	290	鶴崎	鶴崎中学校	697	鶴崎小学校	325
			住吉小学校	214				三佐小学校	274
	王子中学校	544	大道小学校	464				別保小学校	1,027
			春日町小学校	622		東陽中学校	373	別保小学校	1,027
			西の台小学校	962				高田小学校	432
	大分西中学校	451	春日町小学校	622				川添小学校	161
			西の台小学校	962		大東中学校	1,023	明治小学校	996
			八幡小学校	167				松岡小学校	1,013
			神崎小学校	35				明治北小学校	631
	南大分中学校	791	南大分小学校	707	稙田	稙田中学校	405	宗方小学校	496
			豊府小学校	923				稙田小学校	498
	城南中学校	422	城南小学校	512		稙田西中学校	260	宗方小学校	496
			荏隈小学校	383				稙田小学校	498
	城東中学校	655	津留小学校	474				横瀬小学校	349
			舞鶴小学校	297				横瀬西小学校	173
			東大分小学校	485		稙田東中学校	511	敷戸小学校	303
	滝尾中学校	968	滝尾小学校	794				鴛野小学校	279
			下郡小学校	889				寒田小学校	610
			森岡小学校	210		稙田南中学校	585	寒田小学校	610
	原川中学校	442	日岡小学校	403				東稙田小学校	572
			桃園小学校	466				田尻小学校	451
			明治北小学校	631		賀来中学校	324	賀来小学校	616
大南	戸次中学校	303	上戸次小学校	42	大在	大在中学校	870	大在西小学校	975
			戸次小学校	375				大在小学校	989
	吉野中学校	138	吉野小学校	236	坂ノ市	坂ノ市中学校	563	坂ノ市小学校	760
	竹中中学校	17	竹中小学校	34				丹生小学校	165
	判田中学校	424	判田小学校	760				小佐井小学校	359
佐賀関	神崎中学校	96	こうざき小学校	151	野津原	野津原中学校	78	野津原東部小学校	128
	佐賀関中学校	65	佐賀関小学校	92				野津原中部小学校	42
分校	はばたき分校	5	はばたき分校	9				野津原西部小学校	10
	二豊学園分校	6							

大分市に小学校 59 校、中学校 29 校が配置されている。春日町小学校や西の台小学校などの小学校は中学校区が重複しているため、生徒の居住地によって中学校が決定される。

小学校区で児童が 900 人以上の大規模校は別保小学校（1,027 人）、松岡小学校（1,013 人）、明治小学校（996 人）大在小学校（989 人）、大在西小学校（975 人）、西の台小学校（962 人）となっている。現状の児童数から推測すると今後、1 年から 3 年の間で大東中学校や大在中学校は生徒数が増加することが想定される。このような状況に対応するため、大東中学校では、プレハブ校舎の設置、大在中学校では南校舎の増改築や北西校舎の改築工事が行われている。

一方、児童が 100 人以下の小規模校は、佐賀関小学校（92 人）、上戸次小学校（42 人）、野津原中部小学校（42 人）、神崎小学校（35 人）、竹中小学校（34 人）、野津原西部小学校（10 人）となっている。このような小規模校は後述する「大分市立小中学校適正基本配置計画」において統廃合が検討されている。

大分市立小中学校適正基本配置計画

平成 24 年 3 月に作成された「大分市立小中学校適正基本配置計画」では、適正配置の基本的な考え方を以下のように示している。

ｉ）適正配置の方策

標準的な規模でない場合に適正配置を実施する際の方策については、標準的な規模に満たない場合と超える場合とに分け、それぞれ次の３つを基本として検討する。

〈標準的な規模に満たない学校の方策〉

① 通学区域の再編

近隣に規模の大きな学校がある場合、対象となる規模の小さな学校の通学区域に規模の大きな学校の通学区域の一部を編入すること。

② 隣接校との統合

隣接して小規模な学校や標準的な規模の学校がある場合、規模や通学条件などを考慮したうえで、統合すること。

③ 小規模特認校制度の活用

学校の教育活動に特色を持たせ、市内全域から希望する児童生徒を受け入れる小規模特認校とすること。

〈標準的な規模に満たない学校の方策〉

① 通学区域の再編

近隣に小規模な学校や標準的な規模の学校があり、通学距離や規模、施設などに問題がない場合には、通学区域の一部を周辺の学校の通学区域に編入すること。

② 学校の分離新設

通学区域の再編が困難で、学校用地の確保はできるなどの条件が整う場合は、学校を分離新設すること。

③ 施設整備での対応通学区域の再編

学校の分離新設のいずれも困難な場合は、学級数に応じた施設整備によって対応すること。

ただし、現在、標準的な規模を超える学校であっても、将来的には児童生徒数の減少が予想されることから、次の各項のいずれかに該当する場合には、施設整備による対応を検討するなど、分離新設によらない方策により、教育環境の整備を図ることとする。

- 一時的に 31 学級以上となるものの、その後減少傾向となることが見込まれる場合
- 31 学級以上になることが短期間と見込まれ、かつ分離新設するための用地の確保が困難な場合

ⅱ）対象校の選定基準

本基本計画での対象校の選定基準は、学校規模と校舎の状況を観点とし、次の①、②のいずれかの基準に該当する場合に、適正配置を検討する対象校とされる。

① 学校規模

学校規模については、標準規模校以外の学校を対象とする。 しかしながら、学校規模は毎年変動することが予想されることから、適正配置の対象校選定にあたっては、平成 21 年～23 年まで 3 年連続し、その状況が平成 29 年まで継続すると予想される学校とする。

② 校舎の状況

校舎の状況については、平成 23 年 3 月 31 日を基準日とし、建築経過年数が 50 年以

上の学校を対象とする。ただし、建築経過年数が 50 年以上の学校であっても、平成 23 年度において改築中である学校及び平成 29 年度まで継続して標準規模校である場合は、対象から除外する。

学校規模の違いによる教育効果や学校運営などの観点や国の基準、本市の実情などを勘案し、学級数による学校規模の基準を下表のとおり区分し、小中学校とも通常の学級数が 12 学級から 24 学級までの学校を標準規模校とする。

1 ～ 5	6 ～ 11	12 ～ 24	25 ～ 30	31 ～
過小規模校	小規模校	標準規模校	大規模校	過大規模校

学校教育法施行規則
（学級数）
第 41 条 小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を基準とする。ただし、地域 の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。
（準用規定）
第 79 条 第 41 条から第 49 条まで、(略) 第 68 条までの規定は、中学校に準用する。

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令
（適正な学校規模の条件）
第 4 条 法第 3 条第 1 項第 4 号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。
（1） 学級数がおおむね 12 学級から 18 学級までであること。
2 5 学級以下の学級数の学校と前項第 1 号に規定する学校数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「18 学級」とあるのは、「24 学級」とする。

ⅲ）選定基準に該当する中学校区とその順序性

適正配置の選定基準に該当する学校が含まれる中学校区は、全 27 中学校区中 18 中学校区となる。小中学校の適正配置は、今後、中・長期的な観点に立って継続的に検討する必要 があることから、この 18 中学校区について、「早期に検討すべき中学校区」と「将来的に検討すべき中学校区」の 2 つに区分したうえで、検討を進める。なお、今後の児童生徒

数の推移等により、過大規模校の状況が数年間継続し、教育活動に著しく支障をきたすことが予想される場合などは、必要に応じ前述の「標準的な規模を超える学校の方策」について検討する。

① 早期に検討すべき中学校区

現在、複式学級編制の過小規模校となっている小学校又は校舎の建築経過年数が 50 年以上の複数の小学校を含む中学校区については、可能な限り早期に教育環境の充実が望まれることから、以下の 6 中学校区を本基本計画における適正配置検討の対象校区とする。

○碩田中学校区　○大分西中学校区　○戸次中学校区　○竹中中学校区
○神崎中学校区　○野津原中学校区

② 将来的に検討すべき中学校区

上記の 6 中学校区を除く 12 中学校区については、将来的に検討すべき対象校区とする。

○上野ヶ丘中学校区　○南大分中学校区　○滝尾中学校区　○鶴崎中学校区
○大東中学校区　○東陽中学校区　○吉野中学校区　○稙田西中学校区
○賀来中学校区　○大在中学校区　○坂ノ市中学校区　○佐賀関中学校区

ⅳ）優先順位の決定

本基本計画の対象 6 中学校区には、複式学級編制の過小規模校となっている小学校又は校舎の建築経過年数が 50 年以上の小学校が含まれており、可能な限り早期に 教育環境の充実が望まれる。 その中でも、校舎の建築経過年数が 50 年以上の小学校については、今後改築等が必要になることから、優先して協議を始める。また、過小規模校のある 5 中学校区の中には、優先順位を決めて協議を始め、平成 33 年度までの 10 年間で、適正配置の取組を進める。

優先順位１･･･校舎の建築経過年数が 50 年以上の複数の小学校を含む中学校区
碩田中学校区

優先順位２ ･･･ 過小規模校を含み、対象校が 3 校以上ある中学校区
神崎中学校区、野津原中学校区

優先順位３ ･･･ 現在小規模特認校に指定されている小学校を含むか、又は市街化調整区域における土地利用規制の緩和が実施されている中学校区
大分西中学校区、戸次中学校区、竹中中学校区

大分市立小中学校適正配置基本計画の進捗状況

優先順位１　碩田中学校区

大分市教育委員会では、平成 26 年 2 月に「碩田中学校区適正配置実施計画基本方針」、平成 27 年 2 月には「碩田中学校区適正配置実施計画推進方針」を策定している。

平成 27 年 4 月 21 日には、施設一体型小中一貫教育校の開校準備を円滑に推進するうえから、地域住民の代表者や保護者、学校関係者等で構成する碩田中学校区新設校開校準備委員会が発足し、新設校の特色ある教育活動等について協議が行われた。

そのような経緯もあり、平成 29 年 4 月 1 日より小中一貫校教育の大分市立碩田学園が開校する予定となっており、基本計画の内容は概ね達成できていると思われる。

優先順位２　神崎中学校区、野津原中学校区

ｉ）神崎中学校区

大分市立小中学校適正配置基本計画の中で優先順位２に位置づけている神崎中学校区では、地域住民の代表者や保護者、学校関係者等により構成する「神崎中学校区適正配置地域協議会」から、10 回の協議を経て取りまとめた報告書が平成 27 年 10 月に教育委員会に提出され、これを受けて、平成 28 年１月に「神崎中学校区適正配置実施計画」が策定されている。

その後、平成 28 年６月には、本実施計画に沿って、小中一貫教育校の運営や小規模特認校制度の導入などの取り組みを円滑に推進するため、地域住民の代表者や保護者等で構成する「神崎中学校区統合校運営委員会」が発足した。

そのような経緯の中、平成 27 年 3 月に木佐上小学校、平成 28 年 3 月に大志生木小学校がこうざき小学校と統合を行っている。

ⅱ）野津原中学校区

野津原中学校区については、「野津原中部小学校、野津原西部小学校の 2 小学校を野津原東部小学校に統合し、野津原中学校との小中一貫教育の充実を図ります。」との方向性を示し、地域における合意形成を図るため、地域住民の代表者や保護者、学校関係者等で構成する野津原中学校区適正配置地域協議会が平成 26 年 5 月 21 日に発足している。

本協議会は、平成 26 年 5 月から平成 27 年 11 月まで、11 回にわたる会議を開催し、適正配置の目指すべき方向性や具体的方策に関することなどについて議論を重ね、平成 27 年 11 月 19 日に「野津原中学校区の適正配置に係る報告書」が大分市教育委員会に提出され、大分市教育委員会では、この報告書の内容を十分に尊重して「野津原中学校区適正配置実施計画」を平成 28 年 2 月に策定している。

優先順位３　大分西中学校区、戸次中学校区、竹中中学校区

優先順位 3 の 3 校区に関しては、過少規模校が存在しているため、統廃合もしくは小規模特認校として存続が協議されている。「大分市立小中学校適正配置基本計画」の定例会で保護者、地域住民、学校長との協議内容が報告されている。

小規模特認校制度とは

自然豊かな環境に恵まれた小規模校を中心にして、離れた地域からでも入学できる学校の運営体制を示す。大分市では大分西中学校区の神埼小学校と戸次中学校区の上戸次小学校が対象となっている。

大分市立小中学校適正基本配置計画の分析

「大分市立小中学校適正配置基本計画」は平成 24 年 3 月に作成されており、その時点の予測人員と現在の人員（平成 28 年 5 月 1 日）を比較して、計画を変更しなければならない事項や、新規に検討すべき学校が発生していないか検討を行った。

平成 24 年時点の予測値と現在の実績値の比較結果は以下のとおりである。

大分市立小中学校適正基本配置計画時点予測値と実績値との比較（**小学校**）

小学校	①基本計画時の平成28年予測値		②平成28年5月1日		差異(②-①)		小学校	①基本計画時の平成28年予測値		②平成28年5月1日		差異(②-①)	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
金池小学校	665	22	753	23	88	1	高田小学校	406	14	432	14	26	－
長浜小学校	252	11	274	9	22	-2	川添小学校	184	6	161	6	-23	－
荷揚町小学校	282	11	159	6	-123	-5	松岡小学校	870	27	1,013	32	143	5
中島小学校	361	13	290	11	-71	-2	戸次小学校	361	13	375	13	14	－
春日町小学校	670	22	622	20	-48	-2	上戸次小学校	17	4	42	4	25	－
大道小学校	566	19	464	14	-102	-5	吉野小学校	246	10	236	9	-10	-1
西の台小学校	848	25	962	30	114	5	竹中小学校	34	4	34	4	－	－
南大分小学校	853	25	707	22	-146	-3	判田小学校	642	19	760	24	118	5
城南小学校	547	19	512	18	-35	-1	東稙田小学校	516	17	572	18	56	1
荏隈小学校	424	14	383	14	-41	－	稙田小学校	449	15	498	17	49	2
豊府小学校	944	29	923	27	-21	-2	賀来小学校	654	20	616	20	-38	－
八幡小学校	189	7	167	6	-22	-1	敷戸小学校	304	12	303	11	-1	-1
神崎小学校	20	4	35	4	15	－	鴛野小学校	325	12	279	12	-46	－
滝尾小学校	859	25	794	24	-65	-1	宗方小学校	455	15	496	17	41	2
下郡小学校	1,074	33	889	26	-185	-7	横瀬小学校	276	12	349	13	73	1
森岡小学校	325	11	210	8	-115	-3	横瀬西小学校	143	6	173	7	30	1
東大分小学校	595	20	485	17	-110	-3	寒田小学校	640	21	610	20	-30	-1
日岡小学校	510	18	403	13	-107	-5	田尻小学校	412	14	451	14	39	－
桃園小学校	517	17	466	15	-51	-2	大在小学校	1,142	34	975	29	-167	-5
津留小学校	533	17	474	16	-59	-1	大在西小学校	1,026	32	989	29	-37	-3
舞鶴小学校	375	13	297	12	-78	-1	丹生小学校	140	6	165	6	25	－
住吉小学校	216	8	214	9	-2	1	木佐上小学校	23	4	－	－	-23	-4
明野西小学校	510	17	495	17	-15	－	小佐井小学校	375	14	359	14	-16	－
明野東小学校	305	11	352	13	47	2	坂ノ市小学校	664	22	760	23	96	1
明野北小学校	634	20	598	20	-36	－	こうざき小学校	108	6	151	6	43	－
三佐小学校	309	12	274	11	-35	-1	大志生木小学校	32	4	－	－	-32	-4
鶴崎小学校	351	13	325	13	-26	－	佐賀関小学校	129	6	92	6	-37	－
別保小学校	1,036	32	1,027	31	-9	-1	野津原東部小学校	106	6	128	6	22	－
明治小学校	887	27	996	31	109	4	野津原中部小学校	38	6	42	5	4	-1
明治北小学校	717	23	631	20	-86	-3	野津原西部小学校	14	3	10	3	-4	－
							合計	27,105	922	26,252	882	-853	-40

大分市立小中学校適正基本配置計画時点予測値と実績値との比較（**中学校**）

中学校	①基本計画時の平成28年予測値		②平成28年5月1日		差異（②−①）	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
碩田中学校	374	12	344	10	−30	−2
上野ケ丘中学校	428	13	467	14	39	1
王子中学校	679	20	544	16	−135	−4
大分西中学校	459	14	451	14	−8	−
南大分中学校	854	25	791	22	−63	−3
城南中学校	463	14	422	13	−41	−1
滝尾中学校	1,044	31	968	28	−76	−3
城東中学校	745	22	655	18	−90	−4
原川中学校	511	15	442	13	−69	−2
明野中学校	832	24	733	21	−99	−3
鶴崎中学校	722	21	697	21	−25	−
大東中学校	1,180	35	1,023	30	−157	−5
東陽中学校	393	13	373	12	−20	−1
戸次中学校	302	9	303	9	1	−
吉野中学校	150	6	138	5	−12	−1
竹中中学校	20	3	17	3	−3	−
判田中学校	433	13	424	13	−9	−
稙田中学校	404	13	405	12	1	−1
稙田東中学校	576	17	511	15	−65	−2
稙田西中学校	285	9	260	9	−25	−
稙田南中学校	635	19	585	17	−50	−2
賀来中学校	336	11	324	10	−12	−1
大在中学校	967	28	870	25	−97	−3
坂ノ市中学校	604	18	563	17	−41	−1
神崎中学校	100	3	96	3	−4	−
佐賀関中学校	65	3	65	3	−	−
野津原中学校	96	3	78	3	−18	−
合計	13,657	414	12,549	376	−1,108	−38

小学校においては、予測値と実績値に 100 人以上の差異があった学校は荷揚町小学校など 12 校、中学校では王子中学校、大東中学校の 2 校であった。しかし、統廃合の優先順位を高く設定している過小規模校に新規に該当する学校は生じていない。

平成 28 年 5 月度において、過大規模校に該当する学校は、別保小学校（31 学級）、明治小学校（31 学級）、松岡小学校（32 学級）である。過大規模校に関しては将来的に検討すべき中学校区とされており、33 年度以降に再検討が行われる予定となっている。

また、過小規模校に該当する学校は神崎小学校（4 学級）、上戸次小学校（4 学級）、竹中小学校（4 学級）、野津原西部小学校（3 学級）である。過小規模校に関しては、「大分市立小中学校適正配置基本計画」で平成 33 年度までに見直しが予定されている。

（2）実施した監査手続

・大分市立小中学校適正基本配置計画の実施状況を検証した。
・大分市立小中学校適正基本配置計画が作成された平成 24 年 3 月より、計画を修正すべき事象が生じていないか確認するため、計画作成時点の予測生徒・児童数と現時点の生徒・児童数の比較を行った。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・大分市立小中学校適正基本配置計画の実施状況及び計画変更の必要性

（3）監査の結果及び意見

小中学校の適正配置について【意見】

大分市立小中学校適正基本配置計画では優先順位 3 として位置付けられている戸次中学校区の上戸次小学校と竹中中学校区の竹中小学校は隣接する学校であり、平成 34 年度までに以下のように児童数が減少することが想定されている。

平成 28 年度の児童数、学級数

学校名	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計	
	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
上戸次小学校	6	1	16	1	4	－	9	1	5	－	2	1	42	4
竹中小学校	8	1	7	－	5	1	2	－	8	1	4	1	34	4

平成 34 年度の児童数、学級数（予測値）

学校名	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計	
	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
上戸次小学校	3	1	1	－	3	1	4	－	2	1	3	1	16	4
竹中小学校	2	1	4	－	4	1	5	－	4	1	2	1	21	4

※小規模特認校制度による校区外からの転入の児童数は不明なため含めていない。

平成 28 年から平成 34 年にかけて上戸次小学校では 26 名の児童数の減少、竹中小学校では 13 名の児童数の減少が見込まれている。

上戸次小学校には小規模特認校制度が導入されているが、隣接する竹中小学校においては児童の取り合いが生じることも懸念されるため小規模特認校制度の導入は行われていない。そのため、小規模特認校制度が導入されていない竹中小学校では児童数確保が困難な状況となっている。

「大分市立小中学校適正基本配置計画」では上戸次小学校と戸次小学校を統合し、竹中小学校を小規模特認校とするような計画が練られている。計画の合理性は認められるが、現時点においては地域住民との協議中であり、計画の実現可能性は不透明である。目標の平成 33 年度までに達成できるように地域住民の調整を図る必要がある。

幼稚園の適正配置

（1）概要

基本的な方針

大分市立幼稚園の適正配置に関しては、平成 21 年 8 月に作成された「大分市幼児教育振興計画」を平成 26 年度までを第 1 期期間として運用したが、子ども子育て支援新制度の導入にあたり、「新制度開始にあたっての幼児教育の実施方針」が平成 27 年 3 月に作成され、現在はこの方針に沿った運用が行われている。

「新制度開始にあたっての幼児教育の実施方針」では、適正配置や多年生保育の拡大などの市立幼稚園のあり方については、新制度初年度となる平成 27 年度の市立幼稚園の園児数の推移、私立の幼稚園や保育所の認定こども園への移行状況や保育所待機児童数の状況等を見極めながら、今後、大分市全体として総合的に検討を行うこととしている。

園児数の推移

過去 4 年間の園児数の推移と幼稚園の定員に対する園児数の割合は以下のとおりとなっている。

園児数の推移

幼稚園	定員（人数）	平成25年5月1日（人数）	平成26年5月1日（人数）	平成27年5月1日（人数）	平成28年5月1日（人数）	平成28年5月1日時点での定員に対する割合	コメント
東大分幼稚園	90	31	25	35	20	22.2%	
金池幼稚園	150	74	80	64	63	42.0%	2年制保育
南大分幼稚園	90	42	11	15	16	17.8%	
滝尾幼稚園	210	59	72	74	59	28.1%	2年制保育
春日町幼稚園	120	71	87	80	64	53.3%	2年制保育
城南が丘幼稚園	120	31	44	23	9	7.5%	
津留幼稚園	180	24	17	23	24	13.3%	
舞鶴幼稚園	120	59	54	41	49	40.8%	2年制保育
豊府幼稚園	150	30	36	24	29	19.3%	
桃園幼稚園	120	39	33	31	34	28.3%	
明野幼稚園	150	23	22	15	12	8.0%	
別保幼稚園	90	44	38	27	20	22.2%	
明治幼稚園	150	43	48	35	26	17.3%	
高田幼稚園	80	72	58	55	61	76.3%	2年制保育
松岡幼稚園	80	81	84	77	65	81.3%	2年制保育
戸次幼稚園	150	15	21	13	10	6.7%	
判田幼稚園	80	42	31	24	15	18.8%	
東稙田幼稚園	90	23	13	18	12	13.3%	
稙田幼稚園	120	37	20	20	18	15.0%	
宗方幼稚園	120	61	58	54	41	34.2%	2年制保育
寒田幼稚園	120	14	24	23	20	16.7%	
賀来幼稚園	90	32	29	15	20	22.2%	
敷戸幼稚園	120	18	12	10	9	7.5%	
大在幼稚園	120	64	77	50	31	25.8%	
坂ノ市幼稚園	120	42	25	40	34	28.3%	
こうざき幼稚園	25	5	7	4	－	0.0%	平成28年度より休園
大志生木幼稚園	25	－	－	－	－	－	平成28年度に廃園
佐賀関幼稚園	50	28	23	14	12	24.0%	2年制保育
野津原幼稚園	90	58	55	46	46	51.1%	2年制保育
合計	3,195	1,162	1,104	950	819	25.6%	

市立幼稚園の園児数は 4 年間で 343 人減少、平成 28 年 5 月 1 日時点の定員に対する割合は 25.6%となっており、施設の定員充足率は低い状況となっている。城南が丘幼稚園、明野幼稚園、戸次幼稚園、敷戸幼稚園の 4 園は定員に対する割合が 10%を下回っており非常に低い定員充足率になっている。

また、2 年制保育を行っている市立幼稚園は平成 28 年 5 月 1 日において 28 園中 9 園となっている。

市立幼稚園全体での園児数の変動は以下のとおりとなっている。

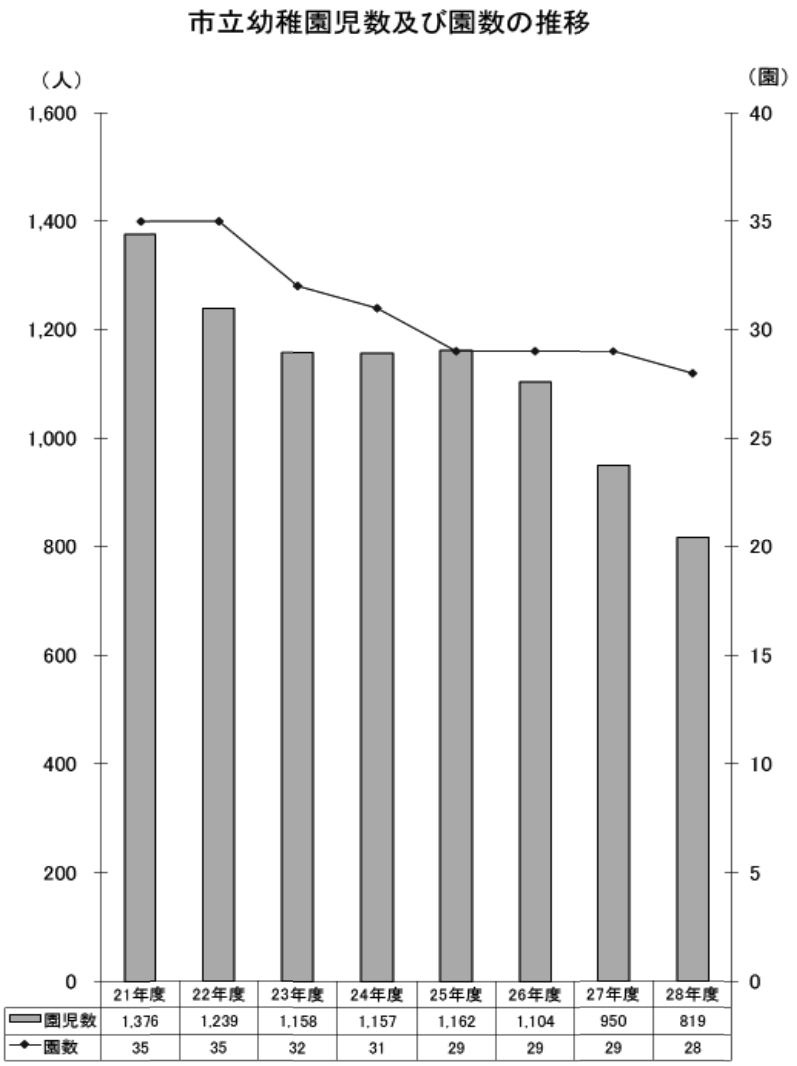

市立幼稚園の園児数の推移をみると平成 21 年度から減少傾向にあり、平成 27 年度には子ども・子育て支援新制度の施行により認定こども園 1 号利用者数の増加に伴い市立幼稚園の園児数はさらに減少している。

市立幼稚園の設置数を中核市と比較

市立幼稚園の割合や幼稚園 1 園当たりの園児数を他の中核市と比較した結果は以下のとおりとなっている（平成 20 年度の資料）。

平成20年度　中核市の園数・市立園数割合等

①市立園数

	都市名	園数
1	岡山市	71
2	姫路市	61
3	倉敷市	59
4	奈良市	40
5	大分市	36
6	高松市	29
7	下関市	24
8	高槻市	23
9	西宮市	21
10	福山市	20
11	東大阪市	19
12	いわき市	18
13	富山市	15
14	豊田市	15
15	和歌山市	13
16	熊本市	7
17	松山市	5
18	函館市	4
19	盛岡市	4
20	岐阜市	4
21	長崎市	4
22	鹿児島市	4
23	.相模原市	3
24	岡崎市	3
25	横須賀市	2
26	柏市	1
27	高知市	1
28	宮崎市	1
29	旭川市	0
30	青森市	0
31	秋田市	0
32	郡山市	0
33	宇都宮市	0
34	川越市	0
35	船橋市	0
36	金沢市	0
37	長野市	0
38	豊橋市	0
39	久留米市	0
	合計	471

②市立・私立・国立幼稚園数に対する市立幼稚園の割合

	都市名	市立園数	私立園数	国立園数	計	割合(%)
1	姫路市	61	11	0	72	84.7
2	岡山市	71	14	1	86	82.6
3	倉敷市	59	15	0	74	79.7
4	奈良市	40	14	2	56	71.4
5	高槻市	23	10	0	33	69.7
6	下関市	24	15	0	39	61.5
7	大分市	36	28	1	65	55.4
8	高松市	29	26	1	56	51.8
9	福山市	20	23	0	43	46.5
10	東大阪市	19	24	0	43	44.2
11	豊田市	15	21	0	36	41.7
12	和歌山市	13	20	0	33	39.4
13	西宮市	21	40	0	61	34.4
14	富山市	15	29	1	45	33.3
15	いわき市	18	38	0	56	32.1
16	函館市	4	23	1	28	14.3
17	盛岡市	4	26	2	32	12.5
18	岡崎市	3	21	0	24	12.5
19	熊本市	7	48	1	56	12.5
20	松山市	5	46	1	52	9.6
21	岐阜市	4	39	0	43	9.3
22	長崎市	4	49	1	54	7.4
23	鹿児島市	4	65	1	70	5.7
24	.相模原市	3	50	0	53	5.7
25	横須賀市	2	37	0	39	5.1
26	高知市	1	21	1	23	4.3
27	柏市	1	33	0	34	2.9
28	宮崎市	1	42	1	44	2.3
29	旭川市	0	31	1	32	0.0
30	青森市	0	33	0	33	0.0
31	秋田市	0	31	1	32	0.0
32	郡山市	0	34	0	34	0.0
33	宇都宮市	0	49	1	50	0.0
34	川越市	0	32	0	32	0.0
35	船橋市	0	45	0	45	0.0
36	金沢市	0	37	1	38	0.0
37	長野市	0	29	1	30	0.0
38	豊橋市	0	29	0	29	0.0
39	久留米市	0	30	0	30	0.0
	合計	471	1,180	19	1,670	28.2

③市立・私立・国立1園当たりの園児数

都市名	園児数/園
岡崎市	249.0
柏市	247.9
船橋市	227.9
.相模原市	214.1
宇都宮市	199.1
川越市	197.5
横須賀市	190.6
岐阜市	186.6
松山市	184.0
郡山市	183.6
東大阪市	164.7
西宮市	164.5
熊本市	161.0
豊橋市	156.4
秋田市	149.9
長野市	149.3
豊田市	148.2
高槻市	143.8
和歌山市	141.8
高松市	132.3
金沢市	129.1
盛岡市	128.3
久留米市	126.1
鹿児島市	125.8
函館市	117.8
高知市	111.7
福山市	109.5
旭川市	103.3
富山市	100.1
青森市	99.7
いわき市	97.8
大分市	95.4
岡山市	94.7
宮崎市	92.3
長崎市	88.7
奈良市	83.9
倉敷市	79.9
下関市	66.7
姫路市	60.0
平均	137.1

④市立・私立・国立1園当たりの3～5歳児の幼児数

	都市名	幼児数/園
1	岡崎市	480.2
2	豊橋市	400.0
3	高知市	393.5
4	久留米市	380.8
5	長野市	366.5
6	船橋市	366.4
7	豊田市	363.4
8	.相模原市	356.5
9	熊本市	348.1
10	金沢市	328.2
11	東大阪市	312.5
12	柏市	310.6
13	福山市	308.9
14	宇都宮市	298.8
15	高槻市	298.5
16	郡山市	297.2
17	和歌山市	291.6
18	川越市	277.4
19	横須賀市	273.9
20	松山市	265.8
21	岐阜市	263.3
22	旭川市	261.8
23	富山市	250.6
24	盛岡市	248.7
25	西宮市	246.1
26	宮崎市	239.6
27	秋田市	238.6
28	鹿児島市	238.1
29	岡山市	234.8
30	青森市	233.5
31	高松市	222.7
32	姫路市	220.5
33	函館市	217.2
34	大分市	208.5
35	長崎市	203.3
36	倉敷市	193.8
37	いわき市	170.5
38	下関市	169.6
39	奈良市	163.6
	平均	270.6

※ 合計数・平均値は大分市を除いた数値

（大分市幼児教育振興計画　より）

資料としては少し古いが、平成 20 年度時点において中核市と比較してみると、市立幼稚園の設置数 39 市中 5 番目であり、市立、私立、国立幼稚園に対する市立幼稚園の割合は 39 市中 7 番目に高い結果となっていた。しかし、1 園当たり幼児数は 95.4 人で 39 市中 32 番目となっており、大分市の幼稚園設置数は明らかに過剰であると見てとれる。

現在は休園の 1 園を含めると、28 園となっているがこれを平成 20 年の中核市比較に当

てはめてみても 7 番目の数値となり、過剰は解消されていない。

市立幼稚園と私立幼稚園等との比較

国立幼稚園、私立幼稚園、市立幼稚園、認定こども園 1 号利用者数の 5 歳児の割合は以下のようになっている。

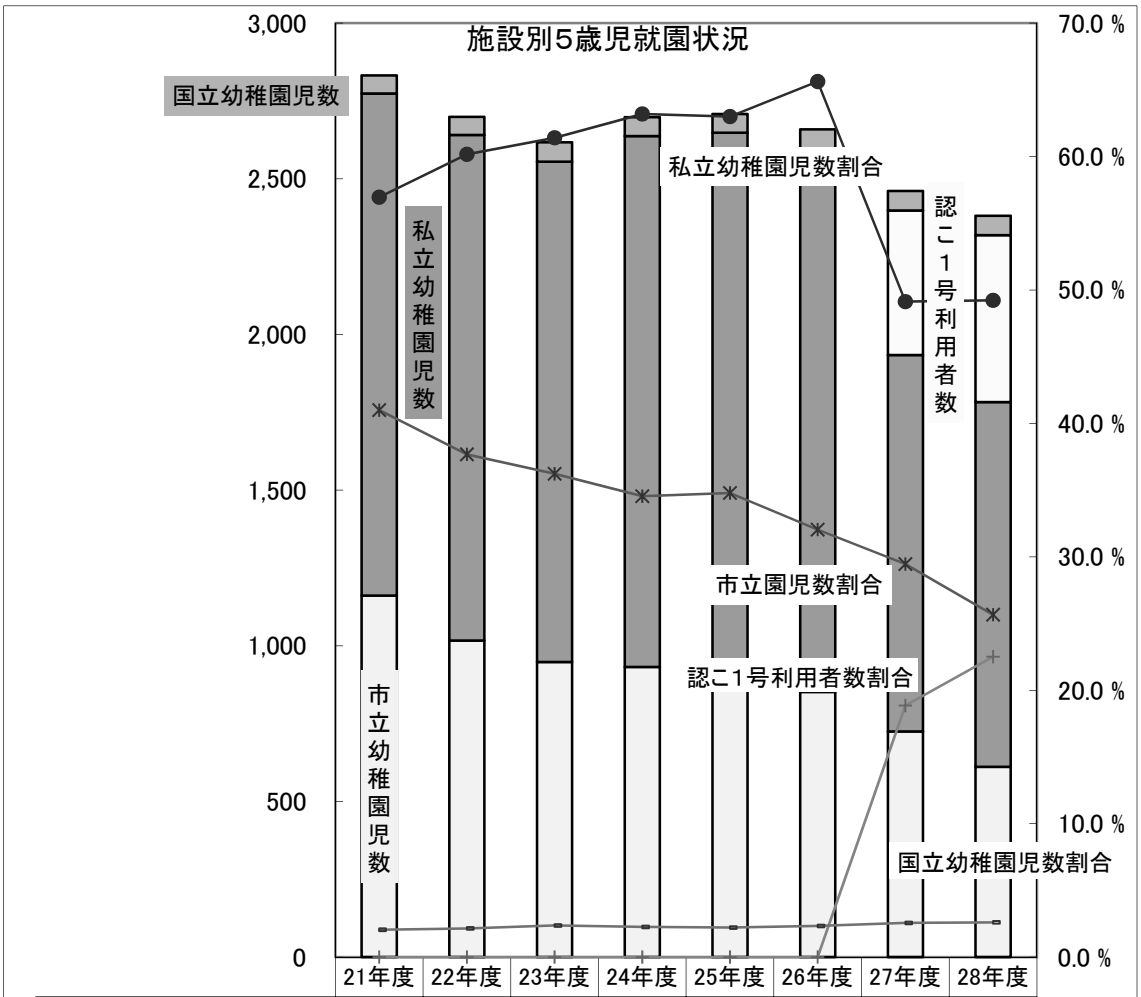

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
国立幼稚園児数	58	58	62	61	60	62	63	62
認こ1号利用者数	0	0	0	0	0	0	464	536
私立幼稚園児数	1,613	1,624	1,607	1,705	1,706	1,745	1,209	1,172
市立幼稚園児数	1,161	1,017	948	932	942	852	725	611
市立園児数割合	41.0 %	37.7 %	36.2 %	34.5 %	34.8 %	32.0 %	29.5 %	25.7 %
私立幼稚園児数割合	57.0 %	60.2 %	61.4 %	63.2 %	63.0 %	65.6 %	49.1 %	49.2 %
認こ1号利用者数割合	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	18.9 %	22.5 %
国立幼稚園児数割合	2.0 %	2.1 %	2.4 %	2.3 %	2.2 %	2.3 %	2.6 %	2.6 %

「認こ１号利用者」とは、満３歳以上の小学校就学前の子どもで認定こども園に通い１日４時間前後、幼児教育を受ける子どもをいう。

市立幼稚園の園児の割合は平成 21 年度においては 41.0%であったが、平成 28 年度においては 25.7%に減少している。

私立幼稚園児数割合を平成 27 年度の制度改正前後で比較すると、平成 26 年度は 65.6%であったが平成 27 年度は 49.1%となっており 16.5%減少し、市立幼稚園においても市立幼稚園児数割合が 32.0%から 29.5%になり 2.5%減少している。一方、制度改正による認定こども園 1 号利用者割合は 0%から 18.9%になっている。

平成 28 年度においては市立幼稚園児数割合が 3.8%減少し、認定こども園 1 号利用者割合 3.6%が増加している。

参考資料として、平成 28 年 4 月 1 日時点の大分市の小中学校、園を以下の表に示す。

大分市内の校区別小中学校・幼稚園・認定こども園　（平成28年4月1日現在）

地区		中学校	小学校	市立幼稚園	私立幼稚園	認定こども園
大分地区A		上野ヶ丘中	金池小	金池幼（※）		
			長浜小			
		碩田中	荷揚町小		カトリック海星	
			中島小		聖公 千代町	ひまわり
			住吉小			
		王子中	春日町小	春日町幼（※）	明照	
			大道小			
		大分西中	西の台小			
			八幡小			
			神崎小			
大分地区B	南大分	南大分中	南大分小	南大分幼		ごとう
						ゆりかご
						いちご
			豊府小	豊府幼	愛隣（※）	
		城南中	城南小	城南が丘幼	城南	
			荏隈小		えのくま	
	滝尾	滝尾中	滝尾小	滝尾幼（※）	すぎのこ（※）	キッドワールド
			下郡小			
			森岡小			
	東大分	城東中	東大分小	東大分幼		
			津留小	津留幼		
			舞鶴小	舞鶴幼（※）		
		原川中	日岡小			とぜん
			桃園小	桃園幼		しらとり
						ももぞの
明野地区		明野中	明野西小		明野第一	明野
					ルナ	
			明野東小	明野幼	ひまわり明野	
			明野北小		まきの	
					カトリック明野	
鶴崎地区		鶴崎中	三佐小			
			鶴崎小			
			別保小	別保幼	カトリック鶴崎	もりまち
						みどり
		東陽中	高田小	高田幼（※）		高田のぞみ
			川添小		宮河内	
		大東中	明治小	明治幼		たかお
			明治北小			
			松岡小	松岡幼（※）		
大南地区		戸次中	戸次小	戸次幼		
			上戸次小			
		竹中中	竹中小			
		吉野中	吉野小			吉野
		判田中	判田小	判田幼	やまばと	旦の原
稙田地区	東稙田	稙田東中	敷戸小	敷戸幼		敷戸ふない
						しきど
			鴛野小			
		稙田南中	寒田小	寒田幼		
			田尻小		ふじが丘	
			東稙田小	東稙田幼		東稙田
	稙田	稙田中	稙田小	稙田幼		
			宗方小	宗方幼（※）		
		稙田西中	横瀬小			富士見が丘
			横瀬西小			緑が丘
	賀来	賀来中	賀来小	賀来幼	のだ山	かく
大在地区		大在中	大在小	大在幼	大分明星	大在
			大在西小			よいこの森（本園）
坂ノ市地区		坂ノ市中	丹生小			みんなの森
			小佐井小			
			坂ノ市小	坂ノ市幼	カトリック坂ノ市	坂ノ市
佐賀関地区		神崎中	こうざき小	こうざき幼（休）		どうわ
		佐賀関中	佐賀関小	佐賀関幼（※）		
野津原地区		野津原中	野津原東部小	野津原幼（※）		
			野津原中部小			
			野津原西部小			
計		27校	58校	28園（うち休1）	20園	26園

（２）実施した監査手続

・大分市幼児教育振興計画を検討し計画の進捗状況を確認した。
・市立幼稚園ごとに定員に対する園児数の割合を算出した。
・市立幼稚園、私立幼稚園、認定こども園等の利用者数の比較を行い、市立幼稚園の定員充足率を把握した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・定員に対する園児数や施設の利用状況から市立幼稚園の必要性や役割を検討する。

（３）監査の結果及び意見

今後の市立幼稚園の役割と再編の必要性【意見】

これまで、市立幼稚園は、幼稚園教育要領に基づくスタンダードな教育を提供するとともに、特別な教育的支援を必要とする幼児の保育についても、可能な限り受け入れるという方針で特別な教育的支援を必要とする幼児の全体的な発達を促していくことに配慮した指導も行ってきた。一方、私立幼稚園は、それぞれの教育理念に基づく特色ある教育を実践し、市民の様々なニーズに応じた教育機会を提供してきており、保護者はそれぞれのニーズにより、市立幼稚園、私立幼稚園の選択を行ってきた。

このような中、今後進行していく少子化を考慮すると、園児の全体的な減少は避けられないことが考えられ、幼稚園を適正規模で維持することは困難になってくることなどから、公私の役割分担を十分に考慮の上、再編を検討する必要がある。

すなわち、今後の市立幼稚園の役割としては、私立幼稚園が対応できる領域については積極的にその役割を移していき、地域の実情やバランスを考慮してその規模を縮小する必要がある。それとともに、これまで同様に特別支援教育にも力を入れることはもちろん、さらに少子化を念頭に置いた子育て支援施策を実施するなど、その役割を充実させていくことがあるべき方向性と考える。

ここに言う子育て支援施策とは、幼児教育の専門機関たる幼稚園として、子どもの発達段階での保護者が抱える育児に関する不安や悩みなどに対応するため、子育て相談の実施、親子の交流の場の提供、子育て関連情報の提供などを進めていくことと考える。

市立幼稚園の施設利用について【意見】

市立幼稚園の定員に対する園児数の割合を見てみると、平成 28 年 5 月 1 日現在では全体で 25.6%となっており、施設の有効利用という観点からは不十分な状態である。来年度より市長部局として「こどもすこやか部」が設置される予定となっており、幼稚園と保育所を一体となって管理する体制が計画されている。そこでは、待機児童の解消に幼稚園の余裕教室を利用することについても検討する余地がある。

人員配置、人件費について

（1）概要

小中学校に係る人件費

小中学校における職員の人件費は原則として、県費で賄われており、職員の業態毎の県費、市費の区分は以下のとおりになっている。

平成 28 年 5 月 1 日時点の職員数　　（単位：人）

学校	県費職員					市費職員				職員計
	校長・教頭・教諭等	養護教諭	栄養教諭	事務職員	栄養教員	養護教諭	事務職員	学校主事	給食調理員	
小学校	1,325	67	5	43	23	0	0	69	214	1,746
中学校	798	33	1	57	6	1	0	33	0	929

（『大分市の教育』より）

上記の市費職員の人件費は教育費に計上されており、雇用形態により以下のような項目に計上されている。

款	項	目	概要
教育費	教育総務費	事務局費	職員人件費 学校主事再任用 学校主事嘱託職員 給食調理員嘱託職員

	小学校費	学校管理費	職員人件費 学校主事　正規職員 給食調理員　正規職員 学校主事　臨時職員 給食調理員　臨時職員
	中学校費	学校管理費	職員人件費 学校主事　正規職員 学校主事　臨時職員 養護教諭　臨時職員（H28）

学校主事とは

市立の小・中学校等の庶務に関する事務や環境整備等の業務に従事する大分市職員であり、具体的な仕事内容は就学援助の事務手続、給食運営に関する支援、学校施設の営繕など

給食調理員とは

給食センター以外の各小学校に設置された給食調理場で働く大分市職員

（給食センターは外部委託を行っている）

小中学校に係る人件費の 3 期比較

以下に市費で賄われている人件費の決算額を用いて小学校費と中学校費の 3 期間の分析を行う。なお、人員は人件費を支払った延べ人数を計上している。

教育総務費　事務局費　(単位：千円)

事業名	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	人件費総額	人員	1 人当たり	人件費総額	人員	1 人当たり	人件費総額	人員	1 人当たり
学校主事再任用職員	6,275	2 人	3,137	9,476	3 人	3,158	24,055	7 人	3,436
学校主事嘱託職員	71,936	23 人	3,128	86,295	33 人	2,615	87,055	40 人	2,177
給食調理員嘱託職員	205,363	115 人	1,786	198,879	113 人	1,760	211,026	116 人	1,820

学校主事の再任用職員は平成 25 年度から平成 27 年度にかけて 5 人増加している。学校主事の嘱託職員は平成 25 年度から平成 27 年度にかけて 17 人増加している。給食調理員は毎期 115 人程度で推移している。

学校主事の雇用形態は正規職員から非正規職員へと変わってきている。

小学校費　学校管理費　（単位：千円）

事業名	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	人件費総額	人員	1 人当たり	人件費総額	人員	1 人当たり	人件費総額	人員	1 人当たり
学校主事	311,459	38 人	8,196	271,521	31 人	8,758	225,173	27 人	8,339
給食調理員	615,202	92 人	6,686	639,661	95 人	6,733	602,821	93 人	6,481
学校主事臨時職員	19,178	14 人	1,370	18,646	14 人	1,332	11,663	6 人	1,944
給食調理員臨時職員等	32,974	16 人	2,061	40,438	21 人	1,926	44,052	24 人	1,836

※1　給食調理員臨時職員等とは、臨時職員、パート職員、日々雇用職員をいう。

※2　給食調理員臨時職員等の人員は、臨時職員及びパート職員の総計である。

小学校の学校主事の正規職員の人員は、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて 11 人減少している。給食調理員は 3 年間で大きな変動は見られず概ね同水準となっている。

中学校費　学校管理費　（単位：千円）

事業名	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	人件費総額	人員	1 人当たり	人件費総額	人員	1 人当たり	人件費総額	人員	1 人当たり
学校主事	172,176	21 人	8,198	180,082	21 人	8,575	168,145	20 人	8,407
学校主事臨時職員	6,968	4 人	1,741	5,639	4 人	1,410	9,796	5 人	1,960

中学校の学校主事の正規職員の人員は、3 年間で大きな変動は見られず概ね同水準である。

ここで教育総務費、小学校費、中学校費の総額について学校主事と給食調理員別に比較した。

学校主事、給食調理員別の比較　（単位：千円）

事業名	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	人件費総額	人員	1人当たり	人件費総額	人員	1人当たり	人件費総額	人員	1人当たり
学校主事総　額	587,992	102人	5,765	571,659	106人	5,393	525,887	105人	5,009
給食調理員総　額	853,539	223人	3,828	878,978	229人	3,839	857,899	233人	3,682

学校主事は、平成27年度に正規職員が減少し再任用職員が増加したことによって、人件費総額や1人当たりの人件費が減少している。

給食調理員において人員、人件費ともに大きな変動は生じていない。

学校主事

学校主事の配置計画

学校主事の正規職員の配置基準が平成26年3月に定められており、以下にその内容を示す。

> 各中学校区の小中学校のいずれか一つの学校に正規職員1名を配置し、それ以外の学校には非正規職員1名を配置する。また、市内の小中学校を4つのエリアに分割し、各エリアに学校主事への業務指導や支援等の業務を行う指導的立場の職員として、非正規職員の配置校のうちの一つの学校に正規職員1名をエリア長として配置する。
>
> さらに、非正規職員の指導・支援等を行う職員として、各エリアに3名から4名の正規職員を非正規職員配置校に1名ずつエリア指導員として配置する。

学校主事の配置計画は平成26年3月に作成されているため、平成26年5月1日からこの基準が適用されている。

学校主事の配置計画（平成 26 年 3 月時点）

（西部エリア）

校区	NO	学校名	職員配置	エリア指導員配置	エリア長配置
1	1	上野ケ丘中学校	正規　1名 非正規　2名	エリア指導員3名	エリア長1名
	2	金池小学校			
	3	長浜小学校			
2	4	碩田中学校	正規　1名 非正規　3名		
	5	荷揚町小学校			
	6	中島小学校			
	7	住吉小学校			
3	8	王子中学校	正規　1名 非正規　2名		
	9	春日町小学校			
	10	大道小学校			
4	11	大分西中学校	正規　1名 非正規　3名		
	12	八幡小学校			
	13	神崎小学校			
	14	西の台小学校			
5	15	南大分中学校	正規　1名 非正規　2名		
	16	南大分小学校			
	17	豊府小学校			
6	18	城南中学校	正規　1名 非正規　2名		
	19	城南小学校			
	20	荏隈小学校			
計			正規　6名 非正規　14名	正規3名	正規1名

（中部エリア）

校区	NO	学校名	職員配置	エリア指導員配置	エリア長配置
7	1	城東中学校	正規　1名 非正規　3名	エリア指導員3名	エリア長1名
	2	津留小学校			
	3	舞鶴小学校			
	4	東大分小学校			
8	5	原川中学校	正規　1名 非正規　2名		
	6	日岡小学校			
	7	桃園小学校			
9	8	滝尾中学校	正規　1名 非正規　3名		
	9	滝尾小学校			
	10	下郡小学校			
	11	森岡小学校			
10	12	稙田東中学校	正規　1名 非正規　3名		
	13	敷戸小学校			
	14	鴛野小学校			
	15	寒田小学校			
11	16	明野中学校	正規　1名 非正規　3名		
	17	明野東小学校			
	18	明野西小学校			
	19	明野北小学校			
計			正規　5名 非正規　14名	正規3名	正規1名

（南部エリア）

校区	NO	学校名	職員配置	エリア指導員配置	エリア長配置
12	1	戸次中学校	正規　1名 非正規　2名	エリア指導員3名	エリア長1名
	2	上戸次小学校			
	3	戸次小学校			
13	4	吉野中学校	正規　1名 非正規　1名		
	5	吉野小学校			
14	6	竹中中学校	正規　1名 非正規　1名		
	7	竹中小学校			
15	8	判田中学校	正規　1名 非正規　1名		
	9	判田小学校			
16	10	稙田中学校	正規　1名 非正規　2名		
	11	稙田小学校			
	12	宗方小学校			
17	13	稙田西中学校	正規　1名 非正規　2名		
	14	横瀬小学校			
	15	横瀬西小学校			
18	16	稙田南中学校	正規　1名 非正規　2名		
	17	東稙田小学校			
	18	田尻小学校			
19	19	賀来中学校	正規　1名 非正規　1名		
	20	賀来小学校			
20	21	野津原中学校	正規　1名 非正規　3名		
	22	野津原東部小学校			
	23	野津原中部小学校			
	24	野津原西部小学校			
計			正規　9名 非正規　15名	正規3名	正規1名

（東部エリア）

校区	NO	学校名	職員配置	エリア指導員配置	エリア長配置
21	1	鶴崎中学校	正規　1名 非正規　3名	エリア指導員3名	エリア長1名
	2	鶴崎小学校			
	3	三佐小学校			
	4	別保小学校			
22	5	東陽中学校	正規　1名 非正規　2名		
	6	高田小学校			
	7	川添小学校			
23	8	大在中学校	正規　1名 非正規　2名		
	9	大在小学校			
	10	大在西小学校			
24	11	坂ノ市中学校	正規　1名 非正規　3名		
	12	丹生小学校			
	13	小佐井小学校			
	14	坂ノ市小学校			
25	15	佐賀関中学校	正規　1名 非正規　1名		
	16	佐賀関小学校			
26	17	神崎中学校	正規　1名 非正規　3名		
	18	木佐上小学校			
	19	こうざき小学校			
	20	大志生木小学校			
27	21	大東中学校	正規　1名 非正規　3名		
	22	明治小学校			
	23	松岡小学校			
	24	明治北小学校			
計			正規　7名 非正規　17名	正規3名	正規1名

※　平成 27 年 3 月に木佐上小学校、平成 28 年 3 月に大志生木小学校がこうざき小学校と統合している。

学校主事の配置計画と実際の配置状況の比較

職員	平成 28 年度 配置計画	平成 25 年 5 月 1 日	平成 26 年 5 月 1 日	平成 27 年 5 月 1 日	平成 28 年 5 月 1 日
正規職員	44 名	59 名	60 名	47 名	47 名
非正規職員	58 名	41 名	52 名	56 名	54 名
合計	104 名	100 名	112 名	103 名	101 名

ただちに計画の人員に合わせることは困難と思われるが、平成 27 年 5 月 1 日からは正規職員の減少が見られる。

平成 28 年度の配置計画と直近の平成 28 年 5 月 1 日を比較すると、正規職員が 3 名ほど多く非正規職員が計画より 4 名少ない状況となっている。

学校主事の採用形態

学校主事の採用形態は以下の 6 パターンであり、上から順に人件費が大きい採用形態となっている。

ⅰ）正規職員：平成 18 年度以前採用者　行政職給料表にて計算
ⅱ）正規職員：平成 19 年度以降採用者　技能労務職給料表にて計算
ⅲ）再任用：行政職給料表にて計算
ⅳ）OB 嘱託職員：月額 184,000 円
ⅴ）一般嘱託職員：月額 154,000 円
ⅵ）臨時職員：日額 6,860 円

給食調理員

給食調理員の人員配置は食数によって以下のように定められている。

給食調理員の配置基準

食数	人員配置
901　～　1,300 食	6 人（正規職員 3 人＋非正規職員 3 人）
721　～　900 食	5 人（正規職員 2 人＋非正規職員 3 人）
501　～　720 食	4 人（正規職員 2 人＋非正規職員 2 人）
301　～　500 食	4 人（正規職員 1 人＋非正規職員 3 人）
101　～　300 食	2 人（正規職員 1 人＋非正規職員 1 人）
100 食以下	2 人（正規職員 1 人＋非正規職員 1 人）

幼稚園費に係る人件費

幼稚園の教員に係る人件費は、小中学校費とは違い市費で負担している。

幼稚園に係る人件費の 3 期比較

人件費の決算額を用いて幼稚園費の 3 期間の分析を行った結果は以下のとおりである。

教諭、臨時講師別の 3 期比較　（単位：千円）

事業名	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	人件費総額	人員	1 人当たり	人件費総額	人員	1 人当たり	人件費総額	人員	1 人当たり
教諭	491,815	65	7,566	404,913	58	6,981	384,225	58	6,624
臨時講師	101,661	38	2,675	101,179	35	2,890	105,875	36	2,941
合計	593,476	103	5,761	506,093	93	5,441	490,101	94	5,213

園児 1 人当たりの人件費　（単位：千円）

平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
園児数（5 月 1 日現在）	園児 1 人当たりの教諭の人件費	園児数（5 月 1 日現在）	園児 1 人当たりの教諭の人件費	園児数（5 月 1 日現在）	園児 1 人当たりの教諭の人件費
1,162 人	510	1,105 人	458	950 人	515

人員は人件費を支払った延べ人数を計上している。また、教諭の人件費には小学校長と幼稚園長を兼務している者の手当てが含まれている。

園児の減少に伴い教諭の人員が減少していることより、人件費全体は減少している。しかし、教諭の人件費の減少割合より園児数の減少割合が大きい為、園児 1 人当たりに対する人件費は平成 27 年度は増加している。

幼稚園教職員の配置

幼稚園の教職員の配置は幼稚園第 5 条に基づき、学級担任に加え 1 名の教職員（園長または教職員）を配置している。小学校長が園長を兼務している場合は、教員が 1 名配置される。

1 学級の園児数は、よりきめ細やかな指導を行うため、国の基準 35 人以下を下回る 30 人以下と定め、学級編成が行われている。

幼稚園ごとに、園児数等により決定した学級数から教職員を算定し、定数の枠内で園長及び教諭を配置し、欠員が生じた場合は臨時講師が充当される。また、園からの申請に応じて補助教員が配置される。補助教員が配置される主な要因は、特別支援学級が整備されていない幼稚園で、支援が必要な園児が生じた場合である.

（2）実施した監査手続

・人件費の推移を分析する。
・職員の配置基準を確認し、基準に沿った配置が行われているかの検証や基準のそのものの妥当性を検証した。
・学校主事や給食調理員の出勤簿と支払われた人件費を突合する。

なお、上記の手続に関する監査要点は以下のとおり。

・人件費を抑制できるような体制が構築されているか
・過剰な人員配置となっていないか
・誤った人件費の支払いが生じていないか

（3）監査の結果及び意見

学校主事の配置について【意見】

学校主事の配置計画をみると、正規職員が 44 名、非正規職員が 58 名となっており、各中学校区の小中学校のいずれか一つの学校に正規職員 1 名を配置し、それ以外の学校には非正規職員 1 名を配置している。また、市内の小中学校を 4 つのエリアに分割し、各エリアに学校主事への業務指導や支援等の業務を行う指導的立場の職員として、非正規職員の配置校にエリア長 1 名とエリア指導員 3 名ないし 4 名を配置している。

各中学校区に 1 名配置している正規職員については、他の学校の非正規職員のフォローを行うことを想定しているものであるが、実質的には担当している学校以外の事にまで目を配ることは業務量的に困難であることも考えられる。

中学校区に対して正規職員を 1 名設置するより、学校を担当する学校主事を非正規職員にして、正規職員をエリア指導員にした方が、複数の学校を横に見るべき人員が増加し、並列的に比較対象を見ることができるため管理レベルの向上につながると考えられる。

また、給与の面からも正規職員と非正規職員という採用の違いで大きく相違することは望ましいとはいえないため、正規職員の業務は責任が大きいエリア全体の管理や非正規職

員の業務指導にシフトしていった方が良いと考えられる。
　そのため、学校主事の配置について再度検討されたい。

特別支援学級

（１）概要

特別支援教育
　特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。
　大分市においては特別支援学級の在籍者は増加傾向にある。

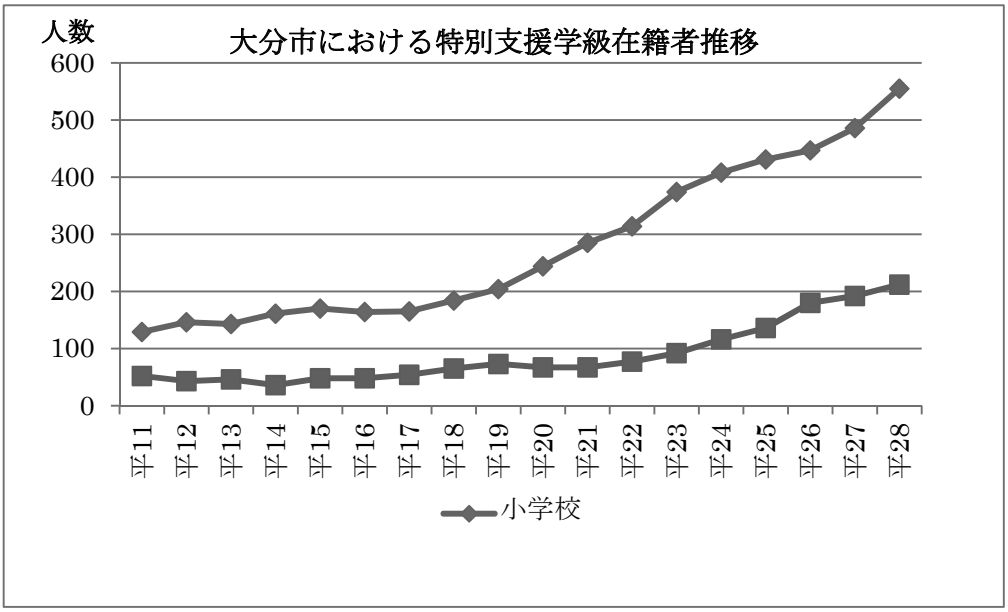

大分市における特別支援学級在籍者（単位：人）

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
小学校	129	146	143	161	170	164
中学校	52	43	46	36	48	48
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
小学校	165	184	204	244	285	314
中学校	54	65	73	67	67	77
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校	374	408	431	447	486	555
中学校	92	116	136	180	192	212

特別支援学校教諭免許状の概要

特別支援学校の教員は、特別支援学校と特別支援学校の各部（幼稚部・小学部・中学部・高等部）に相当する学校種の両方の教員免許状が必要になる。［教育職員免許法第３条第３項関係］

（例）特別支援学校小学部の教員　：　特別支援学校教諭免許状＋小学校教諭免許状
特別支援学校中学部の教員（国語を指導）　：　特別支援学校教諭免許状＋中学校教諭免許状（国語）

ただし、当分の間は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、特別支援学校の教員免許状を所有しなくとも、所有免許状の学校種に相当する各部の教員となることが可能となっている。［教育職員免許法附則第１６条関係］

（例）高等学校教諭免許状（数学）の所有者は特別支援学校高等部で数学を指導することが可能となっている。

特別支援学校教諭免許状の種類［教育職員免許法第２条第５項関係］
視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する５領域が定められている。

大分県における特別支援学校の免許状の取得状況は以下のとおりである。

1．公立特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状の都道府県別保有状況

特別支援学校　　平成27年5月1日現在

項目 / 都道府県		保有者						非保有者										合計（人）	（参考）	
		当該障害種の免許状保有者数（A）		自立教科等の免許状保有者数（当該障害種）（B）		計（A+B）		他障害種の免許状保有者数（C）		自立教科等の免許状保有者数（他障害種）（D）		他種障害種の免許状保有者計（C+D）		幼・小・中・高校教諭免許状等のみ所有（E）		計（C+D+E）			特別支援学校教諭免許状保有者（A+B+C+D）	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		人数	割合
1	北海道	2,774	84.3%	36	1.1%	2,810	85.4%	158	4.8%	6	0.2%	164	5.0%	317	9.6%	481	14.6%	3,291	2,974	90.4%
2	青森	595	76.9%	7	0.9%	602	77.8%	45	5.8%	0	0.0%	45	5.8%	127	16.4%	172	22.2%	774	647	83.6%
3	岩手	657	88.4%	7	0.9%	664	89.4%	74	10.0%	0	0.0%	74	10.0%	5	0.7%	79	10.6%	743	738	99.3%
4	宮城	750	64.1%	16	1.4%	766	65.5%	76	6.5%	1	0.1%	77	6.6%	327	27.9%	404	34.5%	1,170	843	72.1%
5	秋田	595	92.2%	7	1.1%	602	93.3%	24	3.7%	0	0.0%	24	3.7%	19	2.9%	43	6.7%	645	626	97.1%
6	山形	484	77.7%	7	1.1%	491	78.8%	53	8.5%	0	0.0%	53	8.5%	79	12.7%	132	21.2%	623	544	87.3%
7	福島	984	86.5%	7	0.6%	991	87.1%	49	4.3%	0	0.0%	49	4.3%	98	8.6%	147	12.9%	1,138	1,040	91.4%
8	茨城	1,432	91.4%	9	0.6%	1,441	92.0%	64	4.1%	0	0.0%	64	4.1%	62	4.0%	126	8.0%	1,567	1,505	96.0%
9	栃木	702	74.7%	7	0.7%	709	75.4%	60	6.4%	1	0.1%	61	6.5%	170	18.1%	231	24.6%	940	770	81.9%
10	群馬	857	65.8%	10	0.8%	867	66.6%	35	2.7%	1	0.1%	36	2.8%	399	30.6%	435	33.4%	1,302	903	69.4%
11	埼玉	2,395	69.6%	30	0.9%	2,425	70.5%	94	2.7%	1	0.0%	95	2.8%	922	26.8%	1,017	29.5%	3,442	2,520	73.2%
12	千葉	2,449	85.8%	23	0.8%	2,472	86.6%	120	4.2%	1	0.0%	121	4.2%	262	9.2%	383	13.4%	2,855	2,593	90.8%
13	東京	3,404	63.7%	85	1.6%	3,489	65.3%	187	3.5%	16	0.3%	203	3.8%	1,652	30.9%	1,855	34.7%	5,344	3,692	69.1%
14	神奈川	2,849	65.4%	117	2.7%	2,966	68.1%	196	4.5%	0	0.0%	196	4.5%	1,191	27.4%	1,387	31.9%	4,353	3,162	72.6%
15	新潟	830	63.6%	7	0.5%	837	64.1%	48	3.7%	0	0.0%	48	3.7%	420	32.2%	468	35.9%	1,305	885	67.8%
16	富山	530	73.1%	9	1.2%	539	74.3%	44	6.1%	0	0.0%	44	6.1%	142	19.6%	186	25.7%	725	583	80.4%
17	石川	374	66.5%	6	1.1%	380	67.6%	36	6.4%	0	0.0%	36	6.4%	146	26.0%	182	32.4%	562	416	74.0%
18	福井	462	76.0%	7	1.2%	469	77.1%	19	3.1%	0	0.0%	19	3.1%	120	19.7%	139	22.9%	608	488	80.3%
19	山梨	473	78.4%	8	1.3%	481	79.8%	44	7.3%	0	0.0%	44	7.3%	78	12.9%	122	20.2%	603	525	87.1%
20	長野	915	76.3%	19	1.6%	934	77.9%	63	5.3%	0	0.0%	63	5.3%	202	16.8%	265	22.1%	1,199	997	83.2%
21	岐阜	699	69.1%	12	1.2%	711	70.3%	63	6.2%	0	0.0%	63	6.2%	237	23.4%	300	29.7%	1,011	774	76.6%
22	静岡	1,216	65.9%	16	0.9%	1,232	66.8%	73	4.0%	0	0.0%	73	4.0%	540	29.3%	613	33.2%	1,845	1,305	70.7%
23	愛知	1,897	61.9%	19	0.6%	1,916	62.6%	150	4.9%	0	0.0%	150	4.9%	997	32.5%	1,147	37.4%	3,063	2,066	67.5%
24	三重	575	75.4%	11	1.4%	586	76.8%	51	6.7%	0	0.0%	51	6.7%	126	16.5%	177	23.2%	763	637	83.5%
25	滋賀	719	76.3%	9	1.0%	728	77.3%	46	4.9%	0	0.0%	46	4.9%	168	17.8%	214	22.7%	942	774	82.2%
26	京都	1,148	83.1%	14	1.0%	1,162	84.1%	63	4.6%	0	0.0%	63	4.6%	156	11.3%	219	15.9%	1,381	1,225	88.7%
27	大阪	2,127	56.4%	44	1.2%	2,171	57.6%	260	6.9%	2	0.1%	262	7.0%	1,335	35.4%	1,597	42.4%	3,768	2,433	64.6%
28	兵庫	1,882	80.3%	15	0.6%	1,897	80.9%	104	4.4%	1	0.0%	105	4.5%	342	14.6%	447	19.1%	2,344	2,002	85.4%
29	奈良	588	87.4%	10	1.5%	598	88.9%	43	6.4%	4	0.6%	47	7.0%	28	4.2%	75	11.1%	673	645	95.8%
30	和歌山	674	90.1%	12	1.6%	686	91.7%	36	4.8%	0	0.0%	36	4.8%	26	3.5%	62	8.3%	748	722	96.5%
31	鳥取	385	80.2%	7	1.5%	392	81.7%	20	4.2%	0	0.0%	20	4.2%	68	14.2%	88	18.3%	480	412	85.8%
32	島根	503	82.3%	3	0.5%	506	82.8%	59	9.7%	0	0.0%	59	9.7%	46	7.5%	105	17.2%	611	565	92.5%
33	岡山	769	76.7%	12	1.2%	781	77.9%	44	4.4%	0	0.0%	44	4.4%	177	17.7%	221	22.1%	1,002	825	82.3%
34	広島	919	69.8%	12	0.9%	931	70.7%	43	3.3%	0	0.0%	43	3.3%	343	26.0%	386	29.3%	1,317	974	74.0%
35	山口	805	75.3%	12	1.1%	817	76.4%	12	1.1%	0	0.0%	12	1.1%	240	22.5%	252	23.6%	1,069	829	77.5%
36	徳島	389	76.0%	9	1.8%	398	77.7%	23	4.5%	0	0.0%	23	4.5%	91	17.8%	114	22.3%	512	421	82.2%
37	香川	450	76.5%	14	2.4%	464	78.9%	26	4.4%	0	0.0%	26	4.4%	98	16.7%	124	21.1%	588	490	83.3%
38	愛媛	414	74.6%	11	2.0%	425	76.6%	21	3.8%	0	0.0%	21	3.8%	109	19.6%	130	23.4%	555	446	80.4%
39	高知	282	61.2%	8	1.7%	290	62.9%	25	5.4%	0	0.0%	25	5.4%	146	31.7%	171	37.1%	461	315	68.3%
40	福岡	1,591	81.6%	19	1.0%	1,610	82.6%	55	2.8%	0	0.0%	55	2.8%	284	14.6%	339	17.4%	1,949	1,665	85.4%
41	佐賀	358	64.0%	8	1.4%	366	65.5%	54	9.7%	0	0.0%	54	9.7%	139	24.9%	193	34.5%	559	420	75.1%
42	長崎	562	75.7%	11	1.5%	573	77.2%	59	8.0%	0	0.0%	59	8.0%	110	14.8%	169	22.8%	742	632	85.2%
43	熊本	482	73.1%	13	2.0%	495	75.1%	34	5.2%	0	0.0%	34	5.2%	130	19.7%	164	24.9%	659	529	80.3%
44	大分	565	82.2%	10	1.5%	575	83.7%	22	3.2%	0	0.0%	22	3.2%	90	13.1%	112	16.3%	687	597	86.9%
45	宮崎	569	84.0%	8	1.2%	577	85.2%	36	5.3%	0	0.0%	36	5.3%	64	9.5%	100	14.8%	677	613	90.5%
46	鹿児島	754	70.3%	9	0.8%	763	71.2%	69	6.4%	0	0.0%	69	6.4%	240	22.4%	309	28.8%	1,072	832	77.6%
47	沖縄	831	63.4%	9	0.7%	840	64.1%	28	2.1%	0	0.0%	28	2.1%	443	33.8%	471	35.9%	1,311	868	66.2%
合計		46,664	72.9%	761	1.2%	47,425	74.1%	3,008	4.7%	34	0.1%	3,042	4.8%	13,511	21.1%	16,553	25.9%	63,978	50,467	78.9%

文部科学省の平成 27 年 5 月 1 日時点の調査によると、大分県の特別支援学校教諭免許状保有者は 86.9%であり、全国平均の 78.9%より高い値となっており、47 都道府県中 14 番目となっている。

大分市における特別支援教育

大分市では教育センターに設置されている「エデュ・サポートおおいた」が特別支援教育に関する相談や支援を行っている。特別支援学級を設置する流れは、「エデュ・サポートおおいた」で特別支援学級の必要な者を把握し、大分県教育委員会に対して特別支援学級の設置の申請を行い、大分県教育委員会で特別支援学級の設置に関する意思決定が行われる。

平成 28 年度の特別支援学級の申請に対しては、以下のような結果となっている。

特別支援学級の申請に対する設置状況（平成 28 年度）

小　学　校									中　学　校					
学校名	障がい種別	H28児童数見込み							学校名	障がい種別	H28生徒数見込み			
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計			1年	2年	3年	計
＜学級が設置された学校＞														
滝尾小	自・情	2	3	2	7	2	1	17	南大分中	自・情	6	0	1	7
舞鶴小	自・情	1	0	2	2	4	0	9	滝尾中	知的	4	3	4	11
明野北小	知的	2	4	2	1	1	0	10	明野中	知的	3	2	4	9
稙田小	肢体不自由	0	0	1	0	0	0	1	稙田南中	知的	2	0	0	2
宗方小	知的	3	0	1	0	3	2	9	賀来中	知的	4	2	4	10
大在小	自・情	2	0	3	1	1	2	9	計		19	7	13	39
計		10	7	11	11	11	5	55						
＜学級が設置されなかった学校＞														
南大分小	肢体不自由	1	0	0	0	0	0	1	碩田中	難聴	1	0	0	1
明野西小	難聴	0	0	0	0	0	1	1	判田中	自・情	1	0	1	2
明治小	難聴	1	0	0	0	0	0	1	計		2	0	1	3
佐賀関小	自・情	0	0	0	1	0	0	1						
計		2	0	0	1	0	1	4						
申請総数		12	7	11	12	11	6	59	申請総数		21	7	14	42

平成 28 年度において、小学校は特別支援学級の申請が 59 学級行われ、55 学級が設置されている（設置率 93%）。中学校は 42 学級の申請があり、39 学級が設置されており（設置率 93%）、まだ 100%を達成できる体制には至っていない。

大分市は特別支援教育サポート事業で補助教員を配置し、県費で負担している特別支援学級の教員だけではカバーできない部分を補っている。補助教員は学校からの申請があった場合に大分市教育委員会で配置が検討される。

以下に特別支援等教育サポート事業の人件費の推移を示す。

特別支援等教育サポート事業の人件費の推移

事業年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
特別支援等教育サポート事業の人件費(単位:円)		88,192,303	99,468,571	105,950,045	105,950,045	131,982,216
特別支援学級在籍者数	幼稚園	30	33	25	26	40
	小学校	374	408	431	447	486
	中学校	92	116	136	180	192
	在籍者合計	496	557	592	653	718

特別支援が必要な児童生徒は年々増加傾向にあり、それに伴い特別支援教育サポート事業の人件費も増加している。

平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間で在籍者数が 222 人増加し、特別支援教育サポート事業の人件費も 43,789,913 円増加している。

また、以下に補助教員の申請に対する配置割合を示す。

小中学校における補助教員の申請に対する配置割合

年度	学校数	申請校数	配置校数	配置人員	申請校への配置率	予算額(千円)	備考
H17	76校	66校	51校	51人	77.3%	77,975	
H18	88校	69校	52校	52人	75.4%	80,022	
H19	88校	71校	55校	55人	77.5%	83,634	
H20	88校	71校	57校	57人	80.3%	72,427	
H21	87校	71校	60校	60人	84.5%	75,265	
H22	87校	72校	53校	63人	73.6%	82,432	予算は幼稚園を含む
H23	87校	77校	56校	66人	72.7%	91,609	予算は幼稚園を含む
H24	87校	72校	56校	69人	77.8%	100,778	予算は幼稚園を含む
H25	88校	72校	62校	74人	86.1%	107,803	予算は幼稚園を含む
H26	88校	75校	65校	88人	86.7%	128,416	予算は幼稚園を含む
H27	89校	79校	67校	96人	84.8%	135,481	予算は幼稚園を含む
H28	88校	75校	66校	99人	88.0%	146,489	予算は幼稚園を含む

平成 28 年度においては、申請 75 校に対して配置が 66 校となっており、配置率は 88.0%という結果になっており、過年度と比較して高い配置率となっているが事業目標の 100%は達成できていない。

幼稚園における補助教員の申請に対する配置割合

年度	園数	申請園数	配置園数	配置人員	申請園への配置率
H22	33園	6園	3園	3人	50.0%
H23	32園	8園	6園	6人	75.0%
H24	31園	9園	9園	9人	100.0%
H25	29園	11園	10園	10人	90.9%
H26	29園	13園	10園	10人	76.9%
H27	29園	13園	9園	9人	69.2%
H28	27園	21園	12園	12人	57.1%

幼稚園への配置率は平成 24 年度の 100%から減少しており、平成 28 年度には 57.1%になっている。

（2）実施した監査手続

・特別支援学級や補助教員の申請に対する設置率を分析し、要請に対してどの程度対応ができているのか確認した。
・特別支援に係る補助教員の人件費と特別支援学級在籍者数の推移を分析し、その相関関係について把握した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・特別支援教育のニーズに、十分な対応ができているか

（3）監査の結果及び意見

特別支援学級の配置について【意見】

平成 28 年度の特別支援学級の申請に対する設置状況は小中学校どちらも 93%、さらに特別支援教育を支援する補助教員の申請に対する設置割合は 88%となっており、特別支援学級を必要とする者への対応は 100%とは言えないが増加し比較的高水準となっている。申請に対して 100%の対応をするためには、資格を持った教員の確保、予算の確保、設備面の問題などが存在する。しかし、特別支援教育サポート事業では補助教員の配置目標を 100%としており、社会のニーズに応えるために特別支援教育に関しては充実させる必要がある。

第２　保育事業に係る監査の結果及び意見

１．大分市の子ども・子育て支援の概要

子ども・子育て支援新制度

全国的に少子化が進む中、国は仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けた対策を進めてきた。期間合計特殊出生率は 2005 年の 1.26 から 2014 年の 1.42 と回復傾向にはあるものの、国内人口を保つ２以上のレベルには至っていないことから、より抜本的な少子化対策を講じる必要性が高まっている。

一方、女性の社会進出や就労形態の変化などにより共働き家庭が増加し、保育所の需要は一層高くなっている。また、幼児期における学校教育と保育という異なる制度から生じる提供体制の違いや、仕事と子育てを両立できる環境の整備等も課題となっている。

これらの課題に対処し、子どもや子育て家庭を社会全体で支援する仕組みを構築するため、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連３法」が成立し、子ども・子育て支援新制度が創設された。この新制度では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域における子ども・子育て支援の充実に向けた取組みが推進されることになり、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられた。

（注）「子ども・子育て関連３法」とは以下の３つの法律を総称したもの
- 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）

大分市においては、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間を計画期間とする、「大分市次世代支援行動計画『新すこやか子育て応援プラン』」を策定し、子育て家庭への支援の推進を図ってきた。平成 27 年度からは新たな計画として「すくすく大分っ子プラン」により、待機児童の解消をはじめとする課題の解決と併せ、大分市における子育て支援の充実に向けた施策を推進している。

子ども・子育て支援新制度による子育て支援サービスは、施設に対する給付である「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」で構成されている。

ｉ）子ども・子育て支援給付

子ども・子育て支援給付には、「教育・保育施設に対する施設型給付」及び「地域型保育事業に対する地域型保育給付」並びに「児童手当による給付」があり以下のように構成されている。

施設型給付	
教育・保育施設	認定こども園（０歳～５歳）
	幼稚園（３歳～５歳）
	保育所（０歳～５歳）
地域型保育給付	
地域型保育事業	小規模保育
	家庭的保育
	居宅訪問型保育
	事業所内保育
児童手当	

以下に各施設及び事業の内容を記載する。

認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の４つの類型がある。教育と保育を一体的に行う施設であり、子育て相談や親子の交流など子育て支援の場を提供する。
幼稚園	満 3 歳から小学校入学前までの子どもを対象として、幼稚園教育要領に基づき、幼児期における学校教育を行う。
保育所	満 3 か月から小学校入学前までの子どもを対象として、保育所保育指針に基づき、日々保護者の委託を受けて保育を行う。
小規模保育	満 3 歳未満の子どもを対象として、定員 6 人以上 19 人以下の比較的小規模な環境で、きめ細かな保育を行う。
家庭的保育	満 3 歳未満の子どもを対象として、保育士等の資格を持った家庭的保育者（保育ママ）の自宅で、少人数（定員 5 人以下）のきめ細かな保育を行う。

居宅訪問型保育	主に満３歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う。
事業所内保育	主に満３歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う。

既に記載したとおり子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」が創設され、大分市の確認を受けた施設・事業 の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている（私立認可保育所に対しては、委託費として支払う）。

施設型給付費および地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額（利用者負担額）」を控除した額とされる（子ども・子育て支援法２７条、２９条等）。

公定価格は、基本額と各種加算等によって算定され、１人当たりの基本額は、地域区分別、認定区分別、利用定員別、年齢別、保育必要量別等の要素で決められる。また各種加算額は職員の配置状況や事業の実施体制等によって決められる。

「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」

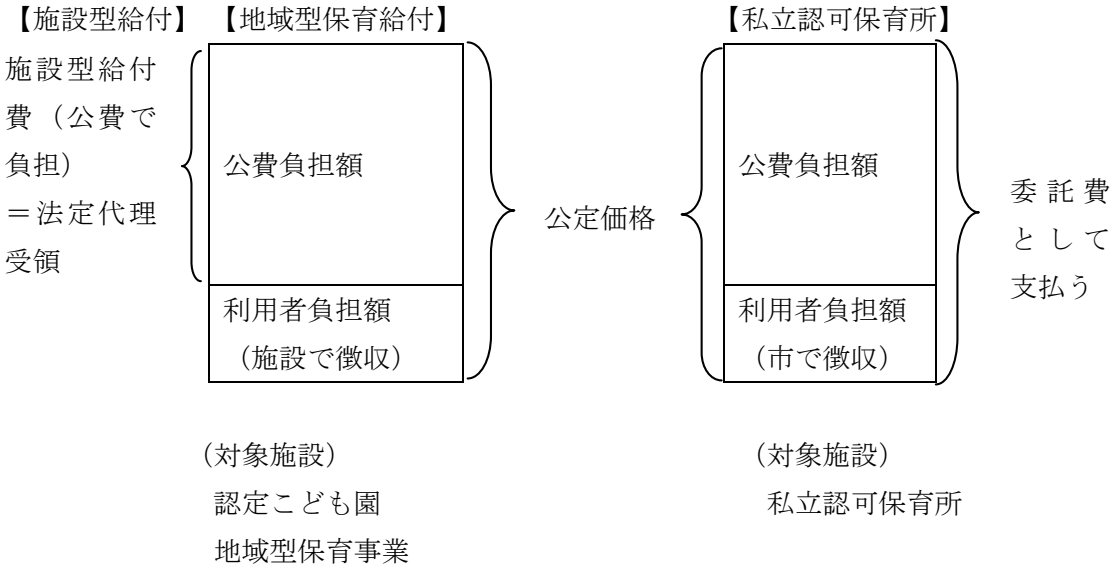

ⅱ）子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第５９条に規定されており、各

市町村が子ども・子育て支援計画に従って事業を実施し、国又は都道府県は同法に基づき事業実施にあたり、そのため必要な費用に充てるため交付金を交付することができるとされている。その費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ３分の１となっている。

これについて大分市では下記の事業を設定している。

事　業　名	内　容
妊婦健康診査事業	母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査受診票を交付し、受診勧奨を行い、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導に繋げる。
乳児家庭全戸訪問事業	子育て家庭の孤立を防ぐため、生後４か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに必要な情報提供や助言を行う。
利用者支援事業	利用者が、多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て支援のサービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整等を行う。
一時預かり事業 （一般型）	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、主として昼間において、保育所や認定こども園等で、一時的に預かる事業を行う。
一時預かり事業 （幼稚園型）	幼稚園において、教育時間の前後や長期休業等に、主に園児を対象に保育を実施する。
延長保育事業	保護者の就労状況等により、認定こども園、保育所等で、通常の保育時間を延長して保育を行う。
病児・病後児保育事業	保護者の就労・傷病・冠婚葬祭等により、家庭での保育が困難な病気の子どもを病院併設の保育施設で一時的に預かる。
子育て短期支援事業	保護者が疾病、出産、出張、育児不安等で家庭での養育が一時的に困難な場合、また平日の夜間や休日に不在で家庭での養育が困難な場合に児童養護施設や乳児院で子どもを預かる。

子育てファミリー ・サポート・センター事業	保育所や児童育成クラブへの送迎を含めて、一時的に子どもを預かってほしい会員の依頼に応じて、育児の手助けができる会員を紹介する。
児童育成クラブ事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る。
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により、養育について積極的に支援する必要があると判断される家庭に対して、ヘルパーによる育児・家事の援助または保健師等専門職員の訪問による指導・助言を行うことで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る。
地域子育て支援拠点事業	小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流できるふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報を発信するほか、子育てに関する悩み等の相談を行う。

大分市における児童福祉費の一般会計に占める割合

一般会計決算額	平成２６年度	平成２７年度	増減率
歳出総額	１６２，６０６百万円	１６４，８１７百万円	１．４％増
児童福祉費	２０，７５２百万円	２２，３４４百万円	７．７％増

児童福祉費とは児童手当、児童扶養手当、民間の保育園への助成、児童福祉に関わる職員の人件費等、児童の福祉に関わる費用である。上記のとおり歳出総額の増加率に比べて児童福祉費の増加率が高くなっている。児童福祉費の増加は保育所等運営事業に係る扶助費の増加が主な理由である。このように大分市は児童福祉に係る支出を増やしつつある。

大分市における保育に係る行政体制

大分市において保育に関する職務は福祉保健部子ども保育課が担っている。
下記の表は子ども保育課の構成である。

担当班	平成 28 年 4 月 1 日 における人員	主な担当事務
管理 ・ 運営	職員　　10 名 嘱託　　1 名 臨時　　1 名	待機児童解消推進 公立保育所関連 認可保育所等の補助金 認可外保育施設に対する補助金
企画	職員　　4 名 再任用　　1 名 嘱託　　3 名	子ども・子育て支援新制度に関すること 幼保連携型認定こども園、保育所及び地域型保育事業の認可に関すること 新規参入事業者の募集に関すること 保育の質の向上に関すること
保育入所	職員　　11 名 臨時　　3 名	保育所利用者支援 保育所利用調整事務 保育の必要性の認定事務 保育所負担金収納（現年） 保育所負担金滞納整理

大分市における保育料について

子ども・子育て支援新制度における保育料（利用者負担）については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとされており、大分市が定める利用者負担額は公立と私立に差異はない。

大分市では 1 号認定、2 号認定、3 号認定の各児童の保育料について以下の表のように定めている。

（単位：円）

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="3">国の階層区分</th><th colspan="2" rowspan="3">細分</th><th colspan="4">大分市</th></tr>
<tr><th rowspan="2">1号認定</th><th colspan="2">2号認定</th><th rowspan="2">3号認定</th></tr>
<tr><th>3歳児</th><th>4歳以上児</th></tr>
<tr><td colspan="2">市町村民税非課税世帯</td><td rowspan="2">3,000</td><td colspan="2">2,400</td><td>3,000</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所得割課税額
4.86万円未満</td><td>均等割額のみ</td><td colspan="2">8,000</td><td>9,800</td></tr>
<tr><td>4.86万円未満</td><td>14,500</td><td colspan="2">11,600</td><td>13,600</td></tr>
<tr><td rowspan="3">4.86万円以上9.7万円未満</td><td>4.86万円以上6.5万円未満</td><td rowspan="2">7.71万円以下</td><td colspan="2" rowspan="3">20,000</td><td rowspan="3">22,500</td></tr>
<tr><td>6.5万円以上8万円未満</td></tr>
<tr><td>8万円以上9.7万円未満</td><td rowspan="6">16,500
14.5万円以下</td></tr>
<tr><td rowspan="6">9.7万円以上16.9万円未満</td><td>9.7万円以上11万円未満</td><td rowspan="6">31,000</td><td rowspan="11">30,000</td><td rowspan="6">36,000</td></tr>
<tr><td>11万円以上12万円未満</td></tr>
<tr><td>12万円以上13万円未満</td></tr>
<tr><td>13万円以上14万円未満</td></tr>
<tr><td>14万円以上15万円未満</td><td rowspan="2">18,800</td></tr>
<tr><td>15万円以上16.9万円未満</td></tr>
<tr><td rowspan="5">16.9万円以上30.1万円未満</td><td>16.9万円以上20万円未満</td><td rowspan="2">21.12万円以下</td><td rowspan="5">33,000</td><td rowspan="5">44,000</td></tr>
<tr><td>20万円以上24万円未満</td></tr>
<tr><td>24万円以上27万円未満</td><td rowspan="3">211,201円以上
23,000</td></tr>
<tr><td>27万円以上30.1万円未満</td></tr>
<tr><td colspan="2">30.1万円以上39.7万円未満</td><td>46,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">39.7万円以上</td><td>59,000</td></tr>
</table>

（2015年「保育白書」より）

上記において、1 号認定の子どもとは満 3 歳以上の小学校就学前の子どもであって、2 号認定の子ども以外のもの（子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 1 号）とされている。

2 号認定の子どもとは満 3 歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号）とされている。

3 号認定の子どもとは満 3 歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾

病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 3 号）とされている。

なお、上記の認定区分と利用可能な施設等の関係は以下のようになっている。

<table>
<tr><th>支給認定区分</th><th>対象年齢</th><th>保育の必要性</th><th>利用可能な施設</th><th>保育の必要量</th></tr>
<tr><td>1 号認定</td><td rowspan="2">3～5 歳</td><td>無</td><td>幼稚園・認定こども園
（教育部分）</td><td>【教育標準時間】
1 日 4 時間を基本</td></tr>
<tr><td>2 号認定</td><td rowspan="2">有</td><td>保育所・認定こども園
（保育部分）</td><td rowspan="2">【保育標準時間】
1 日 11 時間以内
【保育短時間】
1 日 8 時間以内</td></tr>
<tr><td>3 号認定</td><td>0～2 歳</td><td>保育所・認定こども園
(保育部分)・家庭内保育事業（保育ママ）・小規模保育・事業所内保育</td></tr>
</table>

保育料の他都市との比較

以下は 1 号認定、2 号認定（3 歳児）、2 号認定（4 歳児以上）及び 3 号認定の大分市における保育料について人口規模が同規模の富山市、豊中市、高松市及び長崎市と比較した表である。

1号認定における他市比較

1号認定　　（単位：円）

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>大分市</td><td>富山市</td><td>豊中市</td><td>高松市</td><td>長崎市</td></tr>
<tr><td>国の階層区分</td><td>細分</td><td>478,794人</td><td>420434人</td><td>400,086人</td><td>429,352人</td><td>439,318人</td></tr>
<tr><td colspan="2">市町村民税非課税世帯</td><td rowspan="2">3,000</td><td rowspan="2">3,000</td><td rowspan="2">2,700</td><td rowspan="2">2,500</td><td rowspan="2">3,000</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所得割課税額
4.86万円未満</td><td>均等割額のみ</td></tr>
<tr><td>4.86万円未満</td><td>14,500</td><td>11,400</td><td>8,200</td><td>7,200</td><td>11,300</td></tr>
<tr><td rowspan="3">4.86万円以上9.7万円未満</td><td>4.86万円以上6.5万円未満</td><td rowspan="2">7.71万円以下</td><td rowspan="2">7.71万円以下</td><td rowspan="2">7.71万円以下</td><td rowspan="2">7.71万円以下</td><td rowspan="3">15,100</td></tr>
<tr><td>6.5万円以上8万円未満</td><td rowspan="8">16,500
14.5万円以下</td><td rowspan="10">15,800
21.12万円以下</td><td rowspan="10">14,800
21.12万円以下</td><td rowspan="5">11,200
12.06万円以下</td></tr>
<tr><td>8万円以上9.7万円未満</td></tr>
<tr><td rowspan="7">9.7万円以上16.9万円未満</td><td>9.7万円以上11万円未満</td><td rowspan="7">18,600</td></tr>
<tr><td>11万円以上12万円未満</td></tr>
<tr><td>12万円以上13万円未満</td></tr>
<tr><td>13万円以上14万円未満</td><td rowspan="5">13,200
21.12万円以下</td></tr>
<tr><td>14万円以上15万円未満</td></tr>
<tr><td>15万円以上16.9万円未満</td><td rowspan="2">18,800
21.12万円以下</td></tr>
<tr><td rowspan="5">16.9万円以上30.1万円未満</td><td>16.9万円以上20万円未満</td><td rowspan="5">19,500</td></tr>
<tr><td>20万円以上24万円未満</td><td rowspan="4">211,201円以上
23,000</td><td rowspan="4">211,201円以上
21,000</td><td rowspan="3">18,100
35.06万円以下</td><td rowspan="4">211,201円以上
14,200</td></tr>
<tr><td>24万円以上27万円未満</td></tr>
<tr><td>27万円以上30.1万円未満</td></tr>
<tr><td colspan="2">30.1万円以上39.7万円未満</td><td>24,300</td></tr>
<tr><td colspan="2">39.7万円以上</td><td>350,601円以上
18,900</td><td>24,800</td></tr>
</table>

（2015年「保育白書」より）

1 号認定の保育料は市民税所得割額が 4.86 万円未満の階層区分と 7.71 万円超 9.7 万円未満、14.5 万円超 16.9 万円未満の区分では大分市が最も高くなっている。

2号認定（3歳児）における他市比較

2号認定　3歳児

（単位：円）

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>大分市</th><th>富山市</th><th>豊中市</th><th>高松市</th><th>長崎市</th></tr>
<tr><td>国の階層区分</td><td>細分</td><td>478,794人</td><td>420,434人</td><td>400,086人</td><td>429,352人</td><td>439,318人</td></tr>
<tr><td colspan="2">市町村民税非課税世帯</td><td>2,400</td><td>3,600</td><td>3,000</td><td>5,000</td><td>7,000</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所得割課税額
4.86万円未満</td><td>均等割額のみ</td><td>8,000</td><td rowspan="2">11,000</td><td rowspan="2">9,100</td><td>13,000</td><td rowspan="2">16,000</td></tr>
<tr><td>4.86万円未満</td><td>11,600</td><td>16,000</td></tr>
<tr><td rowspan="3">4.86万円以上9.7
万円未満</td><td>4.86万円以上6.5万円未満</td><td rowspan="3">20,000</td><td rowspan="3">19,000</td><td rowspan="3">18,400</td><td rowspan="2">20,000</td><td rowspan="3">24,000</td></tr>
<tr><td>6.5万円以上8万円未満</td></tr>
<tr><td>8万円以上9.7万円未満</td><td>5.8万円以上
26,000</td></tr>
<tr><td rowspan="6">9.7万円以上16.9
万円未満</td><td>9.7万円以上11万円未満</td><td rowspan="6">31,000</td><td rowspan="6">24,000</td><td rowspan="6">33,700</td><td rowspan="5">31,000</td><td rowspan="6">37,000</td></tr>
<tr><td>11万円以上12万円未満</td></tr>
<tr><td>12万円以上13万円未満</td></tr>
<tr><td>13万円以上14万円未満</td></tr>
<tr><td>14万円以上15万円未満</td></tr>
<tr><td>15万円以上16.9万円未満</td><td>13.4万円以上
32,000</td></tr>
<tr><td rowspan="4">16.9万円以上30.1
万円未満</td><td>16.9万円以上20万円未満</td><td rowspan="7">33,000</td><td rowspan="4">28,800</td><td rowspan="7">37,000</td><td rowspan="4">33,000</td><td rowspan="4">47,000</td></tr>
<tr><td>20万円以上24万円未満</td></tr>
<tr><td>24万円以上27万円未満</td></tr>
<tr><td>27万円以上30.1万円未満</td></tr>
<tr><td colspan="2">30.1万円以上39.7万円未満</td><td>29,200</td><td rowspan="2">34,000</td><td>51,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">39.7万円以上</td><td>29,500</td><td>58,000</td></tr>
</table>

（2015年「保育白書」より）

２号認定（3 歳児）の保育料は市民税非課税世帯と市民税均等割額のみの階層区分で最も保育料が低く抑えられており、その他の階層区分でも他都市と比較して低い水準にあると言える。

2号認定（4歳以上児）における他市比較

2号認定　４歳以上児

（単位：円）

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>大分市</td><td>富山市</td><td>豊中市</td><td>高松市</td><td>長崎市</td></tr>
<tr><td>国の階層区分</td><td>細分</td><td>478,794人</td><td>420,434人</td><td>400,086人</td><td>429,352人</td><td>439,318人</td></tr>
<tr><td colspan="2">市町村民税非課税世帯</td><td>2,400</td><td>3,600</td><td>3,000</td><td>5,000</td><td>7,000</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所得割課税額
4.86万円未満</td><td>均等割額のみ</td><td>8,000</td><td rowspan="2">11,000</td><td rowspan="2">9,100</td><td>13,000</td><td rowspan="2">16,000</td></tr>
<tr><td>4.86万円未満</td><td>11,600</td><td>16,000</td></tr>
<tr><td rowspan="3">4.86万円以上9.7万円未満</td><td>4.86万円以上6.5万円未満</td><td rowspan="3">20,000</td><td rowspan="3">19,000</td><td rowspan="3">18,000</td><td rowspan="2">20,000</td><td rowspan="3">24,000</td></tr>
<tr><td>6.5万円以上8万円未満</td></tr>
<tr><td>8万円以上9.7万円未満</td><td>5.8万円以上
25,000</td></tr>
<tr><td rowspan="6">9.7万円以上16.9万円未満</td><td>9.7万円以上11万円未満</td><td rowspan="9">30,000</td><td rowspan="6">24,000</td><td rowspan="6">30,300</td><td rowspan="5">26,000</td><td rowspan="6">37,000</td></tr>
<tr><td>11万円以上12万円未満</td></tr>
<tr><td>12万円以上13万円未満</td></tr>
<tr><td>13万円以上14万円未満</td></tr>
<tr><td>14万円以上15万円未満</td></tr>
<tr><td>15万円以上16.9万円未満</td><td>13.4万円以上
27,000</td></tr>
<tr><td rowspan="4">16.9万円以上30.1万円未満</td><td>16.9万円以上20万円未満</td><td rowspan="4">28,800</td><td rowspan="8">32,000</td><td rowspan="4">28,000</td><td rowspan="4">47,000</td></tr>
<tr><td>20万円以上24万円未満</td></tr>
<tr><td>24万円以上27万円未満</td></tr>
<tr><td>27万円以上30.1万円未満</td></tr>
<tr><td colspan="2">30.1万円以上39.7万円未満</td><td>29,200</td><td rowspan="2">29,000</td><td>51,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">39.7万円以上</td><td>29,500</td><td>58,000</td></tr>
</table>

（2015年「保育白書」より）

２号認定（４歳以上児）の保育料は市民税非課税世帯と市民税均等割額のみの階層区分で最も保育料が低く抑えられており、その他の階層区分でも他都市と比較して低い水準にあると言える。

3号認定における他市比較

3号認定

（単位：円）

		大分市	富山市	豊中市	高松市	長崎市
国の階層区分	細分	478,794人	420,434人	400,086人	429,352人	439,318人
市町村民税非課税世帯		3,000	3,600	3,000	7,000	7,000
所得割課税額 4.86万円未満	均等割額のみ	9,800	13,000	10,700	15,000	16,000
	4.86万円未満	13,600			18,000	
4.86万円以上9.7万円未満	4.86万円以上6.5万円未満	22,500	23,000	19,400	23,000	24,000
	6.5万円以上8万円未満					
	8万円以上9.7万円未満				5.8万円以上 30,000	
9.7万円以上16.9万円未満	9.7万円以上11万円未満	36,000	32,000	34,000	38,000	37,000
	11万円以上12万円未満					
	12万円以上13万円未満					
	13万円以上14万円未満					
	14万円以上15万円未満				13.4万円以上 44,500	
	15万円以上16.9万円未満					
16.9万円以上30.1万円未満	16.9万円以上20万円未満	44,000	48,800	45,900	49,000	47,000
	20万円以上24万円未満					
	24万円以上27万円未満					
	27万円以上30.1万円未満					
30.1万円以上39.7万円未満		46,000	64,000	57,700	53,000	51,000
39.7万円以上		59,000	73,600	78,000		58,000

（2015年「保育白書」より）

３号認定の保育料は市民税非課税世帯、市民税均等割額のみ世帯、及び16.9万円以上39.7万円未満の世帯の階層区分で最も保育料が低く抑えられており、その他の階層区分でも他都市と比較して低い水準にあると捉えることができる。

上記のことから、大分市の保育料は他都市と比較して全体として低い水準に押さえられていると考えられる。

２． 子ども保育課の事務事業について

子ども保育課における子ども・子育て支援充実のための施策に係る事務事業と過去３年間の事業費は以下の表のとおりとなっている。

事務事業名	総事業費（千円）		
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
児童福祉施設整備事業(※)	946,796	285,903	557,752
保育料収納事務委託事業	25,978	22,651	23,684
産休等代替職員雇用費補助金	3,221	3,863	6,613
大分市私立認可保育所等運営補助金(※)	39,390	58,444	67,050
認可保育所等園児災害共済掛金補助金	2,079	2.921	3,442
認可保育所等延長保育事業費補助金(※)	139,915	57,383	100,044
認可保育所等特別支援保育事業費補助金(※)	30,406	36,338	45,234
認可保育所等地域活動事業費補助金	5,769	5,687	9,150
一般型一時預かり事業費補助金	20,460	25,477	45,890
認可保育所等休日保育事業費補助金(※)	7,500	8,960	15,189
認可保育所等研修費補助金(※)	2,612	2,208	2,750
認可外保育施設児童健全育成支援事業費補助金(※)	88,658	59,589	66,145
私立認可保育所施設設備資金利子補給補助金	1,403	1,278	1,153
保育所分園事業補助金	30,865	29,934	29,934
幼稚園型一時預かり事業費補助金	―	27,355	53,458
家庭的保育事業	43,666	46,329	（注）―
病児・病後児保育事業(※)	68,180	80,856	90,159
保育所等運営事業(※)	7,356,819	9,459,878	10,685,101
へき地保育所運営事業	36,273	36,361	38,653
家庭支援推進保育事業	5,700	5,700	5,700
保育施設巡回事業	―	5,676	12,240
保育士就職支援事業	―	8,205	8,500

（注）家庭的保育事業は委任事業から認可事業となり平成 27 年度で終了している。

平成 26 年度総事業費は平成 27 年度事務事業評価における総事業費（決算ベース）

平成 27 年度総事業費は平成 28 年度事務事業評価における総事業費（決算ベース）

平成 28 年度総事業費は平成 28 年度事務事業評価における総事業費（予算ベース）

上記、子ども保育課に係る事業について、下記にその目的、活動内容、評価指標等を記載するとともに、事前のヒアリングに基づき 9 事業（上記表の中で※を付したもの）を選び、これらについては監査手続を実施し、それぞれ事業概要の下に記載した。

なお、事業概要については全ての事業について記載している。

<table>
<tr><td>事務事業名</td><td colspan="5">児童福祉施設整備事業</td></tr>
<tr><td>目的</td><td colspan="5">保育所等の入所申込の増加に対応するため、保育所等を新規開設する事業者の募集、保育施設の増改築での入所定員の拡大を図り、老朽化した施設の建替えや耐震補強することにより安全で快適な保育環境の整備充実を進めることで多様化する保育ニーズに対応する。
また、大分市で制定する保育所の設置基準では、児童の受入人数が制限され、既存保育所において基準を満たさない保育所が生じるため、保育所を改築することにより入所児童の処遇の向上及び待機児童の解消を図る。</td></tr>
<tr><td>活動内容</td><td colspan="5">待機児童解消のために施設整備を行う社会福祉法人や学校法人等に対し、建設費の補助をする。
また、子ども・子育て支援法に基づき、私立幼稚園が認定こども園に移行するための保育園部分の施設整備、既存保育所において基準をみたさない保育所の改築、耐震補強を必要とする施設整備に要する建築費を補助する。</td></tr>
<tr><td colspan="6">評価指標</td></tr>
<tr><td>評価指標名</td><td>単位</td><td>基準値
（基準年度）</td><td>27 年度実績</td><td>目標値
（目標年度）</td></tr>
<tr><td>利用定員（2，3 号）</td><td>人</td><td>6,884
（平成 25 年度）</td><td>9,021</td><td>9,843
（平成 30 年度）</td></tr>
<tr><td>待機児童数</td><td>人</td><td>89
（平成 25 年度）</td><td>350
（平成 28.4.1）</td><td>0
（平成 30 年度）</td></tr>
</table>

（1） 実施した監査手続

平成 27 年度における大分市保育所設置、運営事業者選定に関する資料を閲覧し、その中からサンプルを抽出して、それらにつき必要な資料が提出され、子ども保育課の担当者が「提出書類一覧表および確認表」に基づき申請内容を確認しているか、また提出された内容は適正なものかを検証した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・ 各補助金の交付要綱は整備されているか、また交付要綱の内容は、「趣旨」、「補助対象」、「対象経費」等、必要事項が網羅的に記載されているか。
・ 交付規則及び交付要綱に従い、補助金の財務事務が適正に執行されているか。

（2） 監査の結果及び意見

提出書類の不備【結果】

抽出したサンプルについて「提出書類一覧表および確認表」に基づいて書類は提出されていたが、以下の事項についてその内容に不備があった。

提出された定款の目的の中に「保育所の経営」という項目がない事業者があった。
定款とは、会社の組織・活動を定める根本規則であり、会社の活動できる範囲を規定するものである。
そもそも定款の目的に「保育所の経営」がない事業者に保育所の設置・運営が行えるのか疑問である。本来であれば定款の目的の中に「保育所の経営」という項目を加えたうえで申請を行わせるべきであった。

また、職員配置計画には主任保育士として 1 名記載されているが、保育士資格証明書が提出されていないものがあった。

事務事業名	保育料収納事務委託料		
目的	日々通う保育園で保育料を収納することにより、保護者の利便性を図るとともに、保育料の収納率を確保する。		
活動内容	私立認可保育所における保育料の収納事務に対する委託料を支払う。		
評価指標			
評価指標名	単位	27 年度計画	27 年度実績
委託契約施設数	ケ所	54	54
保育料収納率	%	100	99.7

事務事業名	産休等代替職員雇用費補助金		
目的	産休等職員の母体の保護又は療養の保護を図り、保育士等の欠員を生じさせることなく、児童の処遇の低下を防ぐ。		
活動内容	認可保育所等に勤務する常勤職員が産休等を必要とする場合、その職務を代替するための職員を雇用する経費を補助する。		
評価指標			
評価指標名	単位	27 年度計画	27 年度実績
補助件数	件	10	9

事務事業名	大分市私立認可保育所等運営補助金		
目的	私立認可保育所等における児童の処遇向上並びに職員の待遇改善を図り、保育事業の健全な運営に資することを目的とする。		
活動内容	特定教育・保育施設に対し、勤務する常勤職員の人件費及び施設の管理運営に要する経費を補助対象経費とし、補助金額の９割以上を手当てとして職員に支給する。		
評価指標			
評価指標名	単位	27 年度計画	27 年度実績
対象職員延べ人数	人	11,172	14,356

（1）実施した監査手続

・補助金交付要綱を閲覧した。
・補助金申請書及び実績報告書に係る書類を閲覧した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。
・要綱に沿って適正に交付申請が行われているか。
・要綱に沿って適正に実績報告が行われているか。

（２）　監査の結果及び意見

要綱の見直し【意見】

大分市特定教育・保育施設等運営補助金交付要綱を閲覧したところ、補助金の実績報告書の添付書類（運営補助金精算書、収支決算書等）については具体的に記載されている一方、交付申請時の添付書類については条文に定めていなかった。事業計画書や収支予算書等の添付書類について要綱本文の中において明らかにしておくことが望ましい。

実績報告書の検討【指摘】

収支決算書の費用の金額が丸い数値となっており、不自然なものであるにもかかわらず、市は追加的な調査等を行っておらず、実績報告の真実性に疑念のあるものが見受けられた。

例えば、実績報告の添付書類の収支決算書として、次のような金額を報告してきた保育園があった。

費目	金額
事　　業　　費	23,000,000 円
人　　件　　費	150,000,000 円
管　　理　　費	44,000,000 円

実績報告書及び添付書類の十分なチェック及び必要に応じて追加的な調査等を行い、補助金の適正利用が図られていることを確かめる必要がある。

退職職員に係る資料について【意見】

上記手続を実施したところ、意見として検出されるものはなかった。

市の担当者により園児定員数や毎月の園児数、職員数が集計把握され、交付額の確定、受領印による職員支給額の確認が行われている。ただ、職員支給の受領印の入手については、押印があっても退職者分は押印の正当性に疑問が残るため、追加資料の入手の検討も考えられる。

事務事業名	認可保育所等園児災害共済掛金補助金		
目的	万が一の事故等に備えて、保育施設を利用している児童の身体上または財産上の損害に対して補償する。		
活動内容	保育施設が、その利用している児童の身体上または財産上の損害に対する損害賠償を補てんすることを目的とした保険に加入した場合に、その保険料を補助する。		
評価指標			
評価指標名	単位	27 年度計画	27 年度実績
実施保育所数	ケ所	86	84

事務事業名	認可保育所等延長保育事業費補助金		
目的	近年の女性の社会進出の増加等に伴う保育需要の多様化等に対応するため、延長保育等のニーズの高い保育サービスの整備を図り、保育サービスの多様化・弾力化を進める。 延長保育事業を行う補助対象施設等に対し、延長保育事業に要する経費から当該延長保育事業に係る徴収金、寄付金、その他収入額を控除して得た額と別途補助基準額を比較していずれか少ない額を交付する。		
活動内容	延長保育を実施している保育施設に対して必要経費を補助する。		
評価指標			
評価指標名	単位	27 年度計画	27 年度実績
実施保育所数	ケ所	72	64

（1） 実施した監査手続

認可保育所等延長保育事業費補助金が適切かつ効率的に支出されているかを確かめるため、関連資料の閲覧等を実施した。具体的な手続としては以下のとおり。

・大分市特定教育・保育施設等延長保育事業補助金交付要綱を閲覧した。
・補助金交付申請書、実績報告書等の関係資料を閲覧した。
・補助金額について、一部計算チェックを行った。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・補助対象の支給条件を満たしているか。
・補助金の交付申請が期日を超えていないか。
・補助金額が正確に算定されているか。
・実績報告書及びその添付資料において異常なものはないか。

（２）　監査の結果及び意見

補助金申請額算出内訳表の確認【意見】

補助金の交付額は延長保育事業に要する経費から収入額を控除して得た額と、利用人数や時間から定められた補助基準額（補助限度額）とを比較していずれか少ない金額とされている。

申請書では収入額をゼロとしていた保育施設があり、確認を行ったところ、申請時の記入漏れで実際は収入（園児からの徴収額）があるとのことであった。当案件については実績表を確認したところ収支の差引後金額は基準額を超えており、限度額までの交付であったため補助金交付額に影響はなかったが、収入額によっては限度額を下回り補助金の過払いが発生することも考えられる。

当申請書の審査時には補助金を交付することの重要性を念頭に置き、計算結果のみを確認するだけでなく、異常と思われる申請内容の記載があったような場合には内容の確認を行うなど、審査は慎重に行う必要がある。

補助対象経費支出予定額内訳書の確認【意見】

延長保育事業の支出予定額内訳表が添付資料として提出され審査が行われているが、根拠となる費目毎の支出の内訳額が記載されていない保育施設があった。なお、実績報告時の資料にも内訳は記載されていなかった。延長保育事業経費については特段の証拠書類の送付は行われておらず、園が作成する報告資料をもとに支給が行われている。根拠となる内訳すら無い請求については経費支出の正当性・信頼性があるとはいえず、申請時・実績報告時の審査の確認で内訳記入のないものが２度もそのまま承認されている状況であった。補助金交付の審査はより慎重に行うべきである。

事務事業名	認可保育所等特別支援保育事業費補助金		
目的	障がいのある児童の教育・保育環境の向上を図る。		
活動内容	保育所等における障がい児保育を推進するため、保育を必要とする障がい児が私立認可保育所等を利用する場合に、特別支援教育・保育に係る経費を補助する。		
評価指標			
評価指標名	単位	27 年度計画	27 年度実績
実施施設数	ケ所	30	28
対象児童数	人	45	42

（1）　実施した監査手続

認可保育所等特別支援保育事業費補助金が適切かつ効率的に支出されているかを確かめるため、関連資料の閲覧等を実施した。具体的な手続としては以下のとおり。

・大分市特別支援教育・保育事業補助金交付要綱を閲覧した。
・補助金交付申請書、実績報告書等の関係資料を閲覧した。
・補助金額について、一部計算チェックを行った。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・補助対象の支給条件を満たしているか。
・補助金の交付申請が期日を超えていないか。
・補助金額が正確に算定されているか。
・実績報告書及びその添付資料において異常なものはないか。

（2）　監査の結果及び意見

対象者の区分【意見】

大分市特別支援教育・保育事業補助金交付要綱によると、補助金交付の対象となる施設等は次のいずれかに該当する障害児を受け入れている施設等とされている。

ｉ）大分市特別支援保育事業実施要綱第 2 条に規定する障がい児であって、福祉事務所との協議の上施設等を利用しているもの

ⅱ）市内に住所を有する他の児童との集団による教育及び保育が可能である障がい児（子ども子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法20条第 4 項に規定する支給認定子どもである障がい児に限る）であって、大分市特別支援保育事業実施要綱第2条各号のいずれかに該当するもの

なお事業実施要綱第 2 条では、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、身体障害者福祉法に定める身体障がい者手帳の交付を受けた児童、療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた児童等が対象障がい児とされている。

一部の障がい児については、療養手帳のコピーなどが確認できたが、補助金の対象となった施設の対象障がい児すべてが要件を満たしていることを確認できる証跡がなかった。補助対象施設及び対象障がい児リストは作成していることから、今後は当該リストに、対象障がい児が補助金の交付要綱や事業実施要綱のどの区分に該当したかを記録として残しておく必要がある。

事務事業名	認可保育所等地域活動事業費補助金
目的	世代交流・異年齢交流等の地域と密着した活動を行うことにより、地域に開かれた社会資源としての保育施設の役割を果たすとともに、児童の健全育成を図る。
活動内容	地域活動事業を実施している保育施設に対して、地域活動の必要経費を補助する。

評価指標			
評価指標名	単位	27年度計画	27年度実績
実施施設数	ケ所	50	38

事務事業名	一般型一時預かり事業費補助金
目的	専業主婦家庭の保護者の育児疲れ若しくは急病又は断続的な勤務、短時間的勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育を必要とする児童の福祉の増進を図る。
活動内容	一般型の一時預かりを実施している保育施設に対してその経費を補助する。

評価指標			
評価指標名	単位	27 年度計画	27 年度実績
実施施設数	ケ所	17	11
定員	人	91	93

事務事業名	認可保育所等休日保育事業費補助金		
目的	勤労形態の多様化に伴って業種を問わず休日出勤の保護者が多くなっており、そうした多様な保育需要に対応することで就労と子育ての両立支援を図る。		
活動内容	休日保育に対する需要に対応するため保育施設が自主的に休日保育に取り組む場合に、その経費を補助する。		
評価指標			
評価指標名	単位	27 年度計画	27 年度実績
実施施設数	ケ所	9	6

（1） 実施した監査手続

・補助金交付要綱を閲覧した。
・補助金申請書及び実績報告書に係る書類を閲覧した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。
・要綱に沿って適正に申請が行われているか。
・要綱に沿って適正に実績報告が行われているか

（2） 監査の結果及び意見

適正な交付申請【指摘】

補助金交付を受けようとする者は補助金交付申請書に関係書類を添えて申請することとされている。関係書類は、補助金の交付要綱に定められていないが、交付申請書の様式（ひな形）には、添付書類として、申請額算出内訳書、収支予算書、見積書等が記載されている。

交付申請書の添付書類を閲覧すると、見積書の添付書類のないものや、支出先の欄が空欄になっているものなどが複数見受けられ、交付申請が適正に処理されていない。市は申請書類の記載や添付書類の不備がないかを丁寧に確かめるとともに、補助事業者に対して適切に指導を行う必要がある。なお、交付申請の処理業務が効率的に実施されるよう、見積書の提出を要する取引を金額や費目を絞り明らかにすることも必要と考えられる。

実績報告【意見】

補助事業者は補助事業完了後等において補助事業実績報告書に関係書類を添えて提出することとされている。関係書類は、補助金の交付要綱に定められていないが、実績報告書の様式（ひな形）には、添付書類として、補助金精算書、事業実績書、収支決算書、契約書又は領収書の写しが記載されている。

添付書類を閲覧すると、領収書の添付がないものが見受けられた。市は提出書類の不備や補助金が適正に使用されているのかを丁寧に確かめるとともに、補助事業者に対して指導を適切に行う必要がある。なお、実績報告の処理業務が効率的に実施されるよう、契約書や領収書の提出を要する取引を金額や費目を絞り明らかにすることも必要と考えられる。これに合わせて通帳等の資金の裏付けをとる必要がないかについても検討することが望ましい。

自己収入の有無の検討【意見】

当補助金は、寄付金やその他の収入（いわば自己収入）を除いた分について補助されることとされている。収支予算書や収支決算書に、保護者が負担している金額（保険料や検診、施設の備品等）が記載されなければ、保護者負担と市補助金から二重に資金が補助事業者に送られることになる。自己収入の記載がもれなく行われているかといったことについて、税金の申告書控や通帳の閲覧、保護者負担額の状況を調査することで確認することが有用であると考える。

事務事業名	認可保育所研修費補助金
目的	保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育の質の向上を目的として行う研修を開催する際に要する経費を助成する。

活動内容	補助金の交付の対象となる事業は補助対象者が行う研修事業で市長が必要と認めたものとする。 補助金の交付の対象となる経費は補助対象事業に要する経費のうち、会場借上料、講師謝礼金、講師招聘旅費及び印刷製本費である。

評価指標			
評価指標名	単位	27 年度計画	27 年度実績
参加人数	人	2,000	1,552

（1） 実施した監査手続

・補助金交付要綱を閲覧した。
・補助金申請書及び実績報告書に係る書類を閲覧した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。
・要綱に沿って適正に申請が行われているか。
・要綱に沿って適正に実績報告が行われているか

（2） 監査の結果及び意見

前年度の領収書に基づく補助金支給【指摘】

平成 27 年度大分市保育のための研修事業補助金の簿冊を閲覧したところ、支出されている項目は会場借上費、講師謝礼金、講師招聘旅費、印刷製本費のみであり要綱、要領で認められていない支出はなかった。

ただし平成 27 年 7 月 14 日に開催された研修の領収証の中に前年度の平成 27 年 3 月 18 日付のものがあり、また平成 27 年 8 月 21 日に開催された研修の領収証の中に前年度の平成 27 年 3 月 30 日付のものがあった。

このような前年度の領収証に基づいて事業補助金の申請書類を作成し補助金を受給していることについては、適正ではない。

事務事業名	認可外保育施設児童健全育成支援事業費補助金
目的	認可保育所を補完する認可外保育施設に在園する児童の安全や健康の確保、またその職員の資質向上並びに認可外保育施設の環境整備の充実を図ることを目的とする。

活動内容	保育を必要とする児童を預かる認可外保育施設に対して児童の処遇の向上を図るための補助を行う。 一定の児童数、保育時間、施設基準に該当する補助対象施設に対し、以下の種類ごとに限度額または基準額（児童数や職員数等による算定）を比較し少ない方を支給する。 ・園児災害賠償責任保険 ・健康診断（嘱託医手当） ・調理担当職員等の検便 ・入所児童のぎょう虫検査 ・保育士等研修 ・障がい児保育の実施 ・兄弟姉妹入所児童の保育料の減免 ・運営費 ・職員の配置に伴う経費（「指導監督基準」証明書交付施設のみ） ・フリー職員の配置に伴う経費（「指導監督基準」証明書交付施設のみ）

評価指標			
評価指標名	単位	27 年度計画	27 年度実績
対象施設数	ケ所	40	39

（1）　実施した監査手続

・補助金交付要綱を閲覧した。
・補助金申請書及び実績報告書に係る書類を閲覧した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。
・要綱に沿って適正に申請が行われているか。
・要綱に沿って適正に実績報告が行われているか

（2）　監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項は無い。

事務事業名	私立認可保育所施設設備資金利子補給補助金
目的	利子補給を行うことにより、保育園の施設整備の実施を推進し、施設をより安全に快適な保育環境へとすることを目的とする。
活動内容	社会福祉法人による保育園の施設整備資金借入金に対する利子補給補助金。中核市移行前（平成９年３月３１日以前）に借り入れた法人には県1/２、市1/2の補助を中核市移行後（平成９年４月１日以後）に借り入れた法人には市１０/１０の補助をしている。

事務事業名	保育所分園事業補助金
目的	保育所分園を設置保育所に対して賃借料等の補助を行うことにより、分園設置を促し、待機児童の解消を図る。
活動内容	賃貸物件により分園を設置する保育所に対して、賃借料及び改修費等の補助を行う。

事務事業名	幼稚園型一時預かり事業費補助金
目的	１号認定こどもにおいて通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請等（上の子の PTA への出席、短時間の就労など）に応じて、希望する者を対象に預かり保育を実施する施設に対して一時預かり事業（幼稚園型）を委託する。
活動内容	子ども・子育て支援新制度に移行し、本事業を実施する幼稚園及び認定こども園に対して補助する。

評価指標			
評価指標名	単位	27 年度計画	27 年度実績
実施施設数	ケ所	22	17

事務事業名	家庭的保育事業
目的	保育所入所待機児童の約 7 割を占める低年齢児を対象として家庭的保育事業を実施し、既存施設（保育者の居宅）を活用した待機児童の解消施策となるとともに、小集団での保育を希望する保護者のニーズにも対応することができる。
活動内容	市が認定した個人（家庭的保育者）がその居宅において保育に欠ける児童について小人数（3 人以下）を対象に各家庭で保育している様な雰囲気の中で保育する。

評価指標			
評価指標名	単位	27 年度計画	27 年度実績
定員	人	30	30
家庭的保育事業	人	10	10

事務事業名	病児・病後児保育事業
目的	病院又は診療所の代表者に事業を委託し、病気により一時的に通常の集団保育が困難な状態にある児童について、家庭での育児が困難な場合に、多様な保育ニーズへ対応を行い児童の健全な育成及び資質の向上に寄与する。
活動内容	当該保育事業の委託を受けた事業実施者（病院又は診療所）は、医師の診断に基づき、事業実施者が保育可能と判断した児童に対し、病院又は診療所に併設する施設において保育を行う。 市は事業実施者より病児保育事業開始届の提出、大分市病児保育事業実施協議書の提出をうけ、審査後、委託契約を締結し、事業の委託を行う。保護者から利用時に提出される「大分市病児保育時利用（変更）申請書」と事業実施者から毎月の実施状況である「大分市病児保育事業実績報告書」が市長へ提出され、確認・承認が行われる。 市は委託料として、利用児童数による基準額等の算定額から利用者負担額を減じた金額を病児保育事業の実施に必要な経費として支払う。

評価指標			
評価指標名	単位	27 年度計画	27 年度実績
定員	人	58	48
延べ利用人数	人	7,369	6,542

（1）実施した監査手続

・事業の実施要綱を閲覧した。
・随意契約の理由書を検討した。
・委託内容を把握、検討した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。
・要綱に沿って業務が実施されているか。
・随意契約に合理性はあるか。
・事業が効率的に実施されているか。

（2）監査の結果及び意見

随意契約の合理性【指摘】

当事業は随意契約により実施されているが、随意契約の理由書において各施設が契約にあたり適切な対応を行ったのか、具体的に示されておらず、契約が合理的であることを確認できなかった。

随意契約の理由書は次のとおり。

（随意契約の理由）
本事業は、保護者の勤務の都合等により家庭で育児が困難な児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の病状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所に付設された専用スペースで、一時的に保育する事業である。
事業の目的を十分完遂できると思われる、大分市病児・病後児保育事業実施要綱に基づく実施施設としての要件を満たした施設と随意契約いたしたい。

当事業は、市の担当者によるとおよそ 20 年前からモデル事業により始まり、契約の相手先について大きな見直しなどは行われていない。当事業からは収益性は認められず、積極的に事業を実施したいというところは少ないと判断しているようである。
今後は、市内に仕様書を満たす、あるいは事業を実施することにより満たしうる施設がどの程度あるかどうか調査したうえで、その結果を理由書に示すなどして、契約の合理性を確保しておく必要がある。

委託業務の内容の検討【意見】

国からの通知に基づき委託事業が年度末（平成 28 年 3 月）に追加されているが、当該追加の委託業務がどの程度履行されたのかどうか、実績報告等で確認できなかった。契約追加に伴い、事業実績報告書及び添付資料の見直しを行い、事業が適切に行われたのかを確かめる必要があったといえる。当事業は国 1／3、県 1／3、市 1／3 の財源負担となっており、内容や実施方法を吟味し、事業の効果を考えて事務を進めていくことが必要である。

委託業務の追加の内容は、平成 28 年 3 月 1 日から 3 月 31 日の間、病児保育事業実施の際、担当する職員は利用の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供、巡回支援等を適宜実施するよう努めることにより、1 施設あたり 2,417 千円支出されるという契約となっていた。内容からみると、4 施設に対して同額に出すよりも、施設の活動度合いにより支出することの方が効率的であると考えられる。委託業務の内容、金額の見直しを検討する必要があると言える。

委託契約の審査について【意見】

事前協議書には看護師等の免許証または保育士証の添付が必要となっているが、検証した 4 先の病院の内、2 先で従事（予定）職員の資格証明の添付が不足していた。同じ人のものが複数入っていたり、事前協議書に記載されている職員とは別の人のものが入っていたりするなど、実施施設の要件を満たし随意契約としているものの、必要書類には不備があり、適切な審査が行われているとは思われない。

内容の精査を行わない資料の入手に意味はなく、随意契約とする場合も前年度に引き続き当年度も委託事業者として問題がないかの確認は必要である。

利用状況の把握について【意見】

病児・病後児保育事業の利用児童の人数は日によって変動が激しく、利用者ゼロの日もあれば、定員を超す利用申請が発生する日もある。利用児童が対象要件に該当しない場合や利用定員を超えた場合は利用を断るケースもあるが、現在、利用を断られ保育を受けられなかった児童数とその理由の調査は一部でしか行われず、全体が把握されていない。

市の委託事業として当該事業が十分なサービスを提供できているのか、今後このままの運営方法で持続可能なのか等を把握・検討することがまず必要であり、施設の運営状況や利用状況の実態把握を行い、施設・定員の過不足、利用者が少ない場合への対応等について今後の検討課題を確認することが必要ではないかと考える。

事務事業名	保育所等運営事業
目的	児童福祉法に掲げる認可保育所の最低基準を維持することにより、入所児童の処遇向上等、児童福祉の向上を図ることを目的とする。また、公立保育所において、年々老朽化していく施設を、特に安全面、衛生面に配慮しながら環境改善（維持管理）を図る。
活動内容	施設型給付費および地域型保育給付費を支弁する。 公立保育所運営および施設維持管理を行う。

評価指標				
評価指標名	単位	基準値 （基準年度）	27 年度実績	目標値 （目標年度）
待機児童数	人	89 （平成 25 年度）	350 （平成 28.4.1）	0 （平成 30 年度）

（1）実施した監査手続

・保育入所施設申込の手引き等を閲覧した。
・職員配置にかかる加算等認定（変更）申告書を閲覧した。
・こども園の入所人員の資料を閲覧した。
・給付費の流れについてこども保育課へ説明を求めた。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。
・給付費が不当に支出される仕組みになっていないか。
・給付費が正しく算定される仕組みになっているか。

（2）監査の結果及び意見

施設からの退園報告の妥当性【意見】

施設が故意または失念等により、年度途中の退園の事実を市にタイムリーに報告しない場合には、過大な保育費が施設に支出されるおそれがある。今後は、退園についての市への報告ルールを定め、前述の月次報告の内容との照合を行うこと、また、定期的に施設を訪問した場合においては、児童の出欠記録（出席簿）や保護者からの保育料の収入資料等との照合を行うなどして、施設の報告が適切なものであるかどうかをチェックすることが必要である。

入園の際には保護者が施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼現況届出書を作成・押印の上、施設に提出することとなっている。施設が当該申請書を確認・押印後、市に提出することとされ、その後市による確認や、人員の設定や保育料（保育費）の算定が行われる。保育料を算定するにあたっては、市民税の課税額等の確認を行うため、施設からの報告が適切に行われなかった場合であっても一定のけん制は機能することになる。

これに対し、退園については、保護者から退所届を求めているが、園または保護者が仮に、故意または失念によって、タイムリーに退園届を市に提出しなかった場合には、市はその事実を把握することができず、結果として、退園後も、公費負担分が施設に支払われるおそれがある。

したがって、年度途中の退園連絡を施設が市にタイムリーに行っているかどうかを確かめる必要がある。

現在は、指導監査課が、毎年度 1 回各園を往査しているが、こども保育課から聞いた往査月の人数と、施設で口頭により聞いた人数とを照合するといった手続のみで、十分とはいえない。この指導監査課の人数確認は、当事業のためではなく、認可の最低基準に合っているかといった観点から行われている。これだけでは、年度途中の入退園児数の実態が施設からの報告人数と異なっていたとしても発見できないリスクがある。

今後は、施設からの報告人数について、保育料等の収入人数や出欠簿、その他の取引に係る資料を閲覧するなどして整合性を確かめるといった十分なチェックを行うことが望ましいと言える。

事務事業名	へき地保育所運営事業
目的	交通条件及び立地条件等に恵まれないへき地保育所における保育環境を改善し、安心して子どもを育てる環境を作る。 また年々老朽化していく施設を、特に安全面、衛生面に配慮しながら環境改善（衛生管理）を図る。
活動内容	①へき地保育所への保育の実施に要する保育費用を支弁する。 ②へき地保育所施設維持管理

評価指標			
評価指標名	単位	27 年度計画	27 年度実績
入所児童数	人	40	40

事務事業名	家庭支援推進保育事業
目的	日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童を受け入れている保育所に対し、保育士の加配を行うことにより、入所児童の処遇の向上を図る。
活動内容	児童福祉施設最低基準に規定する職員のほか家庭支援推進のため、必要な保育士を配置する。

評価指標			
評価指標名	単位	27 年度計画	27 年度実績
家庭支援対象児童入所率	%	40	43.5

事務事業名	児童施設巡回事業
目的	保育施設が、利用する児童にとって最もふさわしい生活の場とするとともに、児童の健全な心身の発達を支援することを目的とする。
活動内容	認可保育施設としての経験が少ない施設や小規模保育施設、家庭的保育事業者に対し、保育の質及び環境の向上を図るため、保育士資格を有する職員による継続した巡回指導を行う。 また、保育内容等の問題について、情報提供された保育施設に対しても、随時指導を行う。

事務事業名	保育士就職支援事業
目的	民間保育施設の保育士確保を支援するため、県内の保育士養成校の学生を対象とした就職セミナーを通じ民間保育施設と保育士を目指す学生が出会う場を提供することにより、もって大分市の保育の量的拡大を図る。
活動内容	指定保育士養成施設の学生を対象とする就職支援セミナーの開催

３．待機児童の問題

（１）待機児童数の状況

保育所等待機児童とは、保育の必要性の認定（2 号又は 3 号）がされ、特定教育・保育施設（認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。）又は特定地域型保育事業の利用の申込がなされているが、利用していないものとされている（厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知より）。

待機児童問題は、「保育所に落ちた、日本死ね」という匿名ブログが国会に取り上げられるほどの大きな社会問題となっており厚生労働省においても「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」をとりまとめて対応をとっている。

下記の表は平成 27 年及び平成 28 年の政令指定都市及び中核市の待機児童数の推移である。

待機児童数の推移

（4月1日現在）

	平成27年	平成28年		平成27年	平成28年
札幌市	69	8	柏市	0	0
仙台市	419	213	八王子市	144	139
さいたま市	95	24	横須賀市	21	19
千葉市	0	11	富山市	0	0
横浜市	8	7	金沢市	0	0
川崎市	0	6	長野市	0	0
相模原市	0	0	岐阜市	0	0
新潟市	0	0	豊橋市	0	0
静岡市	141	46	豊田市	0	0
浜松市	407	214	岡崎市	0	0
名古屋市	0	0	大津市	0	0
京都市	0	0	高槻市	0	0
大阪市	217	273	東大阪市	206	127
堺市	54	16	豊中市	253	217
神戸市	13	59	枚方市	36	0
岡山市	134	729	姫路市	67	46
広島市	66	161	西宮市	76	183
北九州市	0	0	尼崎市	68	47
福岡市	61	73	奈良市	79	85
熊本市	397	0	和歌山市	3	6
旭川市	57	40	倉敷市	180	111
函館市	0	0	福山市	0	0
青森市	0	0	下関市	0	0
盛岡市	9	0	高松市	129	321
秋田市	0	0	松山市	95	94
郡山市	26	52	高知市	43	42
いわき市	21	12	久留米市	33	78
宇都宮市	136	29	長崎市	36	66
前橋市	0	0	**大分市**	**484**	**350**
高崎市	0	0	宮崎市	0	64
川越市	74	67	鹿児島市	24	151
越谷市	28	38	那覇市	539	559
船橋市	625	203	合計	5,573	4,986

待機児童問題は核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況の子育て家庭が増加する、あるいは女性の社会進出が進み共働き家庭が増加する中で、保育所等の整備・増加が遅れたことが大きな原因と考えられる。

大分市では保育所の入所選考は子ども保育課保育入所担当班が担っており、保護者の就労状況や世帯の状況などから総合的に判断し、保育を必要とする状況の高い方から順に入所・利用施設を調整している。なおこの際、複数の職員による相互チェックを行うことにより保育所へ公平に入所できるような体制をつくっている。

（2）実施した監査手続

平成 27 年度から新たな計画として策定された「すくすく大分っ子プラン」により、待機児童の解消をはじめとする課題が解決の方向に向かって行動に移されているかどうかについて平成 27 年度の実績を把握した。

具体的な手続としては以下のとおり。

① 待機児童の集計資料を入手し、子ども保育課担当者よりその内容について説明を受け、保育所等の各施設の未入所者数の合計から待機児童数が算定されているか把握した。

② 待機児童数の過年度比較を行い、「すくすく大分っ子プラン」の待機児童解消の取り組みが効果を現しているか検証した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・待機児童の解消のために期間を定めた具体的な数値目標が設定されているか。
・数値目標達成に向けた取り組みが明確になっているか。
・数値目標は、待機児童の解消に向けた取組の目標として相応しいか。
・改善方策と当年度の取組項目が結びついているか

（３）監査の結果及び意見

保育需要の高い地域への対応【意見】

以下は大分市のホームページのデータから作成した待機児童の推移である。

（各年度の 4 月 1 日現在）

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
待機児童数	45 人	89 人	42 人	484 人	350 人

平成 27 年度に待機児童数が大幅に増加しているが、これについて子ども保育課の担当者に確認したところ、まず厚生労働省の待機児童の定義が変更されてそれまでカウントしていなかった「求職活動中」の保護者を含めることになったことが原因のひとつであるということであった。また、国は特定の施設の入所を希望して入所できない場合は、待機児童から外してよいとしているが、大分市では 1 施設しか希望しない人を除きすべてカウントしていることがもうひとつの原因である、とのことであった。

しかし、仮に平成 24 年度、平成 25 年度、平成 26 年度と同じ旧定義で待機児童を算出したならば平成 27 年度が 263 人、平成 28 年度が 197 人となるため、待機児童数が年々増加している傾向に変わりはない。

その一方で国は、認定こども園への移行を希望する既存の幼稚園及び保育所については、たとえば幼稚園教諭免許状を有し幼稚園等において一定の実務経験を有する者を対象として保育士資格の取得に必要な単位数等の特例を設け、免許・資格の併有を促進するといった特例措置を設けて移行を促している。また大分市は既存施設の整備による定員拡大、家庭内保育事業や小規模保育事業の開設を支援する手法により、保育を提供する体制の確保に努めようとしている。

以下の表は、過去 5 年間の特定教育・保育施設と特定地域型保育事業の施設数と入居者数の推移を表したものである。

			24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
特定教育・保育施設	公立保育所	施設数	14	14	13	13	13
		入所者数	1,162	1,213	1,162	1,171	1,163
	私立保育所	施設数	50	51	52	50	51
		入所者数	5,494	5,583	5,948	4,771	4,691
	認定こども園	施設数	—	—	—	22	26
		入所者数	—	—	—	2,379	2,890
特定地域型保育事業	家庭的保育事業	施設数	—	—	—	10	9
		入所者数	—	—	—	26	27
	小規模保育事業	施設数	—	—	—	3	5
		入所者数	—	—	—	29	64
	事業所内保育事業	施設数	—	—	—	—	2
		入所者数	—	—	—	—	30
	施設数合計		64	65	65	98	106
	入所者数合計		6,656	6,796	7,110	8,376	8,865

（平成 26 年度以前は旧制度で該当がないため「－」と表記している。）

平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度により、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業が認められたことの影響もあり、大分市の保育所等の施設数、利用者数とも増加している。従って施設面における待機児童対策は一定程度進められているものと考えられる。

待機児童数を減少させるためには保育所等を増やすことが考えられるが、今後少子高齢化が進行して子どもが減少することが想定される中で、保育所等を増やしてしまうと施設が遊休化してしまうリスクも出てくることが想定されることから単純に施設を増やすことは現実的な対策ではない。

下記の表は利用定員よりも入所児童数が多い施設で、さらに入所を申し込んだが入所できなかった数が 20 人以上の施設を集計したものである。

(H27.10.1 現在)

地区公民館	施設名	利用定員	入所児童数	入所希望者数（未入所）
大分中央	金池保育所	90	115	23
	桜ヶ丘保育所	90	116	51
	桜町保育園	90	101	21

大分東部	ももぞのこども園	135	147	26
	めぐみ保育園	120	135	22
大分西部	生石保育所	90	109	20
	新春日町保育所	90	108	29
	しらかば保育園	120	130	25
大分南部	下郡保育所	110	119	34
明治・明野	たかおこども園	150	155	26
	明野台保育園	90	110	24
坂ノ市	和光保育園	165	186	20
稙　田	もみの木保育園	60	66	22

これらの施設の周辺は保育機能の需要が高いものと考えられる。そのため満 3 歳未満の子どもを対象として、定員 6 人以上 19 人以下の比較的小規模な環境できめ細かな保育を行う「小規模保育」や、満 3 歳未満の子どもを対象として保育士等の資格を持った家庭的保育者（保育ママ）の自宅で、少人数（定員 5 人以下）のきめ細かな保育を行う「家庭的保育」を行うことができる場所や保育士の資格を持った家庭的保育者（保育ママ）を市報やホームページで積極的に募る等の対応を行うことを検討する必要がある。

保育所等の定員と入所者数の現状

施設、事業別の状況

子ども・子育て支援新制度における大分市の保育に係る定員と入所者（２号認定、３号認定の認定こども園、認可保育所及び地域型保育事業）の状況は以下のようになっている。

（平成２８年４月１日現在）

施設、事業	施設名	事業形態	定員	入所者数
認定こども園	ひまわり幼稚園	学校法人	60	55
認定こども園	とぜん幼稚園	学校法人	95	92
認定こども園	しらとり子ども園	社会福祉法人	178	157
認定こども園	ももぞのこども園	社会福祉法人	135	130
認定こども園	敷戸ふない幼稚園	学校法人	16	20
認定こども園	しきどこども園	社会福祉法人	82	85
認定こども園	キッドワールドこども園	社会福祉法人	225	197
認定こども園	ごとう幼稚園	学校法人	25	29

認定こども園	ゆりかごこども園	社会福祉法人	120	106
認定こども園	いちご保育園	社会福祉法人	60	59
認定こども園	明野こども園	社会福祉法人	165	142
認定こども園	たかおこども園	社会福祉法人	150	142
認定こども園	もりまち幼稚園	学校法人	145	124
認定こども園	みどり幼稚園	学校法人	88	83
認定こども園	高田のぞみこども園	社会福祉法人	165	138
認定こども園	吉野こども園	社会福祉法人	74	70
認定こども園	旦の原保育園	社会福祉法人	140	132
認定こども園	富士見が丘幼稚園	学校法人	90	66
認定こども園	緑が丘こども園	社会福祉法人	120	121
認定こども園	かくこどもえん	社会福祉法人	85	101
認定こども園	東稙田こども園	社会福祉法人	87	80
認定こども園	よいこの森こども園（大在）	社会福祉法人	110	107
認定こども園	よいこの森こども園（角子原）	社会福祉法人	40	36
認定こども園	大在こども園	社会福祉法人	211	183
認定こども園	みんなの森こども園	学校法人	140	127
認定こども園	坂ノ市こども園	社会福祉法人	260	231
認定こども園	どうわこども園	社会福祉法人	77	77
認定こども園小計			3,143	2,890
保育所	浜町保育所	公立	103	110
保育所	金池保育所	公立	90	109
保育所	桜ケ丘保育所	公立	90	113
保育所	住吉保育所	公立	80	73
保育所	裏川保育所	公立	103	107
保育所	生石保育所	公立	90	107
保育所	新春日町保育所	公立	90	108
保育所	下郡保育所	公立	110	116
保育所	敷戸南保育所	公立	110	107
保育所	あかつき保育所	公立	60	64
保育所	小野鶴こばと保育所	公立	50	54
保育所	佐賀関保育所	公立	45	40
保育所	野津原保育所	公立	45	55
保育所	桜町保育園	社会福祉法人	90	105
保育所	泉町保育園	社会福祉法人	30	30

保育所	上野愛光保育園	社会福祉法人	120	124
保育所	中央町保育園	株式会社	72	47
保育所	城東保育園	社会福祉法人	90	94
保育所	天心保育園	社会福祉法人	130	125
保育所	東舞鶴保育園	社会福祉法人	90	105
保育所	まいづる保育園	社会福祉法人	140	125
保育所	めぐみ保育園	社会福祉法人	120	123
保育所	たんぽぽ保育園	NPO法人	70	64
保育所	きらきら保育園	合同会社	23	24
保育所	しらかば保育園	社会福祉法人	120	125
保育所	東八幡保育園	社会福祉法人	80	94
保育所	南春日保育所	社会福祉法人	160	166
保育所	愛保育園	株式会社	60	56
保育所	寒田ひめやま保育園	社会福祉法人	110	112
保育所	滝尾保育園	社会福祉法人	140	159
保育所	津守あすなろ保育園	社会福祉法人	120	119
保育所	城南保育園	社会福祉法人	60	67
保育所	府内保育園	社会福祉法人	100	100
保育所	南大分保育園	社会福祉法人	140	126
保育所	コスモス保育園	社会福祉法人	90	99
保育所	ふたば保育園	有限会社	90	90
保育所	明野しいのみ保育園	社会福祉法人	138	131
保育所	明野台保育園	社会福祉法人	90	102
保育所	慶光保育園	株式会社	69	68
保育所	小中島保育園	社会福祉法人	80	72
保育所	洗心保育園	社会福祉法人	130	144
保育所	鶴崎保育園	社会福祉法人	100	103
保育所	鶴崎同光園	社会福祉法人	120	116
保育所	松岡保育園	社会福祉法人	100	103
保育所	龍華保育園	社会福祉法人	100	92
保育所	とりい保育園	社会福祉法人	60	51
保育所	さくら保育園	社会福祉法人	70	76
保育所	みのり保育園	社会福祉法人	120	113
保育所	キッズアカデミー保育園	社会福祉法人	70	77
保育所	富士見ヶ丘あすなろ保育園	社会福祉法人	90	80

保育所	宗方保育園	社会福祉法人	90	98
保育所	宗方東保育園	社会福祉法人	90	99
保育所	稙田保育園	社会福祉法人	100	108
保育所	アソカ保育園	宗教法人	70	58
保育所	よいこのくに保育園	有限会社	121	113
保育所	スマイスセレソン保育園	NPO法人	90	74
保育所	おぎの台保育園	株式会社	60	54
保育所	みつよし園	有限会社	44	39
保育所	もみの木保育園	株式会社	60	68
保育所	めいりん保育園（田原校）	医療法人	30	38
保育所	ひよこのくにランド保育園	株式会社	45	48
保育所	かるがも保育園	株式会社	75	74
保育所	たけのこ保育園	有限会社	40	38
保育所	和光保育園	社会福祉法人	165	175
保育所小計			5,728	5,854
小規模保育	ゆめのほし保育園	NPO法人	18	14
小規模保育	たかじょうえん。	合同会社	18	13
小規模保育	ゆめっこ保育園	個人	17	17
小規模保育	かんがる一保育園	個人	17	9
小規模保育	遊々舎	有限会社	12	11
小規模保育小計			82	64
家庭的保育	なないろ保育室	個人	3	3
家庭的保育	ちゅうりっぷ保育室	個人	5	3
家庭的保育	マミー保育室	個人	3	3
家庭的保育	マリン保育室	個人	3	3
家庭的保育	ひよこ保育室	個人	3	3
家庭的保育	まるも保育室	個人	3	3
家庭的保育	０１２保育室	個人	3	3
家庭的保育	青空保育室	個人	3	3
家庭的保育	なかよし保育室	個人	5	3
家庭的保育小計			31	27
事業所内保育	大分どんぐりのもり保育園	株式会社	19	13
事業所内保育	王子町保育園	株式会社	18	17
事業所内保育小計			37	30
合計			9,021	8,865

（２）実施した監査手続

平成28年度施設別入所・申込者状況表を入手し、施設ごと、事業ごとに定員数と入所者数の比較を行った。

具体的な手続としては以下のとおり。

施設別入所・申込者状況表集計資料について子ども保育課担当者よりその内容についてヒアリングを行い、施設ごとの定員数と入所者数の現状を把握した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・待機児童の解消のために具体的な数値目標が設定されているか。
・数値目標達成に向けた取り組みが明確になっているか。
・数値目標は、待機児童の解消に向けた取組の目標として相応しいか。
・改善方策と当年度の取組項目が結びついているか。

（３）監査の結果及び意見

認定こども園の制度の周知【意見】

上記の状況表によると大分市全体では保育施設の定員数に比べて入所者数が下回っている現状にある。

その内訳をみると保育所については定員数より入所者数が126人多い状況にあり、その一方で、認定こども園については定員数が入所者数を253人上回っている。

子ども・子育て支援新制度が導入されて間もないため、いまだ認定こども園のメリットが保護者に十分浸透していないことも考えられる。

したがって、アンケート調査を行う等により、認定こども園が親の就労状況は問わずに入園が可能であることや、保育と幼児教育を一体的に提供すること、また預かり時間は４時間にも８時間にも対応可能であること、などが保護者に十分周知されているのか確認する必要があると考える。

そして、これが不十分であれば、ホームページや市報などを通じてこれまで以上に積極的に広報活動を行っていく等の対応を検討する必要がある。

４．公立保育所の整備計画

（１）概要

公立保育所の現況

大分市の公立保育所は 14 施設（うち河原内保育所はへき地保育所で認可外）であり、それらの現況は以下のようになっている。

公立保育所	施設状況	
	延床面積(㎡)	建築年度
生石	615	昭和 53 年
浜町	694	昭和 54 年
新春日町	785	平成 11 年
金池	816	平成 15 年
桜ヶ丘	1,012	平成 24 年
下郡	862	平成 7 年
住吉	684	平成 21 年
敷戸南	625	昭和 49 年
あかつき	501	昭和 57 年
裏川	644	昭和 55 年
小野鶴こばと	380	昭和 54 年
佐賀関	627	昭和 57 年
野津原	360	平成 22 年
河原内	185	昭和 44 年

（平成 28 年 3 月に策定「大分市公共施設等総合管理計画」より。

保育所の配置状況について、大分地区には半数以上の施設が整備されているが、明野地区、鶴崎地区、大在地区、坂ノ市地区には施設が整備されていない。

また、経過年数については全施設の半数を超える 8 施設が築 30 年以上となっている。

（２）実施した監査手続

公立保育所の施設について整備年月日や構造等の実態調査の結果を閲覧するとともに、今後の整備計画に関してどのようなライフサイクル計画を策定する方針であるかについて担当者にヒアリングを行った。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・大分市公共施設等総合管理計画が公立保育所の施設整備にどの程度具体化されているか。

（3）監査の結果及び意見

ライフサイクルを考慮した施設整備計画について【意見】

平成 27 年度から「大分市公共施設等総合管理計画」に基づいて公共の施設のライフサイクルを考慮した整備計画を策定することになったが、現状は個別の公立保育所に具体的に展開されてはいない。

大分市では今後は年少人口の減少も予想されることから、既存の私立認可保育施設の整備や認可外保育施設の認可化など民間活力を積極的に活用しながら、地域ごとの需要を捉え必要な定員数を含めた最適なあり方を検討するとしている。

しかしながら公立保育所の半数以上の 8 施設が築 30 年以上経過しているなかで、施設の維持管理コストの見積もりも高騰することが予想されるためライフサイクルコストを抑えるために保育所ごとの整備計画の策定を早急に具体化すべきである。

特にあかつき保育所と佐賀関保育所の建物は築 30 年が経過している。「大分市公共施設等総合管理計画」では計画的な「予防保全」により、公共建築物の安全性を確保し、長寿命化を図るための方針及び推進に向けた取組を定めているが、これら２園については大分市公共施設等総合管理計画に従って、劣化状況の評価を行い、目標耐用年数を設定し、その後の使用年数に対応する修繕工事あるいは建替えの方針を決定すべきである。

５．公立保育所の耐震化

（1）概要

耐震化の状況

大分市公立保育所の耐震化の状況は以下のとおりとなっている。

公立保育所	施設状況	
	建築年数	耐震化
生石	昭和 53 年	実施済
浜町	昭和 54 年	実施済

新春日町	平成 11 年	不要
金池	平成 15 年	不要
桜ヶ丘	平成 24 年	不要
下郡	平成 7 年	不要
住吉	平成 21 年	不要
敷戸南	昭和 49 年	実施済
あかつき	昭和 57 年	不要
裏川	昭和 55 年	実施済
小野鶴こばと	昭和 54 年	実施済
佐賀関	昭和 57 年	不要
野津原	平成 22 年	不要
河原内	昭和 44 年	未実施

（２）実施した監査手続

公立保育所の耐震について、「公立保育所耐震化の状況」を査閲し、耐震診断の実施の有無・時期、耐震整備の要否の判断を確認した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・公立保育所の耐震化が、長期的な施設維持の観点から適切に行われているか。

（３）監査の結果及び意見

意思決定の迅速化について【指摘】

昭和 56 年耐震基準改正前に建築された施設については耐震化改修が必要である。全 14 施設のうち耐震化改修が必要な施設は６施設であるが、河原内保育所のみが耐震化改修が未実施となっていた。

河原内保育所は平成 28 年度に耐震化改修工事が終了するということであるが、平成 27 年度まで安全性が確保されていない中で保育を行っていたことになる。

今後は、意思決定の遅れを長引かせないように予めタイムスケジュールを決めてから議論を進める等の方策を検討する必要がある。

６．保育所施設の貸付

（１）概要

大分市財産の社会福祉法人への貸付

大分市立であった新桜町保育所は平成 26 年度から民営化された。それに伴い移管後に幼保連携型認定こども園の園舎として利用するため土地 990.6 ㎡を社会福祉法人に貸し付けている。

貸付期間は平成 25 年 9 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までであり、貸付料は無料となっている。

（２）実施した監査手続

公有財産台帳を閲覧し、貸付の事実が明記されているか確認した。また契約書を閲覧し契約書に記載されている土地が公有財産台帳に記載されている事項と一致しているか確認した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・公有財産台帳と契約書に記載されている事項が整合しているか。
・契約書に記載されている事項が適正か。

（３）監査の結果及び意見

賃貸料無償期間決定根拠の明確化【意見】

平成 26 年度から民営化された新桜町保育所について、運営者である社会福祉法人に対して大分市の市有地を無償で貸し付ける契約が締結されている。

その経緯について子ども保育課の担当者にヒアリングを行ったところ、無償とする理由として社会福祉法人は平成 25 年 9 月から建物の新築費用を負担する必要があり、移管時に土地を有償とすると経営面の負担が増大するため 10 年程度は大分市が面倒を見る、ということであった。

しかしながら無償期間が平成 25 年 9 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 10 年 6 カ月となっているが、当該期間とした根拠が明確ではなかった。10 年 6 ヶ月とした具体的な根拠を明確にしておくべきであった。

７．公立保育所等の指導監査

（１）概要

児童福祉施設の指導監査は児童福祉法に基づき、福祉保健部指導監査課が保育所、認定こども園の指導監査を実施し、その結果を取りまとめている。

指導監査の目的は大分市長が児童福祉行政の実施機関における児童福祉施設の措置費等についての事務処理状況及び児童福祉施設についての最低基準等の実施状況が、関係法令等に照らし適正に実施されているかどうかを個別的に詳らかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講じることなどにより、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施を確保しようとするものである。

指導監査の実施については、へき地保育所を含むすべての保育所、認定こども園等について計画され、実施されている。

（２）実施した監査手続

指導監査課が平成 27 年度に実施した指導監査実績報告書を閲覧した。また指摘事項について改善されているかどうかを現場担当者へ質問を行った。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・指導監査が児童福祉行政指導監査実施要項に沿って適切に行われているか。
・指導監査の結果が現場にフィードバックされ改善されているか。

（３）監査の結果及び意見

指導監査のフォロー【意見】

平成 26 年度から平成 28 年度までの指導監査の結果を入手して閲覧したところ、すべての公立保育所 14 施設に対する指導監査が計画されそれが実施されていた。

特に文書による指摘事項はなかったが、改善が必要と思われる指導事項は以下のような事項であった。

	指導事項
平成 26 年度	安全管理について 　保育室から調理室へ続く廊下に演台が数台立てかけてあるので、児童の安全面に配慮し保管方法や保管場所を検討すること。
平成 27 年度	遊具の点検について 　業者による定期点検実施後の、保育所長への結果報告書の内容の周知や修繕を要する遊具の改善がなされていなかったので、早急に点検報告書を確認し、安全確保に努めること。
	保育室の子どもの目の届く場所に消毒液等が保管されていたので、児童の手の届かないところに保管する等、安全面に配慮すること。
	消化訓練及び避難訓練については、少なくとも 1 年に 2 回（うち、通報訓練 1 回）は、あらかじめ所轄の消防署に通報（届出）を行い実施すること。
平成 28 年度	業者による遊具の定期点検結果で、「不可」に該当する遊具については、修繕し、安全が確認されるまで、使用禁止にすること。
	洗剤が子どもの手が届く場所に置かれていたので、鍵のかかる場所や子どもの手が届かない高所に保管すること。 　保育時間中に保育士 1 名の勤務になる時間帯があるので、保育所の開所時間は 2 名以上の保育士を必ず配置すること。
	消火訓練を実施していない月があったので、訓練は毎月定期的に実施し、訓練結果を記録に残すこと。

これらの検出事項が他の保育所においても情報共有され、それぞれの保育所でどのような対応をとっているかについて質問を行った。

指摘事項等については所長会で各保育所間での情報を共有し、それぞれにおいて改善するようにしているとのことであったが、これらのプロセスが書面では残っていなかった。

改善を要する事項についてはどの保育所でも発生する可能性があるため、所長会等で資料等に基づき報告し、改善方策を議論し周知徹底するという明確なプロセスを定着させる必要がある。

８．保育料の滞納

（１）概要

保育料の徴収事務並びに滞納管理

保護者が負担する保育料については、「児童福祉法等に基づく負担金等の徴収に関する規則」及び「子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付に係る保育料基準額を定める規則」で決定される。

保育料の徴収について当年度発生分は保育施設が徴収を行い、滞納が発生した場合は各施設の担当者と子ども保育課の担当者が保育料を滞納している保護者を交えて話し合い、児童手当から納付することや、分割納付する等の相談を行って滞納を解消することとしている。

上記のような活動を行ってもなお履行期間内に納付がなければ未収債権として市税等と同じように「債権管理マニュアル」に基づき収納管理を行う。

保育所保育料は自治体が管理する公債権のうち滞納処分ができる強制徴収公債権となっている。

強制徴収公債権は、未納となっている金銭債権で督促をしてもなお履行がない場合は滞納処分執行の要否を検討し、財産の差し押さえや児童手当の充当を行い完納に向けて取り組み、それでも納付されずに時効を迎えて債権が消滅してしまった場合は不納欠損処理を行うこととなる。

自治体債権の分類（債権管理マニュアルより）

公債権	強制執行公債権 （自力執行権あり）	・根拠法令に「滞納処分ができる」規定がある。 ・時効により債権は消滅する。 (例)市税、国保税、介護保険料、保育所保育料、下水道使用料など
	非強制徴収公債権 （自力執行権なし）	・根拠法令に「滞納処分ができる」規定がない。 ・時効により債権は消滅する。 (例)生活保護返還金及び徴収金、ごみ処理手数料、幼稚園保育料など
私債権 (自力執行権なし)		・債権者との契約関係が私法上の関係と同等のもの。 ・債権者から「時効の援用」がない限り債権は消滅しない。 (例)母子寡婦福祉資金貸付金元利収入、住宅使用料、奨学金資金返還金など

不納欠損処理については、地方自治法等による規定はない。調定した歳入が徴収できなくなったことを表示する行政内部の決算処理となる。

法令等に基づいて消滅した債権額を歳入決算上で取り扱うものであり、不納欠損処理をした結果として債権が消滅するのではない。

平成 27 年度末の保育料未納額は 22,738,406 円であり、その発生年度別内訳金額は下記の表の通りとなっている。

発生年度	未納額（円）	発生年度	未納額（円）
平成 11 年度	13,000	平成 20 年度	45,400
平成 12 年度	0	平成 21 年度	158,900
平成 13 年度	0	平成 22 年度	778,259
平成 14 年度	1,500	平成 23 年度	3,272,400
平成 15 年度	33,000	平成 24 年度	4,055,200
平成 16 年度	0	平成 25 年度	4,254,400
平成 17 年度	83,000	平成 26 年度	4,981,000
平成 18 年度	370,297	平成 27 年度	4,510,150
平成 19 年度	181,900	合計	22,738,406

平成 23 年度以降未納額が増加しているのは、不納欠損処理が未納発生後 5 年経過した後でしか行えないため、平成 27 年度以前の 5 年間は不納欠損処理されない額が残っていることによる。

以下の表は過去 5 年間の大分市保育所の認定額、収入額、不納欠損額、未納付額・徴収率の推移表である。

(単位：千円、%)

年度	現年・過年	認定額	収入額	不納欠損額	未納付額	徴収率
23 年度	現年	1,620,487	1,614,074		6,413	99.60
	過年	24,229	3,744	1,929	18,556	15.45
	計	1,644,717	1,617,818	1,929	24,969	98.36
24 年度	現年	1,665,230	1,657,631		7,599	99.54
	過年	24,969	3,982	2,349	18,637	15.95
	計	1,690,200	1,661,613	2,349	26,237	98.31
25 年度	現年	1,737,897	1,730,163		7,734	99.55
	過年	26,237	4,253	4,049	17,934	16.21
	計	1,764,134	1,734,417	4,049	25,668	98.32
26 年度	現年	1,804,759	1,798,865		5,894	99.67
	過年	25,668	3,649	3,150	18,867	14.22
	計	1,830,427	1,802,515	3,150	24,762	98.48
27 年度	現年	1,577,663	1,573,214		4,510	99.72
	過年	24,670	3,623	2,818	18,228	14.69
	計	1,602,333	1,576,838	2,818	22,738	98.41

現年の徴収率は 99%台と高い水準を維持しているが過年分の徴収率が 14～15%台と改善が進まない状況にある。

以下は徴収率、不納欠損額について他の中核都市と比較した表である。大分市以外は当該都市の所在する地方名となっている。

中核市所在地方	平成 27 年度 現年収納率(%)	過年分徴収率 (%)	平成 27 年度不納欠損額 (千円)
関西地方	99.86	15.02	344
関東地方	99.84	31.46	130
関西地方	99.76	30.49	4,124
大分市	**99.72**	**14.69**	**2,818**
中部地方	99.71	34.24	1,525
北陸地方	99.65	15.81	6,931
関東地方	99.64	38.42	248
関西地方	99.63	17.83	542
北陸地方	99.54	13.33	3,202
関東地方	99.52	18.36	0
東北地方	99.51	31.75	1,132
関東地方	99.49	63.76	0
関西地方	99.46	32.18	1,508
中部地方	99.37	12.75	8,992
甲信越地方	99.32	15.87	1,517
中部地方	99.31	28.83	4,537
中国地方	99.28	24.11	5,454
東北地方	99.25	26.64	1,930
関東地方	99.19	29.93	2,663
中部地方	99.18	9.47	7,647
四国地方	99.08	17.91	9,860
関西地方	98.98	65.84	167
関東地方	98.97	24.92	4,068
関西地方	98.97	16.51	3,841
関西地方	98.97	15.89	1,066
関東地方	98.90	16.26	3,647

関東地方	98.85	27.61	165
九州地方	98.83	43.87	3,674
四国地方	98.82	22.80	11,580
東北地方	98.74	9.96	5,583
九州地方	98.70	29.11	8,059
関東地方	98.68	24.07	8,314
沖縄地方	98.66	25.39	6,578
東北地方	98.32	15.09	1,963
中国地方	98.32	15.96	7,868
九州地方	97.97	24.34	13,593
九州地方	97.89	32.04	20,256
関西地方	97.81	17.48	8,766
北海道地方	97.79	14.66	8,166
四国地方	97.77	22.33	8,084
東北地方	97.57	8.90	31,204
九州地方	97.32	20.99	1,153
関西地方	97.31	21.30	36,956
北海道地方	96.10	21.36	15,090
平均	98.85	24.08	6,249

これによれば、大分市は他都市と比較して現年収納率は高い水準であるが、過年分徴収率は平均よりも低くなっている。

（２）実施した監査手続

滞納者について滞納額明細書、滞納整理台帳を閲覧し、市の担当者が滞納発生後に滞納者に対して納付相談を行い納付するように働きかけ、それでも納付がない者に催告書を発送し、電話催告や訪問徴収等の手続を行っているかどうかの検証を行った。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおりとなっている。

・保育料徴収事務スケジュールに関する規定があるか。
・徴収活動が、保育料徴収事務スケジュールに沿って適切に行われているか。

（３）監査の結果及び意見

滞納者に対する初期初動について【意見】

滞納者に関する交渉履歴を閲覧し、子ども保育課の担当者にヒアリングを行って、滞納者に対して保育料徴収事務スケジュールに沿って適切に対応していることを確かめた。

この結果、大分市の現年の徴収率は、平成 23 年度 99.60%、平成 24 年度 99.54%、平成 25 年度 99.55%、平成 26 年度 99.67%、平成 27 年度 99.72%という推移となっており一定の徴収率を維持している。

それに対して過年の徴収率は、平成 23 年度 15.45%、平成 24 年度 15.95%、平成 25 年度 16.21%、平成 26 年度 14.21%、平成 27 年度 14.69%という推移となっており過年度の未納額を徴収することは容易ではない状況にある。

この原因について子ども保育課の担当者にヒアリングしたところ、過年度の滞納者は連絡がとれず接触することができない先や、接触が困難な先であり交渉さえできない先ばかりが残っているためであるということであった。

このように過年度に発生した滞納について解消することは非常に困難となるため、今後滞納をより低い水準に抑えるためにはこれが発生した初期の段階で迅速かつ手厚い対応をとることが特に重要となる。

現状は当年度分の滞納は収納委託契約により各保育施設により徴収が行われる。過年度分については滞納者から納付相談を受けて、それでも滞納が解消されない先について最終催告書を発送することになっているが、滞納が発生して何か月後に最終催告書を発送するのか明確な定めがなされていない。当期の滞納が翌期に持ち越された場合、より迅速に対応できるように最終催告書の発送の期間の定めを設けることを検討することが必要といえる。

また、その他の滞納者への働きかけについても、初期滞納の段階で可能な限り前倒しすることが過年分の徴収率を改善する重要なポイントと考える。

９．公立保育所における職員の状況

（１）概要

施設ごとの職員の状況

下記の表は平成 28 年 4 月 1 日現在における各公立保育所の職員総数に占める正規職員の比率である。

（平成 28 年 4 月 1 日）

施設名	正規職員(人) (A)	臨時職員(人) (B)	合計 (C)=(A)+(B)	(A)/(C) (%)
生石	12	12	24	50
浜町	14	10	24	58
新春日町	12	14	26	46
金池	12	10	22	55
桜ヶ丘	14	17	31	45
下郡	14	11	25	56
裏川	14	6	20	70
住吉	8	9	17	51
敷戸南	12	14	26	46
あかつき	9	5	14	64
小野鶴こばと	9	8	17	53
佐賀関	7	6	13	54
野津原	9	10	19	47
河原内	4	4	8	50
合計	150	136	286	52

また、各施設の人件費に占める正規職員の人件費の比率を以下に示す。

（平成 27 年度）

施設名	正規職員人件費（共済費含む）（千円)(a)	臨時職員人件費（共済費含む）（千円）	合計(b)	(a)/(b) (%)
生石	77,330	18,586	95,916	81
浜町	91,086	20,094	111,181	82
新春日町	80,984	16,961	97,945	83
金池	83,212	18,797	102,011	82
桜ヶ丘	90,390	28,209	118,600	76
下郡	87,680	17,717	105,398	83
裏川	102,296	13,844	116,141	88
住吉	61,663	9,764	71,428	86
敷戸南	90,257	17,214	107,472	84
あかつき	64,447	11,354	75,802	85
小野鶴こばと	69,166	12,157	81,324	85
佐賀関	51,161	6,692	57,853	88

野津原	66,957	9,748	76,705	87
河原内	34,846	216	35,063	99
合計	1,051,482	201,361	1,252,843	84

（２）実施した監査手続

公立保育所の各施設の正規職員と臨時職員の人数と人件費を入手して正規職員がどの程度の比率となるかを試算し、正規職員と臨時職員との比率について各施設の数値を比較、検討した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・施設ごとの正規職員と臨時職員の構成比率は妥当か。
・正規職員の人件費が過大となっていないか。

（３）監査の結果及び意見

正規職員と臨時職員の構成比率の見直しについて【意見】

正規職員と臨時職員の人員の比率は概ね半々であるが、金額の比率は正規職員が 84%となっている。

単純に一人当たりの人件費に換算してみると、正規職員の一人当たり人件費は約 700 万円であるのに対して、臨時職員の一人当たりの人件費は約 150 万円となりその差は顕著である。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第３３条第 1 項では「保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。」、また第 2 項では「保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下回ることができない。」と規定されている。

特に正規職員と臨時職員に関する定めはないため、保育の質を下げないことを前提に正規職員と臨時職員の構成を見直して、人件費の低減を図る方策を検討する必要がある。

１０．公立保育所等の民営化

（1）概要

大分市の公立保育所の民営化

大分市では「待機児童の解消」と「特別保育事業の拡充」の観点から平成 24 年度に新桜町保育所を民営化する取り組みを行い、平成 26 年度に民営化している。

公立保育所を民営化することによって多様な保育サービスの提供や、保育所運営の効率化、さらに施設の老朽化への対応が期待できる。

（2）実施した監査手続

平成 24 年度に他市が実施した公立保育所民営化についての調査において、大分市は民営化の基本方針として「平成 26 年 4 月に民営化した保育所の効果を検証したうえで改めて公立のあり方を検討する」、と回答している。

現状どのような検討が行われているか担当者にヒアリングを行った。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・民営化によって当初想定していた効果を発現しているか等の検証がなされているか。

（3）監査の結果及び意見

民営化した保育所に係る検証について【指摘】

平成 26 年 4 月に民営化した新桜町保育所について具体的な検証は行われていない。国の方針として「待機児童解消加速プラン」において、平成 27 年度からの 3 カ年（取組加速期間）で、更なる保育の受け入れ枠確保を進め、平成 29 年度末までに待機児童の解消を目指す、とされている。このため現状では公立か私立かということよりも、とにかく児童の保育を行う認可施設を拡大することに主眼を置いている。そのため民営化の検証はできていない状況にある。

しかしながら下記の表で示されるように平成 26 年度から新桜町保育所を民営化したことによって年度あたり 8 千万円以上の正規職員の人件費は減少している。

大分市公立保育所別の正規職員人件費の推移

(単位：千円)

保育所	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
生石	83,433	75,176	79,414	78,883	77,330
浜町	94,835	90,893	84,454	93,052	91,086
新春日町	85,818	88,460	75,504	75,067	80,984
金池	87,224	83,276	87,089	86,286	83,213
桜ヶ丘	85,712	81,946	106,059	93,989	90,390
新桜町	87,439	88,141	83,207	—	—
下郡	102,490	100,219	94,317	92,410	87,680
裏川	86,112	86,855	85,766	92,034	102,296
住吉	52,492	59,812	60,998	67,119	61,663
敷戸南	81,602	81,212	83,722	88,495	90,257
あかつき	51,622	62,358	67,756	68,112	64,447
小野鶴こばと	70,558	65,523	65,159	65,612	69,166
河原内	38,281	36,435	38,157	33,804	34,846
佐賀関	46,724	46,664	45,336	52,045	51,161
野津原	56,895	57,931	54,363	65,273	66,957
計	1,111,244	1,104,908	1,111,310	1,052,184	1,051,482

人件費は減少しているが、他方で民営化した社会福祉法人が使用する土地の賃借料を無料にするなど、得られるはずの利益を逸失しているという面もある。

人件費の削減や機会損失の発生などの他に、多様な保育サービスが提供されているかどうか、保育所が効率的に運営されるようになっているか、施設の老朽化への対応ができているか、待機児童の解消に結びついているかなど民営化による様々な影響があると考えられるが、現在は何も検討されていないということである。

民営化の影響について大分市が中心となり保護者、移管した法人と協力して、様々な観点から検証することが必要である。

１１．保育所往査

（1）概要

公立保育所の現況

（人）

保育所名	定員	入所者数	職員数
生石	90	107	12
浜町	103	110	14
新春日町	90	108	12
金池	90	109	12
桜ヶ丘	90	113	14
下郡	110	116	14
住吉	80	73	8
敷戸南	110	107	12
あかつき	60	64	9
裏川	103	107	14
小野鶴こばと	50	54	9
佐賀関	45	40	7
野津原	45	55	9
計	1,066	1,163	146

（河原内保育所は公立保育所であるが、へき地保育所で認可外のため含めていない）

（2）実施した監査手続

大分市の公立保育所 14 施設から、生石保育所、浜町保育所、金池保育所及び桜ヶ丘保育所の４施設へ往査を行い下記の手続きを行った。

・備品台帳を入手し、サンプルを抽出して現物照合を行った。
・職員会議録をレビューし出席者を把握しているか、記載内容が適切か等を確かめた。
・職員勤務シフト表、朝礼日報等を閲覧し職員の出勤状況等が適切に把握されているか確認した。
・職員研修の参加状況が把握されているか、また、保育所等でのフィードバックがなされているかについて、資料の閲覧及び所長・主任に対して質問を行った。
・県保育連合会研修会参加者名簿を入手し、参加した研修会の復命書が回覧されていることを確かめた。

・保育料、延長保育料については同じ集金袋で集め、集金された金額がその日のうちに銀行に入金していることを「収納金納付簿」に銀行の出納済印で確かめた。
・各園で徴収する物品代（保険、お便り帳、カラー帽子、交通費等）について個人ごとの集金袋を確認し領収印が押印されていることを確認した。
・徴収された物品代が集金された目的として使用されていることを業者の領収証と比較して確かめた。
・大分市へ請求する公立保育所資金は、運営費（一般生活費）、延長保育事業費、一時保育事業費の合計であり、そのうち運営費について 3 歳未満児と 3 歳以上児ごとの月初日入所人員に、それぞれの一般生活費を乗じて計算されていることを確かめた。
・延長保育事業費については月ごとに事前に延長保育を申し込でいる児童の人数に延長保育料を乗じて計算されていることを確かめた。
さらに一時保育事業については一時保育料に該当人数を乗じて計算されていることを確かめた。
・購入取引について支払請求書の写し、納品書の写しが保存されており、決裁権者は保育所長となっていることを確かめた。
・危機管理マニュアル、初動対応マニュアル等各種マニュアルに基づいて、適切な指導・監督を行っているかを質問して確かめた。
・福祉保健部指導監査課の指摘事項への対応状況を確認した。

なお、上記の手続きに関する監査要点は以下のとおり。

・公立保育所の固定資産の管理状況は適切か。
・公立保育所の職員研修は適切に実施されているか。
・公立保育所の資金管理状況は適切か。
・公立保育所の施設及び児童の安全管理は適切に実施されているか。
・指導監査課の指摘事項への対応は十分に行われているか。
・その他公立保育所の運営が適正に行われているか。

（3）監査の結果及び意見

研修管理【意見】

保育者の資質向上のため、大分市保育部会や大分県保育連合会等が主催する研修に出席している。これらは年間計画が策定され、日程が決まっており、各保育所において参加予定者名簿が作成されている場合もある。そして基本的には研修が実施された後は参加者の持ちかえった資料等を保育所内で回覧し、情報の共有化を図っている。

各保育所内において誰がどの研修に参加するのか、計画が明確になっているものもあったが、それらの該当者が実際に予定どおり参加したのか、何らかの事情により欠席したのか、また欠席した場合においては資料等を入手するなどして当該内容がフォローされたのかが明確でなかった。

資料を回覧していることで、担当者が出席したことが明確になっているのではないかという返答があった。そこで研修計画の中から、今年度すでに終了している研修の一部を特定し、資料が回覧されているか確認したところ、研修資料が回覧されていない研修があり、担当者が出席していなかったのか、あるいは出席したが資料の回覧を失念していたのかがわからなかった。

研修の出欠管理を十分に行い、出席予定者がやむを得ず欠席した場合には、何らかの形でフォローするとともに、確実に情報共有を行う必要がある。

出勤簿の管理【指摘】

臨時職員に関わる出勤簿において、出勤印が押されていないものが散見された。
出勤簿は本人が出勤したことを疎明するものであり、これに基づいて給与等が支払われることになるため、出勤した場合には確実に本人が押印する必要がある。

保育料等の収受における証跡【意見】

保育料等、保護者との間で金銭の受け渡しを行う場合に、集金袋が使われている。
氏名の記載されている個人ごとの集金袋にてお金を受け取ると、その袋の該当月の欄に日付のついた印をついて記録するとともに、内部管理のための資料に記録、押印して入金の証跡としている。

一部の入金袋と内部管理資料を突合したところ、以下の事象があった。

① 集金袋の記録によると 7 月分が 8 月 1 日に入金されたことになっているが、内部管理資料の調定複数相手方内訳書に入金の押印が無かった。

② 内部管理資料の収納金納付簿によれば 8 月 29 日に収納された証跡（スタンプ）があったが、集金袋には 8 月 31 日に入金された印が押されていた。

ごく一部の抽出件数において上記事象が見られたことから、金銭の授受の記録について

は誤りなく厳格に行っておく必要がある。

事務取扱マニュアル【意見】

事務取扱に関する通達や説明書等については、所長会で配布されたものを各保育所においてファイル等に綴られているが、そのうちどの部分までが最新のもので、すべてがそろっているものなのか判明せず、各所で前任のやり方を踏襲していた。

その結果、事務取扱については、例えば物品を処分する場合に本庁に対して物品処分報告書が提出されることとなっているが、日付や相手先、提出者の印等が無いものが散見されたり、処分する際に備品に貼付されていたシールを張っているものと無いものが混在しており、正当に提出されたものか不明であった。

事務取扱については、最低限守るべき事項をまとめてマニュアルとし、各保育所に配布し、やり方を統一する必要がある。